

# 情報公開・個人情報保護制度運用状況

令和3年度版

さいたま市 総務局 総務部

行政透明推進課



# 目 次

C O N T E N T S

## ◆ 情報公開制度 ◆

---

I	情報公開制度のあらまし	1
II	情報公開制度の運用状況	4
	1 行政情報開示の実施状況概要	4
	2 行政情報開示決定に係る審査請求の状況	53
III	情報公開コーナー	55
	1 情報公開コーナーの概要	55
	2 情報提供の実施状況	56

## ◆ 個人情報保護制度 ◆

---

I	個人情報保護制度のあらまし	59
II	個人情報保護制度の運用状況	63
	1 個人情報開示等の実施状況概要	63
	2 個人情報開示等決定に係る審査請求の状況	77

## ◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆

---

I	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	79
II	情報公開・個人情報保護審査会 答申	84
	答申第 200 号～第 217 号	

## ◆ 情報公開・個人情報保護審議会 ◆

---

I	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	223
II	情報公開・個人情報保護審議会 答申	226

## ◆ 会議公開制度 ◆

---

I	会議公開制度の概要	241
II	会議公開制度の運用状況	241
	1 会議公開制度運用状況	241
	2 附属機関、協議会等の会議別開催状況	242



◆ 情報公開制度 ◆



## I 情報公開制度のあらまし

### 1 情報公開制度の意義と必要性

近年、社会構造の複雑化と日常生活の多様化に伴い、地方公共団体の行政活動の領域も専門化、多様化し、さらに情報化の進展に伴い、市が保有する情報も膨大な量となっています。

他方、地方自治の本旨に基づいた公正で透明な開かれた市政の発展に寄与するためには、市民が市政を理解し、また市政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには、市が何を行っているのか、どういう状況にあるのかといった市の行政情報について、市民の知る権利が保障される必要があります。そのため、行政の説明する責務と、市民の行政情報の開示を求める権利を明らかにする情報公開制度の確立が求められてきました。

### 2 情報公開の総合的な推進

本市では、様々な公表施策などを展開してきており、特に、その時々々の市民ニーズに合わせた情報を広く、分かりやすく発信していくことは、大きな意義を有するものです。

しかし、これは市が任意に行うものであるため、個々の市民にとって必ずしも要望するすべての情報が得られるものとはなりません。そこで、さいたま市情報公開条例により市民の行政情報の開示を求める権利を実定法上の権利として創設し、請求に基づく義務的な開示制度を規定しました。また、それとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に自主的な情報提供に努めることにより、市民目線に立った情報公開を総合的に推進していくこととしています。さらに、附属機関や外部の意見を取り入れるために設置される協議会等の会議についても、公開するものと規定しています。

### 3 情報公開制度の概要

#### (1) 制度の目的について

本市の情報公開制度は、「さいたま市情報公開条例」に基づき運用しています。本条例は、平成13年5月1日（市制施行）に施行しており、市民の知る権利を保障するために、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的としています。

#### (2) 実施機関

行政情報の開示を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業

委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

(3) 対象となる行政情報

対象となる行政情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。

ただし、次のものは除きます。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 図書館その他の資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において閲覧に供し、又は貸し出されるもの
- ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 行政情報の開示を請求できる者

何人も、実施機関に対し、行政情報の開示を請求することができます。

(5) 開示請求の受付

開示請求は、受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（行政情報開示請求書）を提出することにより行います。

(6) 行政情報の開示義務

実施機関は、請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に開示しなければなりません。

〔不開示情報〕

- ア 法令秘情報
- イ 個人に関する情報
- ウ 法人等に関する情報
- エ 審議、検討等に関する情報
- オ 事務事業執行情報
- カ 国等協力関係情報
- キ 公共安全情報

〔不開示情報の例外的取扱い〕

ア 公益上の理由による裁量的開示

行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

イ 行政情報の存否に関する情報

開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該行政情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒

否すること（存否応答拒否）ができます。

ウ 部分開示

行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

(7) 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

ア 決定

(7) 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）

(イ) 不開示決定

イ 決定の期限

開示請求があった日から15日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるとき又は開示請求に係る行政情報が著しく大量であるときには、例外として延長することができます。

ウ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る行政情報に市、国等及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

エ 行政情報の開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、行政情報の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

(8) 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

(9) 費用負担

行政情報の開示に係る手数料は、無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(10) 出資法人等の情報公開

市が出資している出資法人等で規則で定めるものは、保有する情報の公開について、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとします。

また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

## Ⅱ 情報公開制度の運用状況

### 1 行政情報開示の実施状況概要

令和3年度の処理件数は、表1-1のとおり707件であり、処理区分の内訳は、開示が346件、一部開示が277件、不開示が84件となっています。なお、内容は、工事や業務委託等に係る設計書が229件（処理件数に対する割合は約32.4%）と特に多くなっています。

また、実施機関別の処理件数は表1-2のとおりです。

開示請求の実施状況の詳細は表1-3のとおりです。

表1-1 行政情報開示請求件数・処理件数

請求件数	処理件数	処 理 区 分			
		開示	一部開示	不開示	(不開示区分)
747	707	346	277	84	文書不存在 70
					その他 14

表1-2 実施機関別処理件数

実 施 機 関		処理件数	実 施 機 関		処理件数
市 長	市長公室	9	市 長	桜区役所	3
	都市戦略本部	6		浦和区役所	3
	総務局	24		南区役所	2
	財政局	19		緑区役所	3
	市民局	4		岩槻区	3
	スポーツ文化局	14		消防局	4
	保健福祉局	81		出納室	1
	子ども未来局	8		水道事業管理者	126
	環境局	17	教育委員会	44	
	経済局	10	議会	4	
	都市局	77	選挙管理委員会	1	
	建設局	224	人事委員会	0	
	西区役所	4	監査委員	1	
	北区役所	3	農業委員会	1	
	大宮区役所	2	固定資産評価審査委員会	0	
	見沼区役所	7	未決定	0	
	中央区役所	2	合 計	707	

表 1 - 3 行政情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
1	浦1	4/1	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	・特定日時にJR高崎線北上尾駅構内において某校長及び某教頭により行われた行為についての行政情報 ・平成30年5月1日から同年度末までの校長および教頭の人事異動がわかるもの(4月1日発令を除く)	・行政措置について 平成30年5月22日決裁(教学教人616) ・学校への聞き取り調査書類 平成30年5月11日 他	4/1	一部開示	・「行政措置」のうち、事故者が勤務する学校名・校長名・教頭名 ・「学校への聞き取り調査書類」のうち、事故者が勤務する学校名・校長名・教頭名・教諭名・学校行事名・事故者の家族構成 他	第7条第2号第3号
2	浦2	4/1	建設局	技術管理課	公共建築工事単価表 標準単価 令和2年4月版 市場単価 令和2年4月版 標準単価 令和2年4月版(金額抜き) 市場単価 令和3年4月版(金額抜き) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)令和2年4月版 標準単価(電気設備工事)令和2年4月版 標準単価(機械設備工事)令和2年4月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和2年4月版 他	4/12	開示		
3	浦3	4/1	建設局	技術管理課	名称:さいたま市公共建築工事単価表 内容: 1.標準単価表について令和2年4月版(金入り) 2.標準単価表の機材の構成表令和2年4月版(金入り)	・さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)令和2年4月版(金入り) ・さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事) 令和2年4月版 歩掛ファイル(金入り) 他	4/14	開示		
4	浦4	4/1	建設局	技術管理課	建築工事、電気設備工事及び機械設備工事における一次単価表(材料単価の根拠資料) 令和2年4月	さいたま市公共建築工事単価表令和2年4月版 標準単価材料一次単価データ B【新標】一次単価 R0204、B【改標】一次単価 R0204 E【新標】一次単価 R0204、E【改標】一次単価 R0204 他	4/14	開示		
5	岩1	4/2	建設局土木部	土木総務課	令和3年3月4日に、さいたま市建設局長宛に国土交通省から電話を受けた時の記録又は、どのような内容であったか分かる関係資料		4/13	不開示		不存在
6	西1	4/5	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人決算届 直近2カ年度分 (1)事業報告書(2)財産目録(3)貸借対照表(4)損益計算書	医療法人決算届のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料(2件)	4/12	開示		
7	見1	4/2	市長公室	広聴課	令和2年度から請求日までの間、私の提案に七里の桜に関する提案をした人たち全て。 提案内容・所管が回答した内容・市長が確認したことがわかる書面。	1.市民からの意見・要望報告書(受付日:令和2年3月30日、受付ID一校番:60010153-01、回答所管課:都市局まちづくり推進部区画整理支援課) 2.提案依頼シート(No.60010153、受付日:令和2年3月30日) 他	4/16	一部開示	・市民からの意見・要望報告書のうち、「氏名」、「住所」 ・提案依頼シートのうち、「住所」、「氏名」、「電話」、「メールアドレス」 他	第7条第2号
8	見2	4/6	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	わたしの提案に対しての区画整理支援課からメールにて回答が来ました。回答の為の確認がどのように行われたのか。調査・聞き取りや検討など関係するすべての記録の開示。	都港区3230号 わたしの提案の回答登録依頼(受付ID:60018153)について	4/20	一部開示	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	第7条第2号
9	浦5	4/6	教育委員会事務局生涯学習部	博物館	第32回企画展「さいたま八景のテラ」に係る行政情報。入札～支出まで。校正等も含む。	・支出負担行為伺書(工事委託等・執行伺) ・支出負担行為伺書(工事委託等・契約伺) ・請書 ・契約履行確認検査評定伺(業務委託契約・完了検査用) 他	4/15	一部開示	委任状その他業者提出書類における業者代表者印、業者担当者名及び認印、業者担当者のメールアドレス、イントラネットのアドレス	第7条第2号第3号第7号
10	浦6	4/6	中央区役所区民生活部	コミュニティ課	市報さいたま2月号中央区版の校正等に関する行政情報	・中区コ第855号 市報さいたま中央区版令和3年2月号入稿について ・中区コ第921号 市報さいたま中央区版初稿の校正について(令和3年2月号) ・中区コ第956号 市報さいたま中央区版2月号再校正について 他	4/13	一部開示	イントラネットアドレス	第7条第7号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
11	浦7	4/6	都市局 都市計 画部	交通政 策課	北区吉野町地区乗合タクシー〔宮原 なかよし号〕のラッピングに関する 行政情報	・地元協議(北区吉野町地区)議事 録(R2.8.26) ・地元協議(北区吉野町地区)議事 録(R2.10.19) ・地元協議(北区吉野町地区)議事 録(R2.12.3)供覧文書 ・支出負担行為(一般)	4/13	一部 開示	・地域組織の会長以外の個人 名、委託業者の個人名、運行事 業者の個人名 ・事業者の実印、支出負担行為 (一般)に添付されている原価見 積総括表の件費、車両減価 償却費、損害賠償保険料、その 他経費、一般管理費、他	第7条 第2号 第3号
12	浦8	4/6	教育委 員会事 務局管 理部	教育政 策室	「武蔵浦和駅周辺地区小・中学校 過大規模・大規模校の解消につい て」に関する市内小学校・市内市民 プール及びスポーツ施設(公園)に ついての行政情報及び同所につい ての打合せ等の記録等	・令和2年度 教管教政1023 都市経 営戦略会議への付議について(令 和2年12月3日決裁) ・令和2年度 教管教政1042 令和2 年度第6回(第306回)都市経営戦 略会議の開催について(12/9)(令 和2年12月14日供覧完了) 他	4/21	一部 開示	教育環境整備検討会議で 審議、検討又は協議に関 する情報に関する部分	第7条 第4号
13	浦9	4/6	スポー ツ文化 局ス ポーツ 部	スポー ツ振興 課	「武蔵浦和駅周辺地区小・中学校 過大規模・大規模校の解消につい て」に関する市内小学校・市内市民 プール及びスポーツ施設(公園)に ついての行政情報及び同所につい ての打合せ等の記録等	市内公園における体育館の検討、スポー ツ施設におけるPFI活用事例(参考)、会 議発議書、令和2年度第6回(第306回)都 市経営戦略会議の開催について、武蔵浦 和駅周辺地区小・中学校過大規模校・大 規模校の解消について(令和2年12月9日 都市経営戦略会議資料) 他	4/28	開示		
14	浦10	4/6	都市局 都市計 画部	都市公 園課	「武蔵浦和駅周辺地区小・中学校 過大規模・大規模校の解消につい て」に関する市内小学校・市内市民 プール及びスポーツ施設(公園)に ついての行政情報及び同所につい ての打合せ等の記録等	・都市経営戦略会議に向けた資料 (令和2年12月2日) ・都市経営戦略会議への付議につ いて(令和2年12月3日(教育委員会 文書の写し)) ・会議発議書(令和2年12月3日(教 育委員会作成)) 他	4/20	一部 開示	氏名、電話番号、メールア ドレス、検討段階で不確定 要素の多い情報	第7条 第2号 第4号
15	大3	4/8	スポー ツ文化 局文化 部	文化振 興課	「市民会館おおみや新施設アート ワーク制作業務」に係る公募型プロ ポーザルにおける、全審査対象者 の点数が書かれた採点結果一覧と 落札(採択)企業の企画提案書	・市民会館おおみや新施設アート ワーク制作業務 評価点集計表 ・最優秀提案者の「企画提案書」	4/13	一部 開示	・担当者氏名、電子メール アドレス ・「企画提案書」における採 択しなかった提案	第7条 第2号 第3号
16	大4	4/8	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届 令和3年3月分 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	3月/決算届(令和2年度)のうち事 業報告書・財産目録・貸借対照表・ 損益計算書の閲覧用資料	4/14	開示		
17	浦11	4/9	建設局	技術管 理課	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事) 令和2年4月版 標準単価(電気設備工事)令和2年4月版 標準単価(機械設備工事)令和2年4月版 市場単価(建築・電気設備・機械設備)令 和2年4月版	さいたま市公共建築工事単価表 標準単価(建築工事)令和2年4月 版(金入り) 標準単価(電気設備工事)令和2年 4月版(金入り) 標準単価(機械設備工事)令和2年 4月版(金入り) 他	4/12	開示		
18	見3	4/13	総務局 総務部	行政透 明推進 課	私の提案を使い情報公開条例違反 の疑いに関する調査を提案しまし た。回答をさいたま市総務局総務 部行政透明推進課よりメールにて 頂きました。回答を出すにあたり聞 き取り・調査等行った記録のすべ て。		4/21	不開 示		不存 在
19	緑1	4/14	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	特定医療法人社団の決算書(3期分) ・平成29年5月1日～平成30年4月30日 ・平成30年5月1日～平成31年4月30日 ・平成31年5月1日～令和2年4月30日 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損 益計算書、閲覧資料	特定医療法人社団の決算書(3期分) ・平成29年5月1日～平成30年4月30日 ・平成30年5月1日～平成31年4月30日 ・平成31年5月1日～令和2年4月30日 事業報告書 財産目録 貸借対照表 損益計算書 閲覧資料	4/22	開示		
20	岩2	4/15	総務局 人事部	人事課	北部建設事務所の歴代の「所長・ 土木管理長・係長」名と在籍年号が 分かる関係資料	・さいたま市職員録 平成15年度版 92 ページ ・さいたま市職員録 平成16年度版 94 ページ ・さいたま市職員録 平成17年度版 104 ページ ・さいたま市職員録 平成18年度版 100 ページ 他	4/26	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
21	中5	4/15	教育委員会事務局管理部	教育財務課	・学校後援会会長と後援会寄付(会費)についての、法令等に照らし合せ、受入れできる物件かどうかの事前確認資料(平成29年度から) ・学校後援会の「寄附受託書」・「物品寄附受入確認書」及び「物品寄附受入伺書」等(平成29年度から) 他	教管教財第2353号 寄附申込書(後援会:令和2年度入学式用生花 外7件/市内小学校)(令和3年3月23日決裁) 教管教財第2524号 寄附申込書(後援会:心の健康コース 外6件/市内中学校)(令和3年3月30日決裁)	4/27	一部開示	「寄附申込書」、「物品寄附受入確認書」、「物品寄附受入伺書」のうち、代表者の個人宅住所	第7条第2号
22	中6	4/15	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	自治会長が学校長に持参した会費の請書等(領収書控え等)及び、その時に会話した、資料内容及び事前確認資料等		4/22	不開示		不存在
23	浦13	4/15	選挙管理委員会事務局	選挙課	市議会議員の選挙活動に係る収支報告書本体及び添付資料 直近	平成31年4月7日執行さいたま市議会議員一般選挙の候補者の第1回選挙運動収支報告書及びその添付書類、第2回選挙運動収支報告書及びその添付書類	4/23	一部開示	領収書中の法人の口座情報、法人代表者印の印影、個人印の印影(ただし、収支報告書本体で既出の情報を除く)	第7条第2号第3号
24	中7	4/16	都市局都市計画部	自転車まちづくり推進課	平成30年度さいたま市自転車等駐車場指定管理者募集要項。(3)業務に関する書類 ・事業計画書 Cグループの募集申請の際に特定者が提出した事業計画書一切	特定者より提出された書類のうち、平成30年度8月24日付「Cグループ指定管理者指定申請書」のうち「事業計画書」	4/28	一部開示	事業計画書のうち個人が特定できる写真、法人のノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条第2号第3号
25	北2	4/16	都市局都市計画部	自転車まちづくり推進課	平成30年度さいたま市自転車等駐車場指定管理者募集要項。(3)業務に関する書類 ・事業計画書 Aグループの募集申請の際に特定者が提出した事業計画書一切	特定者より提出された書類のうち、平成30年度8月24日付「Aグループ指定管理者指定申請書」のうち「事業計画書」	4/28	一部開示	事業計画書のうち個人が特定できる写真、法人のノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条第2号第3号
26	大5	4/16	都市局都市計画部	自転車まちづくり推進課	平成30年度さいたま市自転車等駐車場指定管理者募集要項。(3)業務に関する書類 ・事業計画書 Bグループの募集申請の際に特定者が提出した事業計画書一切	特定者より提出された書類のうち、平成30年度8月24日付「Bグループ指定管理者指定申請書」のうち「事業計画書」	4/28	一部開示	事業計画書のうち個人が特定できる写真、法人のノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条第2号第3号
27	浦15	4/16	総務局総務部	法務・コンプライアンス課	「事務処理ミスない事件・事故の状況について」の情報伝達シート 令和3年4月分(博物館を除く)	・保健福祉局 年金医療課 情報伝達シート(0215701) 情報伝達シート(0215702) 情報伝達シート(0215703) ・市民局 市民生活安全課 情報伝達シート(0215101) 他	4/28	開示		
28	岩3	4/19	建設局北部建設事務所	土木管理課	特殊車両通行許可する際に適用している関係法・規定の何条等を以て通行許可事務手続きを行っているのか分かる関係資料。 ※特殊車両無許可車両への対応及び荷主・荷受、への指導を行った関係資料。	・特殊車両通行ハンドブック2020 ・建北土第238号 特殊車両通行に伴う指導・取締り結果報告(平成28年5月7日供覧) ・建北土第5539号 特殊車両通行に伴う指導・取締り結果報告(令和2年1月27日供覧) 他	4/30	一部開示	・検査車両一覧のうち、「車両NO」及び「会社名」 ・特殊車両指導取締り調書のうち、「運転者」 ・特殊車両指導取締り調書のうち、「車両所有者」及び「車両番号」 他	第7条第2号第3号
29	浦16	4/19	水道局業務部	水道総務課	・ポスターコンクール作品募集案内配送業務 ・社会科副読本配送業務 過去3年間分の請負金額及び請負業者	・契約決定通知書(件名:「ポスターコンクール作品募集案内配送業務」) (令和2年4月22日決裁) ・支出負担行為決定通知書(件名:「社会科副読本配送業務」(令和元年6月27日決裁) 他	4/21	一部開示	・ポスターコンクール作品募集案内配送業務(平成30年度分、令和元年度分) ・社会科副読本配送業務(平成30年度分)	不存在
30	浦17	4/20	保健福祉局保健部	地域医療課	令和2年9月1日～令和3年3月31日までさいたま市に提出のあった医療法人決算届のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料	9月～3月/決算届(令和2年度)のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料	4/27	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
31	西2	4/19	総務局 総務部	行政透明推進課	平成30年1月1日以降に行われた情報公開請求のうち、本市及び請求者間の契約書、協議録等、請求人に関連する文書の開示を求める全ての決定の内容及びその理由が記載された一切の文書(情報公開請求書、処分決定通知書、公開された文書を含む) 他		4/23	不開示		不存在
32	中10	4/23	議会局 議事調査部	調査法制課	さいたま市議会一令和2年度一議議調751号一調査事項について(依頼)で各指定都市市(議)会事務局長に依頼したうち、調査事項(3)昇任試験についてのすべての指定都市からの回答のすべて。なおさいたま市を含む		5/6	不開示		不存在
33	見4	4/27	経済局 商工観光部	経済政策課	「農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業における説明会」の議事録	【農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業における説明会(小深作地区)】	5/11	開示		
34	浦24	4/27	水道局 業務部	管財課	水道局が特定事業者に発注した工事量(件数、金額) ・指名数 ・本年度含めて6年間	入札及び契約過程(平成28、29、30、31年度及び令和2年度)	5/7	一部開示	・特定事業者に対する指名数 ・令和3年度の発注工事量	不存在
35	浦25	4/28	教育委員会事務局 学校教育部	指導1課	市内中学校の騒音に関する苦情(前・前々回の開示を除く) ・指名数	・市内中学校に関する苦情等メール(16件) ・市内中学校に関する苦情等について(2件) ・市内中学校 苦情記録(29件)	5/14	一部開示	個人の住所、氏名、生年月日及び性別	第7条第2号
36	大6	5/7	水道局 給水部	北部水道建設課	・令和3年度設計業務の手引き【第7章 積算業務】 ・令和3年度4月[システム歩掛コード一覧表]	設計業務の手引 第7章 積算業務(令和3年度)	5/13	開示		
37	見6	5/7	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	東武鉄道関係機関協議(1)平成12年7月27日中に記載がある、大和田駅周辺の区画整理事業でも七里駅同様に橋上化という考え方で意思統一しようと東武鉄道と打合せをした記録		5/21	不開示		不存在
38	見7	5/7	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	東武鉄道関係機関協議(1)平成12年7月27日中に地区界変更について言及があるが、地区界がどう変わったのかわかる資料		5/21	不開示		不存在
39	見8	5/7	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	東武鉄道関係機関協議(2)平成12年9月14日中に記載がある、平成10年1月21日の東武鉄道と旧大宮市の会議記録等。 東武鉄道地区編入検討図。		5/21	不開示		不存在
40	見9	5/7	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	東武鉄道関係機関協議(2)平成12年9月14日中に記載がある、東武鉄道が負担金を払わない根拠としている日本民営鉄道協定		5/21	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
41	見10	5/7	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	東武鉄道関係機関協議(1)平成12年7月27日中に平成11年3月と10月のアンケート調査でも七里駅北口開設の切なる要望が寄せられていると書かれている。このアンケート。アンケートが無い時はこのアンケートを示す統計や記載されたものなど。		5/21	不開示		不存在
42	浦28	5/10	総務局総務部	法務・コンプライアンス課	法務・コンプライアンス課が保有するさいたま八景のチラシの件	・総総法2201号情報伝達シート(0215601) ・総総法48号令和3年3月分及び2月追加分の事務処理ミス及び事件・事故の状況についての記者発表資料等について 他	5/24	開示		
43	浦29	5/10	教育委員会事務局生涯学習部	博物館	さいたま八景のチラシの送料及び業者との打合せ記録	内訳書(発送費等) 入稿時業者渡し発送先一覧データ 令和3年2月4日(木)～令和3年2月12日(金)までの、博物館担当者として業務委託業者担当者との連絡メール	5/24	一部開示	業者代表者印、業者担当者名、業者担当者のメールアドレス、インターネットのアドレス	第7条第2号第3号第7号
44	浦30	5/10	財政局契約管理部	調達課	調達課が保有する「さいたま八景」チラシ等に関する行政情報	令和3年4月23日付教育委員会生涯学習部博物館との相談メモ 博物館との電子メールによる連絡事項(令和3年4月23日、26日、28日分)	5/24	開示		
45	岩5	5/11	建設局北部建設事務所	土木管理課	北部建設事務所が特殊車両通行許可で許可した事案(車両)で「海上コンテナ」の関係資料。 事務所が許可した「海上コンテナ」2台分。	建北土597号 特殊車両通行許可協議について(第206～207号)(令和3年4月28日決裁) 建北土661号 特殊車両通行許可協議について(第261、262号)(令和3年4月30日決裁)	5/20	一部開示	特殊車両通行許可申請書のうち、「担当者名」、「申請代理人の氏名及び電話番号」	第7条第2号第3号
46	岩6	5/11	建設局南部建設事務所	土木管理課	南部建設事務所が特殊車両通行許可で許可した事案(車両)で「海上コンテナ」の関係資料。 事務所が許可した「海上コンテナ」2台分。		5/14	不開示		不存在
47	岩7	5/14	建設局北部建設事務所	土木管理課	特殊車両に関する資料で、北部建設事務所土木管理課が住民に提出した全ての関係資料。 2006年から2021年間の関係資料。	平成28年度～令和3年度 特殊車両通行許可申請に関する照会 平成30年度 市民からの問い合わせについて 他	5/20	一部開示	特殊車両通行許可申請書のうち、「担当者名」、「申請代理人の氏名及び電話番号」	第7条第2号
48	大9	5/14	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和3年4月分 事業報告書・財産目録・賃借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	4月/決算届(令和3年度) 事業報告書・財産目録・賃借対照表・損益計算書 の閲覧用資料	5/19	開示		
49	西3	5/14	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人社団の決算書(2期分) ・平成30年4月1日～平成31年3月31日 ・平成31年4月1日～令和2年3月31日 事業報告書、財産目録、賃借対照表、損益計算書、閲覧資料	特定医療法人社団の決算書(2期分) ・平成30年4月1日～平成31年3月31日 ・平成31年4月1日～令和2年3月31日 事業報告書、財産目録、賃借対照表、損益計算書、閲覧資料	5/19	開示		
50	中22	5/17	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て(学年:中1、中2、中3) 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全て		11/9	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
51	大10	5/17	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て(学年:中1、中2、中3) 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全て		11/9	開示		
52	大11	5/17	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て(学年:中1、中2、中3) 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全て		11/9	開示		
53	大12	5/17	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て(学年:中1、中2、中3) 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全て		11/9	開示		
54	北3	5/18	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て(学年:中1、中2、中3) 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全て		11/9	開示		
55	北4	5/18	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストの全て(学年:中1、中2、中3) 教科:国・数・社・理・英・技家・体・音・美の全て		11/9	開示		
56	浦32	5/18	環境局環境共生部	環境対策課	荒川第二・第三調節池事業 環境影響評価書の一式 (国土交通省がさいたま市に2021年3月31日に提出)	荒川第二・三調節池事業環境影響評価書 荒川第二・三調節池事業環境影響評価書 資料編 荒川第二・三調節池事業環境影響評価書 要約書	5/20	開示		
57	中23	5/18	建設局南部建設事務所	建築指導課	南部建設事務所建築指導課にて入手した道路位置指定図のうち黒塗り部分について 道路位置指定の情報 指定年月日、指定番号、所在地特定	道路位置指定図について	5/31	一部開示	道路位置指定図の申請者・土地権利者氏名、住所、印影	第7条第2号
58	見11	5/19	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	平成29年4月20日から現在までのさいたま市と東武鉄道の交渉(協議・会議等)の記録	七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備について議事録 他	7/2	一部開示	法人担当者名及び職位、法人の補償に関する情報、法人の内部に関する情報、市の内部における検討又は協議に関する情報、行政処分に係る協議、調整に関する情報、法人との交渉記録に関する情報	第7条第2号第3号第5号
59	見12	5/19	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	平成29年1月31日都市経営戦略会議の資料。七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業について(案)の中、(取組)5. 駅舎改良事業に向けた取組。この中の平成28年度、自由通路整備に向けた庁内関連部局、東武鉄道や国との調整と記載がある。調整を行った記録に関する議事録等すべての資料。	都ま区001195協議記録(H28.7.26)/自由通路の取り扱いについて 都ま区001354協議記録(H28.8.9)/自由通路の都市計画決定について 他	7/2	一部開示	他の地方公共団体との協力関係に基づき取得した情報、国との協力関係に基づき取得した情報、市の内部における検討又は協議に関する情報、計画の策定に関する情報、氏名に関する情報	第7条第2号第4号第6号
60	見13	5/19	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	平成29年1月31日都市経営戦略会議の資料。七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業について(案)の中、(取組)5. 駅舎改良事業に向けた取組。この中の平成27年度、自由通路及び駅施設の法的整理等橋上化に対する追加検討に関する資料全て 他	七里駅に関する駅舎整備方針検討等業務 報告書	7/2	一部開示	氏名に関する情報、法人の補償に関する情報、法人の内部に関する情報、他の地方公共団体との協力関係に基づき取得した情報、国との協力関係に基づき作成又は取得した情報 他	第7条第2号第3号第4号第5号第6号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
61	見14	5/19	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成29年1月31日都市経営戦略会議の資料。七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業について(案)の中。《(取組)》5. 駅舎改良事業に向けた取組。この中の平成26年度。大和田駅・七里駅橋上化に関する基本調査(業務委託)の実施が行われている。この調査報告書。	大和田駅・七里駅橋上駅舎化に関する基本調査業務 報告書	7/2	一部開示	自動車番号登録標に関する情報、法人の担当者名及び職位並びに印影に関する情報、法人の内部に関する情報、駅舎整備のスケジュール及び駅前広場の案に係る情報並びに駅周辺の道路整備の検討の一部に係る情報。等	第7条第2号第3号第4号第5号
62	見15	5/19	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成29年1月31日都市経営戦略会議の資料。七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業について(案)の中。《(取組)》5. 駅舎改良事業に向けた取組。この中の平成27年度。大和田駅・七里駅の将来系に関する基本調査(業務委託)の実施と記載がある。この調査報告書。	大和田駅・七里駅の将来形に関する基本調査 報告書	7/2	一部開示	氏名に関する情報、自動車登録番号標に関する情報、各駅の橋上駅舎平面図に関する情報、鉄道事業法関係に関する情報、自由通路案及び駅舎案の一部に関する情報。等	第7条第2号第3号第5号
63	見16	5/19	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業について(案)検討した内容が記載された都市経営戦略会議事録等。 誰が何を検討して決定したのかわかるもの。		6/2	不開示		不存在
64	中26	5/21	水道局 給水部	北部水道建設課	令和3年度 樹木伐採・抜根・木くず処分見積結果表(金入り) 樹木伐採・抜根単価表(金入り) 木くず処分単価表(金入り)	令和3年度 樹木伐採・抜根・木くず処分見積結果表 樹木伐採・抜根 単価表 木くず処分 単価表	5/31	一部開示	令和3年度 樹木伐採・抜根・木くず処分 見積結果表に含まれる法人名。	第7条第3号
65	中28	5/25	水道局 給水部	北部水道建設課	老第3210号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3210号布設替工事 見積結果表 老第3210号布設替工事 見積書	6/4	一部開示	見積業者名 担当者印影、個人氏名	第7条第2号第3号
66	中30	5/25	水道局 給水部	北部水道建設課	老第5018号配水支管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	拡第5018号配水支管布設工事 見積及び見積結果表	5/28	一部開示	見積業者名、担当者名、所在地・連絡先、印影 見積徴収番号	第7条第2号第3号
67	中33	5/25	水道局 給水部	北部水道建設課	拡第5044号配水支管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	拡第5044号配水支管布設工事 見積書、見積結果表	6/1	一部開示	・見積業者名 ・担当者印影 個人氏名	第7条第2号第3号
68	中34	5/25	水道局 給水部	北部水道建設課	老第3164号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3164号布設替工事 見積書、見積結果表	5/28	一部開示	見積業者名、担当者名、所在地・連絡先、印影、見積徴収番号	第7条第2号第3号
69	中29	5/25	水道局 給水部	南部水道建設課	拡第5042号配水支管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	拡第5042号配水支管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	6/4	一部開示	印影、企業名、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、企業社章	第7条第2号第3号
70	中31	5/25	水道局 給水部	南部水道建設課	老第3187号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3187号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	5/31	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号	第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
71	中32	5/25	水道局給水部	南部水道建設課	老第3183号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3183号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	6/4	一部開示	印影、企業名、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、企業社章	第7条第2号第3号
72	中35	5/25	水道局給水部	南部水道建設課	老第3287号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3287号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	6/7	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名	第7条第2号第3号
73	見17	5/25	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	平成14年7月28日。さいたま市七里駅北側特定土地区画整理組合設立認可申請者代表名にて組合設立までの経緯と言うペーパーの中に記載のある未登記借地権の土地の場所及び申告者がわかる記録等。	さいたま都市計画事業七里駅北側特定土地区画整理事業 組合設立認可申請書(1/2)のうち7. 区域公告の写し及び借地権申告(2)未登記の借地権の申告について	6/8	一部開示	借地権者の住所及び氏名、土地所有権者の氏名、権利の目的たる土地の地番及び地積	第7条第2号
74	西4	5/28	保健福祉局長寿応援部	介護保険課	特定養護老人ホームからさいたま市へ提出されている内容で ・過去5年間に於ける当該施設からさいたま市へ提出された事故報告書すべて ・過去5年間に毎年報告されている入所者の人数、男女別人数、要介護度別人数の内訳		6/7	不開示		第7条第3号第10条
75	中43	6/1	水道局給水部	北部水道建設課	老第3327号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3327号見積書、見積結果表	6/10	一部開示	見積業者名	第7条第3号
76	浦38	6/1	建設局土木部	道路環境課	本太5-2付近の歩道等整備工事に関する国への補助金完了報告書等(拡幅工事が未完の件)	平成29年6月7日付建土道環第558号完了実績報告書について【H27当初安心・安全なまちづくり(防災・安全)】	6/14	開示		
77	岩8	6/2	建設局北部建設事務所	土木管理課	特殊車両に関する資料で、北部建設事務所土木管理課が住民に提出した全ての関係資料。 2006年から2021年間の関係資料 例: 条件書、お願い文等・貴市が弁護士に相談時の議事録・住民の質問に対する回答文 他	平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度 ・わたしの提案について ・法律相談結果 ・特殊車両通行許可に関する条件書 ・特殊車両通行許可に関するお願い文 他	6/15	一部開示	個人の「氏名」	第7条第2号
78	見5	4/30	経済局商工観光部	経済政策課	「農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業における説明会」の①～⑤の日程、場所の議事録	「農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業における説明会」①～⑤日程、場所の議事録	5/14	開示		
79	南1	6/2	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算表、監事の監査報告書 平成29年度、平成30年度、令和元年度	特定医療法人の事業報告書等閲覧資料 (事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・監事監査報告書) ・平成29年度・平成30年度 ・令和元年度(平成31. 4. 1～令和2. 3. 31)	6/7	開示		
80	岩9	6/3	市長公室	広聴課	「わたしの提案」制度の業務フロー及びフォローチャートと同様の業務の流れが分かるシステムの立案・企画等々の関係資料の開示を求める。 特に決裁者・決裁部署等々が分かる開示資料。		6/16	不開示		第2条第2号不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情報 区分
81	岩10	6/3	市長公室	広聴課	「わたしの提案」制度で提出した事業の項目別集計した資料の開示を求める。		6/16	不開示		第2条第2号
82	大18	6/3	建設局 北部建設事務所	土木管理課	境界確定に関する資料図 昭和58年さいたま市北区今羽町特定場所	「道管第646号 境界立会申請書 (昭和57年12月18日受付)のうち、杭位置図	6/14	開示		
83	浦41	6/1	建設局 南部建設事務所	道路安全対策課	特定場所の用地取得交渉に関するもの	一般国道463号線(本太2工区)交通安全施設整備事業における用地交渉記録	6/14	一部開示	議事録及び用地交渉記録簿のうち、交渉相手方氏名、委託事業者職員氏名、交渉場所、交渉概要、交渉状況、交渉内容、今後について	第7条第2号第5号
84	浦39	6/3	水道局 給水部	北部水道建設課	令和3年度設計業務の手引き【第7章積算業務】	設計業務の手引 第7章 積算業務 (令和3年度)	6/7	開示		
85	浦40	6/3	総務局 総務部	法務・コンプライアンス課	法務・コンプライアンス課が保有するさいたま八景のチラシの件 6/3開示分を除く	博物館第32回企画展「さいたま八景」チラシ誤記載に関する聞き取りメモ	6/17	開示		
86	浦42	6/3	建設局	技術管理課	・さいたま市公共建築工事単価表一市場単価 令和2年3月版、令和2年4月版 ・さいたま市公共建築工事単価表一標準単価 (建築、電気設備、機械設備) 令和2年3月版、令和2年4月版	さいたま市公共建築工事単価表(金入り)市場単価(建築・電気設備・機械設備)令和2年3月版、4月版 標準単価(建築工事)令和2年3月版、4月版 標準単価(電気設備工事)令和2年3月版、4月版 他	6/9	開示		
87	岩11	6/4	建設局 北部建設事務所	土木管理課	「建北土第474号」にて、0時～24時の条件について回答いただいているが、0時から24時ということは一箇中無条件で通行できるという意味なのか。また、0時から24時(一箇中通行可能とする)記載は、さいたま市の規定に従って用いているならば、貴市の文書規定等の開示を求める。		6/15	不開示		不存在
88	浦44	6/4	水道局 給水部	北部水道建設課	・さいたま市水道工事設計単価表のマスク部分の算出根拠 ・令和元年10月 令和2年4月28日	・R1.10及びR2.4調査対象資材内訳(建設物価一般調査データ) (積算資料一般調査データ) ・令和元年度 水道工事設計単価表 10月30日 ・令和2年度 水道工事設計単価表 4月28日 ・令和元年10月のさいたま市水道工事設計単価表	6/17	開示		
89	浦45	6/7	建設局 北部建設事務所	道路安全対策課	東武アーバンパークライン七里駅東側踏切(第29号?)の拡幅工事(令和2年～3年)についての決算内容	・令和2年度積算の基礎(抜粋) ・平成30年度野田線第29号踏切交通量調査結果集計表 ・野田線第18号 踏切改良計画書	6/21	開示		
90	浦46	6/7	建設局 土木部	道路環境課	東武アーバンパークライン七里駅東側踏切(第29号?)の拡幅工事(令和2年～3年)についての予算内容及びその数年前に実施した交通量調査について また大和田駅西側踏切についての今後の予定はあるか	委託名称:野田線第29号踏切道拡幅改良工事 支出負担行為伺書(工事委託等・契約伺) 支出命令書	6/9	一部開示	法人等に関する情報のうち、口座情報	第7条第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報 区 分
91	浦47	6/7	都市局 都市計 画部	自転車 まちづ くり推 進課	北浦和駐輪場の協定書(直近のもの)報告書等 R3.1月～	都都計自第2621号(令和3年3月30日決裁)・市営自転車駐車場(Dグループ)の指定管理業務に関する年度協定書(3年度)について 他	6/18	一部 開示	法人の代表者印、連絡先項目内の申請社員の部署名・氏名・電話番号・FAX・E-mailに関する記載、法人役員の生年月日、住所に関する記述 企業の営業活動に関するもの 他	第7条 第2号
92	浦48	6/7	都市局 南部都 市・公 園管理 事務所	管理課	浦和球場駐車場の放置車両について南部都市公園管理事務所管理課長の引継書(直近のもの)	事務引継書【課長級】	6/18	開示		
93	大19	6/11	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人 決算届 令和3年5月分事業報告書・財産目録・賃借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	5月/決算届(令和3年度)のうち事業報告書・財産目録・賃借対照表・損益計算書の閲覧用資料	6/17	開示		
94	中36	5/27	教育委 員会事 務局学 校教育 部	大宮国 際中等 教育学 校	学校施設使用許可申請書(あて先)市内中等教育学校長使用日時が2021年4月～2021年7月上記使用日時を希望として、学校に申請された申請書のすべて及び申請に対するすべての許可状況の開示を請求する。	学校施設使用許可申請書 学校施設使用許可書 (2021年4月～2021年7月使用分)	6/7	一部 開示	使用者名(使用団体)、住所、氏名(代表者)、電話番号及び使用責任者の住所、氏名電話番号、用務員業務受託業者の個人印	第7条 第2号
95	浦51	6/14	建設局 北部建 設事務 所	河川整 備課	金入り委託仕様書の全ページ馬込2号排水路外地質調査業務(北河R2) さいたま市岩槻区大字馬込地内外 令和2年5月21日開札	馬込2号排水路外地質調査業務(北河R2) 鏡、本工事内訳書、諸経費計算書、内訳書、代価表	6/16	開示		
96	中49	6/15	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3306号布設替工事 業者見積及び見積結果表	老第3306号布設替工事の業者見積及び見積結果表	6/21	一部 開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条 第3号
97	中53	6/15	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3347号布設替工事 業者見積及び見積結果表	老第3347号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	6/22	一部 開示	印影、企業名、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号、製品名等	第7条 第2号 第3号
98	中51	6/15	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3326号布設替工事 業者見積及び見積結果表	令和3年度 老第3326号布設替工事 見積結果表及び見積書	6/16	一部 開示	見積書の一部に含まれる業者名・住所・電話番号・FAX番号	第7条 第3号
99	中52	6/15	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3331号布設替工事 業者見積及び見積結果表	老第3331号布設替工事 見積書、見積結果表	6/16	一部 開示	見積業者名、担当者名、所在地・連絡先、印影、見積徴収番号	第7条 第2号 第3号
100	南2	6/15	水道局 業務部	経営企 画課	工事発注物件の金額入り積算内訳書 2019年8月30日開札 旧水道第1庁舎解体工事	工事発注物件の金額入り積算内訳書 2019年8月30日開札 旧水道第2庁舎解体工事	6/17	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
101	浦52	6/15	出納室	出納課	出納室が保有する教育財務課に対する寄附の受け入れ手続きを怠る件についての行政情報	令和3年1月22日付 令和元年度寄附未申請案件について(照会)	6/28	開示		
102	見18	6/14	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	令和2年度の見沼24で開示して頂いた平成28年7月28日協議記録の中。1.1)北口地平駅舎新設について橋上化から反対口開設について検討の余地があるか改めて確認をした内容がわかる記録の全て		6/28	不開示		不存在
103	浦55	6/18	保健福祉局保健部	地域医療課	マスク着用が新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書		6/30	不開示		不存在
104	浦56	6/18	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	マスク着用が新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書		6/23	不開示		不存在
105	中60	6/21	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人 事業報告書等閲覧資料(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書) 2018年10月1日～2019年9月30日の期間のもの 2019年10月1日～2020年9月30日の期間のもの	特定医療法人の事業報告書等閲覧資料 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書) 2018年10月1日～2019年9月30日の期間のもの 2019年10月1日～2020年9月30日の期間のもの	6/25	開示		
106	浦57	6/21	経済局 商工観光部	商業振興課	特定法人の決算書 1,500万円の市からの負担金のゆくえ さいたま市への配当金 さいたま市の7Fのホールのお金のゆくえ (契約書と賃料5年分)	経商902号「特定法人第41期定時株主総会について」 経商598号「特定法人第42期定時株主総会について」 調停伺書	7/1	一部開示	役職の一部	第7条第2号
107	浦58	6/21	財政局 財政部	資産経営課	特定法人の決算書 1,500万円の市からの負担金のゆくえ さいたま市への配当金 さいたま市の7Fのホールのお金のゆくえ (契約書と賃料5年分)	コルソ管理規約および第29回コルソ区分所有者集会 建物賃貸借契約書(平成29年度から令和3年度の5年分)	7/5	一部開示	契約書の印影	第7条第3号
108	見19	6/23	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	さいたま市都市計画事業 七里駅北側特定土地区画整理事業 組合設立認可申請書のすべて 6月14日にメールにて開示の資料に入っていた申請書	さいたま市都市計画事業 七里駅北側特定土地区画整理事業 組合設立認可申請書(1/2)及び(2/2)	7/30	一部開示	氏名、住所及び印影、住民票の写し、戸籍の改製原簿の写し、登記簿謄本の写し、借地権者の住所及び氏名、土地所有権者の氏名、権利の目的たる土地の地番及び地積 他	第7条第2号
109	浦59	6/22	総務局 総務部	法務・コンプライアンス課	事務処理ミス及び事件・事故の状況について 令和3年5月分及び4月追加分 情報伝達シート等	No.1～11 情報伝達シート 事務処理ミス等再発防止検討状況報告書	7/5	一部開示	No.10のうち年齢の部分	第7条第2号
110	浦60	6/22	保健福祉局保健所	保健総務課	保健所保健総務課が保有する保健所の電話の不具合に関する行政情報 (保健所側で呼び出し音が鳴らない件)	電話交換機の点検および調査結果について	7/5	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
111	浦61	6/22	保健福 祉局保 健所	新型コ ロナウ イルス ワクチ ン対策 室	保健所新型コロナウイルスワクチン対策室が保有する電話の不具合に関する行政情報 (対策室側で呼び出し音が鳴らない件)		7/6	不開 示		不存 在
112	桜1	6/18	環境局 環境共 生部	環境対 策課	環境対策課職員の2021年6月14日の現地調査係り員の1日すべての移動場所及びその時間及び終業のために環境対策課に戻った時間及び当該時に行った具体的な行動及びその場所、時間を付して記録した行動記録が不足なく確認できる行政文書	車両運行日誌 大気関係事故調査票	6/30	一部 開示	・法人担当者名 ・事業者名、所在地、事業 内容	第7条 第2号 第3号
113	桜2	6/18	環境局 環境共 生部	環境対 策課	2021年5月18日及び5月22日において環境対策課職員のうち現地調査係員が特定場所において現地に居合わせた工具労働者の作業時に記録した騒音記録及び騒音記録中の工具労働者の作業の内容を具体的にかつ詳細記載した文書 他	公害苦情受付日報(5/18、5/21対応記録分)	6/30	開示		
114	桜3	6/18	環境局 環境共 生部	環境対 策課	環境対策課職員が作成した特定場所における現地工具労働者が業として繰り返しコンクリートを破砕していることを録取し、記録した行政文書 他	公害苦情受付日報(1/25、2/15、4/30対応記録分)	6/30	一部 開示	1 法人担当者名	第7条 第2号
115	浦63	6/24	財政局 税務部	市民税 課	埼玉県を通して総務省に提出した「平成30年度市町村課税状況等の調に関する文書 他	平成30年度 市町村課税状況等の調 第2表、第14表 平成30年度 市町村課税状況等の調 記載要領	7/7	一部 開示	給与所得の源泉徴収義務者が個々の給与所得者に平成29年に支払った、支払い金額等を本市に報告した給与所得支払報告書についての文書	不存 在
116	浦67	6/24	都市局 都市計 画部	都市計 画課	大規模盛土造成地マップの作成のための調査に係る発注仕様書及び調査報告書	大規模盛土造成地の変動予測調査業務報告書 大規模盛土造成地変動予測調査業務委託報告書 大規模盛土造成地の変動予測調査業務報告書(第二次スクリーニング実施計画)報告書 業務委託変更仕様書 他	7/7	一部 開示	法人担当者名、法人の広告・看板、法人名、車両ナンバープレート、規模盛土造成地台帳の危険度ランク部分	第7条 第2号 第3号 第7号
117	大24	6/25	建設局 北部建 設事務 所	下水道 管理課	4月22日に下水道が詰まり対応時の資料	下水道緊急清掃業務(単契北管-R3-s601) 管理番号R03-0076の作業写真	7/6	開示		
118	中63	6/29	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老幹26号(Φ400mm)配水本館布設替工事 業者見積及び見積結果表	老幹26号(Φ400mm)配水本館布設替工事 業者見積及び見積結果表	7/7	一部 開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条 第3号
119	中64	6/29	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3389号布設替工事 業者見積及び見積結果表	老第3389号布設替工事における業者見積及び見積結果表	7/7	一部 開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業FAX番号、企業代表者名、企業担当者名、企業社章	第7条 第2号 第3号
120	中65	6/29	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3024号布設替工事 業者見積及び見積結果表	令和3年度老第3024号布設替工事 見積書及び見積結果表	7/2	一部 開示	見積業者名、担当者名、所在地・連絡先、印影、見積徴収番号	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
121	中66	6/29	水道局 給水部	北部水道建設課	老第3288号布設替工事業者見積及び見積結果表	老第3288号布設替工事 見積書、見積結果表	7/5	一部開示	・見積業者名 ・担当者印影 個人氏名	第7条第2号第3号
122	中67	6/29	水道局 給水部	北部水道建設課	老第3325号布設替工事業者見積及び見積結果表	老第3325号布設替工事 見積書、見積結果表	7/1	一部開示	見積業者名、担当者、個人氏名	第7条第2号第3号
123	中68	6/29	水道局 給水部	北部水道建設課	老第3348号布設替工事業者見積及び見積結果表	老第3348号布設替工事 見積書、見積結果表	7/5	一部開示	見積業者名、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
124	浦69	6/30	教育委員会事務局 学校教育教育部	教育研究所	「教職員用情報システム賃貸借(R3年)」に関する入札仕様書及び入札説明書	「教職員用情報システム賃貸借(R3年)」に関する入札仕様書及び入札説明書	7/6	開示		
125	浦71	7/1	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人の決算書(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算表、監査報告書)の閲覧資料(令和元年度分)	特定医療法人の事業報告書等閲覧資料(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書)平成31年4月1日～令和2年3月31日分	7/6	開示		
126	岩12	6/24	建設局 北部建設事務所	土木管理課	特殊車両に関する事項で、貴市が弁護士に相談した回数分かる資料及び弁護士に相談した時の議事録の全て。6月23日開示の条件書の7項が削除された7項の開示も求める。	法律相談結果(平成30年10月10日) 法律相談結果(令和元年7月24日)	7/6	一部開示	弁護士に相談した回数分かる資料 7項削除した条件書	不存在
127	岩13	7/6	建設局 北部建設事務所	土木管理課	北部建設事務所に在籍する警察OBが対応した全ての事案(特殊車両5年)が分かる関係資料	平成28年度 建北土第170号 特殊車両通行に伴う指導・取締りについて令和元年度 建北土第4996号 特殊車両通行に伴う指導・取締りについて令和2年度 建北土第5530号 特殊車両申請確認及び指導について(岩槻区掛)	7/12	一部開示	指導記録のうち、「会社名及び会社所在地が特定される情報」 指導記録のうち、「担当者名」 案内図	第7条第2号第3号
128	見20	7/6	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成29年3月30日(火)のさいたま市と東武鉄道の議事録中、自由通路を道路とするか通路とするかに関する地元見沼区及び他からの①要望のわかる記録全て②総合的にどのように判断したかのわかる全て	都ま区002618 協議記録(H300117) / 公衆トイレ設置について	7/20	開示		
129	見22	7/6	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	平成29年3月30日(火)のさいたま市と東武鉄道の議事録中、東武鉄道と費用負担について協議した記録すべて、さいたま市として費用負担について内部で協議した全ての記録	・都ま区002497 東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定について(協議) ・都ま区002720 東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定について	7/20	一部開示	法人の印影、駅事務室の間取り、工事費及び管理費の内訳	第7条第3号
130	浦72	7/6	都市戦略本部 未来都市推進部		さいたま市の埼玉高速鉄道延伸の事業化と事業者による2023年中の要請について、浦和美園-岩槻間の延伸は、延伸区間につくる「中間駅」周辺の街づくりのため、年度内に土地利用計画案の策定や事業費の積算の関わりについての文書 他	地下鉄7号線(埼玉高速鉄道線)延伸協議会 報告書 付属資料(鉄道)【本編】④① 延伸に係る地域住民からの要望、陳情、反対等の受理状況が分かる関連文書 他	7/20	一部開示	延伸に係る地域住民からの要望、陳情、反対等の受理状況が分かる関連文書のうち 提案者の所属、氏	第7条第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
131	大32	7/8	建設局 建築部	建築総 務課	さいたま市で把握している「建築物の耐震改修の促進に関する法律22条」に合致する認定建物の一覧。建物名、所在、建物階数、構造、建物種別、認定年月日、耐震改修済or耐震診断済の区分・耐震マーク認定有無。	耐震改修促進法認定台帳	7/20	一部 開示	申請者情報、診断評点、延床面積、戸数、建築確認情報、共同住宅用途以外の認定情報、耐震改修促進法第22条の認定以外の認定情報	第7条 第2号
132	浦73	7/7	財政局 税務部	税制課	H24、H27、H30年度の家屋の固定資産税の申請申出において、認容されたもの全て「決定書及び理由書」	固評委第177号「審査申出に対する審査の決定の通知について」(事案第8号)(平成24年11月24日決裁)	7/20	一部 開示	納税者が特定される地方税に関する情報(評価額、評価額算出の根拠となる数字、物件が特定される情報)申出人(法人)が主張する評価額、当委員会に審査申出したことが分かる情報	第7条 第3号
133	浦74	7/8	財政局 税務部	固定資 産税課	固定資産税において、令和3年度の評価替えに関して土地評価事務(鑑定)を委託するに際し、委託料(鑑定料)の予定価格設定から委託先の選定を経て会計行為に至る全ての関連資料 他	業務委託契約書(件名:令和3年度さいたま市標準宅地鑑定評価業務Aブロック1~15、Bブロック1~13)(令和元年10月11日契約) 他	8/24	一部 開示	法人等の代表者印(実印)、見積書の代理人氏名、印影、口座情報、生年月日、年齢、携帯電話番号、メールアドレス	第7条 第2号 第3号 不存 在
134	浦75	7/9	子ども 未来局 幼児未 来部	保育課	保育課が保有する公立保育園に対する寄附についての行政情報	平成23年6月30日付け子保保第746号寄附の採納について(報告) 他	7/20	一部 開示	寄附者の住所、氏名、電話番号、法人の代表者印、電話番号、担当者名、役職、メールアドレス	第7条 第2号 第3号
135	浦76	7/12	保健福 祉局福 祉部	生活福 祉課	生活保護の決定実施にあたり、業務の参考とするため政令指定都市として独自に作成している運用マニュアルのすべて	さいたま市生活保護運用事例集2020 生活保護法医療扶助事務処理マニュアル令和3年5月 生活保護法介護扶助事務処理マニュアル令和3年5月	7/19	開示		
136	見23	7/12	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支 援課	東武鉄道が特定法人と関係機関協議に参加したことがわかるもの。契約書も含めて、特定法人が市へ提出して書類、会議議事録。等		7/26	不開 示		不存 在
137	大33	7/13	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届 令和3年6月分事業報告書、財産目録、賃借対照表、損益計算書 それぞれの閲覧用資料	6月/決算届(令和3年度)のうち事業報告書・財産目録・賃借対照表・損益計算書の閲覧用資料	7/27	開示		
138	浦77	7/14	財政局 財政部	資産経 営課	特定法人 コロンビル維持改修負担金支出負担行為何書 コロンビル維持改修負担金の請求について 5年分	コロンビル維持改修負担金 支出負担行為何書(一般) コロンビル維持改修負担金の請求について(平成28年度から令和3年度の計6年度分)	7/27	一部 開示	契約書の印影、維持改修負担金の振込先	第7条 第3号
139	中75	7/15	水道局 給水部	南部水 道建設 課	老第3303号布設管工事 業者見積及び見積結果表	老第3303号布設替工事 業者見積及び見積結果表	7/26	一部 開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名等	第7条 第3号
140	見25	7/16	都市局 都市計 画部	交通政 策課	都市交通課と東武鉄道が七里駅及び大和田駅について協議した記録(平成14年2月1日から開示請求日まで)	都都計交2396号 東武野田線大和田駅及び七里駅の橋上化等に伴う自由通路の新設に必要な東武鉄道所有地の取扱いについて(平成23年1月27日決裁)	7/29	一部 開示	法人の印影、法人の補償に関する情報	第7条 第3号 第5号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報 区分
141	見24	7/14	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人の定款	特定医療法人の医療法人定款変更認可申請書に係る定款新旧条文対照表及び定款	7/28	一部開示	法人の代表者印の印影	第7条第3号
142	浦81	7/16	建設局建築部	住宅政策課	裁判事務を担当する職員が、市を原告又は被告とする裁判に関し、ある裁判期日の具体的な進行状況を上司に報告した書面	・建建住第4700号 訴訟判決について(令和2年12月24日供覧完了)	7/30	一部開示	個別フォルダ(ファイル名)、事件番号、個人の住所・氏名、担当弁護士の印影、裁判所職員及び書記官並びに裁判官の印影	第7条第2号第5号
143	浦82	7/16	総務局総務部	法務・コンプライアンス課	事務処理ミス及び事件・事故の状況について 令和3年6月分 情報伝達シート	情報伝達シート(事務処理ミス) 情報伝達シート(事件・事故)	7/29	開示		
144	南3	7/21	保健福祉局市立病院経営部	病院総務課	さいたま市立病院の方針、人事に関する文書	週間勤務実績表	8/3	一部開示	・ガイドライン ・週間勤務実績表のうち、休暇の区分・種類に関する情報	不存在 第7条第2号
145	南4	7/21	保健福祉局市立病院経営部	病院財務課	さいたま市市立病院の設備に関する文書	消費一覧、物品請求一覧、固定資産台帳、医療機器管理台帳、入札結果表、見積結果表	8/2	一部開示	消費一覧表	第7条第2号
146	中77	7/27	水道局給水部	北部水道建設課	北部配水場更新工事(場内整備)業者見積及び見積結果表	北部配水場更新工事(場内整備)見積書、見積結果表	8/6	一部開示	見積業者名、担当者印影、個人氏名	第7条第2号第3号
147	浦84	7/26	水道局業務部	管財課	本年度の投資水道局における特定協同組合」の受注実績とその経過	入札及び契約過程	8/5	開示		
148	岩16	7/29	建設局南部建設事務所	土木管理課	南部建設事務所に在籍する警察OBが対応した特殊車両に係る全ての事案が分かる関係資料		8/4	不開示		不存在
149	西5	7/29	財政局税務部	固定資産税課	2020年中の登記異動修正済の、地番図shapeデータ 地番の他、字界・字名・家屋(外形・家屋番号) 次回最新版に更新される予定時期と、測地成果(JGD2000、JGD2011等) 他	地番図shapeデータ(令和3年1月1日時点のもの)	8/5	開示		
150	浦85	7/30	保健福祉局長寿応援部	高齢福祉課	特定福祉センターの指定管理者との契約書面 特定法人と競争入札した状況の判るもの 現在特別体制となった詳細理由	特定福祉センターの管理に関する基本協定書 特定福祉センターの指定管理者に関する選定結果 他	8/13	一部開示	基本協定書の法人の代表者印	第7条第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
151	岩17	8/2	建設局 北部建設事務所	土木管理課	2021年現在、イワ213号線の特殊車両通行許可とする際附している通行条件許可証に添付している関係書の開示を求める。また、岩槻橋の特殊車両通行許可できるとする関係書類	条件書 特殊車両の通行について	8/12	一部開示	岩槻橋の特殊車両通行許可できるとする関係書類	不存在
152	西7	8/3	保健福祉局 保健部	地域医療課	特定医療法人(2件)の医療法人決算届 平成30年度(平成30年10月1日含む) 平成31年度(平成31年10月1日含む) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書	特定医療法人 決算届(平成30年9月1日～令和1年8月31日、令和1年9月1日～令和2年8月31日) 特定医療法人 決算届(平成30年6月1日～令和元年5月31日、令和元年6月1日～令和2年5月31日) のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	8/4	開示		
153	大38	8/3	建設局 北部建設事務所	土木管理課	平成3年度、平成4年度、平成12年度の当該地番において実施された土地の境界立会に関する同意書、申請書一式及び境界確定作業にもなつて作成された附属資料一式 他	平成3年度 道管第589号、590号境界確認申請書	8/13	一部開示	申請者氏名及び印、申請者代表者印、申請者代理人代表者印、申請者名、立会者名等のメモ、個人所有者の氏名、住所	第7条 第2号
154	見26	8/4	都市局 まちづくり推進部	区画整理支援課	鉄道事業者負担内訳 七里駅橋上化工事の東武鉄道負担額の根拠がわかる資料	七里駅舎改修事業鉄道事業者負担額内訳	8/18	一部開示	各項目における負担額の算出根拠に関する情報	第7条 第3号
155	見27	8/10	都市局 まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	さいたま市内にある自由通路。指扇自由通路(西区大字宝来)の建設費用がわかる資料 1駅舎と自由通路両方の建設費をさいたま市が出しているときは駅舎の金額がわかるもの。 2さいたま市と鉄道会社の負担割合がわかるもの 他	川越線指扇駅南北自由通路設置及び駅舎橋上化等に関する工事施行協定書の工事費概算額調書 川越線指扇駅南北自由通路設置及び駅舎橋上化等に関する工事総決算額	8/11	一部開示	法人の印影	第7条 第3号
156	見28	8/10	都市局 まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	さいたま市内にある自由通路。西大宮駅自由通路(西区西大宮1丁目)の建設費用がわかる資料 1駅舎と自由通路両方の建設費をさいたま市が出しているときは駅舎の金額がわかるもの。 2さいたま市と鉄道会社の負担割合がわかるもの 他	川越線日進駅・指扇駅間新駅設置等工事の施行に関する変更協定書の変更工事費等概算額調書、変更工事費等負担額算定調書 「川越線日進駅・指扇駅間新駅設置等工事」の施行に関する協定精算額調書	8/11	一部開示	法人の印影	第7条 第3号
157	見29	8/10	都市局 まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	さいたま市内にある自由通路。指扇自由通路(北区日進2丁目)の建設費用がわかる資料 1駅舎と自由通路両方の建設費をさいたま市が出しているときは駅舎の金額がわかるもの。 2さいたま市と鉄道会社の負担割合がわかるもの 他	川越線日進駅南北自由通路設置・駅舎橋上化等に関する施行協定書の工事費概算額調書、工事費負担額算定調書 工事費精算額調書	8/11	一部開示	法人の印影	第7条 第3号
158	見30	8/10	都市局 まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	さいたま市内にある自由通路。東岩槻駅自由通路(岩槻区東岩槻1丁目)の建設費用がわかる資料 1駅舎と自由通路両方の建設費をさいたま市が出しているときは駅舎の金額がわかるもの。 2さいたま市と鉄道会社の負担割合がわかるもの 他	東武鉄道野田線東岩槻駅橋上駅舎および自由通路新築工事の施工に関する協定書の全体工事費調書 清算書の基本協定精算額調書(協定4条2工関連)	8/17	一部開示	法人の印影	第7条 第3号
159	見31	8/10	都市局 まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	さいたま市内にある自由通路。岩槻駅自由通路(岩槻区本町1丁目)の建設費用がわかる資料 1駅舎と自由通路両方の建設費をさいたま市が出しているときは駅舎の金額がわかるもの。 2さいたま市と鉄道会社の負担割合がわかるもの 他	東武鉄道野田線岩槻駅橋上駅舎および東西自由通路設置工事に関する変更施行協定書(第二回)の全体工事費調書 完成届の東武鉄道野田線岩槻駅橋上駅舎および東西自由通路設置工事事業実施額	8/17	一部開示	法人の印影	第7条 第3号
160	大41	8/16	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和3年7月分 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 それぞれの閲覧用資料	7月/決算届(令和3年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	8/24	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
161	桜5	8/17	教育委員会事務局生涯学習部	生涯学習振興課	特定団体の活動報告として事業報告書、会則、団体廃止届	平成27年度、平成28年度特定団体の合同事業報告書 さいたま市社会教育関係団体廃止届 (平成30年3月15日付) 特定団体の会則	8/30	一部開示	氏名、住所、連絡先、印鑑	第7条第2号
162	北8	8/18	消防局北消防署	管理指導課	さいたま市北区特定ビルに係る平成30年度提出分 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書の ・かがみ・消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表・不良箇所一覧表	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち、届出書(かがみ)、消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表、不良箇所一覧表(平成30年5月14日收受 受付番号 北消防署 平成30年度 第364号)	8/27	一部開示	届出者の法人代表印の印影、建物関係者(防火管理者、立会者)の氏名、印影、点検者の氏名	第7条第2号第3号
163	中88	8/17	市長公室	広聴課	市長提案制度で回答があった「教管教財第510号」の市政反映状況等が分かる資料一式	市民からの意見・要望報告書(受付日:令和3年6月3日、受付ID-枝番:60021659-01、回答所管課:教育委員会学校教育部教職員人事課) 他	8/30	一部開示	氏名、住所	第7条第2号
164	浦93	8/19	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人の医療法人決算届 令和2年度、令和元年度、平成30年度 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書	特定医療法人の事業報告書等閲覧資料 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書) 令和2年度・令和元年度・平成30年度分	8/24	開示		
165	岩20	8/25	建設局北部建設事務所	土木管理課	令和3年8月現在又は11日以降に道路法に基づいて特殊車両通行許可等に係る「条件・他の制限・規制緩和(24時間通行可能)等」を特に定めた事項の書面 また、春日部市が作成した条件等に係る貴市作成の関係資料	令和3年度 建北土第30942号 特殊車両通行許可申請について(第942号)(令和3年8月13日決裁)	9/3	一部開示	担当者名、申請代理人の氏名、住所、電話番号、印影、登録番号、委任者の印影、車検証のうち車台番号、所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用の本拠の位置	第7条第2号第3号
166	西8	8/26	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届【閲覧資料】 平成30年度(平成30年10月1日を含む)平成31年度 (令和元年10月1日を含む) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書 4医療法人 他	医療法人決算届のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料 ・医療法人健昌会(令和1年9月1日～令和2年8月31日) 他	8/30	開示		
167	岩21	8/26	市長公室	広聴課	全局別に寄せられた市民の声を業務に反映した事例 「わたしの提案」で市民から寄せられた事案で、業務に反映した事案とその対応・改善策 特に、総務局と建設局については、詳細な事案を含めた開示	市民からの意見・要望報告書(全データ出力) 受付ID-枝番:60013465-03 他	9/9	一部開示	市民からの意見・要望報告書(全データ出力)のうち「氏名」「住所」「職業」「私人間の紛争」	第7条第2号
168	浦94	8/30	岩槻区役所区民生活部	観光経済室	岩槻区役所観光経済室が保有する「トランスボックスラッピング」に関する行政情報 入札・見積合せに関するものは除く	令和2年度決裁 岩区観000224配電用地上機器へのラッピング表示物設置について(協議) 岩区観000259配電用地上機器へのラッピング掲載に伴う撮影申請について(依頼) 他	9/28	一部開示	個人の氏名、住所、電話番号及び印影。法人の担当者氏名、担当者印の印影、電話番号、FAX番号、法人の口座情報。	第7条第2号
169	岩22	8/30	建設局北部建設事務所	土木管理課	道路法で定める特殊車両の無許可通行を良とする法的根拠・市の内部規定を示す関係資料		9/3	不開示		不存在
170	中93	8/31	水道局給水部	南部水道建設課	老第3302号布設替工事業者見積及び見積結果表	老第3302号布設替工事業者見積及び見積結果表	9/8	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積書を特定する番号・製品名	第7条第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
171	中94	8/31	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3396号布設替工事 業者見積及び見積結果表	老第3396号布設替工事 見積書、見積結果表	9/13	一部 開示	見積業者名、担当者、個人 氏名	第7条 第2号 第3号
172	浦95	9/3	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	平成30年8月26日に発生した市内 中学校1年度の自死事案に関する 文書・メール一切	・児童生徒事故報告書 ・基本調査報告書	9/17	一部 開示	第三者の個人情報	第7条 第2号
173	浦96	9/2	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	貴市の管理している道路、水路の 延長、幅員、地積の表の開示 別 添表記載道路番号、水路番号の記 載のあるもの。	浦和南部土地改良区施設の引継 申請関係綴	9/15	開示		
174	中99	9/7	水道局 給水部	南部水 道建設 課	拡第5080号配水支管布設工事 業者見積及び見積結果表	拡第5080号配水支管布設工事 工事の業者見積及び見積結果表	9/10	一部 開示	印影、企業名称、企業住 所、企業電話番号、企業 FAX番号、企業代表者名、 企業担当者名、見積書を 特定する番号・製品名等、 本工事に関係のない見積	第7条 第2号 第3号
175	中100	9/7	水道局 給水部	南部水 道建設 課	西部配水場応急給水施設設置工 事業者見積及び見積結果表	西部配水場応急給水施設設置工 事の業者見積	9/17	一部 開示	企業名称、企業印、営業印 影、見積No	第7条 第2号 第3号
176	中98	9/7	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3259号布設替工事 業者見積及び見積結果表	老第3259号布設替工事及び拡第 5002号 配水支管布設工事 見積結果表、 見積書	9/15	一部 開示	見積業者名、見積書番号 担当者印影、個人氏名	第7条 第2号 第3号
177	浦99	9/8	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	特定医療法人(2件)の決算届 事業報告書、財産目録、貸借対照 表、損益計算書の閲覧資料 (令和2年度、令和元年度、平成30 年度)	特定医療法人(2件)の事業報告書 等閲覧資料(事業報告書、財産目 録、貸借対照表、損益計算書)	9/15	開示		
178	北9	9/9	保健福 祉局長 寿応援 部	介護保 険課	特定施設についての特定社会福祉 法人に対する建設補助金に関する さいたま市が保管する全ての書類	平成25年度工事請負等入札・契約 平成25年度老人福祉施設設計 画書 平成25年度実績報告書 平成26年度実績報告書	10/8	一部 開示	・氏名、年齢、印影、給与所得・ 譲渡所得等の金額、預金額 ほか ・販売実績、契約実績、契約内 容等に関する情報 ほか ・配置図、平面図、立面図、各室 面積表、施設内部の写真 他	第7条 第2号 第3号 第7号
179	北10	9/9	保健福 祉局福 祉部	障害政 策課	特定施設についての特定社会福祉 法人に対する建設補助金に関する さいたま市が保管する下記の書類 ①入札報告書類、②補助金申請に 係る工事見積書、③事業実績報告 書	「特定施設に係る入札方法等につ いて」、「一般競争入札に関する公 告について(報告)」、「一般競争 入札参加資格等確認申請書等の提 出について」、「理事会議事録及び 一般競争参加資格等の確認結果 通知書の提出について」 他	10/8	一部 開示	設立発起人会議事録に記載の 出席者氏名、議長 及び署名人の氏名及び印 影、第1号議案の法人情 報、第4号議案、法人印の 印影 他	第7条 第2号 第3号
180	浦100	9/9	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	七里駅南口広場開設計画と商業施 設の計画の全て (東武鉄道の換地先の計画)		9/22	不開 示		不存 在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
181	浦98	9/7	教育委員会事務局学校教育部	指導1課	2021年8月24日に各家庭に配信された学校安心メール【教育長メッセージ】「2学期の市立学校における教育活動の在り方について」の配信における「熟慮を重ねた」という準備・検討、もしくは決定過程が記載された文書、議事録等の一切 他	教学指1第3875号 新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び学校の教育活動について(決裁日特定)	9/16	一部開示	「2学期の私立学校における教育活動の在り方について」で強調された感染対策について、1学期後に「学校側と議論を重ねこれまで以上に感染対策の徹底を確認」という検討・決定過程が記載された文書、議事録等の一切	不存在
182	緑4	9/10	財政局 税務部	税制課	さいたま市固定資産評価審査委員会における過去10年間の決定数について全体の数と申出どおり、棄却、訴訟の内訳。固定資産評価審査委員会の有識者の身分、市における役職について、委員会の在り方について	さいたま市年度別審査申出件数及び決定状況 令和3年度さいたま市固定資産評価審査委員会 委員名簿 さいたま市固定資産評価審査委員会委員について(令和2年度)	9/22	開示		
183	大50	9/13	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和3年8月分事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書	8月/決算届(令和3年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	9/24	開示		
184	岩23	9/13	建設局 北部建設事務所	土木管理課	建北土第2537・2599・2073の書面にある「過去に回答及び説明済のものについては、回答いたしかねますので、御了承ください。」としている「過去の回答及び説明済」としている書面等 「平成30年10月10日及び令和元年7月24日に弁護士を実施する」とする関係の資料	・令和3年度 建北土第343号 わたしの提案(第20915号)について(令和3年4月14日決裁) ・法律相談結果(H30.10.10) 他	9/27	一部開示	わたしの提案及び回答にかかる提案者の氏名、住所及び電話番号	第7条 第2号
185	浦101	9/13	環境局 環境共生部	環境対策課	特定地における解体工事等に関する行政情報	特定建設作業実施届出書(文書番号等特定)、公害苦情日報(日付特定)、石綿調査依頼(所在地・文書番号等特定)、特定粉じん排出等作業に係る作業基準適合命令及び一時停止命令(所在地・文書番号特定) 他	9/24	一部開示	法人の代表者印、申立人の氏名及び電話番号、元請業者担当者の携帯電話番号及びメールアドレス、試料採取者の氏名、環境対策課の携帯電話番号、元請業者の現場代理人の顔写真 他	第7条 第2号 第3号 第7号
186	浦102	9/13	環境局 資源循環推進部	産業廃棄物指導課	特定地における解体工事等に関する行政情報	不適正処理対応報告書	9/27	一部開示	対象事業者の担当者個人名	第7条 第2号
187	浦103	9/13	建設局 南部建設事務所	建築指導課	特定地における解体工事等に関する行政情報	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書」(文書番号・日付特定)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書」(文書番号・日付特定)のバトロール資料	9/27	一部開示	個人の氏名・印影、法人の印影	第7条 第2号 第3号
188	北11	9/14	保健福祉局福祉部	生活福祉課	さいたま市生活保護運用事例集 最新版のすべて	さいたま市生活保護運用事例集 2020	9/21	開示		
189	浦104	9/14	財政局 税務部	固定資産税課	土地の課税について課税地目の変更がなされた過去の10年間の統計 さいたま市全域及び緑区についての7つの地目(宅地、田、畑、池沼、山林、原野、雑種地)の変更件数		9/17	不開示		不存在
190	浦105	9/14	建設局 北部建設事務所	下水道再整備課	令和3年8月18日開札 「下水道事業耐震診断業務(北再-R3-653)」金入り委託仕様書一式	「下水道事業耐震診断業務(北再-R3-653)」金入り委託設計書	9/15	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
191	浦106	9/15	保健福祉局保健部	地域医療課	令和3年4月1日～令和3年8月31日までにさいたま市に提出のあった医療法人決算書のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書	4月～8月／決算届(令和3年度)のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料	9/28	開示		
192	南5	9/14	保健福祉局市立病院経営部	病院財務課	さいたま市立病院の7A病棟(さくらそう棟)が、令和3年6月に申請し、または消費したか、保有して医療用品の商品名及びメーカー(エアウェイ・ナステント等気道確保器具、手動式強制排気人工呼吸器、CPAP/NTTV装置、酸素マスクなど)の分かる文書	6月分の7A病棟の物品に関して、物流管理システムで出力した「消費一覧」及び「物品請求一覧」のリスト	9/22	一部開示	消費一覧	第7条第2号
193	南6	9/14	保健福祉局市立病院経営部	病院財務課	さいたま市立病院が、令和3年5月1日の時点で保有していたCPAP/NTTV装置(非侵襲的陽圧呼吸補助装置等)の台数の分かる文書(不明な場合は現在の保有台数)	医療機器管理台帳	9/22	開示		
194	南7	9/14	保健福祉局市立病院経営部	病院総務課	さいたま市立病院の院内において、令和2年12月31日から令和3年6月19日に至るまで、特定職員に指示を行っていた医師あるいは上司があった場合には、その氏名や所属部署名が分かる文書。また、特定医師及び特定看護師長の氏名が分かる文書	人事資料のうち、診療部組織図(令和2年12月1日現在から令和3年7月1日現在)職員録のうち、特定職員に係る部分(令和2年度及び令和3年度)	9/28	一部開示	職員番号	第7条第2号
195	南8	9/14	保健福祉局市立病院患者支援センター		さいたま市立病院において特定期間内に、特定病棟の患者の入退院相談に関わった相談員の氏名と勤務実績の分かる文書	入退院支援専任病棟担当配置、退院困難リスクなし・入院支援あり患者一覧(期間特定)、退院困難リスクあり・入院支援あり患者一覧(期間特定)、相談状況(期間特定)、出勤簿(期間特定)	9/27	一部開示	患者ID、患者氏名、年齢、性別、診療科、病名、治療内容、援助の必要性、主治医、退院先、職員番号、休暇の区分・種類	第7条第2号
196	南9	9/14	保健福祉局市立病院経営部	病院総務課	さいたま市立病院において、特定日、特定病棟でエンゼルメイク(死後処置)を担当した者の氏名が分かる文書	特定日分患者診療記録のうち、特定病棟でエンゼルメイクを担当した者の氏名が分かる部分	9/28	開示		
197	南10	9/14	保健福祉局市立病院経営部	病院総務課	さいたま市立病院の情報管理室を含め、同病院の顧問に、弁護士あるいは弁護士法人がある場合、その氏名・名称が分かる文書(2019年以降)	さいたま市立病院歴代顧問弁護士一覧	9/24	開示		
198	南11	9/14	保健福祉局市立病院経営部	情報管理室	さいたま市立病院における令和2年1月から現在までの死亡退院者の人数、死因及び当該退院者の担当医師の氏名が分かる文書	令和2年1月から令和3年8月までの死亡患者一覧	9/27	一部開示	該当する患者の患者ID、氏名、性別、生年月日	第7条第2号
199	南12	9/14	保健福祉局市立病院経営部	病院施設管理課	さいたま市立病院において、令和2年から現在までに安置室におかれた死亡退院者の人数が分かる書類。		9/22	不開示		不存在
200	南13	9/14	保健福祉局市立病院経営部	情報管理室	さいたま市立病院病院診療情報等の提供に関する規定	さいたま市立病院診療情報等の提供に関する規程	9/27	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
201	南14	9/14	保健福祉局市立病院経営部	病院総務課	さいたま市立病院所属の特定医師の専門分野、当該病院への配属及び異動の経過及び理由の分かる一切の文書(応募書類、指示書、審査内容などを含む)	専攻医採用試験結果について(文書番号特定) 人事異動通知書、会計年度任用職員任用通知書、専攻医の研修受入について(文書番号特定)、臨床研修医採用選考試験申込書(年度特定)、臨床研修に関する仮契約について(文書番号特定)、医師免許証の写し	10/4	一部開示	応募採用状況のうち本人氏名以外の部分、採用選考申込書のうち本人が記入等した部分、給料月額に関する部分、研修先病院の名称、履歴書のうち本人が記入等した部分、医師免許証のうち、本籍地、生年月日 他	第7条第2号第3号第5号
202	南15	9/14	総務局人事部	人事課	さいたま市立病院所属の特定医師の専門分野、当該病院への配属及び異動の経過及び理由の分かる一切の文書(応募書類、指示書、審査内容を含む)	・市立病院医師の採用選考結果について(文書番号・日付特定) ・人事異動(日付特定)について(文書番号等特定)	10/4	一部開示	さいたま市立病院所属の特定医師の専門分野の分かる一切の文書、給料表の級及び号給に係る部分、採用選考報告書別紙のうち、選考職種、氏名、資格・免許 特殊技能及び採用予定課所・職務名を除く各項目に係る部分 他	不存在 第7条第2号第5号
203	南16	9/14	総務局人事部	人事課	さいたま市立病院情報管理室長に、特定個人が着任した経過に関する一切の文書(推薦書、同意書、指示書などを含む)	人事異動(日付特定)について(文書番号特定)	9/28	一部開示	・起案文書のうち、人事管理に関わる内容の部分 ・発令文案のうち、給料表の級及び号給に係る部分	第7条第2号第5号
204	南17	9/14	総務局人事部	人事課	さいたま市立病院の院長に、特定医師が就任した経過に関する一切の文書(推薦書、同意書、指示書などを含む)	人事異動(日付特定)について(文書番号特定)	9/28	一部開示	起案文書のうち、人事管理に関わる内容の部分	第7条第5号
205	浦108	9/16	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	大和田駅の開発計画について東武鉄道とさいたま市の協議・議事録の全ての情報	平成16年6月24日付供覧 東武鉄道との協議に関する会議等状況報告書について、平成22年8月19日付供覧 大和田駅及び七里駅橋上化に関する東武鉄道(株)との協議記録、平成26年2月17日付供覧 東武鉄道議事録(H26.1.31) / 大和田駅・七里駅橋上化 他	9/30	一部開示	・法人の担当者名および職位、発言者名および肩書 ・発言中における出席者以外の個人が特定される情報 ・法人間の協議に係る部分、補償内容に係る部分 他	第7条第2号第3号第5号
206	浦109	9/16	都市局まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	岩槻駅橋上化に伴うさいたま市と東武鉄道の全ての協議録。住民要望があれば全ての情報 同上の予算と決算の内容、協定書	さいたま市と東武鉄道の協議録、わたしの提案(番号・日付特定)、岩槻駅構内の一部バリアフリー化に関する要望書、岩槻駅デザイン投票集計結果、東武鉄道野田線岩槻駅橋上駅舎および東西自由通路設置工事に関する施行協定書 他	10/7	一部開示	個人に関する情報、法人の印影、さいたま市と東武鉄道の協議録	第7条第2号第3号
207	見32	9/17	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	七里駅橋上化に伴う化路線橋の工事費と撤去費用 総額だけでなく内訳がわかるもの	推定工事費内訳のうち、「仮こ線橋新設撤去」の部分	10/1	開示		
208	岩24	9/21	保健福祉局保健所	新型コロナウイルスワクチン対策室	コロナ予防接種予約電話番号変更に要した(案内のために発行したハガキ代)	郵便料金減額整理票(新型コロナウイルスワクチン接種事業分)	9/28	開示		
209	岩25	9/21	建設局土木部	土木総務課	さいたま市が政策を執行した事業の「費用対効果」が分かる関係資料。 「建設局に係る事業費1000万円以上の案件」10件程度		10/5	不開示		第2条第2号
210	岩26	9/21	総務局総務部	総務課	さいたま市が政策を執行した事業の「費用対効果」が分かる関係資料。 「総務局に係る事業費1000万円以上の案件」10件程度		10/4	不開示		不存在 第2条第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
211	中102	9/22	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3252号布設管工事 業者見積及び見積結果表	老第3252号布設管工事 見積書 老第3252号布設管工事 見積結果 表	9/30	一部 開示	・見積業者名・住所・電話 番号・FAX番号 ・担当者・個人氏名	第7条 第2号 第3号
212	見34	9/24	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	都港区第403号 令和3年5月21日(見 8) 行政情報不開示決定書に書かれてい る、東武鉄道地区編入検討図が平成 15年に廃棄済みで存在していないこと 、平成15年に廃棄されたということが わかる記録	索引簿・文書目録(兼データ) ファイル名:七里駅北側地区調査計 画関係書 のうち、番号16の部分	10/7	開示		
213	緑7	9/24	財政局 南部市 税事務 所	資産課 税課	土地の課税について 緑区において今年度から課税地目 が山林から雑種地に変更された数 全体の数と内訳としての筆全部と 筆一部の数		10/1	不開 示		不在
214	浦110	9/24	教育委 員会事 務局中 央図書 館	管理課	中央図書館管理課が保有する「北 浦和図書館の煙突の石綿(アスベ スト)」に関するもの	・教生中図管第935号 試験結果報 告書(北浦和図書館)(平成27年9 月14日供覧完了) ・教生中図管第887号 学校施設等 における石綿含有保温材等の使用 状況調査(特定調査)について(平 成30年10月3日決裁)	10/8	一部 開示	代表者印、環境計量士の 印影、添付データ格納先及 び回答ファイル格納場所	第7条 第2号 第3号 第7号
215	浦111	9/24	教育委 員会事 務局中 央図書 館	北浦和 図書館	北浦和図書館が保有する「北浦和 図書館の煙突の石綿(アスベスト) 」に関するもの	・教生北浦図000548 「特定粉じん 排出等作業実施届出書」について (平成27年10月27日決裁) ・教生北浦図000549 「石綿濃度測 定計画書」について(平成27年10月 27日決裁) 他	11/11	一部 開示	現場責任者氏名、代表理事の 印影、環境計量士の印影、環境 測定士証登録証番号、修了証 の登録番号・氏名・生年月日、 資格者証の修了者番号・氏名・ 生年月日・本籍地・顔写真、作 業員周知看板設置位置図の「現 場組織図」 他	第7条 第2号 第3号
216	浦112	9/24	市長公 室	シテイ セール ス推進 課	本庁舎正面玄関前の郵便ポスト ラッピングに関するもの	・支出負担行為何書(工事委託等・執行 何) 件名「さいたま市郵便ポストを活用し た市誕生20周年PR業務」 ・支出負担行為何書(工事委託等・契約 何) 件名「さいたま市郵便ポストを活用し た市誕生20周年PR業務」 他	10/7	一部 開示	法人の担当者名、法人の印 影	第7条 第2号 第3号
217	浦114	9/24	市長公 室	広聴課	さいたま市役所代表電話に関する 苦情等 令和2年度分	コールセンター意見・要望等対応報 告書No.1～26、提案依頼シート NO.600013452ほか	10/21	一部 開示	・個人の氏名、住所、連絡 先、メールアドレス ・法人名	第7条 第2号 第3号
218	岩27	9/27	保健福 祉局市 立病院 経営部	医事課	ドクターカー導入の(企画・立案・効 果・等)が議論された経緯が分かる 関係資料	令和2年10月8日に開催された令和 2年度第14回病院経営戦略会議に 係る次の行政情報 ・ 会議報告 ・ 会議資料のうち、次第及びドク ターカーの導入協議に係る資料	10/7	開示		
219	緑8	9/27	建設局 建築部	住宅政 策課	特定団地のインターネットの設置要 望入居者からの署名	インターネットサービス提供施設の 設置要望について(文書番号・日付 特定)	10/8	一部 開示	住宅番号のうち部屋番号 の部分、入居者(名義人)氏 名、印影	第7条 第2号
220	浦115	9/27	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	特定医療法人決算書 令和元年度(1)事業報告書(2)財産 目録(3)貸借対照表 (4)損益計算書の閲覧資料	特定医療法人決算書のうち事業報 告書・財産目録・貸借対照表・損益 計算書の閲覧用資料(令和1年10 月8日～令和2年4月30日)	10/1	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
221	浦116	9/27	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人の医療法人設立許可申請書類のうち医療法人設立概要	特定医療法人の医療法人設立認可申請書類のうち医療法人設立概要	10/8	一部開示	設立代表者氏名、設立者数、拠出額、出資産のうち、資産の種類欄、資産額欄、備考欄、資産計欄、負債欄、管理者の年齢、免許登録番号及び年月日	第7条第2号第3号
222	見35	9/27	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人のR1年度決算報告書(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、監事監査報告書の閲覧用資料)	特定医療法人の決算届(事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・関係事業者との取引の状況に関する報告書・監事監査報告書)の閲覧用資料(令和1年10月8日～令和2年4月30日)	10/1	開示		
223	見36	9/27	議会局議事調査部	議事課	2021年9月15日と9月16日行われたまちづくり委員会の議事録 特定委員の発言の速報版	令和3年9月16日さいたま市議会まちづくり委員会記録(速報版)のうち、特定委員の議案外質問「1 民間区画整理事業と近隣住民運動について (1) 七里駅北側特定区画整理事業と桜の保存について」の部分。	9/29	開示		
224	岩28	9/27	建設局北部建設事務所	土木管理課	岩槻区東町1丁目2番地の3066号線が3066号線に指定された日付。3066号線を構成している地番	・道路台帳調書(市道3066号線) ・境界確定図(市道3066号線)	10/14	開示		
225	浦117	9/28	浦和区役所健康福祉部	保健センター	浦和区保健センターが保有する「調神社」に対する支出がわかるもの ・支出命令書 ・仮払金等・資金前渡		10/7	不開示		不存在
226	浦118	9/28	教育委員会事務局学校教育部	指導2課	指導2課が保有する学級崩壊に関する行政情報	平成30年度、令和元年度、令和2年度・依頼文(「学級がうまく機能しない状況」に関する調査について(依頼)) ・学校用調査1 (「学級がうまく機能しない状況」に関する調査 学校用調査1(全小学校が回答)) 他	11/24	一部開示	開示する行政情報に記載された個人情報(氏名、年齢、性別、経済状況、健康状態)、特定の児童の識別につながる情報(学年、クラス、クラス人数)	第7条第2号
227	浦119	9/28	総務局人事部	人事課	・疾病予防対策課の保健師の「2020年1月～2021年8月の各月について、労働時間の長かった上位3名の当該月における各日の勤務状況」及び「2021年1月～8月の労働時間の長かった上位3名について、2020年1月～2021年8月の各日の勤務状況」がわかる文書(人事課所有分)	特定の職員の出勤簿(令和2年度分)	10/19	一部開示	職員番号、休暇の種別、休暇の取得時間	第7条第2号
228	浦120	9/28	保健福祉局保健所	保健総務課	・36協定の締結状況がわかる文書 ・労基署から市への是正勧告や改善状況がわかる文書 すべて保健所に関すること	時間外労働及び休日労働に関する協定書 時間外労働・休日労働に関する協定届(特別条項)	10/12	一部開示	・時間外労働及び休日労働に関する協定書のうち、保健所代表者の職名、氏名、印影 ・時間外労働・休日労働に関する協定届(特別条項)のうち、労働者の過半数を代表する者の職名、氏名 他	第7条第2号
229	浦121	9/29	都市戦略本部デジタル改革推進部		パソコン等の事件及び事故について 2020年度から2021年9月分までの詳細 過去5年の内容別の件数 (水没、クリップなど)	年度毎の内容別件数 ■ 端末事故の発生状況について(報告)／H28年度第5回ICT推進委員会 ■ 端末事故の発生状況について(報告)／H29年度第3回ICT推進委員会 他	10/12	一部開示	法人の印影、企業の従業員の氏名	第7条第2号第3号
230	中103	9/30	市民局市民生活部	人権政策・男女共同参画課	市男女共同参画推進センターが開催するDV防止セミナーの予算書 同執行何及び同件に関する支出負担行為等、経理関係書類一式 他	「令和3年度予算案の概要」125ページ「男女共同参画推進センター等管理運営事業」の「3学習・研修事業」の部分、支出負担行為何書「男女共同参画推進センター主催講座講師謝礼(DV防止セミナー)」(令和3年7月16日決裁) 他	10/6	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
231	浦122	9/30	環境局 施設部	環境施設管理課	中央区上峰ふれあい公園建設等の 関わりについて ふれあい公園跡地(焼却所)土壌汚 染調査報告書等の関連文書	・さいたま市旧クリーンセンターと野 外1箇所環境調査業務 調査報告 書(ダイオキシン類) ・さいたま市旧クリーンセンターと野 解体撤去工事 測定結果報告書 ・さいたま市旧クリーンセンターと野 解体撤去工事 設計書	10/13	一部 開示	法人の担当者氏名、役職、 印影	第7条 第2号
232	浦123	9/30	都市局 都市計 画部	都市公 園課	中央区上峰ふれあい公園建設等の 関わりについて 1.ふれあい公園の開園(令和3年4 月)日が分かる関連文書 2.前1)に基づく工事実施の遅れた理 由状況が分かる関連文書	・上峰ふれあい公園における供用 開始についての告示文書 ・(仮称)クリーンセンターと野跡地 公園整備工事における工期の変更 理由書	10/13	開示		
233	見37	10/1	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	特定医療法人の平成30年度・平成 31年度・令和2年度事業報告書	特定医療法人の決算届(事業報告 書・財産目録・貸借対照表・損益計 算書・関係事業者との取引の状況 に関する報告書・監事監査報告書) の閲覧用資料 平成30年4月1日～平成31年3月31 日分 他	10/12	開示		
234	浦124	10/1	建設局	技術管 理課	公共建築工事単価表 標準単価令和2年10月版、市場単 価令和2年10月版、標準単価令和3 年10月版(金額抜き)、市場単価令 和3年10月版(金額抜き) 建築工事、電気設備工事、機械設 備工事	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設 備)、標準単価(建築工事・電気設 備工事・機械設備工事) 令和2年 10月版(金入り) 他	10/4	開示		
235	浦125	10/1	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	・市内中学校の生徒が自殺した件 について 市内中学校がこの生徒の関連で市 教委に上げた全報告、市内中学校 と市教委、校長と教諭間のやりとり の記録、指導2課より各関係機関に 発出した文書一切 他	・教職員聞き取り調査結果 ・市内中学校聞き取り調査結果につ いて ・8月26日以降の市内中学校及び市教 委の対応が時系列で記録したもの ・ご遺族家訪問報告(10月31日、1月7 日、1月8日) 他	11/12	一部 開示	・平成30年度以降に該当校に在 籍していた生徒及び保護者の氏 名及び発言内容 ・教職員、生徒及び保護者の体 調及び相談内容 ・調査会が実施する、調査に係 る内容 ・警察との連携内容	第7条 第2号 第5号 第6号
236	岩29	10/5	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	特殊車両取締開始前後の打ち合わ せに出席した関係者が分かる関係 資料	・平成28年度 特殊車両通行に伴う 指導・取締りについて(文書番号・ 決済日特定) ・令和元年度 特殊車両通行に伴う 指導・取締りについて(文書番号・ 決済日特定)	10/8	開示		
237	岩30	10/5	環境局 環境共 生部	環境対 策課	振動規制法第16条(告示335号)に よる「さいたま市の振動規制」の関 係資料 併せて、さいたま市が振動規制を制 定した法的根拠が分かる資料	環環環対 6995 号 環境基本法の 規定に基づく騒音に係る環境基準 の類型を当てはめる地域の指定等	10/15	開示		
238	見38	10/5	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	区画整理地区界の変更によって編 入される土地について換地する際 に支障があるので地下埋設物の有 無を東武鉄道で調査した記録 廃棄された場合は廃棄がわかる記 録		10/19	不開 示		不存 在
239	大55	10/5	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	平成2年に確定を行った特定地の 水路実測図について、立ち会いに より取り交わした承諾書あるいは同 意書及び確定した際の図面、測量 データ、画像等資料	平成2年度水路実測図面(図面番 号特定)とそれに係る境界確認承 諾書	10/7	一部 開示	・境界確認承諾書の法人 印の印影 ・測量データ ・画像等資料	不存 在 第7条 第3号
240	浦127	9/28	保健福 祉局保 健所	疾病予 防対策 課	・疾病予防対策課の保健師の「2020年1月 ～2021年8月の各月について、労働時間 の長かった上位3名の当該月における各 日の勤務状況」及び「2021年1月～8月の 労働時間の長かった上位3名について、 2020年1月～2021年8月の各日の勤務状 況」がわかる文書(疾病予防対策課所有 分)	令和3年出勤簿(特定職員分)、時 間外・休日・夜間勤務命令書(令和 2年1月分～令和3年8月分)(特定 職員分)	10/19	一部 開示	職員番号、休暇の種別、休 暇の取得時間	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報 区 分
241	浦128	10/5	都市局 都市計 画部	都市公 園課	都市公園課が保有する常盤公園改修工事(令和元年より)の文化財に関するもの	「常盤公園改修予定区域内における埋蔵文化財の所在及びその取扱いについて(照会)」、「常盤公園改修計画に伴う埋蔵文化財の打合せ/文化財保護課」、「埋蔵文化財発掘の通知について/常盤公園改修工事」他	10/13	一部 開示	職員の組織内用メールアドレス	第7条 第7号
242	浦129	10/5	教育委 員会事 務局生 涯学習 部	文化財 保護課	文化財保護課が保有する常盤公園改修工事(令和元年より)の文化財に関するもの	「常盤公園改修予定区域内における埋蔵文化財の所在及びその取扱いについて(回答)」、「埋蔵文化財発掘の通知について(送付依頼)-浦和御殿遺跡-」、「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について(浦和御殿遺跡)」	10/13	開示		
243	岩31	10/7	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	北部建設事務所の土木管理課が特殊車両通行条件を変更した関係資料(今年3月に変更される前の全ての条件書)	・特殊車両通行許可に関する条件書(期間特定) ・特殊車両通行許可に関する条件書(期間特定)	10/21	開示		
244	岩32	10/7	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	南部建設事務所の土木管理課が特殊車両通行条件を変更した関係資料(今年3月に変更される前の全ての条件書)	特殊車両通行許可申請に係る条件書(文書番号・決済日特定)	10/28	開示		
245	岩33	10/7	議会局 議事調 査部	議事課	さいたま市がドクターカー導入に当たって議会に説明した際の議事録(ドクターカーに関する答弁につながる質問部分も必要。答弁の中で、ドクターカーに関する部分以外は不要。)	令和3年9月7日のさいたま市議会9月定例会の本会議記録(速報版)のうちp.5～p.6	10/18	開示		
246	西9	10/11	スポー ツ文化 局ス ポーツ 部	スポー ツ振興 課	記念総合体育館、浦和駒場体育館、大宮体育館、与野体育館、浦和西体育館、大宮武道館6施設の指定管理公募に係る資料。現指定管理者の応募時の事業計画書(5か年計画)、運営各年度の年間事業計画書(収支計画書含む)他	【記念総合体育館】 ・さいたま市記念総合体育館 指定管理者事業計画書 ・さいたま市記念総合体育館 平成30年度事業計画書 他	11/24	一部 開示	個人を特定できる写真の部分 氏名・個人を特定できる部分 ノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条 第2号 第3号
247	中104	10/11	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3361号布設替工事業者見積及び見積結果表	老第3361号布設替工事 見積書 老第3361号布設替工事 見積結果表	10/15	一部 開示	見積業者名、担当者印影、個人氏名	第7条 第2号 第3号
248	北12	10/11	建設局 北部建 設事務 所	建築指 導課	特定施設の建設リサイクル法関係書式(工程表)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出(様式第一号)(文書番号・届出日特定)の内、届出書、別表1、作業所案内図、施設平面図、全体工程表(案)。	10/15	一部 開示	個人の氏名	第7条 第2号
249	大56	10/13	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届 令和3年9月分事業報告書・財産目録・賃借対照表・損益計算書それぞれの閲覧用資料	9月/決算届(令和3年度)のうち事業報告書・財産目録・賃借対照表・損益計算書の閲覧用資料	10/19	開示		
250	岩34	10/14	財政局 財政部	資産経 営課	さいたま市所有の遊休地の総面積とその周辺の地価から割り出した場合の資産額が分かる関係資料 総面積(坪)と地価の総額、更にその土地から得られる固定資産税の総額が分かる資料	未利用地一覧(R3.8.1現在)100㎡以上	10/29	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
251	浦130	10/14	都市戦 略本部 行財政 改革推 進部		さいたま市と特定法人との包括協 定	さいたま市と特定法人との連携に 関する包括協定書(平成29年9月22 日締結)	10/19	開示		
252	見39	10/18	建設局 建築部	建築総 務課	令和2年度さいたま市建築審査会 の特定委員への依頼書・契約書・ 依頼金額等 特定委員とさいたま市の契約がわ かる資料全て	建建建総第4431号 さいたま市建築審 査会委員の委嘱及び任命について(平 成30年3月9日決裁) 建建建総第4444号 さいたま市建築審 査会委員委嘱状交付式の開催につい て(平成30年3月12日決裁)	10/29	開示		
253	中106	10/20	水道局 給水部	北部水 道建設 課	老第3034号布設替工事 業者見積及び見積結果表	老第3034号布設替工事 見積書 老第3034号布設替工事 見積結果 表	10/28	一部 開示	見積業者名、担当者・個人 氏名	第7条 第2号 第3号
254	中107	10/20	水道局 給水部	南部水 道建設 課	拡第5111号配水支管布設工事及 び市内消火栓設置(その10)工事 業者見積及び見積結果表	拡第5111号配水支管布設工事及 び市内消火栓設置(その10)工事 上記工事の業者見積及び見積結 果表	10/29	一部 開示	印影、企業名称、企業住 所、企業電話番号、企業代 表者名	第7条 第2号 第3号
255	見42	10/22	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	都ま区第2864号令和3年3月3日見 24にて行政情報一部開示決定され た関係機関協議/東武鉄道 平成12年10月12日の中に記述され ている東武鉄道地区編入検討図		11/5	不開 示		不存 在
256	岩35	10/25	保健福 祉局保 健所	新型コ ロナウ イルス ワクチ ン対策 室	新型コロナウイルスを接種したさい たま市民のうち、副反応(副作用) 疑いがある者として市が認知した事 例に関する文書、図画及び電磁的 記録	令和3年3月10日から令和3年10月 25日までに埼玉県を通じて厚生労 働大臣より通知された予防接種後 副反応疑い報告書の写し	11/8	一部 開示	個人の氏名、生年月日、報告者氏 名、報告者医療機関名、報告者電 話番号、報告者住所の一部、接種 場所医療機関名、接種場所住所の 一部、報告機関管理番号	第7条 第2号
257	岩36	10/26	財政局 財政部	財政課	次の事業の企画・立案で「クラウド ファンディング」において、外部に委 託した企業名及び委託料等に係る 一切が分かる関係資料 他	ふるさと納税支援サービス利用契 約変更契約書	11/9	一部 開示	・ふるさと納税支援サー ビス利用契約変更書の代表 者の印影に該当する部分 他	第7条 第3号
258	浦133	10/18	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	総務課	特定のNPO法人に対する補助金、 助成金、交付金等の行政情報 令和3年度に限る	・子子家総第854号事業開始及び 事業所の改修について(令和3年5 月31日決裁)、電話対応記録	11/1	一部 開示	NPO理事の勤務先会社 名、工事費の金額、工事費 の金額から算出される補助 金の金額、家賃の支払先、 見学先事業所名、見学予 定事業所の代表者名	第7条 第2号 第3号
259	浦134	10/26	教育委 員会事 務局生 涯学習 部	文化財 保護課	文化財保護課が保有する常盤公園 内のTP1、TP2に関する及び重機に 関するものを含む行政情報	・平成28年度 教生文第4453号 「常盤公園改修予定区域内におけ る埋蔵文化財の所在及びその取扱 いについて(回答)」 ・支出負担行為何書兼支出命令書 他	11/4	一部 開示	法人の口座情報及び印影	第7条 第3号
260	浦135	10/26	都市局 南部都 市・公 園管理 事務所	管理課	南部都市公園管理事務所管理課 が保有又は指定管理者が保有する 浦和球場の放置車両に関するもの	・警察への相談議事録 ・放置車両の所有者追跡資料 ・放置車両の査定依頼 ・放置車両の預託確認申請書 ・放置車両の査定結果 他	11/5	一部 開示	・警察署への相談議事録のうち、 「車両ナンバー」の部分 ・放置車両の所有者追跡資料の うち、「氏名」「住所」「車両ナン バー」の部分 ・放置車両の査定依頼のうち、 「氏名」「住所」「車両ナンバー」 の部分 他	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報 区分
261	桜7	10/27	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人の決算書(3期分) ・平成30年4月1日～平成31年3月31日 ・平成31年4月1日～令和2年3月31日 ・令和2年4月1日～令和3年3月31日 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、閲覧資料	特定医療法人の決算届のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料 ・平成30年4月1日～平成31年3月31日 ・平成31年4月1日～令和2年3月31日 ・令和2年4月1日～令和3年3月31日	11/7	開示		
262	浦137	10/28	都市局都市整備部	大宮駅東口まちづくり事務所	旧大宮図書館施設活用事業に関する ・協定、覚書等 ・同事業に伴う改修工事等についての行政情報	・旧大宮図書館自家用電気工作物に関する覚書 ・土地一時貸付契約について・増改築等の承認について(建物) ・増改築等の承認について(駐車場) ・旧大宮図書館建物(設備)不具合に関する協議のお願い 他	11/11	一部開示	個人の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、印影、経歴の一部、技術上の専門知識に関する情報、生産活動の状況に関する情報、営業、販売活動に関する情報の一部、印影	第7条第2号第3号
263	浦138	10/28	教育委員会事務局中央図書館	管理課	中央図書館管理課が保有する旧大宮図書館のアスベスト調査報告		11/10	不開示		不存在
264	岩37	10/29	建設局北部建設事務所	土木管理課	建北土第2043号にある特定部分について、そのような法的解釈に至った法律・政令・等の根拠についての関係資料		11/9	不開示		不存在
265	浦139	10/29	建設局南部建設事務所	土木管理課	南建土管課が保有する特定幼稚園の看板についての行政情報(撤去されたものを除く)	当該看板に対する対応経緯	11/12	一部開示	・通報者指名 ・当該幼稚園以外の名称及び看板に関する情報 ・各看板所有者への対応経緯	第7条第2号第3号
266	岩41	11/4	都市戦略本部都市経営戦略部		市広報による「新庁舎整備の基本理念」において、「維持管理費など、使用年数を前倒して新庁舎を整備することで縮減が可能であることがわかりました」とあるが、施設を使用する期間を5年早める合理的説明関係資料	本庁舎整備等に係る基本的な考え方(令和3年2月)	11/11	開示		
267	岩42	11/4	財政局財政部	庁舎管理課	市広報による「新庁舎整備の基本理念」において、「維持管理費など、使用年数を前倒して新庁舎を整備することで縮減が可能であることがわかりました」とあるが、鉄筋の腐食等が見分できる写真等の調査報告書	報告書のうち、鉄筋の腐食及び漏水が確認できる写真(各1点)が掲載されている箇所、コンクリート強度に関する調査結果データが掲載されている箇所	11/16	開示		
268	岩43	11/8	建設局北部建設事務所	土木管理課	特殊車両通行条件として発行する「添付紙の条件書」及び「申請条件を入力すると通行時間21時～6時までとする。」と印字され、自動的にシステムから発行される条件書。また、条件書が発行される「入力条件である車両の仕様等」が分かる資料。	・特殊車両通行許可にかかる条件書 ・道路局道路交通管理課長通達(建設省道交発第62号 昭和52年8月11日)	11/15	開示		
269	見44	11/4	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	東武鉄道と大和田駅に関してさいたま市(旧大宮市)が協議した記録 平成9年度から平成14年度までの期間		11/18	不開示		不存在
270	大61	11/9	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和3年10月分 事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	10月/決算届(令和3年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	11/15	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
271	中125	11/10	水道局給水部	南部水道建設課	幹線364号(φ500mm)配水本管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表 仮設鋼材賃料算出根拠	幹線364号(φ500mm)配水本管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	11/18	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名、企業担当者名、見積もりを特定する番号	第7条第2号第3号
272	中126	11/10	水道局給水部	北部水道建設課	老第3307号布設替工事及び市内消火栓設置(その2)工事 上記工事の業者見積及び見積結果表 仮設鋼材賃料算出根拠	老第3307号布設替工事及び市内消火栓設置(その2)工事 見積書 老第3307号布設替工事及び市内消火栓設置(その2)工事 見積結果表 仮設鋼材賃料算出根拠 資料	11/22	一部開示	見積業者名、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
273	中127	11/10	水道局給水部	北部水道建設課	拡第5103号配水支管布設工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	拡第5103号配水支管布設工事 見積書 拡第5103号配水支管布設工事 見積結果表	11/22	一部開示	・見積業者名、見積もり番号 ・担当者印影、個人氏名	第7条第2号第3号
274	中128	11/10	水道局給水部	北部水道建設課	金重配水場応急給水施設設置工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	金重配水場応急給水施設設置工事 見積書、見積結果表	11/22	一部開示	見積業者名、担当者印影 個人氏名	第7条第2号第3号
275	岩45	11/11	建設局北部建設事務所	土木管理課	・特殊車両の許可条件について、これまで市民に提出した関係資料全て ・9月28日に国土交通省から電話を受けた内容とさいたま市が説明した内容の全ての議事録	・条件書(H27.2~H30.12) ・条件書(H31.1~R3.3) ・条件書(R3.4.1~)	11/15	開示		
276	北13	11/12	環境局環境共生部	環境対策課	さいたま市生活環境の保全に関する条例第80条第1項「特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書」一式 ・土地改変に係る事業の名称:特定法人大宮公園施設解体工事	環境環対第612号:特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書/北区盆裁町(令和3年4月20日收受、令和3年4月23日供覧)	11/25	一部開示	法人の代表者印、製図した業者の法人社名	第7条第3号
277	浦142	11/12	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	さいたま市記念総合体育館に係る2017年指定管理者公募時の募集要領及び仕様書、現指定管理者が提出した事業計画書及び収支計画書 事業報告書及び収支報告書 平成29年度~令和2年度	・さいたま市記念総合体育館 指定管理者募集要項 ・さいたま市記念総合体育館指定管理者業務仕様書 ・さいたま市記念総合体育館 指定管理者事業計画書 ・収支予算書・収支予算積算書 他	12/24	一部開示	氏名、個人を特定できる写真の部分、氏名個人を特定できる部分、ノウハウや独自の提案が含まれる部分、	第7条第2号第3号
278	浦143	11/12	総務局総務部	行政透明推進課	ファイル基準表を公開しなくなった理由や経緯がわかるもの	・総総行透第004254号ホームページコンテンツ等の変更について(令和2年3月18日決裁) ・総総行透第001265号ホームページコンテンツ等の変更について(令和2年8月20日決裁)	11/25	開示		
279	浦144	11/12	水道局業務部	南部水道営業所	北浦和公園内徒渉池における流水事故に関するもの		11/19	不開示		不存在
280	浦145	11/12	教育委員会事務局管理部	教育財務課	経費別に公費・私費負担がわかるもの (教育に関するもの)	学校財務事務の手引き(平成30年6月)4ページ	11/24	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
281	西10	11/15	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届【閲覧用資料】 令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日) (1)事業報告書(2)財産目録(3)貸借対照表(4)損益計算書	医療法人決算届のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料 ・特定医療法人(令和2年4月1日から令和3年3月31日) ・特定医療法人(令和2年4月1日から令和3年3月31日) 他	11/24	開示		
282	岩46	11/16	環境局環境共生部	環境対策課	特定事業者の原因による特定地域で騒音を測定した実績の分かる関係資料		11/26	不開示		不存在
283	南27	11/16	消防局南消防署	東浦和出張所	特定日・特定地で発生した火災において死者の発生有無が判明する書類	文書記号番号:消南東3872 件名:火災調査書(平成31年3月19日 市65号) 決裁日:令和元年7月17日 上記件名の文書のうち、火災調査書	11/29	一部開示	火元情報の一部、焼損状況の一部、発見状況、初期消火状況、死傷者の発生状況、出火原因の一部	第7条第2号第5号
284	浦149	11/16	監査委員会事務局	監査課	2021年度に保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業で行った一般・特別指導監査にかかる文書・口頭指導など内容のわかる文書。11月16日までに結果通知済みのもの。	・(特定小規模保育事業所)令和3年度社会福祉施設等指導監査の結果について(通知) ・(特定保育園)令和3年度社会福祉施設等指導監査の結果について(通知) 他	11/30	一部開示	令和3年度社会福祉施設等指導監査の結果について(通知)(文書番号:保福監第1254号)(件名:令和3年度社会福祉法人等指導監査の結果について 他	第7条第3号
285	大62	11/18	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	さいたま市大宮体育館指定管理者について 1.提案書(または事業計画書)(現指定管理者公募時のもの)、2.事業報告書(収支明記)、3.建築・設備(空調・衛生含む)各種図面(平面図、立面図、仕様書・特記仕様書など)、4.設備機器一覧表、施設維持管理に関する実績表 他	【大宮体育館】 ・さいたま市大宮体育館 指定管理者事業計画書 ・平成30年度 さいたま市大宮体育館 年次報告書 他	12/28	一部開示	氏名・個人を特定できる写真の部分 氏名・個人を特定できる部分 ノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条第2号第3号
286	浦151	11/17	財政局税務部	固定資産税課	さいたま市の所有者不明土地及び空屋等における市、10区役所の関わりについて令和元年度から令和2年度別に係る固定資産及び固定資産評価額に係る土地と家屋に分けての各不明地別の状況が分かる関連文書、国・県からの調査書 他		11/22	不開示		不存在
287	浦152	11/17	都市局都市計画部	都市総務課	さいたま市の所有者不明土地及び空屋等における市、10区役所の関わりについて令和元年度から令和2年度別に係る件数に基づく土地面積調査状況が分かる関連文書、国から「国庫帰属」に係る協議寄附扱い状況が分かる関連文書 他	・都計都総第774号 所有者不明土地の土地所有者等の探索等に関するニーズ調査(令和元年7月31日決裁) ・都計都総第1028号 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る施行状況調査について(令和2年8月17日決裁) 他	12/1	一部開示	・民間企業の個人メールアドレス・民間企業の組織メールアドレス・国及び県の組織及び個人メールアドレス・市の個人メールアドレス、イントラネットアドレス及びパスワード	不存在第7条第2号第3号第5号第7号
288	浦153	11/17	環境局環境共生部	環境創造政策課	さいたま市の所有者不明土地及び空屋等における市、10区役所の関わりについて平成30年分の家屋の存在件数状況が分かる関連文書、国から「国庫帰属」に係る協議寄附扱い状況が分かる関連文書 他	・【埼玉県・情報提供】平成30年住宅・土地統計調査結果(埼玉県分の概要)について(令和2年1月9日收受、令和2年1月20日供覧) 他	11/26	一部開示	・市は国から「国庫帰属」に係る協議寄附扱い状況が分かる関連文書 他	不存在
289	浦154	11/17	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	さいたま市体育館・武道館・浦和駒場体育館指定管理者について 1.提案書(または事業計画書)(現指定管理者公募時のもの)、2.事業報告書(収支明記)、3.建築・設備(空調・衛生含む)各種図面(平面図、立面図、仕様書・特記仕様書など) 他	・(浦和駒場体育館)指定管理者事業計画書 ・平成30年度 さいたま市浦和駒場体育館指定管理者事業報告書 ・平成31年(令和元年)度 さいたま市浦和駒場体育館指定管理者事業報告書 他	12/28	一部開示	氏名・個人を特定できる写真の部分 氏名・個人を特定できる部分 ノウハウや独自の提案が含まれる部分	第7条第2号第3号
290	浦161	11/18	総務局総務部	法務・コンプライアンス課	事務処理ミス及び事件・事故の状況についてに関する情報伝達シート等前回請求より直近まで	No.1 保健福祉局 新型コロナウイルスワクチン対策室 情報伝達シート(0305001) 様式1 事務処理ミス等再発防止検討状況報告書 他	12/1	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
291	浦162	11/18	建設局 南部建設事務 所	下水道 管理課	浄化槽使用者に対し、下水道使用料を誤賦課し返還した行政情報誤賦課の期間は平成16年5月～令和3年8月	・建南下管第2538号下水道使用料返還決定通知書について(令和3年10月15日決裁) ・【第1報】情報伝達シート(下水道使用料の誤徴収) ・【第2報】情報伝達シート(下水道使用料の誤徴収)	12/1	一部 開示	住所、氏名、使用水量、使用者番号、収納金額、収納日、口座情報、下水道台帳、現地写真	第7条 第2号
292	浦163	11/18	建設局 土木部	道路環 境課	市民からの要望の現況の調査及び対応についての行政情報職員が現場を調査したことがわかるもの	・「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」に基づく要請について(令和2年9月30日付) ・令和2年11月17日スケジュールの文書 他	12/2	一部 開示	スケジュールの文書の訪問者名	第7条 第2号 第7号
293	浦157	11/17	水道局 給水部	水道計 画課	水道事業の水道管の具体的な老朽、漏水対応、対策状況が分かる関連文書 他	水給計第321号 大都市水道事業管理者会議における令和4年度国家予算に対する要望書(要望書案2校)の確認等について(回答)(令和3年4月27日決裁)	11/30	開示		
294	浦158	11/17	水道局 業務部	水道財 務課	水道事業の2021年度(3年度)別の予算、決算状況が分かる関連文書 他	令和3年度さいたま市水道事業会計予算及び予算説明書	11/30	一部 開示	水道事業の2021年度の決算状況が分かる文書 他	不在
295	浦159	11/17	水道局 業務部	経営企 画課	民営化に伴う業者選定、入札等の基準提案状況が分かる関連文書。 他	令和2年度水道事業年報の一部(P27 第4章業務統計 1年間総給水量の適正分析)	11/26	一部 開示	民営化に伴う業者選定、入札等の基準提案状況が分かる関連文書	不在
296	浦160	11/17	教育委員 会事務局学 校教育部	健康教 育課	さいたま市における2019年度・2020年度(令和2年度)の小・中・高学生の「不登校学生」「自殺者」「コロナ禍感染者」の関りについて ・2019年度・2020年度別に係る小・中・高学生別のコロナ禍感染者数調査状況が分かる関連文書 他	・令和2年度 市立学校児童生徒の新型コロナウイルス感染状況 ・新型コロナウイルス感染症に対応したさいたま市学校教育活動実施マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021. 3. 23第6版) 他	11/25	一部 開示	・2019年度小、中、高学生別のコロナ禍感染者数調査状況が分かる関連文書 ・公表状況が分かる市報等関連文書	不在
297	浦164	11/17	教育委員 会事務局学 校教育部	総合教 育相談 室	さいたま市における2019年度・2020年度(令和2年度)の小・中・高学生の「不登校学生」「自殺者」「コロナ禍感染者」の関りについて ・2019年度・2020年度別に係る30日以上「不登校」とみなされた小・中学生児童生徒別に係る調査比較状況が分かる関連文書 他	・校種別、長期欠席者数及び不登校児童生徒数(平成30年度～令和2年度) ・保護者啓発資料「子どものサインに気づいたら」の配布について 他	12/1	一部 開示	・国、埼玉県に対する調査書、要望書等、相談体制の対応、対策等の提出状況が分かる関連文書 ・公表状況が分かる市報等関連文書	第7条 第2号 不在
298	浦165	11/17	教育委員 会事務局学 校教育部	指導2 課	さいたま市における2019年度・2020年度(令和2年度)の小・中・高学生の「不登校学生」「自殺者」「コロナ禍感染者」の関りについて ・2019年度・2020年度別に係る小・中学生別及び児童生徒別自殺数別調査状況が分かる関連文書 他	・令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 ・令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 ・学校宛通知文	12/1	一部 開示	・令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 ・令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	第7条 第1号
299	浦166	11/17	教育委員 会事務局学 校教育部	高校教 育課	さいたま市における2019年度・2020年度(令和2年度)の小・中・高学生の「不登校学生」「自殺者」「コロナ禍感染者」の関りについて ・2019年度・2020年度別に係る高学生別及び児童生徒別自殺数別調査状況が分かる関連文書 他	・令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 ・令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 ・学校宛通知文 他	12/1	一部 開示	・令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 ・令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	第7条 第1号
300	浦167	11/19	建設局	技術管 理課	令和2年10月版 さいたま市公共工事単価表-市場単価 令和2年10月版 さいたま市公共工事単価表-標準単価(建築、電気設備、機械設備)	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設備) 令和2年10月版(金入り) 標準単価(建築工事) 令和2年10月版(金入り) 他	11/24	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
301	浦168	11/19	財政局 税務部	税制課	固定資産税評価修正決定取消請求控訴事件及び原審の判決文書(裁判所名、判決日、番号特定)	固評委第49号「固定資産税評価修正決定取消請求事件の判決について」(令和3年3月29日供覧) 固評委第157号「固定資産税評価修正決定取消請求控訴事件の判決について」(令和3年11月19日供覧)	12/3	一部開示	納税者が特定される地方税に関する情報(評価額、評価額算出の根拠となる数字、物件が特定される情報)	第7条第2号
302	浦169	11/19	経済局 商工観光部	経済政策課	2020年度入札物件の施行体系図 対象物件:大規模改修工事、外壁改修工事、防水改修工事、橋梁塗装改修工事(件名が「改修工事」となっている物件のみ) 請求項目:工事名称、落札会社名、塗装工事施工会社名、防水工事施工会社名	産業文化センター屋上・外壁・天井改修工事 施工体系図	11/30	一部開示	個人の氏名	第7条第2号
303	浦170	11/19	教育委員会事務局 管理部	学校施設課	2020年度入札物件の施行体系図 対象物件:大規模改修工事、外壁改修工事、防水改修工事、橋梁塗装改修工事(件名が「改修工事」となっている物件のみ) 請求項目:工事名称、落札会社名、塗装工事施工会社名、防水工事施工会社名	宮原中学校屋上防水・外壁改修工事 工事作業所災害防止協議会兼施工体制図	11/30	一部開示	統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、書記、監理技術者、安全衛生責任者、主任技術者の氏名	第7条第2号
304	浦171	11/19	水道局 業務部	北部水道営業所	2020年度入札物件の施行体系図 対象物件:大規模改修工事、外壁改修工事、防水改修工事、橋梁塗装改修工事(件名が「改修工事」となっている物件のみ) 請求項目:工事名称、落札会社名、塗装工事施工会社名、防水工事施工会社名	北部水道営業所庁舎等改修工事(屋上防水) 施工体系図 他	11/30	一部開示	施工体系図記載の元請等会社に所属する者の氏名	第7条第2号
305	浦172	11/19	水道局 給水部	水質管理課	2020年度入札物件の施行体系図 対象物件:大規模改修工事、外壁改修工事、防水改修工事、橋梁塗装改修工事(件名が「改修工事」となっている物件のみ) 請求項目:工事名称、落札会社名、塗装工事施工会社名、防水工事施工会社名	・水道総合センター改修工事(外壁・内部(床))の施工体系図 ・水道総合センター改修工事(空調設備)の施工体制図	11/30	一部開示	施工体系図のうち「氏名」の部分	第7条第2号
306	中130	11/22	建設局 南部建設事務所	下水道管理課	特定地の住宅建築地の排水の施工業者がわかる資料 資料名:排水設備等完成届、排水設備等計画確認申請書	・令和2年12月28日受付 確認番号4511の排水設備等完成届 ・平成30年11月19日受付 確認番号4511の排水設備等計画確認申請書	11/25	一部開示	申請者の電話番号、法人の代表者印、排水設備責任技術者氏名、工事資金区分、水道使用番号、メーター番号	第7条第2号第3号
307	中131	11/22	水道局 給水部	北部水道建設課	老第3324号布設替工事 上記工事の業者見積及び見積結果表	老第3324号布設替工事 見積及び見積結果表	11/30	一部開示	・見積業者名・担当者名・所在地・連絡先・印影・見積徴収番号	第7条第2号第3号
308	岩47	11/22	経済局 商工観光部	商業振興課	「さいたま市応援プレミアム付商品券を発行します」と市議の報告にある。「額面13,000円の商品券を10,000円で販売」とあるが、商品券に要する印刷代やそのための経費がどれくらいかかっているの分かる資料。また、取扱店との基準と店舗数の分かる資料。	予算要求時に作成した、委託料内訳の想定資料 令和3年度さいたま市プレミアム付商品券発行事業約款	11/30	開示		
309	見45	11/22	市長公室	広聴課	複数の場所以で行われた令和3年度のさいたま市タウンミーティングの録音 すべての場所の録音	1023 緑区(令和3年度さいたま市タウンミーティング(緑区))、1023 桜区(令和3年度さいたま市タウンミーティング(桜区))、211026.1829(令和3年度さいたま市タウンミーティング(南区)) 他	1/5	一部開示	個人の声、氏名、学校名、学年、年齢	第7条第2号第5号
310	見46	11/24	水道局 給水部	北部水道建設課	開示文書 見積結果比較表及び見積書の写し 工事名 老第3307号布設替工事及び市内消火栓設置(その2)工事 担当課 給水部北部水道建設課	老第3307号布設替工事及び市内消火栓設置(その2)工事 見積書 老第3307号布設替工事及び市内消火栓設置(その2)工事 見積結果表	11/29	一部開示	見積業者名、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
311	岩48	11/24	総務局 総務部	総務課	さいたま市「文書規定」等に関する資料の全て	・さいたま市文書管理規則のうち、様式部分 ・さいたま市公文例規程のうち、別記部分	11/30	一部 開示	・さいたま市文書管理規則のうち、様式以外の条文部分 ・さいたま市公文例規程のうち、別記以外の条文部分	第2条 第2号
312	大64	11/25	保健福 祉局保 健所	新型コ ロナウ イルス ワクチ ン対策 室	新型コロナウイルスワクチンを接種したさいたま市民のうち、副反応疑いがある者として本請求到達日までに貴庁が認知した事例に関する情報が記載された文書、図画及び電磁的記録	令和3年3月10日から令和3年10月25日までに埼玉県を通じて厚生労働大臣より通知された予防接種後副反応疑い報告書の写し	12/7	一部 開示	個人の氏名、生年月日、報告者氏名、報告者医療機関名、報告者電話番号、報告者住所の一部、接種場所医療機関名、接種場所住所の一部、報告機関管理番号、件数	第7条 第2号
313	浦173	11/25	保健福 祉局長 寿応援 部	高齢福 祉課	・西楽園のような施設の名称(センター各区分)5〜何か所について全て。指定管理者の名前と開始された時からどのように。・西楽園の入場者の数のリスト。断った入場者の数を①〜⑦。他に有るもの。R1〜R3.10月	・各老人福祉センター、健康福祉センターの指定管理者 ・利用状況ワークシート	12/8	一部 開示	西楽園入場者の数リスト、断った入場者数	不存在
314	浦174	11/26	保健福 祉局保 健部	大宮聖 苑管理 事務所	旧大宮市長と特定自治会長との大宮聖苑の建設に伴う「新大宮聖苑(仮称)建設に伴う協定書」	新大宮聖苑(仮称)建設に伴う協定書	12/6	一部 開示	自治会長の氏名、自治会長印	第7条 第2号
315	浦175	11/30	財政局 税務部	税制課	さいたま地方裁判所令和3年3月24日判決(固定資産評価修正決定取消請求事件)及び東京高等裁判所令和3年11月17日判決(固定資産評価修正決定取消請求控訴事件)に係る各判決書	固評委第49号「固定資産税評価修正決定取消請求事件の判決について」(令和3年3月29日供覧) 固評委第157号「固定資産税評価修正決定取消請求控訴事件の判決について」(令和3年11月19日供覧)	12/9	一部 開示	納税者が特定される地方税に関する情報(評価額、評価額算出の根拠となる数字、物件が特定される情報)	第7条 第2号
316	浦176	11/30	水道局 給水部	北部水 道建設 課	設計業務の手引 第7章 積算業務(令和3年11月30日改訂)	設計業務の手引 第7章 積算業務(令和3年11月30日改訂)	12/3	開示		
317	岩49	12/3	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	北部土木管理課と国土交通省からの電話の記録の関係資料	国交省との電話記録	12/8	開示		
318	浦177	12/2	総務局 危機管 理部	防災課	防災無線の運用に関する要綱手引き等警察からの依頼を放送しなかったもの	さいたま市防災行政無線局管理運用規程 さいたま市防災行政用固定系無線局運用細則 防災行政無線放送基準	12/10	一部 開示	警察からの依頼を放送しなかったもの	不存在
319	西11	12/3	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届【閲覧用資料】令和1年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日) (1)事業報告書(2)財産目録(3)貸借対照表(4)損益計算書	医療法人決算届のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料 ・特定医療法人(平成31年4月1日から令和2年3月31日)	12/9	開示		
320	中133	12/3	建設局 南部建 設事務 所	建築指 導課	特定地における建築基準法第43条第2項第2号(旧建築基準法第43条第1項ただし書き)の規定による許可申請書の第1面、第2面について	特定地における建築基準法第43条第2項第2号(旧建築基準法第43条第1項ただし書き)の規定による許可申請書の第一面、第二面について	12/14	一部 開示	申請者の氏名、フリガナ、印影、郵便番号、住所、電話番号	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
321	大67	12/6	農業委員会事務局	農業振興課	・農地法30条第1項に規定する「利用状況調査」を行う上でのさいたま市の定めた運用マニュアル及び判定基準 ・上記の方法で行った特定農地の調査結果(遊休農地の判断)が記載された文書もしくは報告書(法で定められた保存期間分)	「利用状況調査マニュアル」中の「さいたま市農業委員会農地利用状況調査等実施要領(平成29年3月24日制定)」他	12/16	開示		
322	大68	12/7	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和3年11月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	11月/決算届(令和3年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	12/10	開示		
323	浦178	11/29	総務局危機管理部	危機管理課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	・全庁掲示板(件名:【お知らせ】猿徘徊情報(環境対策課の情報提供)) ・危機管理当直勤務職員宛メモ	12/9	一部開示	環境対策課の公用携帯電話番号	第7条第5号
324	浦179	11/29	子ども未来局幼児未来部	幼児政策課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	・令和3年11月に市内に出没したサルに関する情報を幼稚園に情報提供した記録 ・令和3年11月に市内に出没したサルに関する情報を認可外保育施設に情報提供を行った際のメール2件他	12/12	開示		
325	浦180	11/29	子ども未来局子ども育成部	青少年育成課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	令和3年11月4日付け送信メールの下書き「さいたま市青少年育成課です【お知らせ】猿徘徊情報です」	12/9	開示		
326	浦181	11/29	子ども未来局子ども育成部	子育て支援政策課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	猿徘徊情報について(令和3年11月4日メール) 【情報共有】猿徘徊情報について(令和3年11月4日メール) (周知依頼)猿徘徊情報について(令和3年11月4日メール) 他	12/10	開示		
327	浦182	11/29	子ども未来局幼児未来部	保育課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	・令和3年11月に市内に出没したサルに関する情報を私立保育所・地域型保育事業所・認定こども園に情報提供した記録 ・令和3年11月に市内に出没したサルに関する情報を私立保育所・地域型保育事業所・認定こども園に情報提供したメール2件	12/13	開示		
328	浦183	11/29	環境局環境共生部	環境対策課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	・令和3年11月4日 サルの目撃情報及び対応状況、移動ルート ・令和3年11月5日 サルの目撃情報及び対応状況、移動ルート ・令和3年11月26日 サルの目撃情報及び対応状況 他	12/9	一部開示	目撃情報及び対応状況に含まれる個人の氏名	第7条第2号
329	浦184	11/29	都市局南部都市・公園管理事務所	管理課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	報道対応連絡票、報道機関取材対応報告票	12/9	一部開示	報道対応連絡票のうち、「氏名」「携帯電話番号」の部分	第7条第2号
330	浦185	11/29	見沼区役所健康福祉部	支援課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	12/13	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報 区 分
331	浦186	11/29	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	・令和3年11月4日、5日作成文書「南区・緑区 サル徘徊事案」 ・令和3年11月26日作成文書「蓮田市黒浜地内 サル徘徊事案」 他	12/10	一部開示	Sネット学校掲示板イントラネットアドレス	第7条第7号
332	浦187	12/7	保健福祉局保健部	大宮聖苑管理事務所	20年前の大宮聖苑建設に際しての元大宮市長と染谷自治会長との協定書・全文	新大宮聖苑(仮称)建設に伴う協定書	12/13	一部開示	自治会長の氏名、自治会長印	第7条第2号
333	浦188	11/29	見沼区役所区民生活部	総務課	令和3年11月にさいたま市内に出没したサルに関する行政情報(会議等も含む)	見沼区役所警備日誌(令和3年11月27日)のうち、出没したサルに関する部分	12/13	一部開示	・警備員氏名及び印影、警備室受付者印影 ・防災課当番員連絡先	第7条第2号第5号
334	浦189	12/7	西区役所区民生活部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍謄本・住民票等職務上請求書(期間特定)		12/14	不開示		不存在
335	浦190	12/7	西区役所区民生活部	馬宮支所	特定行政書士名で請求された戸籍謄本・住民票等職務上請求書(期間特定)		12/14	不開示		不存在
336	浦191	12/7	西区役所区民生活部	植水支所	特定行政書士名で請求された戸籍謄本・住民票等職務上請求書(期間特定)		12/14	不開示		不存在
337	浦192	12/7	西区役所区民生活部	三橋支所	特定行政書士名で請求された戸籍謄本・住民票等職務上請求書(期間特定)		12/14	不開示		不存在
338	浦193	12/7	北区役所区民生活部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍謄本・住民票等職務上請求書(期間特定)		12/16	不開示		不存在
339	浦194	12/7	北区役所区民生活部	日進支所	特定行政書士名で請求された戸籍謄本・住民票等職務上請求書(期間特定)		12/13	不開示		不存在
340	浦195	12/7	北区役所区民生活部	宮原支所	特定行政書士名で請求された戸籍謄本・住民票等職務上請求書(期間特定)		12/15	不開示		不存在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
341	浦196	12/7	大宮区 役所区 民生活 部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/14	不開 示		不存 在
342	浦197	12/7	大宮区 役所区 民生活 部	大宮駅 支所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/16	不開 示		不存 在
343	浦198	12/7	見沼区 役所区 民生活 部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/20	不開 示		不存 在
344	浦199	12/7	見沼区 役所区 民生活 部	片柳支 所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/16	不開 示		不存 在
345	浦200	12/7	見沼区 役所区 民生活 部	七里支 所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/14	不開 示		不存 在
346	浦201	12/7	見沼区 役所区 民生活 部	春岡支 所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/15	不開 示		不存 在
347	浦202	12/7	見沼区 役所区 民生活 部	東大宮 支所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/14	不開 示		不存 在
348	浦203	12/7	中央区 役所区 民生活 部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)	職務上請求書	12/20	一部 開示	「請求に係る者の氏名」欄 及びフリガナ欄、「本籍地・ 住所」欄、「筆頭者の氏名、 世帯主の氏名」欄、依頼者 の氏名又は名称、職印	第7条 第2号 第3号
349	浦204	12/7	桜区役 所区民 生活部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/21	不開 示		不存 在
350	浦205	12/7	桜区役 所区民 生活部	土合支 所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/15	不開 示		不存 在

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
351	浦206	12/7	桜区役 所区民 生活部	大久保 支所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/14	不開 示		不存 在
352	浦207	12/7	浦和区 役所区 民生活 部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/15	不開 示		不存 在
353	浦208	12/7	南区役 所区民 生活部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/17	不開 示		不存 在
354	浦209	12/7	南区役 所区民 生活部	谷田支 所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/13	不開 示		不存 在
355	浦210	12/7	緑区役 所区民 生活部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/16	不開 示		不存 在
356	浦211	12/7	緑区役 所区民 生活部	三室支 所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/10	不開 示		不存 在
357	浦212	12/7	緑区役 所区民 生活部	美園支 所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/15	不開 示		不存 在
358	浦213	12/7	岩槻区 役所区 民生活 部	区民課	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/16	不開 示		不存 在
359	浦214	12/7	岩槻区 役所区 民生活 部	東岩槻 支所	特定行政書士名で請求された戸籍 謄本・住民票等職務上請求書(期 間特定)		12/14	不開 示		不存 在
360	西12	12/9	市民局 市民生 活部	コミュニ ティ推 進課	西部文化センターに関する以下の書類 ・情報事業計画書(直近5カ年) ・事業報告書(直近5カ年) ・公募時の提案書 ・収支報告書(直近5カ年) ・その他利用状況、実施事業が分かる一 覧	平成29～令和3年度年度事業計画 書(馬宮G)平成28～令和2年度年 度事業報告書(馬宮G)、さいたま市 馬宮コミュニティセンター外3施設指 定管理者事業計画書	1/11	一部 開示	・事業報告書の役員・評議 員名簿のうち、主な略歴 ・事業報告書及び公募時の 提案書のうち、個人が写っ ている写真	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示情 報区 分
361	南18	12/9	スポーツ文化局文化 部	文化振 興課	さいたま市文化センターに関する以下の 書類 ・情報事業計画書(直近5カ年) ・事業報告書(直近5カ年) ・公募時の提案書 ・収支報告書(直近5カ年) ・その他利用状況、実施事業が分かる一 覧	さいたま市文化センターに関する以下の 書類 ・情報事業計画書(直近5カ年) ・事業報告書(直近5カ年) ・公募時の提案書 ・収支報告書(直近5カ年) ・その他利用状況、実施事業が分かる一 覧	1/17	一部 開示	・さいたま市文化センター 指定管理者事業報告書 (平成28年度から令和2年 度)のうち、「研修参加者」 及び選付報告書における 「利用者名」の一部、「申請 番号」他	第7条 第2号
362	大69	12/10	保健福 祉局福 祉部	生活福 祉課	当該施設に委託して生活保護の生 活指導を実施した事例数 各施設、 各年度毎 上記事例の実施状況についてどの ように評価しているか。	被保護者統計のうち、第5表にかか る集計表	12/22	一部 開示	実施状況についての評価	不存 在
363	桜8	12/9	スポーツ文化局文化 部	文化振 興課	ブラザウエストに関する以下の書類 ・事業計画書(直近5カ年) ・事業報告書(直近5カ年) ・公募時の提案書 ・収支報告書(直近5カ年) ・その他利用状況、実施事業が分 かる一覧	ブラザウエストに関する以下の書類 ・事業計画書(直近3カ年) ・事業報告書(直近3カ年) ・公募時の提案書 ・収支報告書(直近3カ年) ・その他利用状況、実施事業が分 かる一覧	1/17	一部 開示	・さいたま市地域中核施設 ブラザウエスト指定管理者 事業報告書(平成30年度 から令和2年度)のうち、 「研修参加者」及び選付報 告書における「利用者名」 の一部、「申請番号」他	第7条 第2号
364	大70	12/10	市民局 市民生 活部	コミュニ ティ推 進課	大宮工房館に関する以下の書類 ・事業計画書(直近3カ年) ・事業報告書(直近3カ年) ・公募時の提案書 ・収支報告書(直近3カ年) ・その他利用状況、実施事業が分 かる一覧	・令和元～3年度事業計画書(東大 宮G)、平成30～令和2年度事業報 告書(東大宮G)、さいたま市東大宮 コミュニティセンター外4施設指定 管理者事業計画書	1/11	一部 開示	・事業報告書の役員・評議員 名簿のうち、主な略歴 ・事業報告書及び公募時の 提案書のうち、個人が写っ ている写真	第7条 第2号
365	浦215	12/10	都市戦 略本部 未来都 市推進 部		さいたま市の地下鉄7号延伸プロジェクト の関りについて。 ・市は国土交通省への国の施策・予算に 対する提案・要望について平成30年6月か ら令和3年6月末まで7件に係る国土交通 省から回答書・協議対応、対策等状況が 分かる関連文書 他	・平成31年度政府予算案における要望事 項の反映状況調査について ・令和2年度政府予算案における要望事 項の反映状況調査について ・令和3年度政府予算案における要望事 項の反映状況調査について 他	12/21	開示		
366	緑9	12/13	スポーツ文化局文化 部	文化振 興課	ブラザイストに関する以下の書類 ・事業計画書(直近3カ年) ・事業報告書(直近3カ年) ・公募時の提案書 ・収支報告書(直近3カ年) ・その他利用状況、実施事業が分 かる一覧	ブラザイストに関する以下の書類 ・事業計画書(直近3カ年) ・事業報告書(直近3カ年) ・公募時の提案書 ・収支報告書(直近3カ年) ・その他利用状況、実施事業が分 かる一覧	1/17	一部 開示	さいたま市地域中核施設 ブラザイスト指定管理者事 業報告書(平成30年度から 令和2年度)のうち、「研修 参加者」及び選付報告書に おける「利用者名」の一部、 「申請番号」他	第7条 第2号
367	浦217	12/14	経済局 農業政 策部	農業環 境整備 課	特定日に農業環境整備課より提供 を受けた特定地に関する複製図の 原因		12/27	不開 示		不存 在
368	大74	12/15	市民局 区政推 進部		大宮区役所地下駐車場の障害者 施設工事に関する ・請負契約書 ・工事計画書		12/27	不開 示		不存 在
369	北14	12/15	都市局 都市計 画部	自転車 まちづ くり推 進課	さいたま市放置自転車撤去業務 (南部) 入札結果	さいたま市放置自転車撤去業務 (南部) 入札結果	12/27	一部 開示	予定価格、最低制限価格、 入札書比較価格、最低制 限比較価格	第7条 第5号
370	浦218	12/15	保健福 祉局保 健部	健康増 進課	担当委員会の委員の選定理由、職 業、発言内容(市より提出の資料 類)	・さいたま市公の施設の指定管理 者の指定の手續等に関する条例 ・指定管理者事務処理マニュアル ・令和元年度さいたま市保健福祉 局指定管理者審査選定委員会 委 員名簿 他	12/28	一部 開示	・さいたま市公の施設の指定管 理者の指定の手續等に関する 条例 ・指定管理者事務処理マニユ アル ・令和元年度第1回さいたま市 保健福祉局指定管理者審査選 定委員会 議事概要 他	第2条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
371	中136	12/17	水道局業務部	給水装置課	小中学校飲用水直結化推進事業参考数量表に金額が入ったもの、代価表等の開示できるもの一切及び経費率(共通・現場管理・一般管理費)2021年	小中学校飲用水直結化推進事業(市内小中学校)令和3年度(金入り工事設計書一式)	12/22	開示		
372	浦221	12/20	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	産業廃棄物対策課が保有する本太5丁目の煙突に関する行政情報	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告の徴取について(通知) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告 ・特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書 ・廃石綿搬出搬入写真送付のご案内 他	1/28	一部開示	・氏名、住所、電話番号、修了証番号、個人の印影 ・法人の不利益情報 ・業者への指導、対応内容の一部	第7条第2号第3号第5号
373	浦222	12/21	総務局危機管理部	危機管理課	令和3年11月27日(土)、28日(日)の当番・宿直の報告書	当直日誌	12/27	一部開示	消防から提供された救急事案に関する情報の一部(発生場所)	第7条第2号
374	浦223	12/21	総務局危機管理部	防災課	防災行政無線局の無線従事者名簿	主任無線従事者・無線従事者選(解)任届の提出について 7件無線従事者選(解)任届の提出について無線従事者選任届について	1/4	一部開示	免許番号、免許証番号、本市職員の住所	第7条第2号第5号
375	浦224	12/22	総務局総務部	防災課	損害保険証券又は加入証及び仕様書の写し。保健期間始期が令和3年1月1日以降の傷害保険または賠償責任保険の保険料が9万円以上のもの。※自賠責と共済を除く。	賠償責任保険証券及び仕様書	12/28	開示		
376	浦225	12/22	財政局財政部	資産経営課	損害保険証券又は加入証及び仕様書の写し。保健期間始期が令和3年1月1日以降の傷害保険または賠償責任保険の保険料が9万円以上のもの。※自賠責と共済を除く。	令和3年度「全国市長会市民総合賠償補償保険」加入依頼書兼加入証	12/27	開示		
377	浦226	12/22	子ども未来局子ども育成部	子育て支援政策課	損害保険証券又は加入証及び仕様書の写し。保健期間始期が令和3年1月1日以降の傷害保険または賠償責任保険の保険料が9万円以上のもの。※自賠責と共済を除く。	乳児家庭全戸訪問事業に係る福祉サービス総合補償加入証	12/23	開示		
378	浦227	12/22	子ども未来局子ども家庭総合センター	子ども家庭支援課	損害保険証券又は加入証及び仕様書の写し。保健期間始期が令和3年1月1日以降の傷害保険または賠償責任保険の保険料が9万円以上のもの。※自賠責と共済を除く。	社会福祉施設総合損害補償「しせつ」の損害補償」加入証	12/28	一部開示	加入証のうち、「証券番号」「ユーザーID」「パスワード」欄の部分、印影	第7条第5号第3号
379	浦228	12/22	環境局環境共生部	環境対策課	損害保険証券又は加入証及び仕様書の写し。保健期間始期が令和3年1月1日以降の傷害保険または賠償責任保険の保険料が9万円以上のもの。※自賠責と共済を除く。	団体保証制度費用保険証券	1/4	一部開示	法人の代表者印	第7条第3号
380	浦229	12/22	都市局まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	損害保険証券又は加入証及び仕様書の写し。保健期間始期が令和3年1月1日以降の傷害保険または賠償責任保険の保険料が9万円以上のもの。※自賠責と共済を除く。	賠償責任保険証券	1/4	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
381	浦230	12/22	都市局 まちづ くり推 進部	日進・ 指扇周 辺まち づくり 事務所	損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	さいたま市指扇土地区画整理事業 賠償責任保険証券	12/27	一部 開示	・損害賠償責任保険証券 の担当者氏名 ・仕様書	第7条 第2号 不存 在
382	浦231	12/22	都市局 まちづ くり推 進部	与野ま ちづくり 事務所	損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	賠償責任保険証券	12/27	一部 開示	代理店扱者の氏名、仕様 書	第7条 第2号 不存 在
383	浦232	12/22	都市局 まちづ くり推 進部	東浦和 まちづ くり事 務所	損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	賠償責任保険証券の写し	12/28	一部 開示	賠償責任保険証券のうち、 法人欄の個人名の部分 仕様書の写し	第7条 第2号 不存 在
384	浦233	12/22	都市局 都市計 画部	都市計 画課	損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	・違反広告物撤去ボランティア保険 の賠償責任保険証券 ・違反広告物撤去ボランティア保険 見積仕様書	12/23	開示		
385	浦234	12/22	建設局 土木部	土木総 務課	損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	損害賠償責任保険証券(3件)	12/27	一部 開示	保険証券のうち、保険代理 店担当者「氏名」欄の部分	第7条 第2号
386	浦235	12/22	建設局 下水道 部	下水道 総務課	損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	保険期間始期が令和3年4月1日の 下水道賠償責任保険証券、明細書 及び仕様書	12/23	開示		
387	浦236	12/22	建設局 下水道 部	下水道 維持管 理課	損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	賠償責任保険証券、賠償責任保険 明細書 下水道賠償責任保険 下水道施設 (一般会計)	12/24	開示		
388	浦237	12/22	建設局 南部建 設事務 所	道路維 持課	損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	ボランティア活動保険加入証	12/28	開示		
389	浦238	12/22	浦和区 役所く らし応 援室		損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	・行事参加者の傷害危険担保契約 証券 ・行事参加者の傷害危険担保契約 証券(兼明細書)	12/28	一部 開示	法人の印影、仕様書の写し	第7条 第3号 不存 在
390	浦242	12/22	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導1 課	損害保険証券又は加入証及び仕 様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以 降の傷害保険または賠償責任保険 の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	・「令和3年度さいたま市中学校各 体育大会に係る教員に対する傷害 保険業務」の保険証券及び仕様書 ・「令和3年度スポーツ安全保険」の 加入依頼書(加入者証に代わる旨 の記載あり)及びしおり	1/5	一部 開示	「スポーツ安全保険」の加 入者の氏名	第7条 第2号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
391	浦243	12/22	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	損害保険証券又は加入証及び仕様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以降の傷害保険または賠償責任保険の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	防犯ボランティア活動賠償責任保険証券	12/28	一部開示	仕様書	不存在
392	浦246	12/22	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	損害保険証券又は加入証及び仕様書の写し。 保健期間始期が令和3年1月1日以降の傷害保険または賠償責任保険の保険料が9万円以上のもの。 ※自賠責と共済を除く。	スズ振第3592号 令和3年度さいたま市スポーツ推進委員のスポーツ安全保険の加入について(令和3年3月25日決裁)	1/4	一部開示	加入依頼番号、会員登録番号、QRコード、バーコード、市区町村コード、団体区分コード、競技種目コード、スポーツ安全協会既入力事項	第7条第3号
393	浦247	12/23	水道局給水部	北部水道建設課	・さいたま市水道局歩掛コード一覧表 ・令和3年11月度システム歩掛コード一覧表	施工条件単価一覧表(令和3年11月)	12/27	開示		
394	浦248	12/24	議会局議事調査部	議事課	令和3年12月定例会 文教委員会の会議録 ・小川寿士委員「1. PTA寄附受入れについて」 ・高子景委員「2. 新人戦について」	令和3年12月6日さいたま市議会文教委員会記録(速報版)のうち、小川寿士委員の議案外質問「1 PTA寄附受入れについて」、高子景委員の議案外質問「2 新人戦について」の部分。	1/4	開示		
395	浦249	12/28	教育委員会事務局中央図書館	管理課	中央図書館が保有する北浦和図書館の外の階段の修繕に関するもの(令和3年度に限る)	・北浦和図書館玄関タイル貼替え修繕支出負担行為何書(修繕・執行同) ・北浦和図書館玄関タイル貼替え修繕支出負担行為何書(修繕・契約同) ・北浦和図書館玄関タイル貼替え修繕施設修繕請負請書 他	1/11	一部開示	各入札書・委任状の代理人氏名・印影、施設修繕完了検査調書の受注者立会人氏名、代表者印	第7条第2号第3号
396	浦250	12/28	総務局危機管理部	危機管理課	さいたま市の休日、夜間の連絡網及び教育関係の施設への連絡(区役所を除く)	・令和3年度危機管理責任者等の緊急連絡先 ・総務局・危機管理部 職員名簿	1/11	一部開示	・危機管理責任者等の自宅電話番号、携帯電話番号及びメールアドレス ・危機管理部職員の職員番号、住所、自宅電話番号、携帯電話番号及び公用携帯電話番号	第7条第2号第5号
397	浦251	12/28	総務局危機管理部	防災課	さいたま市地域防災計画(令和2・3年度)に係る業務委託について同上、打合せ記録	支出負担行為伺い書(工事委託等・執行同) さいたま市契約公報に掲載する原稿について(地域防災計画改定支援業務) さいたま市地域防災計画改定支援業務の告示について 他	1/11	一部開示	・入札参加者の社判及び実印の印影 ・入札参加者の口座情報 他	第7条第2号第3号
398	浦252	12/28	総務局危機管理部	防災課	特定日に特定地付近で行方のわからなくなった人がいた件の行政情報 ・防災行政無線の放送記録(期間特定)	防災行政無線行方不明人捜索緊急放送依頼書(特定日放送分)、防災行政無線放送行方不明人発見報告書(特定日放送分)、防災行政無線メールの配信及びホームページ等への掲載(特定日放送分)、無線局業務日誌(特定期間)	1/11	一部開示	防災行政無線行方不明人捜索緊急放送依頼書の承諾者氏名 防災行政無線放送行方不明人発見報告書の発見場所、発見状況	第7条第2号
399	浦253	1/4	経済局商工観光部	商業振興課	特定日、大規模小売店舗立地法第5条第1項届出済みの(仮称)櫛引町小売店舗に住民意見に対する設置者の回答	住民意見に対する回答書(令和3年12月20日收受、商業振興課2506号)	1/5	開示		
400	見48	1/11	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	都台区第1444号(見32)で開示された推定工事費の内訳の全て。仮跨線橋だけでなく仮トイレや仮駅舎も含む推定工事費内訳のすべて。金額・項目等も含めたすべてのページ。	推定工事費内訳	1/25	一部開示	・令和3年度の推定工事費内訳のうち、仮跨線橋新設撤去費及び事業費合計を除く全ての金額 ・令和4、5年度の推定工事費内訳のうち、仮跨線橋新設撤去費を除く全ての金額 ・令和4、5年度の財源内訳の全ての金額	第7条第3号第4号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
401	大78	1/12	保健福 祉局保 健部	地域医 療課	医療法人決算届 令和3年12月分 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	12月／決算届(令和3年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照 表・損益計算書の閲覧用資料	1/20	開示		
402	中140	1/13	水道局 給水部	北部水 道建設 課	開示文書 見積結果比較表、高額 資材結果比較表及び見積書の写し 工事名 老第3317号布設替工事(2 債)	老第3317号布設替工事(2債) 見 積書 老第3317号布設替工事(2債) 見 積結果表	1/20	一部 開示	・見積業者名、不採用材料 金額 ・担当者、個人氏名	第7条 第2号 第3号
403	浦256	1/13	教育委 員会事 務局学 校教育 部	学事課	・令和3年度に入学予定の児童・生 徒・保護者説明会出席状況がわか るもの ・同上説明会における学用品の販 売等が分かるもの(市内小中学校)	新入学児童保護者説明会資料、令 和3年度新入生入学案内、令和3年 度入学のしおり、令和3年度新入学 児童保護者説明会資料、令和3年 度新入生保護者説明会	2/4	一部 開示	令和3年度に入学予定の児 童生徒保護者説明会出席 状況が分かるもの	不存 在
404	見49	1/12	都市戦 略本部 都市経 営戦略 部		令和3年12月に「新庁舎整備等基本 計画」を策定するにあたり、市民の 声をいつ・誰が・どんな検討をし・ど んな結果になったか、具体的にわ かる資料(会議記録や検討会等)の 全て	・都都経第1517号(令和3年9月24 日決裁)都市経営戦略会議への発 議について ・都都経第1637号(令和3年10月14 日決裁)令和3年度第2回(第310 回)都市経営戦略会議の審議内容 等の公表について 他	1/27	開示		
405	見50	1/12	都市局 まちづ くり推 進部	区画整 理支援 課	私の提案回答文書に旧大宮市長の新藤 市長が議会で橋上化の答弁したと記載が あります。この新藤市長の橋上化発言の 議会記録が探しても無いことから調査を 区画整理支援課でも行って頂いておりま す。令和3年度1月11日現在までの調査記 録の全て		1/26	不開 示		不存 在
406	浦257	1/14	消防局 大宮消 防署	消防2 課	2021年10月23日(土)午後16時頃、 午後21時40頃にさいたま市消防局 に特定施設から救急要請した際の 救急活動記録票の写し、もしくは、 同様式に代わる書類の交付	救急活動記録票(大宮10月163号) (令和3年10月29日決裁)	1/25	一部 開示	救急活動記録票のうち、出 場場所、事故発生場所、事 故概要、問合せ医療機関、 傷病者住所、居住区分、氏 名、性別、生年月日、職業 他	第7条 第2号 第3号
407	浦258	1/14	消防局 岩槻消 防署	太田出 張所	2021年10月23日(土)午後16時頃、 午後21時40頃にさいたま市消防局 に特定施設から救急要請した際の 救急活動記録票の写し、もしくは、 同様式に代わる書類の交付	救急活動記録票	1/24	一部 開示	救急活動記録票のうち、法人の 住所、名称、事故概要、問い合わせ 医療機関、個人の住所、氏 名、性別、生年月日、年齢区 分、職業、既往症、掛り付け医 療機関、現場到着時の状況、収 容医療機関、傷病名、診療区 分、傷病程度、疾病分類 他	第7条 第2号 第3号
408	中141	1/18	水道局 給水部	北部水 道建設 課	令和3年11月度【水道条件単価一 覧表】	施工条件単価一覧表(令和3年11 月)	1/24	開示		
409	西13	1/18	財政局 税務部	固定資 産税課	最新の地番図データ(SHAPEファイ ル)、路線価図データ(SHAPEデー タ)	地番図shapeデータ(令和3年1月1 日時点のもの) 路線価図shapeデータ(令和3年1月 1日時点のもの)	1/27	開示		
410	大79	1/19	水道局 給水部	北部水 道建設 課	整理番号 219902064 拡第5103号配水支管布設工事 見積書一式	拡第5103号配水支管布設工事 見 積書 拡第5103号配水支管布設工事 見 積結果表	2/1	一部 開示	・見積業者名、見積り番 号 ・担当者印影、個人氏名	第7条 第2号 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
411	大80	1/19	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号 219902055 老第3034号布設替工事 見積書一式	整理番号 219902055 老第3034号布設替工事 見積書一式、見積結果表	2/1	一部開示	・見積業者名 ・担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
412	大81	1/19	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号 219902063 老第3307号布設替工事及び市内 消火栓設置(その2)工事 見積書一式	老第3307号布設替工事及び市内 消火栓設置(その2)工事 見積書一式、見積結果表	2/1	一部開示	・見積業者名 ・担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
413	大82	1/19	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号 219902075 老第3317号布設替工事(2債) 見積書一式	整理番号219902075 老第3317号布設替工事(2債) 見積書一式、見積結果表	2/1	一部開示	・見積業者名、不採用材料金額 ・担当者、個人氏名	第7条第2号第3号
414	浦260	1/20	水道局給水部	北部水道建設課	老第3317号に関する見積り金額 3社分	老第3317号布設替工事(2債)に係る 見積書3社分	2/2	一部開示	・見積業者名、不採用材料金額 ・担当者、個人氏名	第7条第2号第3号
415	見51	1/21	保健福祉局保健部	地域医療課	特定医療法人の医療法人定款(寄付行為)変更認可申請(特定日付)の副本に係る下記書類の写し 認可書、定款(寄付行為)変更認可申請書、定款変更部分に係る新旧対照表、変更前の定款、臨時社員総会議事録(特定日付)	特定医療法人の定款変更認可書の写し、定款(寄付行為)変更認可申請書、定款変更部分に係る新旧対照表、臨時社員総会議事録、定款、認可書鏡文の写し(認可書受領書)、定款新旧条文対照表、臨時社員総会議事録	1/31	一部開示	・法人の代表者印の印影 ・法人の社員及び役員の名、個人印の印影 ・認可書鏡文の写し(認可書受領書)の受領者の氏名及び個人印の印影	第7条第2号第3号
416	見52	1/25	都市局まちづくり推進部	区画整理支援課	さいたま市と市民及び市民団体が2021年1月1日から2022年1月25日現在まで七里駅・七里駅北側特定土地区画整理事業・七里の桜に関する事で話をした会議記録や訪問記録など関係するすべての記録	七里駅舎改修事業に伴う樹木の剪定についての議事録、「七里駅の株立ち桜の保存要望書」記録、令和3年7月5日に守る会より提出された要望書に対する回答の議事録、まちづくり推進部長、区画整理支援課及び守る会との意見交換の議事録	3/10	一部開示	・各議事録及び記録のうち、市職員以外の氏名及び職位、法人の財産及び内部に関する情報、個人に関する情報	第7条第2号第3号
417	見53	1/25	市長公室	広聴課	さいたま市と市民及び市民団体が2021年1月1日から2022年1月25日現在まで七里駅・七里駅北側特定土地区画整理事業・七里の桜に関する事で私の提案制度を利用して提案されたもの全て。以下の物を求める。提案書原文、要約され市長へ渡されたもの、市長が確認したというサイン(チェック)、回答	市民からの意見・要望報告書 他	2/8	一部開示	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	第7条第2号
418	桜9	2/1	環境局環境共生部	環境対策課	特定事業者の廃棄物処理現場の状況事実に係る2022年1月作成の一切の文書(住所特定)	公害苦情受付日報(1/27、1/28対応記録分)	2/8	開示		
419	浦262	2/1	建設局南部建設事務所	土木管理課	側溝図の提供申請(道路台帳地区、路線番号、水路地番特定)	さいたま市側溝台帳図	2/8	開示		
420	浦263	2/1	建設局南部建設事務所	土木管理課	道路台帳(道路台帳地区、路線番号、道路線特定)	私有地等境界明示申請(平成8年1月16日受付同年2月2日立会)境界復元図、F-415号線路線別求積平面図、境界確定図	2/8	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
421	浦264	2/1	建設局 南部建設事務所	土木管理課	国有地道路物のみ、水路、長さ(市有地水路地番特定)		2/8	不開示		不存在
422	岩50	2/2	建設局 北部建設事務所	河川整備課	岩槻区内の掛公民館近くの排水ポンプ付近での工事又は作業が1月31日に行われていた。この作業の入札条件が分かる関係資料	岩槻区ポンプ設備等保守管理業務(北河R2)における令和2年5月分業務報告書のうち金重ポンプ場に係る保守点検記録表	2/10	一部開示	業務実施者の氏名及び印影	第7条第2号
423	大91	2/4	教育委員会事務局 学校教育部	健康教育課	令和2年度中に契約した損害保険契約(市町村長会等の団体扱いと共催は除く)で、保険料50万円以上の損害保険の契約内容と保険料の分かるもの	防犯ボランティア活動賠償責任保険証券	2/9	開示		
424	浦266	2/8	建設局 南部建設事務所	土木管理課	昭和59年2月の作成された道路測量図において道路幅員が9.4mとなった基礎資料		2/22	不開示		不存在
425	浦265	2/4	建設局 土木部	道路環境課	さいたま市が道路計画事業の施行のために土地を所有者から買い受けるにあたり、取寄せ及び作成した文書等の一切	土地売買に関する契約書、合意書、委任状、借家人補償契約書、特定地の全部事項証明書、登記完了証	2/18	一部開示	個人の氏名・住所・印影・建物に係る補償金額、法人代表者の印影・補償金額、さいたま市内部において起案決裁等した書類(添付書類を含む)についての文書	第7条第3号 不存在
426	浦267	2/8	財政局 税務部	固定資産税課	さいたま市全域の土地地番図	地番図shapeデータ(令和3年1月1日時点のもの)	2/18	開示		
427	大92	2/14	保健福祉局 保健部	地域医療課	医療法人決算届 令和4年1月分事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	1月/決算届(令和3年度)のうち事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	2/21	開示		
428	浦268	2/9	環境局 資源循環推進部	産業廃棄物指導課	特定地の建物解体に伴う煙突廃棄に係るマニフェスト	令和3年12月14日付け環資産第3283号「特別管理産業廃棄物管理責任者廃止報告書」添付の産業廃棄物管理票(マニフェスト)	2/22	一部開示	担当者個人氏名、収集運搬車両番号	第7条第3号
429	浦269	2/16	建設局 南部建設事務所	土木管理課	特定地の境界確定図の作成年月日及び作成時の資料物	市道特定号線の路線別求積平面図	3/1	開示		
430	大93	2/16	水道局 給水部	南部水道建設課	整理番号 219903084 老第3218号布設替工事(2債) 見積書一式、見積比較結果表	老第3218号布設替工事(2債) 見積書一式、見積比較結果表	3/1	一部開示	印影、企業名称、企業住所、企業電話番号、企業代表者名	第7条第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
431	緑10	2/17	保健福祉局保健部	地域医療課	・新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等 ・PCR陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等 ・マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等		3/1	不開示		不存在
432	緑11	2/17	保健福祉局保健所	新型コロナウイルスワクチン対策室	・新型コロナウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等 ・日本国は新型コロナウイルスワクチンが治験が終わってなく、安全性、有効性も確立していない中、市民に接種させる科学的根拠、論文等		3/1	不開示		不存在
433	緑12	2/17	教育委員会事務局学校教育部	健康教育課	マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等		2/25	不開示		不存在
434	西14	2/17	保健福祉局福祉部	生活福祉課	2017年度以降、市が生活保護業務に関連して民間に委託している業務で、労働者派遣法または職業安定法に基づき、労働局や労基署からは正指導、勧告、その他是正措置を講じるよう助言されたことがわかるすべての記録、文書		2/21	不開示		不存在
435	岩52	2/21	建設局北部建設事務所	土木管理課	埼玉県を担当部署から受けた特殊車両通行許可条件に係る関係資料		3/2	不開示		不存在
436	見54	2/22	建設局土木部	道路環境課	工事名：野田線第29号踏切道拡幅改良工事に関係する以下の資料 地元の人や団体や議員などからの要望書等、地元の人や団体や議員などの話し合いの記録等、東武鉄道との拡幅に関する話し合い記録等 他	・東武野田線の改善を求める要望書、要望活動の議事録 ・野田線第29号踏切の拡幅について、議事録(踏切の改良について) 他	3/8	一部開示	要望者及び法人担当者の氏名及び印影、法人との協議に関する情報、地権者に関する情報、地権者との交渉に関する情報、法人等に関する情報	第7条第2号第3号第5号
437	浦270	2/22	経済局商工観光部	産業展開推進課	産業展開推進課が保有する「さいたま市小規模事業者等給付決定通知書の発送日の和暦を誤って送付(1,162件)」に関する行政情報 ・申請から決定通知までの起案文書(業者の資料は1件分) ・業務委託契約書	・支出負担行為伺書(1/5払) ・業務委託契約書(令和3年9月15日) ・業務委託変更契約書(令和3年9月22日) ・業務委託変更契約書(令和4年12月6日) ・業務委託変更契約書(令和4年2月1日)	3/7	一部開示	・相手方区分欄 相手方名称、相手方住所 ・添付の交付申請書 QRコード 他	第7条第3号
438	浦271	2/22	環境局環境共生部	環境創造政策課	環境創造政策課が保有する「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金交付額確定通知書の発送日の和暦を誤記載(39件)に関する行政情報 ・情報伝達シート ・額確定通知の起案文書(添付書類は1件分のみで可)	・情報伝達シート(危機事案名 通知文の誤記載(日付)) ・「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金実績報告書(1-1)	3/7	一部開示	申請者氏名・郵便番号・住所・対象設備設置所在地・生年月日・電話番号、代行申請業者会社名・営業所名・所在地・担当者名・電話番号、契約番号、印紙納付印、領収金額、契約業者代表者印、設置費用内訳、設置状況写真 他	第7条第2号第3号
439	浦272	2/22	スポーツ文化局文化部	文化振興課	さいたま市ジュニアソロコンテストに関する行政情報 ・新型コロナ対策に関するもの ・報酬等のわかるもの(文化振興課及び事業団)	・さいたま市ジュニアソロコンテスト予選参加者の皆様 当日のご案内について ・さいたま市ジュニアソロコンテスト本選参加者の皆様 当日のご案内について ・感染防止策チェックリスト 他	3/7	開示		
440	岩53	2/24	建設局北部建設事務所	下水道建設課	岩槻区掛地区での下水道工事に関する項目別(工事費目別)工数及び費用に関する関係資料	岩槻第1-2処理分区下水道工事(北建-R3-1020) ・工種「薬液注入工」における金入り設計書の内訳書及び代価表	3/2	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報 区分
441	浦273	2/28	教育委員会事務局生涯学習部	文化財保護課	さいたま市が2018年度さいたま市遺跡調査会を推薦、紹介などして実施された民間土木工事の埋蔵文化財調査の内容がわかる資料のすべて。	白幡上ノ台遺跡 ・平成30年度 教生文第4347号「白幡上ノ台遺跡における埋蔵文化財発掘届の取扱い」 ・平成30年度 教生文第3599号「埋蔵文化財発掘調査の積算にかかる調査仕様書の提供について(回答)(白幡上ノ台遺跡)」 他	3/14	一部開示	法人の名称・住所・代表者氏名・担当者氏名・電話番号・印影・計画図面一式(試掘結果を記載したものを含む)、発掘調査の見積算費用に関する情報、警察の担当者氏名・印影、任意団体の担当者氏名・住所・印影、個人の住所・氏名・印影	第7条第2号第3号
442	浦274	3/2	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	さいたま市立小中学校の教職員等の新型コロナウイルスによる感染に関わるもの 2022年2月19日より直近まで未発表分すべて	・令和4年2月19日～3月1日報告 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート ・令和4年2月19日～3月1日報告 行動記録シート(学校職員用) ・災害情報システムによる報告書	3/15	一部開示	・報告対象者(職員等)に関する情報のうち、所属、氏名、職員番号、主な職務内容・症状・経過・行動歴のうち、個人名、学校名、学年、学級、学校固有施設名、病院名、地名、家族構成、建物名 他	第7条第2号第5号
443	浦275	3/2	教育委員会事務局学校教育部	高校教育課	さいたま市立高等学校の教職員等の新型コロナウイルスによる感染に関わるもの 2022年2月19日より直近まで未発表分すべて	新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者等報告シート	3/16	一部開示	氏名、家族関係、部活動、所属学年等	第7条第2号
444	浦276	3/2	保健福祉局保健所	新型コロナウィルスワクチン対策室	ワクチンパスポートに関する個人情報取扱事務に関する届出(個人情報取扱事務台帳)		3/8	不開示		不存在
445	浦277	3/3	教育委員会事務局学校教育部	学事課	平成30年度 外国人学校児童生徒保護者交付要綱及び改訂についての(説明)文書	教学字第320号 さいたま市外国人学校児童生徒保護者補助金交付要綱の改正について(平成30年6月7日決裁)	3/15	開示		
446	西15	3/4	保健福祉局保健部	地域医療課	新型コロナウィルスが存在することを証明する論文等、PCR検査によって新型コロナウィルスの感染者と判断できる根拠・論文、マスクが新型コロナウィルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、マスクそのものが児童に及ぼす影響を調査した実験結果・論文		3/14	不開示		不存在
447	西16	3/4	保健福祉局保健所	新型コロナウィルスワクチン対策室	新型コロナワクチンの効果と安全性が確認できる科学的根拠・論文、新型コロナワクチンの成分の全面的開示と安全性の科学的根拠・論文、新型コロナワクチンが治験中にも関わらず安全性を強調し接種が行われているがその科学的根拠・論文(中・長期的視点も含めて) 他3件		3/17	不開示		不存在
448	見55	3/7	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	大宮体育館の(公募時の)事業計画書及び現指定管理期間における事業報告書(4カ年分)	・さいたま市大宮体育館 指定管理者事業計画書 ・平成30年度 さいたま市大宮体育館 年次報告書 ・令和元年度 さいたま市大宮体育館 年次報告書 ・令和2年度 さいたま市大宮体育館 年次報告書	3/18	一部開示	氏名・個人を特定できる写真の部分、個人の資格、代表者印の印影、委託業者名、協力業者名、自主事業による収入の内訳、支出のうち修繕費に係る経費の内訳、自主事業に係る人数 他	第7条第2号第3号
449	中158	3/8	水道局給水部	北部水道建設課	整理番号 219902081 老第3383号布設替工事 見積書一式、見積比較結果表	老第3383号布設替工事 見積書 老第3383号布設替工事 見積結果表	3/11	一部開示	見積業者名・住所・電話番号・FAX番号、担当者・個人氏名	第7条第2号第3号
450	桜11	3/8	スポーツ文化局スポーツ部	スポーツ振興課	記念総合体育館の(公募時の)事業計画書及び現指定管理期間における事業報告書(4カ年分)	さいたま市記念総合体育館 指定管理者事業計画書、平成30年度さいたま市記念総合体育館 実績報告書、2019年度さいたま市記念総合体育館 実績報告書、2020年度さいたま市記念総合体育館 実績報告書	3/18	一部開示	氏名・個人を特定できる写真の部分、個人の雇用形態及び資格、個人の生年月日及び性別、代表者印の印影、支出のうち修繕費の内訳、企業の経営状況、自主事業に係る人数、支出のうち管理費の内訳、支出のうち管理費の内訳 ほか	第7条第2号第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
451	大102	3/9	保健福祉局保健部	地域医療課	医療法人決算届令和4年2月分 事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書 それぞれの閲覧用資料	2月／決算届(令和3年度)のうち 事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書の閲覧用資料	3/15	開示		
452	浦278	3/8	都市局まちづくり推進部	浦和東部まちづくり事務所	さいたま市が2018年度～2021年度 2月にさいたま市遺跡調査会に発注した業務や工事の契約内容がわかる資料のすべて	・埋蔵文化財に関する協定書の締結 ・執行伺、契約伺	3/22	一部開示	・さいたま市遺跡調査会に委託する理由、根拠が分かるもの。 NPO法人や、他自治体の同様な団体に委託できない理由が分かるもの。 ・委任状の代理人の氏名及び印影、さいたま市遺跡調査会の印影	第7条第2号第3号
453	浦279	3/8	都市局まちづくり推進部	東浦和まちづくり事務所	さいたま市が2018年度～2021年度 2月にさいたま市遺跡調査会に発注した業務や工事の契約内容がわかる資料のすべて	1 埋蔵文化財に関する協定書の締結伺 2 次の3件の業務委託の執行伺、契約伺 ・東浦和第二土地区画整理事業 埋蔵文化財発掘調査業務(R2) ・東浦和第二土地区画整理事業 埋蔵文化財発掘調査業務(R2-2)	3/22	一部開示	・さいたま市遺跡調査会に委託する理由、根拠が分かるもの。 NPO法人や、他自治体の同様な団体に委託できない理由が分かるもの。 ・委任状の代理人の氏名及び印影、さいたま市遺跡調査会の印影	第7条第2号第3号
454	浦280	3/8	建設局南部建設事務所	道路建設課	さいたま市が2018年度～2021年度 2月にさいたま市遺跡調査会に発注した業務や工事の契約内容がわかる資料のすべて	・本町通り線街路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査業務に関する協定の締結伺及び協定書の写し ・本町通り線鈴谷2工区埋蔵文化財発掘調査業務(R3)に係る執行伺、契約伺及び業務委託契約書の写し	3/22	一部開示	委任状の代理人の氏名及び印影	第7条第2号第3号
455	浦281	3/8	教育委員会事務局管理部	学校施設課	さいたま市が2018年度～2021年度 2月にさいたま市遺跡調査会に発注した業務や工事の契約内容がわかる資料のすべて	協定書 ・別所遺跡における埋蔵文化財発掘に関する協定書の締結伺、協定書 執行伺、契約伺、契約書 ・さいたま市立浦和別所小学校仮設校舎増築に伴う埋蔵文化財調査業務 他	3/22	一部開示	・さいたま市遺跡調査会に委託する理由、根拠が分かるもの。 NPO法人や、他自治体の同様な団体に委託できない理由が分かるもの。 ・委任状の代理人の氏名及び印影、さいたま市遺跡調査会の印影	第7条第2号第3号
456	浦282	3/8	保健福祉局市立病院経営部	病院施設管理課	さいたま市が2018年度～2021年度 2月にさいたま市遺跡調査会に発注した業務や工事の契約内容がわかる資料のすべて	・「埋蔵文化財発掘調査に関する協定書について」 ・負担行為(執行伺) 「さいたま市立病院埋蔵文化財発掘調査業務」 ・負担行為(契約伺) 「さいたま市立病院埋蔵文化財発掘調査業務」 他	3/22	一部開示	・委任状の代理人の氏名及び印影 ・さいたま市遺跡調査会の印影	第7条第2号第3号
457	浦283	3/8	保健福祉局保健部	地域医療課	令和3年9月1日～令和4年2月28日までさいたま市に提出のあった医療法人決算届のうち、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料	9月～2月／決算届(令和3年度)のうち 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書の閲覧用資料	3/17	開示		
458	岩54	3/11	建設局北部建設事務所	土木管理課	さいたま市の特殊車両の通行時間等に関して、さいたま市が住民・近隣企業に提出した全ての資料	・特殊車両通行許可にかかる条件書 ・特殊車両の通行について	3/24	開示		
459	浦284	3/15	建設局南部建設事務所	下水道建設課	下水道事業実施設計業務(南建-R3-152) 下水道事業実施設計業務(南建-R3-160) 上記についての金額入り設計書、経費計算書	下水道事業実施設計業務(南建-R3-152) 下水道事業実施設計業務(南建-R3-160) 金入り設計書一式(委託設計書鏡、委託内訳書、諸経費計算書、内訳書、代価表)	3/18	開示		
460	浦285	3/15	建設局南部建設事務所	下水道再整備課	下水道事業耐震実施設計業務(南再-R3-552) 上記についての金額入り設計書、経費計算書	・下水道事業耐震実施設計業務(南再-R3-552) 上記の設計書の鏡、委託内訳書、諸経費計算書、内訳書、代価表、数量のまとめ	3/23	開示		

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した 行政情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開 示情 報区 分
461	浦286	3/15	建設局 北部建設事務所	下水道 建設課	下水道事業実施設計業務(北建-R3-122) 上記についての金額入り設計書、 経費計算書	下水道事業実施設計業務(北建-R3-122)の金入り設計書、委託内 訳書、諸経費計算書、内訳書、代 価表	3/17	開示		
462	大103	3/16	建設局 北部建設事務所	下水道 建設課	下水道事業用地管理業務(北建-R2-903) 下水道事業用地管理業務(北建-R3-903)	案件名:下水道事業用地管理業務 (北建-R2-903)、下水道事業用地管理 業務(北建-R3-903) 課署名:建設局北部建設事務所下 水道建設課 上記案件の金入り設計書、数量計 算書	3/22	開示		
463	大104	3/16	建設局 北部建設事務所	河川整 備課	見沼分水施設維持管理業務(北河R2) 見沼分水施設維持管理業務(北河R3) 高沼導水路植栽管理業務(北河R2) 高沼導水路植栽管理業務(北河R3)	下記、4案件の金入り設計書(本工事内訳 書・諸経費計算書・内訳書・代価表)の交 付 見沼分水施設維持管理業務(北河R2) 見沼分水施設維持管理業務(北河R3) 高沼導水路植栽管理業務(北河R2) 高沼導水路植栽管理業務(北河R3)	3/22	開示		
464	岩55	3/17	建設局 北部建設事務所	土木管 理課	令和3年度中に特殊車両の取り締 まりを実施した時の報告書等関連 資料		3/29	不開 示		不存 在
465	中162	3/22	水道局 給水部	南部水 道建設課	363号(φ500mm)配水本管布設工 事(ゼロ債)及び老第3357号布設替 工事(ゼロ債) 上記工事の業者見積及び見積結 果表	幹線363号(φ500mm)配水本管布 設工事(ゼロ債)及び老第3357号 (ゼロ債) 上記工事の業者見積及び見積結 果表	3/24	一部 開示	印影、企業名称、企業住 所、企業電話番号、企業代 表者名、見積もりを特定す る番号	第7条 第2号 第3号
466	中163	3/22	水道局 給水部	南部水 道建設課	北部配水場更新工事(配水ポンプ 棟築造/機械) 上記工事の業者見積及び見積結 果表	北部配水場更新工事(配水ポンプ 棟築造/機械)の業者見積及び見積 単価比較表	3/24	一部 開示	企業名称、企業印、営業印 影、見積No、型式	第7条 第2号 第3号
467	大105	3/23	建設局	技術管 理課	さいたま市公共建築工事単価表 (市場単価) さいたま市公共建築工事単価表 (標準単価) さいたま市公共建築工事単価表 (改修工事に係るもの) それぞれ最新のもの	さいたま市公共建築工事単価表 市場単価(建築・電気設備・機械設 備)令和3年3月版(金入り) 標準単価(建築工事)令和3年3月 版(金入り) 標準単価(電気設備工事)令和3年 3月版(金入り) 他	3/24	開示		
468	浦287	3/22	建設局 南部建設事務所	土木管 理課	特定地の市有地等境界明示申請 書及び市有地等境界明示証明書	市有地等境界協議同意書(浦和市 文蔵3丁目215-1申請216 同意書) 市有地等境界明示申請書(浦和市 文蔵3丁目215-1) 市有地等境界明示証明書(浦和市 文蔵3丁目215-1)	4/5	一部 開示	市有地等境界明示申請書 の申請者の住所氏名、申 請理由、代理人の住所氏 名 市有地等境界協議同意書 市有地等境界明示申請書	第7条 第2号
469	岩56	3/28	建設局 北部建設事務所	土木管 理課	特殊車両通行時間を定める際に 「参考関係資料」として使用した関 係資料。 国土交通省が発行した関係資料。	特殊車両通行許可に係る許可条件 の通行時間帯指定基準について	4/7	開示		
470	見56	3/23	建設局 北部建設事務所	道路安 全対策課	野田線29号踏切道拡幅改良工事 地権者との補償契約締結(令和2年 2月)に関する資料。支払金額もわ かる資料。	野田線29号踏切の拡幅工事の 施工に伴い発生した補償 ・補償契約書	3/30	一部 開示	法人等に関する情報とし て、法人の住所・氏 名・印影、補償料、建物等 の配置図	第7条 第3号

情報公開制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局	担当課	開示請求に係る行政情報の名称又は内容	実施機関が特定した行政情報の名称	決定日	決定の内容	不開示部分	不開示情報区分
471	見57	3/23	建設局土木部	道路環境課	野田線29号踏切道拡幅改良工事平成31年3月、市長と地権者が話し合った記録全て。どんな視察で何を話し合う中で29号踏切の話が行われ概ね合意に至ったのかわかる資料も含めて。	要望・相談対応記録	5/10	一部開示	・地権者に関する情報 ・法人等に関する情報 ・地権者との交渉に関する情報	第7条第2号第3号第5号
472	南19	3/28	保健福祉局保健部	地域医療課	・新型コロナ感染対策でのマスク着用について健康な市民が四六時中マスクの着用を推奨されていますがマスクの着用で感染防止の効果があるという根拠、資料。 ・新型コロナウイルスが存在するということで、感染対策されていますが、存在証明できる資料。		4/5	不開示		不存在
473	南20	3/28	保健福祉局保健所	新型コロナウイルスワクチン対策室	新型コロナウイルスのワクチン接種が始まって1年、死亡者副反応が沢山出ています。市報でも副反応のことは触れず打つメリットばかりです。未だ治験中のワクチンを勧める根拠。		4/11	不開示		不存在
474	浦288	3/28	保健福祉局保健部	地域医療課	・新型コロナウイルスの存在を科学的根拠で証明するに足るもの ・オミクロン株の存在を科学的根拠で証明するに足るもの 他		4/5	不開示		不存在
475	浦289	3/28	保健福祉局保健部	地域医療課	省庁が推奨している不織布マスクには酸化グラフェン等の人体に悪影響を及ぼす物質は使用されていないことを証明するに足るもの		4/5	不開示		不存在
476	浦290	3/28	保健福祉局保健所	新型コロナウイルスワクチン対策室	・コロナワクチンの安全性を科学的根拠に基づいて証明できるもの ・コロナワクチンの有効性を科学的根拠に基づいて証明できるもの ・コロナワクチンのすべての成分を晒しているもの 他		4/11	不開示		不存在
477	北17	3/28	保健福祉局保健所	新型コロナウイルスワクチン対策室	治験が終わっていない死亡者や重篤な副反応で苦しむ人々がいる現状で新型コロナワクチンを推奨する科学的根拠、論文等		4/11	不開示		不存在
478	北18	3/30	保健福祉局保健部	地域医療課	新型コロナウイルスの存在を証明する論文等 PCR検査の陽性者が他者に感染させるという科学的根拠、論文等 マスク着用が感染防止になるという科学的根拠、論文等		4/5	不開示		不存在

※ 上記の他、工事設計書に関する請求処理件数229件

※ 【参考】不開示情報区分について  
 ・第7条第1号 法令秘情報  
 ・第7条第2号 個人情報  
 ・第7条第3号 法人等情報  
 ・第7条第4号 審議・検討等情報  
 ・第7条第5号 事務事業執行情報  
 ・第7条第6号 国等協力情報  
 ・第7条第7号 公共安全情報  
 ・第10条 存否応答拒否

## 2 行政情報開示決定に係る審査請求の状況

令和3年度の審査請求の件数は16件でした。実施機関別の内訳は、市長8件、教育長8件でした。また、取下げは0件でした。審査請求の内容については、表1-4のとおりです。

表1-4 行政情報開示決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	7/13	市長	6/22	浦61	保健所新型コロナウイルスワクチン対策室が保有する電話の不具合に関する行政情報(対策室側で呼び出し音が鳴らない件)	561	11/29	-	-	-	-
2	7/13	市長	6/7	浦48	浦和球場駐車場の放置車両について南部都市・公園管理事務所管理課長の引継書(直近のもの)	562	11/29	-	-	-	-
3	8/17	教育長	5/12	中22	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストのすべて	-	-	-	-		
4	8/17	教育長	5/15	大10	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストのすべて	-	-	-	-		
5	8/17	教育長	5/15	大11	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストのすべて	-	-	-	-		
6	8/17	教育長	5/15	大12	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストのすべて	-	-	-	-		
7	8/17	教育長	5/15	北3	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストのすべて	-	-	-	-		
8	8/17	教育長	5/15	北4	市内中学校で2020年度1年間に行われた定期テストのすべて	-	-	-	-		
9	9/24	市長	8/27	浦94	岩槻区観光経済室が保有する「トランスボックスラッピング」に関する行政情報 入札・見積合せに関するものは除く	-	-	-	-	却下	10/1
10	10/29	教育長	9/24	浦111	北浦和図書館が保有する「北浦和図書館の煙突の石綿(アスベスト)」に関するもの	-	-	-	-		
11	10/29	教育長	9/28	浦118	指導2課が保有する学級崩壊に関する行政情報	-	-	-	-		
12	12/28	市長	12/2	浦177	防災無線の運用に関する要綱手びき等警察からの依頼を放送しなかったもの	567	3/17	-	-	-	-
13	1/14	市長	12/14	浦217	農業環境整備課より提供を受けたコピー物、浦和南部土地改良、確定図番号73号公図、特定地番拡大図複製年月日、昭和52年3月、物の原図及び年、月、物の開。開示請求者の調べでは、昭和37年～48年5月9日分までとなっているが、誤りがあるかも。担当課の当時の資料の開示。	570	5/20				

情報公開制度

No.	審査請求日	実施機関	開示請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
14	2/3	市長	1/11	見48	・都台区第1444号(見32) 令和3年10月1日に頂いた行政情報開示決定書 この中に記載された推定工事費内訳の全ての開示。仮跨線橋だけではなく仮トイレや仮駅舎も含む推定工事費内訳のすべて。金額・項目等も含めた全てのページの開示。	568	3/29				
15	2/9	市長	11/21	見45	令和3年度のさいたま市タウンミーティング見沼区役所では11月13日に行われていた。複数の場所で行われた令和3年度のさいたま市タウンミーティングの録音すべての場所の録音の開示。	569	5/17				
16	3/15	市長	2/1	浦264	特定地番、地区、市有地水路特定地番、巾m、長さm、開示国有地道路物のみ、水路巾、長さの開示なし再度開示請求書提出開示。	571	7/1				

### Ⅲ 情報公開コーナー

#### 1 情報公開コーナーの概要

##### (1) 情報公開コーナーについて

各区役所の情報公開コーナーでは、市が保有する情報の行政情報開示請求、個人情報開示請求等の受付を行うほか、市政に関する刊行物や資料を備えて、市民への情報提供に努めています。配架中の資料は、自由に閲覧できるほか、一部資料は貸出・有償頒布を行っております。

また、配架資料の写しが必要な場合は、備付のコイン式複写機にてコピーもできます。

##### (2) 情報公開コーナーの利用状況

令和3年度の情報公開コーナーの利用状況は、表1-5のとおりです。

表1-5

	利 用 状 況
利用者数	96,850人
情報公開コーナー稼動日数	242日
一日あたりの利用者数	約400人

##### (3) 行政資料の利用状況

令和3年度の行政資料の配架数は、統計書、市議会資料、さいたま市の財政など、709冊です。

行政資料利用状況は、表1-6のとおりです。

表1-6

	利 用 状 況
貸出冊数	318冊
有償刊行物頒布冊数	1,207冊

##### (4) 複写機の利用状況

令和3年度の複写機の利用枚数は、119,522枚です。

## 2 情報提供の実施状況

### (1) 情報の提供に関する報告件数

平成22年4月1日に施行した「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」では、提供する情報を提供義務情報と提供推進情報に類型化し、情報の提供の方法・時期・期間を定め、より積極的な情報提供に取り組んでいます。令和3年度に提供した件数は1,118件でした。

### (2) 提供義務情報の状況

令和3年度の提供義務情報の提供件数は表1-7のとおりです。

(提供義務情報)											
第2条 所管課長は、次に掲げる事項に関する情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を提供しなければならない。											
(1) 総合振興計画及び実施計画事業（基本計画に定められた施策を展開するための個別具体的な事業をいう。）その他の予算編成過程の公表対象となる事業（以下「主要事業」という。）に関する計画											
(2) 都市経営戦略会議の会議資料及び会議録											
(3) 主要事業の予算編成過程											
(4) 市議会各会派からの予算編成への要望書に対する回答											
(5) 身近な道路整備の要望への対応状況											
(6) パブリック・コメント制度に基づき実施する意見募集の内容											
(7) 広聴事業に関する対応状況											
(8) 市長の交際費の執行状況											
(9) さいたま市外郭団体指導要綱（平成17年3月22日決裁。）の対象となる外郭団体の経営状況											
(10) さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日決裁。以下「附属機関等会議公開要綱」という。）により公開することとされている会議資料及び会議録											

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表1-7

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	合計
件数(件)	24	7	4	0	0	32	8	12	0	409(※)	496

※詳細は241ページ以降「会議公開制度の運用状況」を参照してください。

### (3) 提供推進情報の状況

令和3年度の提供推進情報の提供件数は、表1-8のとおりです。

(提供推進情報)						
第3条 所管課長は、前条各号に定めるもののほか、次に掲げる情報（条例第7条各号に規定する不開示情報を除く。）を積極的な提供するものとする。						
(1) 条例に基づく開示請求により複数回開示した情報のうち、市民の利便性又は行政運営の効率化に資すると所管課長が認めるもの						
(2) 主要事業に係る意思の形成過程及び主要事業の進捗状況に関する情報						
(3) 環境、保健衛生、防災その他市民生活の安全に密接な関係がある情報						
(4) 前条各号に類すると所管課長が認める情報						
(5) 前各号に掲げるもののほか、市民に提供することが必要であると所管課長が認める情報						

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表 1-8

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	合計
件数(件)	0	9	11	128	474	622

### (4) 提供の方法

令和3年度の提供の方法の状況は、表1-9のとおりです。

(提供の方法)						
第4条 所管課長は、前2条に規定する情報（以下「この要綱に定める情報」という。）を提供する場合は、次に掲げる方法の中から効果的と認められる一又は二以上の方法を選択して行うものとする。						
(1) 市ホームページへの掲載						
(2) 市が発行する広報紙等への掲載						
(3) 報道機関への提供						
(4) さいたま市情報公開コーナー（以下「情報公開コーナー」という。）への資料の配架						
(5) 担当課窓口における提供						
(6) 前各号に掲げるもののほか、所管課長が必要と認める方法						

「さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱」より

表 1-9

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
件数(件)	1,066	16	89	1,118	112	136



◆ 個人情報保護制度 ◆



## I 個人情報保護制度のあらまし

### 1 個人情報保護制度の意義と必要性

個人情報は、情報技術の発展とともに社会的な利用価値が高まる一方で、不適切な取り扱いに起因する個人情報の漏えい等を防ぐため、適正な管理を行うことが求められています。このような状況は行政においても同様であって、地方公共団体においては、実施する行政サービスが個人の生活全般に密接に関わるものであり、近年の行政需要の複雑多様化と電子計算機処理の浸透は、大量の個人情報の利用と蓄積をもたらしています。

そうした中、一方で市民の側には、市はどのような個人に関する情報を保有し、利用しているのか知りたい、外部への漏えい防止やプライバシー保護のための適正な方策を講じてほしい、さらには自己のデータを開示請求し、誤りがあった場合には訂正や削除の請求をしたいといった要望があります。

こうしたことから、本市では市が保有する個人に関する情報について適正な取扱いを確保するとともに、自己に関する情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止を請求する権利を創設し、市は請求に応じる義務を負う個人情報保護制度を運用しています。

### 2 個人情報保護制度の概要

#### (1) 制度の目的

本市の個人情報保護制度は、「さいたま市個人情報保護条例」に基づき運用しています。本条例は、平成13年5月1日（市制施行日）に施行しており、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とします。

#### (2) 実施機関

個人情報の保護等を実施する機関は、市のすべての機関を対象としています。

実施機関とは、地方自治法及び地方公営企業法により、独立して事務を管理し、執行する機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者並びに議決機関である議会です。

#### (3) 個人情報の定義

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）や個人識別符号などをいいます。

#### (4) 個人情報の適正な取扱いの確保

##### ア 収集の制限

- (7) 個人情報を収集するときには、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。
- (イ) 要配慮個人情報は、原則として収集してはなりません。要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する個人情報をいいます。
- (ウ) 個人情報を収集するときには、原則として本人から直接収集しなければなりません。

イ 個人情報取扱事務の届出

- (7) 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するときは、あらかじめ、一定の事項を市長に届け出なければなりません。
- (イ) 市長は、届出があったときは、届出事項を審議会に報告しなければなりません。
- (ウ) 市長は、届出事項を公示しなければなりません。
- (エ) 市長は、届出事項についての目録を作成し、閲覧に供さなければなりません。

ウ 利用及び提供の制限

- (7) 実施機関は、原則として個人情報を目的外利用したり、外部提供してはなりません。
- (イ) 実施機関は、目的外利用又は外部提供したときは、一定の事項を市長に報告しなければなりません。
- (ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報の外部提供先に対してその使用について必要な制限を付し、又は適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければなりません。

エ 電子計算機の結合の制限

実施機関は、個人情報の電子計算機処理において、原則として市以外の者との間で、通信回線による電子計算機の結合を行ってはなりません。

オ 適正な維持管理

実施機関は、個人情報保護管理者を定め、個人情報の正確性の確保、漏えい、損傷等の防止、速やかな消去などについて必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

(5) 自己情報の開示請求権等の保障

ア 開示請求

- (7) 個人情報の開示を請求できる者  
何人も、実施機関に対し、行政情報に記録された自己の個人情報の開示を請求することができます。
- (イ) 開示請求の受付  
開示請求は、情報公開の受付窓口である情報公開コーナー（各区役所内）に、書面（開示請求書）を提出することにより行います。

(ウ) 個人情報の開示義務

実施機関は、その個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に開示しなければなりません。

[不開示情報]

- a 法令秘情報
- b 第三者情報
- c 個人評価情報
- d 審議、検討等に関する情報
- e 事務事業執行情報
- f 国等協力関係情報
- g 公共安全情報

[不開示情報の例外的取扱い]

- a 公益上の理由による裁量的公開

個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができます。

- b 個人情報の存否に関する情報

開示に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第三者の権利利益を害するなど不開示情報を開示することとなるときには、当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができます。

- c 部分開示

個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を開示します。

イ 開示請求に対する措置

実施機関は、開示請求に対し、次の決定をし、開示請求者へ通知します。

(7) 決定

- a 開示決定（全部開示決定・一部開示決定）
- b 不開示決定

(イ) 決定の期限

開示請求があつた日から15日以内に決定しなければなりません。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、例外として延長することができます。

(ウ) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、開示請求に係る個人情報に市及び開示請求者以外の者（第三者）に関する情報が記録されているときは、開示決定にあたり、第三者に対し意見書を提出する機会を与える等により権利利益の保護を図ります。

(エ) 開示の実施

情報公開コーナー（各区役所内）において、担当課の立会いの下に、個人情報

の原本の閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行います。

ウ 訂正請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができます。

エ 削除請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて収集されたと認めるときは、その削除を請求することができます。

オ 利用及び提供の停止請求

何人も、実施機関に対し、その保有する自己の個人情報が条例で定める制限を超えて目的外利用又は外部提供されていると認めるときは、その利用及び提供の停止を請求することができます。

カ 審査請求

決定又は不作為について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、審査庁は、審査請求が不適法であり却下するとき及び裁決で審査請求の全部を認容し全部を開示するときを除いて、第三者的機関であるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、審査請求についての裁決をします。

キ 苦情の申出

実施機関は、個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとします。

(6) 事業者が保有する個人情報の保護

ア 事業者の責務

イ 事業者の自主的対応の促進

ウ 苦情の対応

エ 国又は他の地方公共団体との協力

(7) 費用負担

個人情報の開示、訂正、削除又は利用及び提供の停止に係る手数料は無料とします。

ただし、写しの交付に要する費用は、請求者の負担とし、実費を徴収するものとします。

(8) 出資法人等への要請

市長は、規則で定める出資法人等に対し、市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとします。また、実施機関は、出資法人等に対し指導するものとします。

(9) 罰則

正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された行政情報を提供する等の行為を行った場合には、処罰されます。

## Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報開示等の実施状況概要

令和3年度の処理件数は、表2-2のとおり開示請求が199件で、処理区分の内訳は、開示が49件、一部開示が116件、不開示が34件でした。開示請求の内容は、戸籍謄本、住民票の交付申請書等が85件と特に多くなっています。

なお、開示請求の実施状況の詳細は表2-3のとおりです。

表2-1 個人情報開示請求等件数

	件数
開示請求	204
訂正請求	7
削除請求	0
利用の停止請求	0
提供の停止請求	0
合計	211

表2-2 個人情報開示請求等内容及び処理状況

	開示請求		訂正請求		削除請求		利用・提供の停止請求	
請求件数	204		7		0		0	
処理件数	199		7		0		0	
処理状況	開示	49	訂正	1	削除	0	停止	0
	一部開示	116	一部訂正	0	一部削除	0	一部停止	0
	不開示	34	不訂正	6	不削除	0	不停止	0

個人情報保護制度

表 2-3 個人情報開示請求の実施状況一覧

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
1	中1	4/2	中央区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の介護保険要介護認定 にかかる認定調査票、主治医意見 書すべて	請求者の母の介護保険要介護認 定・要支援認定に係る認定調査票と 主治医意見書5件分	4/5	開示		
2	見1	4/6	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	請求者の子が一時保護された、請 求者及び請求者の子の個人情報/ さいたま市北部児童相談所 行動観察記録、取扱経過記録、学 習記録(相当を含む)、メモ 他	当該児童に対する取扱い記録及び 添付書類一式	4/19	一部 開示	第三者に関する情報。児童 相談所が関係機関等より 取得した情報等。	第14条 第5号
3	見2	4/6	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	北部児 童相談 所	請求者の子が一時保護された、請 求者及び請求者の子の個人情報/ さいたま市北部児童相談所 行動観察記録、取扱経過記録、学 習記録(相当を含む)、メモ 他	当該児童に対する取扱い記録及び 添付書類一式	4/19	一部 開示	第三者に関する情報。 個人の相談等に関する事 務事業に係る情報。 児童相談所が関係機関等 より取得した情報等。	第14条 第2号 第3号 第5号
4	岩1	4/8	岩槻区 役所健康 福祉部	福祉課	生活保護を受給した日から1年間 ケース記録(平成20年9月から)	ケース記録(期間特定)	4/20	一部 開示	・開示請求者に関する評価、判 定、所見及び協議内容等を記 載した部分 ・客観的事実と認められない部 分 ・関係機関等に関する情報 ・調査項目に関する情報	第14条 第3号 第5号
5	北1	4/9	北区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の2013~2018年のすべ ての要介護認定調査票と主治医意 見書の写し	請求者の母の介護保険認定調査票 及び介護保険主治医意見書(日付 特定)	4/22	開示		
6	浦1	4/9	保健福 祉局長 寿応援 部	介護保 険課	特別養護老人ホームに入所した請 求者の母に関する特別養護老人 ホーム入所希望者に関する報告書	特別養護老人ホーム入居希望者に 関する報告書(日付特定)	4/14	一部 開示	特別養護老人ホームの施 設長の氏名に係る部分	第14条 第2号
7	岩2	4/9	岩槻区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の介護保険認定調査票	請求者の母の認定調査票(日付特 定)	4/16	開示		
8	浦2	4/20	消防局 桜消防 署	西浦和 出張所	請求者が救急搬送された時の詳細 な内容(事故状況や聞き取り内容、 負傷の状態)	戸籍謄本・住民票の写し等職務上 請求書(日付特定)1枚	4/27	一部 開示	警察官名	第14条 第2号
9	北2	4/23	北区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	・請求者の母の要介護・要支援認定 等結果通知書 ・認定審査会議事録	請求者の母の要介護・要支援認定 等結果通知書及び認定審査会議事 録	4/26	一部 開示	審査員の氏名等、請求者 の母を除く被保険者の氏名 や介護度等	第14条 第2号
10	緑2	4/30	緑区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の祖母の今までの介護保険 認定調査票、主治医意見書、審査 会資料等介護保険に関する書類の 一切(認定結果通知書含む)	認定結果通知書、介護保険認定調 査票、主治医意見書、審査会資料 (日付特定)	5/7	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
11	桜2	4/30	桜区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の夫の介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	請求者の夫の介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書	5/6	開示		
12	中2	5/6	中央区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の夫の要介護認定要支援認定等結果通知書全て	請求者の夫の介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書	5/10	開示		
13	西2	5/17	教育委員会事務局学校教育部	学事課	請求者の子の転学通知書 転学通知書発行に際して提出、作成された書類すべて	転入学通知書	5/26	開示		
14	浦3	5/24	市長公室	秘書課	請求者が秘書課に苦情相談等した内容のすべての対応(期間特定)		6/7	不開示		不存在
15	浦4	5/24	総務局人事部	人事課	請求者が人事課に苦情相談等した内容のすべての対応(期間特定)	・市民からのご意見(電話)(文書番号・日付特定) ・問合せ報告書	6/7	一部開示	問合せ報告書のうち、職員番号、「措置」欄の所管課からの連絡、報告の内容に係る部分	第14条 第2号 第3号
16	浦5	5/24	保健福祉局長寿応援部	介護保険課	請求者が介護保険課に苦情相談等した内容のすべての対応(期間特定)	特定事業者に関する相談記録	6/2	開示		
17	浦6	5/24	保健福祉局福祉部	監査指導課	請求者が監査指導課に苦情相談等した内容のすべての対応(期間特定)		6/2	不開示		不存在
18	浦7	5/24	保健福祉局長寿応援部	高齢福祉課	請求者が高齢福祉課に苦情相談等した内容のすべての対応(期間特定)		6/4	不開示		不存在
19	浦8	5/24	保健福祉局長寿応援部	いきいき長寿推進課	請求者がいきいき長寿推進課に苦情相談等した内容のすべての対応(期間特定)		6/7	不開示		不存在
20	桜3	5/19	桜区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母の居宅介護支援事業所がわかるもの	請求者の母の子の居宅サービス計画届出状況	5/31	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
21	桜4	5/21	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の要介護認定等に関する主治医意見書	請求者の母に係る「主治医意見書」(日付特定)	6/1	一部 開示	「主治医意見書」中「医師氏名」及び「医師印影」	第14条 第2号
22	桜5	5/21	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の要介護認定等に関する要介護認定結果通知書及び認定調査票(概況調査、基本調査、特記事項)	請求者の母に係る「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」「認定調査票」(日付特定)	6/1	一部 開示	「認定調査票(概況調査)」中「調査実施者(記入者)欄の「認定調査員氏名(さいたま市認定調査員を除く)」、「調査対象者」欄の「家族等氏名」「対象者との関係」及び「電話番号」	第14条 第2号
23	西3	5/28	消防局 西消防 署	消防1 課	特別養護老人ホームで発生した入所者のやけど事故について、さいたま市消防局が対応した救急活動記録表	救急活動記録票	6/2	一部 開示	救急活動記録票に記載されている介護士の氏名	第14条 第2号
24	西4	5/28	保健福 祉局長 寿応援 部	介護保 険課	特別養護老人ホームで発生した入所者のやけど事故について、施設からさいたま市に提出された事故報告書	特別養護老人ホームで請求者のやけど事故について、施設からさいたま市に提出された事故報告書(日付特定)	6/7	一部 開示	法人の印影並びに職員の氏名に係る部分	第14条 第2号
25	南4	6/4	南区役 所健康 福祉部	福祉課	生活保護ケース記録(期間特定)	ケース記録票(期間特定)	6/17	一部 開示	第三者の氏名 生活状況について中、隣人の情報	第14条 第2号
26	浦9	6/10	消防局 大宮消 防署	氷川参 道出張 所	請求者の夫の緊急搬送による全部の記録	救急活動記録票、救急救命処置記録、口頭指導記録票、傷病者情報シート、検証票、心電図等測定記録票(文書番号・日付特定)	6/22	一部 開示	出場場所、知人の氏名、警察官の氏名、医師看護師の氏名	第14条 第2号
27	中4	6/11	中央区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の夫の要介護認定・要支援認定等結果通知書(日付特定)	請求者の夫の要介護認定・要支援認定等結果通知書(日付特定)	6/16	開示		
28	桜6	6/14	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の介護サービス利用状況がわかるもの(期間特定)	請求者の母の介護サービス利用状況	6/25	開示		
29	南5	6/15	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	介護保険認定調査票	請求者の「認定調査票」(日付特定)	6/18	開示		
30	緑3	6/16	保健福 祉局保 健部	高等看 護学院	請求者の子のさいたま市立高等看護学に入学してから退寮するまでの行動等に関する文書	面接記録	6/25	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
31	浦13	6/16	浦和区 役所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の祖母の介護認定調査票、 介護決定の通知書 主治医の意見書(ただし、さいたま 市転入以降の書類)	請求者の母の介護認定調査票・主 治医意見書(日付特定)	6/22	開示		
32	緑4	6/21	緑区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の成年被後継人の介護保険 認定調査票、主治医意見書(最新 のもの)	介護保険認定調査票、主治医意見 書(日付特定)	6/29	開示		
33	見6	7/16	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	児童相談所へ相談した子の相談受 付記録	児童相談所へ相談した請求者の子 の受付処理票(期間特定)	7/21	一部 開示	児童相談所が第三者より 取得した情報	第14条 第3号
34	浦14	7/19	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	心理相談を行っている事案が分か る代理人の子に関する書類	南部児童相談所における代理人の 子の取扱経過記録(期間特定)	7/30	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 より取得した情報	第14条 第3号
35	緑5	7/26	緑区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の介護保険認定の審査 会資料(介護保険認定調査票、主 治医意見書を含む)と認定結果通 知書のすべて	審査会資料及び認定結果通知書 (日付特定)	8/6	一部 開示	特定日の状態がわかる書 類	不存在
36	南6	7/27	保健福 祉局市 立病院 経営部	情報管 理室	さいたま市立病院が請求者の父に 関する個人情報開示請求事案に関 し、①事案審査に関与する者(委員 や担当者)全ての氏名が分かる文 書②同病院外へ送付した照会書等 一切の文書 他	診療記録開示申出書 診療情報の開示請求について(依 頼) (文書番号・日付特定)	8/6	一部 開示	居宅介護支援事業所が作 成した文書	第14条 第2号
37	西5	7/28	西区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求人の祖母の当初の介護認定が いつ認定されたかに関する情報(介 護度医師による診断結果と介護を 認定する者の判断結果を含む)及 び当該情報の特定日までの変更に 関する情報	介護保険 要介護認定・要支援認 定等結果通知書(通知年月日特定)	8/6	一部 開示	医師による診断結果、介護 を認定する者の判断結果	不存在
38	西6	7/30	西区役 所健康 福祉部	福祉課	請求者の父の葬祭に関わる記録、 領収書等	保護決定調査、調査報告、保護廃 止決定通知書、 保護決定(変更)通知書、生活保護 法による葬祭扶助申請書 他	8/6	一部 開示	葬祭扶助申請書の申請者 住所、印影 葬祭会社及び役職の印 影、振込み先及び担当の 印影、警察署長の印影、死 体検案者の氏名及び医療 機関の印影	第14条 第2号
39	南8	7/27	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子の個別台帳(ケースファ イル)	南部児童相談所における請求者の 子の個別台帳(ケースファイル)	8/10	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 より取得した情報	第14条 第3号
40	南9	7/27	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子の個別台帳(ケースファ イル)	南部児童相談所における請求者の 子の個別台帳(ケースファイル)	8/10	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 より取得した情報	第14条 第3号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
41	大5	8/3	建設局 北部建設事務 所	土木管 理課	平成3年度、平成4年度、平成12年度 の該当地番において実施された 土地の境界立会に関する同意書、 申請書一式及び境界確定作業にと もなって作成された附属資料一式 他	平成3年度 境界確認申請書 平成12年度 境界確認申請書 (文書番号特定)	8/13	一部 開示	申請者代表者印、申請者 代理人代表者印、請求者 以外の個人所有者の氏名 及び住所、立会者名等のメ モ、	第14条 第2号
42	大7	8/3	建設局 北部建設事務 所	土木管 理課	平成3年度、平成4年度、平成12年度 の該当地番において実施された 土地の境界立会に関する同意書、 申請書一式及び境界確定作業にと もなって作成された附属資料一式 他	平成4年度 境界確認申請書 (文書番号特定)	8/13	一部 開示	申請者代理人代表者印、 請求者以外の個人所有者 の氏名及び住所	第14条 第2号
43	緑7	8/11	緑区役 所健康福 祉部	高齢介 護課	成年被後見人の介護保険認定調査 票及び主治医意見書(最新のもの)	介護保険認定調査票、主治医意見 書	8/18	開示		
44	中7	7/28	中央区 役所健康福 祉部	支援課	精神障害者保健福祉手帳用診断 書・意見書	診断書(精神障害者保健福祉手帳 用)	8/3	開示		
45	中8	8/17	中央区 役所健康福 祉部	支援課	母子生活支援施設に入ることにな った経緯がわかる相談記録	ケース記録	8/31	一部 開示	関係機関との連絡、本人に 対する評価・見立て、近隣 住民の情報、課内での協 議内容、女性相談員の氏 名、本人の親族に対する評 価・見立て、母子生活支援 施設名、本人の親族の記 録 他	第14条 第2号 第3号 第5号
46	緑8	8/18	緑区役 所健康福 祉部	高齢介 護課	介護認定審査会資料(期間指定) 請求者の母の認定結果通知書、認 定調査票、主治医意見書、給付実 績	介護認定審査会資料、認定結果通 知書、認定調査票及び主治医意見 書(日付特定) 他	9/1	一部 開示	特定日申請分の介護認定 審査会資料、認定結果通 知書、認定調査票及び主 治医意見書	不存在
47	見7	8/19	見沼区 役所健康福 祉部	支援課	子の名前が記載された ・保育に関する書類 ・児童手当、児童扶養手当に関する 書類 ・家庭児童相談に関する書類	平成31年度施設型給付費・地域型 保育給付費等支給認定申請書 保育施設利用申込書 支給認定決定通知書 他	9/2	不開 示	特定した文書全て第三者 に関する情報 請求文書のうち児童手当、 児童扶養手当に関する書 類及び家庭児童相談に関 する書類について	第14条 第2号 第17条
48	見8	8/19	見沼区 役所健康福 祉部	支援課	請求者の名前が記載された ・保育に関する書類 ・児童手当、児童扶養手当に関する 書類 ・家庭児童相談に関する書類		9/2	不開 示		不存在 第17条
49	見9	8/19	見沼区 役所健康福 祉部	保健セ ンター	子の令和2年度以降の相談記録、 予防接種の記録、健康診査の記録	子に関する相談記録、予防接種の 記録、3歳児健康診査、3歳児歯科 健康診査	9/1	一部 開示	第三者に関する発言内容、健 康診査問診内容等、相談内容 に対し、評価、対応、それに対 する反応や今後の計画、予防 接種の記録、3歳児歯科健康診 査、3歳児健康診査における実 施医療機関、3歳児歯科健康診 査、3歳児健康診査における判 定事項 他	第14条 第2号 第3号 第5号
50	南10	8/24	南区役 所健康福 祉部	高齢介 護課	介護保険認定調査票の写し	請求者の「認定調査票」 (日付特定)	8/25	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定 日	決定 の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
51	南11	8/31	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	介護保険認定調査票の写し	請求者の「認定調査票」 (日付特定)	8/31	開示		
52	浦16	9/2	緑区役 所健康 福祉部	福祉課	請求者が緑区役所で生活保護を受け ている間で「不正受給(78条)」と 認定され返還命令を受けた「通知」 及び「理由書」	「生活保護法第78条に基づく費用徴 収の決定について(通知)」(案)及 び「賞与明細書」他	9/14	開示		
53	北6	9/8	見沼区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	請求者の父の介護保険要介護認定 結果通知書(日付特定)	請求者の父の要介護認定台帳の出力 帳票(認定日・申請日・要介護度・ 有効期間が記載されたもの) 特定日認定分	9/15	開示		
54	浦17	9/2	浦和区 役所健 康福祉 部	福祉課	請求者が生保の申請をした時に見 せられた「2,800万円天引きの内訳 書」のようなもの(日付特定)	「債務承認及び納付誓約書」「生活 保護法第78条の2の規定による保 護金品等を徴収金の納入に充てる 旨の申出書」(日付特定)	9/14	開示		
55	南13	9/16	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	介護保険 認定調査票	請求者の成年被後見人の「認定調 査票」(日付特定)	9/17	開示		
56	見10	9/16	見沼区 役所健 康福祉 部	高齢介 護課	介護保険認定調査票、主治医意見 書(日付特定) 認定結果、認定期間が記載されて いる資料	請求者の要介護認定調査票・主治 医意見書 (特定日申請分) 請求者の要介護認定台帳の出力帳 票(申請日・認定日・要介護度・有効 期間が記載されたもの) 特定日申請 分	9/27	開示		
57	大10	9/27	大宮区 役所区 民生活 部	総務課	特定職員の事故受付報告書及び請 求者の転倒時の写真 特定職員の事故受付報告書及び 様々な安全対策の具体的な内容と 実施日	全国市長会市民総合賠償補償保 険事故報告書(特定日作成分)	10/4	一部 開示	・特定職員の事故受付報告書及び 私の転倒時の写真 ・特定職員の事故受付報告書	不存在
58	北7	10/1	北区役 所健康 福祉部	福祉課	ケース記録 特定日に新規調査したケースワ ーカーの調査記録	生活保護法による被保護者に係る 保護台帳のうち「新規記録(日付特 定)」について(決裁日特定)	10/14	一部 開示	・調査報告—主に架電(日 付特定) ・調査報告—生活福祉課 職員より入電(日付特定) ・調査報告—主に架電(日 付特定) 他	第14条 第3号 第5号
59	緑9	10/1	緑区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の認定結果通知書、介 護認定審査会資料、認定調査票、 主治医意見書(期間特定)	特定日申請分の認定結果通知書、 介護認定審査会資料、認定調査票 及び主治医意見書	10/4	開示		
60	桜7	10/7	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子に関する取扱経過記 録(期間特定)	南部児童相談所における請求者の 子の特定期間の取扱経過記録	10/19	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 より取得した情報	第14条 第3号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
61	浦22	10/8	消防局 浦和消防署	木崎出張所	救急車(期間特定) 請求者の父の救急活動記録票及び全記録(搬送された時の同乗者の氏名)	救急活動記録票(日付特定)	10/18	一部開示	第三者の氏名	第14条第2号
62	浦23	10/8	消防局 浦和消防署	消防1課	救急車(期間特定) 請求者の父の救急活動記録票及び全記録(搬送された時の同乗者の氏名)	救急活動記録票(日付・文書番号特定)	10/18	開示		
63	浦24	10/8	消防局 浦和消防署	日の出張所	救急車(期間特定) 請求者の父の救急活動記録票及び全記録(搬送された時の同乗者の氏名)	救急活動記録票(日付特定) 救急活動記録票、救急救命処置録、傷病者情報シート、心電図、検証票(日付特定)	10/18	一部開示	第三者情報(氏名、公的医療機関を除く医療機関名)	第14条第2号
64	緑10	10/11	緑区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の兄が死亡した時における要介護認定・要支援認定等の決定通知書	要介護認定・要支援認定等の結果通知書	10/25	開示		
65	浦25	10/11	浦和区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の叔母の特定期間申請分の介護保険申請書、認定調査票、主治医意見書及び介護認定審査会の会議録	申請書(日付特定)、認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会の会議録	10/22	一部開示	被保険者の電話番号欄、主治医の氏名(診療科)、連絡先(家族等)の氏名、被保険者との関係、住所、電話番号、資料提供同意箇所の代筆者氏名、続柄、委任状における代理人の住所・氏名・生年月日、会議録における請求者の母以外の個人に関する情報 他	不存在 第14条第2号
66	浦26	10/8	消防局 浦和消防署	消防2課	救急車(期間特定) 請求者の父の救急活動記録票及び全記録(搬送された時の同乗者の氏名)	救急活動記録票(日付特定)	10/19	開示		
67	南22	10/11	南区役所健康福祉部	保健センター	請求者が過去に相談してきた内容の全て(期間特定)	母子健康カードに記載された相談記録	10/20	一部開示	対応者の考えとなる部分、第三者に関する情報	第14条第1号第2号第3号第4号
68	中12	10/13	中央区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母の要支援要介護認定調査票(期間特定)	請求者の母の要介護認定・要支援認定等認定調査票(日付特定)	10/14	開示		
69	西7	10/13	南区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の父の介護保険認定調査の申請書と調査票	介護保険要介護認定・要支援認定申請書兼区分変更申請書、認定調査票	10/19	開示		
70	南23	10/21	保健福祉局市立病院患者支援センター		さいたま市立病院が、請求者の父について特定日以降に提出された「ご入院される方にお伺いしたいこと」と題する文書		10/26	不開示		不存在

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
71	南24	10/21	保健福祉局市立病院経営部	情報管理室	さいたま市立病院が、請求者の父について、特定期間中に提出された「終夜睡眠ポリグラフ結果報告書」		10/28	不開示		不存在
72	南25	10/21	保健福祉局市立病院経営部	病院総務課	さいたま市立病院が、請求者の父について、特定期間中に家族から提出された「ご面会者健康調査表」また同表の目録の該当部分		11/2	不開示		不存在
73	南26	10/21	保健福祉局市立病院経営部	医事課	さいたま市立病院が、請求者の父について、特定期間中に家族から提出されたパジャマ寝間着レンタルの申込書	衣類等使用申込兼同意書	10/27	開示		
74	浦28	10/25	浦和区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母の介護保険認定調査票、主治医意見書(最新のもの)	請求者の母の介護保険認定調査票、主治医意見書(日付特定)	10/29	一部開示	認定調査票(概況調査)の「調査者番号」の一部、「家族等連絡先住所」「氏名」「対象者との関係」「電話番号」欄、及び主治医意見書①の「医師氏名」欄	第14条第2号
75	浦29	10/26	浦和区役所健康福祉部	高齢介護課	請求者の母の介護保険認定調査票、主治医意見書(最新のもの)	請求者の母の介護保険認定調査票、主治医意見書(申請日特定)	11/2	一部開示	認定調査票(概況調査)の「調査者番号」欄の一部、「家族等連絡先住所氏名」「対象者との関係」欄、及び主治医意見書の「医師氏名」欄	第14条第2号
76	浦30	10/26	保健福祉局長寿応援部	介護保険課	特定社会福祉法人で発生した請求者の母の事故報告書(日付特定)		10/27	不開示		不存在
77	浦31	10/26	消防局見沼消防署	消防1課	請求者の母の救急活動記録票(日付特定)	救急活動記録票(日付特定)	11/5	一部開示	救急活動記録票のうち、状況を聴取した関係者と同乗者の氏名及び資格部分	第14条第2号
78	見11	11/2	市民局市民生活部	消費生活総合センター	さいたま市消費生活総合センターにおける特定事業者に関する請求者からの相談受付記録(日付特定)	消費生活相談情報(情報番号特定)	11/5	開示		
79	浦33	11/8	教育委員会事務局学校教育部	総合教育相談室	請求者の子のいじめに関する全記録(被害・加害両方)	請求者の子のいじめに関する全記録(被害・加害両方)	12/17	一部開示	・請求者以外の氏名、性別、居住状況、記録 ・協議内容 ・他の関係機関との連携、相談内容	第14条第2号第3号第4号第5号
80	中14	11/12	建設局南部建設事務所	建築指導課	請求者の夫の祖父が申請した特定地の道路位置指定台帳承諾者欄の申請者及び土地所有者住所、氏名、印	道路位置指定図(指定年月日・番号特定)の承諾者欄の申請者及び土地所有者住所・氏名・印	11/19	一部開示	道路位置指定図のうち、第三者の住所・氏名・印	第14条第2号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
81	北8	11/16	北区役 所健康 福祉部	福祉課	新規調査にきた保護第2係職員の ケース記録に記載があった(以前部 分開示した)別紙面接記録票の写し と別紙病状調査記録票の写し	生活保護法による被保護者に係る 保護台帳のうち「面接記録表」及び 「病状調査記録票」	11/30	一部 開示	・病状調査記録票 ・面接記録票のうち「面接 の内容」及び「面接結果」	第14条 第3号 第5号
82	大16	11/19	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	市立小学校の請求者の子に関わる いじめに関する書類	令和2年度いじめに係る状況報告	11/26	開示		
83	浦34	11/25	教育委 員会事 務局学 校教育 部	教職員 人事課	令和4年度採用教員採用試験 2次 試験(自身) ・論文 ・面接採点表	・令和4年度採用さいたま市立学校 教員採用選考試験第2次試験 論文 試験・令和4年度採用さいたま市立 学校教員採用選考試験第2次試験 面接試験採点票・令和4年度採用さ いたま市立学校教員採用選考試験 第2次試験集団面接試験採点票	11/30	一部 開示	採点者氏名	第14条 第5号
84	浦35	11/25	教育委 員会事 務局学 校教育 部	教職員 人事課	令和4年度採用教員採用試験採点 表(自身の) ・面接、実技 ・論文	・令和4年度採用さいたま市立学校 教員採用選考試験第2次試験 論文 試験・令和4年度採用さいたま市立 学校教員採用選考試験第2次試験 面接試験採点票・令和4年度採用さ いたま市立学校教員採用選考試験 第2次試験集団面接試験採点票 他	11/30	一部 開示	採点者氏名	第14条 第5号
85	南29	12/2	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	介護保険 認定調査票	認定調査票	12/9	開示		
86	見12	12/8	建設局 北部建 設事務 所	下水道 建設課	下水道管理設における承諾書(文 書番号特定)	私道公共下水道敷設申請書(文書 番号特定)、土地使用承諾書(様式 第3号)	12/10	開示		
87	浦36	12/13	都市局 まちづ くり推 進部	市街地 整備課	権利変換同意書	「大宮駅西口第3-B地区第一種市 街地再開発事業 権利変換計画認 可について」の権利変換計画同意 書のうち本人分	12/15	開示		
88	桜11	12/20	桜区役 所健康 福祉部	支援課	特定日に虐待通報をした件につ いて		12/27	不開 示		第17条
89	浦37	12/22	教育委 員会事 務局学 校教育 部	指導2 課	請求者の子が長期欠席した重大事 態に係る市教育委員会と特定市立 小学校が作成した一切の文書	市教育委員会が作成した文書 ①請求者 の子に係る対応について、②特定市立小 学校対応記録、保護者への調査結果の 報告について 特定市立小学校が作成した文書 ①校長 が対応した記録、②教頭が対応した記 録、③担任が対応した記録、④学年主任 が対応した記録 他	2/3	一部 開示	該当校に在籍していた児童及び児 童の保護者の氏名及び発言内容 及び行動、またそれに対する学校 の発言内容及び行動 第三者の名前及び所有物、児童の 保護者の評価、審議、検討又は協 議に関する情報、他の公的機関と の連携内容	第14条 第2号 第3号 第4号 第6号
90	桜12	12/24	桜区役 所健康 福祉部	保健セ ンター	保健センターに保管されている本人 からの相談に関する記録	特定日に桜区役所保健センターより 本人へ電話連絡した際に、相談を 受けた内容の記録の写し	1/6	一部 開示	今後の支援の必要性等を 検討するための項目や内 容	第14条 第3号 第5号

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定 の内容	不開示部分	不開示 情報 区分
91	桜13	12/24	桜区役 所健康 福祉部	支援課	精神障害者保健福祉手帳を取得した際の①認定調査票、②概括調査票、③医師意見書、④その他一切の記録の写し	障害支援区分取得時の、認定調査票、概況調査票、医師意見書、サービスの利用状況票の写し	1/20	開示		
92	南31	1/14	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	(請求者の成年被後見人の)介護保険 認定調査票	請求者の成年後見人の「主治医意見書」(申請日特定)	1/19	開示		
93	岩9	1/26	市長公 室	広聴課	請求者が提出した「わたしの提案」の処理状況(受理・回答)が分かる関係資料	請求者が提出した「わたしの提案」の提案書・回答書・回答の写し	2/9	開示		
94	岩10	1/26	建設局 北部建 設事務 所	土木管 理課	北部建設事務所土木管理課に係る事案で、請求者が提出した「わたしの提案」の処理状況(受理・回答)が分かる関係資料	わたしの提案及び回答	2/4	開示		
95	桜14	1/28	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子の特定期間の相談内容について	請求者の子の特定期間内の受付処理票、児童通告書	2/10	一部 開示	児童相談所が第三者より取得した情報	第14条 第3号
96	桜15	1/28	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子の特定期間の相談内容について	請求者の子の特定期間内の受付処理票、児童通告書	2/10	一部 開示	児童相談所が第三者より取得した情報	第14条 第3号
97	大18	2/4	子ども 未来局 幼児未 来部	幼児政 策課	子の幼稚園の退園に係る報告書		2/8	不開 示		不存在
98	南32	2/3	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	(成年被後見人)介護保険主治医意見書	成年被後見人の「主治医意見書」	2/8	開示		
99	南33	2/7	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	親族の要介護認定結果、その審査に利用した認定調査票、主治医意見書のすべて	親族の「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」、「認定調査票」、「主治医意見書」(日付特定各申請分)	2/9	開示		
100	浦42	2/8	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	道路台帳による道路線を変更し確定時の浦和市から求められた請求者の同意書又は承諾書	私有地等境界協議同意書	2/22	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報区 分
101	緑12	1/31	財政局 南部市 税事務所	個人課 税課	2019年度確定申告書	請求者本人の確定申告書	2/14	開示		
102	浦43	2/16	建設局 南部建 設事務所	土木管 理課	特定地の市有地等境界明示申請書 及び市有地等境界明示証明書		3/1	不開 示		不存在
103	北15	2/22	北区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	介護保険要介護認定申請書、委任 状(日付特定)	請求者の介護保険要介護(更新)認 定・要支援(更新)認定申請書兼区 分変更申請書	2/25	一部 開示	介護保険要介護(要支援) 認定申請に係る委任状	不存在
104	浦44	2/21	建設局 南部建 設事務所	道路建 設課	特定道路工事に関する請求者本人 との面談及び電話内容を記載した 書類	・特定道路の工区計画高の説明 ・請求者本人との対応メモ	3/7	一部 開示	特定日付けの資料に記載 の事務所の個人名と電話 番号	第14条 第2号
105	緑13	3/3	緑区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の母の介護をしていたヘル パーの事業所(名称と所在地)と請 求者の母の担当者名	特定期間に提供された予防サービ スと居宅サービスに係る給付実績 一覧	3/11	一部 開示	ヘルパー事業所の所在地 と本人の担当者名	不存在
106	南34	3/8	南区役 所健康 福祉部	支援課	障害支援区分認定資料 令和3年分、前回分	市町村審査会資料(令和3年度分 及び平成30年度分)	3/22	一部 開示	・認定調査及び概況調査票 中の特記事項とその他のう ち、第三者に不利益を与え る部分 ・医師意見書のうち、症状 や傷病内容の経過及び投 薬内容を含む治療内容、 印影 他	第14条 第2号
107	岩14	3/14	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者に係る相談記録	南部児童相談所における請求者の 子の相談記録	3/28	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 より取得した情報	第14条 第3号
108	岩15	3/14	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子に係る相談記録	南部児童相談所における請求者の 子の相談記録	3/28	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 より取得した情報	第14条 第3号
109	岩16	3/14	子ども 未来局 子ども 家庭総 合セン ター	南部児 童相談 所	請求者の子に係る相談記録	南部児童相談所における請求者の 子の相談記録	3/28	一部 開示	児童相談所の所見や対 応、児童相談所が第三者 より取得した情報	第14条 第3号
110	桜16	3/16	桜区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の祖父の介護認定通知書 (日付特定)	請求者の祖父の介護保険 要介護 認定・要支援認定等結果通知書	3/22	開示		

個人情報保護制度

番号	受付番号	請求受付日	担当局 部	担当課	開示請求に係る 個人情報の名称又は内容	実施機関が特定した 個人情報の名称	決定日	決定の 内容	不開示部分	不開示 情報 区分
111	浦45	3/17	南区役 所健康 福祉部	高齢介 護課	請求者の父に係る介護保険新規申 請から直近までの①認定調査票、 ②主治医意見書、③認定結果通知 書 すべて	請求者の父の「認定調査票」「主治 意見書」「介護保険 要介護認定・ 要支援認定等結果通知書」	3/23	開示		
112	浦46	3/29	浦和区 役所健 康福祉 部	保健セ ンター	請求者の子の3歳半健診の結果、 医師の意見書、及び記録一式	請求者の子の3歳児健康診査票	4/4	開示		
113	浦47	3/29	浦和区 役所健 康福祉 部	保健セ ンター	請求者の子の発達健康診査の特定 心理士による検査結果、内容並び に対応、記録一式。 また、特定医師、特定保健師の検 査に関わる対応、記録一式。	乳幼児発達健康診査における請求 者の子の乳幼児発達健康診査票 (総合)及び乳幼児発達健康診査票 (心理)	4/4	開示		
114	浦49	3/31	建設局 南部建 設事務 所	土木管 理課	特定地番の市有地等境界明示申請 書による立合議事録ファイル原本	市有地等境界明示申請書による立 合議事録ファイル原本の開示	4/13	不開 示		不存在

※ 上記の他、戸籍謄本、住民票の交付申請書等に関する開示請求処理件数85件

※ 【参考】不開示情報区分について  
 ・第14条第2号 第三者情報  
 ・第14条第3号 個人評価情報  
 ・第14条第4号 審議・検討等情報  
 ・第14条第5号 事務事業執行情報  
 ・第14条第6号 国等協力情報  
 ・第17条 存否応答拒否

表 2 - 4 個人情報訂正請求の実施状況一覧

番号	受付番号	受付日	担当局 部	担当課	請求に係る個人情報の名称又は内容訂正等を求める内容及び根拠	請求に該当する個人情報の名称	決定日	決定の内容	訂正等をしない理由	請求の区分	備考
1	浦15	7/30	教育委員会事務局管理部	教職員人事課	特定日付けさいたま市教育委員会からの文書「連絡帳には特に保護者からのコメントはなかった」との記載について訂正を求めます。 ※根拠資料として連絡帳を添付	特定日付 法廷代理人の請求による代理人弁護士宛回答文書	8/27	訂正		訂正	
2	浦19	9/30	教育委員会事務局管理部	教職員人事課	「請求者の子に対応する経過」の「特定時期に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送された」と保護者から連絡を受ける。状況を伺い面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」との記載についての訂正	特定日付弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答(請求者の子の対応に関する経過)	10/26	不訂正	特定日付「追加資料の開示等について」で回答したように、学校が面談を提案したところ、保護者から「いえ、いいです。」という回答を得たと学校は認識しているため、当該個人情報は訂正しない。	訂正	
3	浦27	10/12	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	特定日付け回答文書に「個人面談を実施しました。」と記載されているが、面談日、面談場所の回答がないまま、面談を実施したとの回答がなされているため訂正を求める	特定法律事務所 弁護士様、特定法律特許事務所 弁護士様宛回答文書「質問事項への回答について」(日付特定)	11/1	不訂正	該当文書は、令和3年7月7日付「ご連絡」にて依頼のあった質問事項への回答であり、回答そのものに誤りがあると認められないため、当該個人情報は訂正しない。	訂正	
4	浦39	12/27	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	特定日付け回答文書に「請求者から、アンケートによる再調査は実施しない意向であるとの説明を受けました。」とあるが、請求者はこのような説明をしていないため、訂正を求める。	特定日付け 回答文書	1/21	不訂正	特定日に回答した教育委員会作成資料に記載のとおり、教育委員会としては、「アンケートは実施しなくてよい」という保護者の意向を確認したとの認識であるため、当該個人情報は訂正しない。	訂正	
5	浦40	12/27	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	質問事項8に対する特定日付け回答文書に「質問事項3にて回答のとおりです。」とあるが、質問事項3は内容が全く異なるため、訂正を求める。	特定日付け 回答文書「質問事項への回答について」	1/21	不訂正	当該文書は、特定日付け「ご連絡」にて依頼のあった質問事項に対する回答であり、回答そのものに誤りがあると認められないため、当該個人情報は訂正しない。	訂正	
6	浦41	12/27	教育委員会事務局学校教育部	教職員人事課	特定日付け回答文書に「その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。」と記載されているが、請求者が質問している具体的な連携内容に関する回答がないため、訂正を求める。	特定日付け 回答文書「質問事項への回答について」	1/21	不訂正	学校として、ドクターからの助言を受け、対応方法を共有することが具体的な連携内容であるため、当該個人情報は訂正しない。	訂正	
7	中15	1/14	子ども未来局子ども育成部	青少年育成課	特定日に青少年育成課の職員と電話で会話をした。後日個人情報開示請求で書類を取り寄せたところ、会話の録音データと異なる内容が記載されていたため、訂正を求める。	問い合わせ記録(日付特定)	2/10	不訂正	請求者から提供された音声データと問い合わせ記録を照合したが、誤った内容が記載されていることは確認できなかったため。	訂正	

## 2 個人情報開示等決定に係る審査請求の状況

令和3年度の審査請求の件数は7件でした。実施機関別の内訳は、市長6件、教育長1件でした。取下げは0件でした。また、審査請求の内容については、表2-4のとおりです。

表2-5 個人情報開示等決定に係る審査請求の内容

No.	審査請求日	実施機関	開示等請求日	受付番号	内容	諮問	諮問日	答申番号	答申日	裁決	裁決日
1	4/20	市長	1/8	個浦23	一時保護所、乳児院、児童養護施設など措置されていた期間の自立支援計画、児童記録、通院記録などのすべての記録。また、措置に至るまでの記録。	563	1/14				
2	12/1	市長	8/18	個見7	児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること、教育・保育給付認定に関すること、保育施設の利用調整及び入所に関すること、利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること、家庭児童相談に関すること 上記業務に関して子の名前が記載されている書類						
3	12/1	市長	8/18	個見8	児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること、家庭児童相談に関すること 上記業務に関して開示請求者の名前が記載されている書類						
4	12/15	市長	9/27	個大10	大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真・大宮区総務課総務係長の事故受付報告書及び様々な安全対策の具体的な内容と実施日	564	2/10				
5	1/26	市長	10/1	個北7	ケース記録開示請求。9月27日(令和3年)に新規調査にきた職員の調査記録を見たいため。	565	3/16				
6	1/26	市長	11/16	個北8	令和3年9月27日に新規調査にきた職員のケース記録に記載があった(以前部分開示した)別紙、面接記録の写しと別紙、病状調査記録票の(写)の開示を求める。	566	3/16				
7	1/26	教育長	9/30	個浦19	「請求者の子の対応に関する経過」の、「特定時期に頻繁に鼻をかみ、自身で救急車を呼び病院へ搬送されたと保護者から連絡を受ける。状況を伺い、面談を提案するが、保護者の意向により実現しなかった。」との記載について訂正。						



◆ 情報公開・個人情報保護審査会 ◆



## I 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

### 1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者により構成され、情報公開、個人情報保護制度を実効あるものとするため、実施機関が行った不開示処分等に対する請求者からの審査請求（異議申立て）について、実施機関から諮問に応じて第三者的立場から審査し、公平かつ客観的な答申を行います。

表 3-1 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

任期 2 年（令和元年 10 月 22 日から令和 3 年 10 月 21 日まで）

役 職	氏 名	備 考
会長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委員	伊 藤 一 枝	弁護士
委員	塚 田 小百合	弁護士
委員	吉 田 聰	弁護士

任期 2 年（令和 3 年 10 月 22 日から令和 5 年 10 月 21 日まで）

役 職	氏 名	備 考
会長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委員	伊 藤 一 枝	弁護士
委員	塚 田 小百合	弁護士
委員	水 口 匠	弁護士

### 2 開催状況

令和 3 年度の審査会の開催回数は、12 回でした。

表 3-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会開催状況

No.	開 催 年 月 日	主 な 内 容
1	令和 3 年 4 月 15 日（木）	(1) 諮問第 542 号、第 546 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (2) 諮問第 553 号の審議（答申案） (3) 諮問第 554 号の審議（新規）
2	令和 3 年 5 月 20 日（木）	(1) 諮問第 554 号の審議（実施機関の口頭意見陳述） (2) 諮問第 555 号の審議（新規） (3) 諮問第 494 号、第 496 号、第 499 号、第 501 号の審議（新規）

No.	開催年月日	主な内容
3	令和3年6月17日(木)	(1) 諮問第554号の審議 (審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第496号の審議 (実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第501号の審議 (実施機関の口頭意見陳述)
4	令和3年7月15日(木)	(1) 諮問第555号の審議 (審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第555号の審議 (実施機関の口頭意見陳述)
5	令和3年8月5日(木)	(1) 諮問第494号の審議 (実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第499号の審議 (実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第555号の審議 (継続審議) (4) 諮問第554号の審議 (継続審議)
6	令和3年9月16日(木)	(1) 諮問第555号の審議 (継続審議) (2) 諮問第554号の審議 (答申案) (3) 諮問第496号の審議 (答申案) (4) 諮問第501号の審議 (答申案) (5) 諮問第500号、第502号の審議 (新規)
7	令和3年10月21日(木)	(1) 諮問第555号の審議 (答申案) (2) 諮問第494号の審議 (答申案) (3) 諮問第499号の審議 (答申案) (4) 諮問第500号の審議 (答申案) (5) 諮問第502号の審議 (答申案) (6) 諮問第503号、第504号の審議 (新規)
8	令和3年11月18日(木)	(1) 諮問第542号、第546号の審議 (実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第559号の審議 (新規) (3) 諮問第560号の審議 (新規) (4) 諮問第503号の審議 (答申案) (5) 諮問第504号の審議 (継続審議)
9	令和3年12月16日(木)	(1) 諮問第559号の審議 (実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第560号の審議 (実施機関の口頭意見陳述) (3) 諮問第542号、第546号の審議 (答申案) (4) 諮問第504号の審議 (答申案)
10	令和4年1月19日(水)	(1) 諮問第559号の審議 (審査請求人の口頭意見陳述) (2) 諮問第560号の審議 (審査請求人の口頭意見陳述) (3) 諮問第505号、第509号、第510号、第511号の審議 (新規)

No.	開催年月日	主な内容
11	令和4年2月17日(木)	(1) 諮問第510号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第505号の審議(答申案) (3) 諮問第511号の審議(答申案) (4) 諮問第509号の審議(答申案) (5) 諮問第563号の審議(新規)
12	令和4年3月17日(木)	(1) 諮問第563号の審議(実施機関の口頭意見陳述) (2) 諮問第559号の審議(答申案) (3) 諮問第560号の審議(答申案) (4) 諮問第510号の審議(答申案) (5) 諮問第564号の審議(新規)

表3-3 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会 諮問内容一覧(諮問番号順)

諮問番号	内容
第494号 (新規)	知ればきっと好きになる、さいたま市 楽楽楽さいたまに関する規則、要綱等、及び編集方針等がわかるもの、並びに直近の配置数のわかるものの開示決定に対する審査請求
第496号 (新規)	北浦和図書館臨時窓口に関する行政情報(今回の中規模修繕工事分)」の一部開示決定に対する審査請求
第499号 (新規)	本太、美園、高砂小学校の教職員の車通勤の許可に係るもの 規則、要綱等の不開示決定に対する審査請求
第500号 (新規)	館岩少年自然の家新館増築工事に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等(メモを含む)一回目の入札からの開示決定に対する審査請求
第501号 (新規)	図書館の返却ポスト増設に関する行政情報(返却済は除く)の開示決定に対する審査請求
第502号 (新規)	館岩少年自然の家新館増築工事に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等(メモを含む)一回目の入札からの開示決定に対する審査請求

諮問番号	内 容
第503号 (新規)	北浦和公民館中規模修繕工事完了検査後の手直し等の工事に関する文書の開示決定に対する審査請求
第504号 (新規)	北浦和公民館清掃業務委託に係るもの中規模修繕工事竣工後から現在まで 契約書を含む 気付いた人がソウジする又はゴミを拾うとするものの一部開示決定に対する審査請求
第505号 (新規)	浦和駅周辺まちづくり事務所の事務分掌の浦和駅周辺地区の都心・まちづくり地域のわかるものの行政情報開示決定に対する審査請求
第509号 (新規)	行政透明推進課が保有する平成30年成人式ハッピーフォトスクリーンに係る行政情報の不開示決定に対する審査請求
第510号 (新規)	建設局が保有する田島大牧線に関して都市局と協議したもの（平成27年から現在まで（JR線から旧中仙道まで）の行政情報不開示決定に対する審査請求
第511号 (新規)	道路環境課等が『県道164号線（旧中山道）駐停車禁止地域の駐停車対策』について警察署と小まめに打合せした行政情報（平成29年6月16日から現在まで（区役所は除く）の行政情報開示決定に対する審査請求
第542号 第546号	番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切の一部開示決定に対する審査請求
第553号	東武鉄道と協定を行った「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務」の成果物、東武鉄道との「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書」（市での稟議書及び打合せ議事録。東武鉄道との議事録等）、令和2年1月以降の「七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業」に関する資料・議事録の一部開示決定に対する審査請求
第554号 (新規)	昭和53年に締結した国鉄との交換道路確認調書（浦和から北浦和地区）による図面と公図の常盤二丁目174-6番が一致していません。つきましては、常盤二丁目174-6番の分筆・所有権移転に必要な、新たな交換道路確認調書の内容を求めます。の不開示決定に対する審査請求

諮問番号	内 容
第555号	令和元年度精神保健福祉資料 さいたま市 精神病床がある医療機関（精神科病院7病院分） 全調査票（1～48）の一部開示決定に対する審査請求
第559号 （新規）	児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関する事、教育・保育給付認定に関する事、保育施設の利用調整及び入所に関する事、利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関する事、家庭児童相談に関する事 上記業務に関して子の名前が記載されている書類の開示決定に対する審査請求
第560号 （新規）	児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関する事、家庭児童相談に関する事 上記業務に関して開示請求者の名前が記載されている書類の開示決定に対する審査請求
第563号 （新規）	一時保護所、乳児院、児童養護施設など措置されていた期間の自立支援計画、児童記録、通院記録などのすべての記録。また、措置に至るまでの記録。の一部開示決定に対する審査請求
第564号 （新規）	大宮区総務課職員の事故受付報告書及び私の転倒時の写真・大宮区総務課総務係長の事故受付報告書及び様々な安全対策の具体的な内容と実施日の個人情報一部開示決定に対する審査請求

## Ⅱ 情報公開・個人情報保護審査会 答申

さ情審査答申第200号  
令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和2年11月10日付けで貴職から受けた、「東武鉄道と協定を行った「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務」の成果物、東武鉄道との「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に係る施行協定書」（市での稟議書及び打合せ議事録。東武鉄道との議事録等）、令和2年1月以降の「七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業」に関する資料・議事録」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年7月29日付け都ま区第956号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分において不開示とされた議事録の小見出し等について、「1 協議の趣旨②③」及び「2 協議内容②③④」の小見出しについて不開示とした本件処分は妥当ではなく、同部分は開示されるべきであるが、その他の部分を不開示とした本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、審査請求に係る処分への追加記述及び開示しない文書の一部を開示するよう求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求に係る処分への追加記述

処分のあった、東武鉄道と協定を行った「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務」の成果物の「建築時に用いる資材の種類、寸法」、「機械、設備の種類、台数、規模、能力に関する情報」、「橋上駅舎及び仮駅舎の駅事務室の間取り」、「橋上駅舎・自由通路に関する緑化推進条例関係資料」、「橋上駅舎・自由通路に関する景観条例・景観法関係資料」、「橋上駅舎・自由通路に関する福祉のまちづくり条例関係資料」、「橋上駅舎・自由通路に関する土地区画整理法関係資料」、「橋上駅舎・自由通路に関する建築確認申請関係資料」及び「仮駅舎に関する福祉のまちづくり条例関係資料」に係る処分への記述は、条例第12条第2項に基づき、処分に「期間の経過により開示することができるようになる期日」の追加記述が必要と考える。

(2) 開示しない文書の一部を開示もしくは追加記述

処分のあった、東武鉄道との「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に係る施行協定書」の年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）の開示しない部分については、さいたま市が工事額として東武鉄道と締結した協定額であり、当該年度については既に予算化されており、また次年度以降も債務として担保されている金額と考える。また、項目別の金額、管理費、消費税についても条例第7条第3号に該当するものではなく、開示できるものとする。

また、審査の結果、処分どおり年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）が開示できないとしても、条例第12条第2項に該当し追加記述が必要と考える。

(3) 開示しない文書の一部を開示

処分のあった、令和2年1月以降の七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業に関する、③1、2を除く東武鉄道との打合せ資料及び議事録（令和2年5月28日議事録、打合せ資料）及び④さいたま市土地区画整理協会との打合せ資料、議事録（令和2年5月28日議事録、打合せ資料）の開示しない部分として、③④の議事録のうち「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業の補償に関する情報」、「企業との調整に関する情報」とあるが、処分された議事録の協議内容及び打合せ事項はすべて開示しない部分となっており、詳細の議事内容は開示しないとしても、開示しない理由の「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業の補償に関する情報」、「企業との調整に関する情報」であることが認識できる情報は開示できると考える。

(4) 実施機関は、弁明書で「条例第12条第2項には、開示請求に係る行政

情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記するものとするところがあるが、協定締結相手方による年度ごとの工事発注手続きの時期や工事発注形式が未定であることから、開示請求に係る行政情報を開示することができるようになる期日を確定的に明示できる状況にない。」と主張している。

しかしながら、条例の「開示することができるようになる期日」というのは、「確定的な期日（暦日）を示しているのだけではなく、例えば「〇〇工事発注後の開示は可能」、「〇〇年度に予定の〇〇工事発注後の開示は可能」等の期日の追加記載ができるものと考えられる。

- (5) 実施機関は弁明書で「処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業との調整に関する情報」については条例第7条第4号、「企業の補償に関する情報」については、意思決定に係る手続きが途上であり、未成熟な内容である事項として認識できることとなること、また、交渉記録に係る内容であること、「企業の補償に関する情報」については、各種団体による企業への補償に関する情報であるから、各種団体と企業の権利その他正当な利益を害するおそれがあること、及び契約、交渉に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報であることを認識できることとなるため、不開示としたものである。」と主張している。

しかしながら、今回の開示は議事録等にはあると想定する各議事の「小見出し」はおろか「一字一句」（以下「小見出し等」という。）も開示せず、すべてを不開示としている。これは、この議事録が実施機関の示す「行政処分に係る協議」「調整に関する情報」「企業の補償に関する情報」「企業との調整に関する情報」であることすら認識できないものであり、本当にそのような記載があるのかも信用できないものとなっている。

「小見出し等」を開示することは、実施機関が不開示とする理由として主張するようなこととなるとは考えられない。

「行政処分に係る協議」「調整に関する情報」「企業の補償に関する情報」「企業との調整に関する情報」に関するような「小見出し等」は一部開示できるのではないかと考えている。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由について

- (1) 実施機関が特定した行政情報の名称は、1 東武鉄道と協定を行った「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業

務」(以下「実施設計業務」という。)の成果物として、成果品目録、実施設計図、申請図書等、一貫構造計算書(前半)、一貫構造計算書(後半)、2 東武鉄道との「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書」(市での稟議書及び打合せ議事録。東武鉄道との議事録等)(以下「施行協定書等」という。)として、東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定の締結について都ま区第2720号令和2年3月17日、東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書、3 令和2年1月以降の七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業(以下「整備事業」という。)に関する①1、2を除く市での作成資料、議事録として、令和2年1月20日 議事録、打合せ資料、②市議会における作成資料及び議事録(市会議員との打合せ資料、議事録を含む)として、議案書出稿原稿の議案提案課への確認依頼、③1、2を除く東武鉄道との打合せ資料及び議事録として、令和2年5月28日議事録、打合せ資料、④さいたま市土地区画整理協会との打合せ資料、議事録として、令和2年5月28日議事録、打合せ資料である。

- (2) 特定した行政情報のうち、開示しない部分及び理由1「実施設計業務」の成果物のうち、会社の印影については、専ら法人等の内部に関する情報であり、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断した。

会社における役職名、氏名、印影、さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例により説明を行った近隣住民等に記載された番号、説明を行った住民の住所・氏名、区分、建築物等の用途、説明の経過、説明者氏名については、条例第7条第2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断した。

建築時に用いる資材の種類、寸法、機械、設備の種類、台数、規模、能力に関する情報、橋上駅舎及び仮駅舎の駅事務室の間取りについては、法人の生産活動の計画・方針等に関する情報であり、営業・販売活動の計画・方針等に関する情報であること、また、法人の防犯上の利益を損するおそれがあることから、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断した。

橋上駅舎・自由通路に関する緑化推進条例関係資料、橋上駅舎・自由通路に関する景観条例・景観法関係資料、橋上駅舎・自由通路に関する福祉

のまちづくり条例関係資料、橋上駅舎・自由通路に関する土地区画整理法関係資料、橋上駅舎・自由通路に関する建築確認申請関係資料、仮駅舎に関する福祉のまちづくり条例関係資料については、協定締結相手方による工事発注前であり、工事に使用する材料、設備、機械等の記載があることから、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせる恐れがある情報に該当すると判断した。

一貫構造計算書、設計に用いた計算式、機械の種類、利用技術に関する情報については、法人の技術上の専門知識に関する情報であることから、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断した。

議事録の協議先の担当者氏名については、条例第7条第2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断した。

議事録の企業間の契約に関する情報については、営業・販売活動の状況に関する情報であり、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断した。

URLや、非公開のネットワークアドレスについては、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断した。

個人の携帯電話番号・Eメールアドレス、資格名・資格番号については、条例第7条第2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断した。

2「施行協定書等」のうち、年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）については、年度毎の協定を締結しておらず、協定締結相手方による工事発注前であることから、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断した。

橋上駅舎の駅事務室の間取りについては、営業・販売活動の計画・方針等に関する情報であり、また、法人の防犯上の利益を損するおそれがあることから、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断した。

会社の印影については、専ら法人等の内部に関する情報であり、条例

第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断した。

氏名については、条例第7条第2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断した。

3「整備事業」に関する資料においては、①の議事録のうち、計画の策定に係る事前協議、相談に係る内容については、意思決定に係る手続きの途上にある情報のうち、その内容が未成熟であり、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせる恐れがある情報であり、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせる恐れがある情報であると判断した。

③、④の議事録のうち、協議先の担当者氏名については、条例第7条第2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断し、行政処分に係る協議、調整に関する情報については、意思決定に係る手続きの途上にある情報のうち、その内容が未成熟であり、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせる恐れがある情報であり、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせる恐れがある情報であると判断し、企業の補償に関する情報については、各種団体との交渉記録に関する情報であり、条例第7条第5号の、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報であると判断した。同じく企業との調整に関する情報については、意思決定に係る手続きの途上にある情報のうち、その内容が未成熟であり、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせる恐れがある情報であり、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせる恐れがある情報であると判断した。併せて、各種団体との交渉記録に該当する情報であり、契約、交渉に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する恐れがある情報であることから、条例第7条第5号、公にすることにより事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であると判断した。

⑤七里駅北側特定土地区画整理組合との打合せ資料、議事録（組合員との打合せ資料、議事録を含む）については、作成しておらず、該当する行政情報はない。

## 2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「実施設計業務」の成果物の①建築時に用いる資材の種類、寸法、②機械、設備の種類、台数、規模、能力に関する情報③橋上駅

舎及び仮駅舎の駅事務室の間取り、④橋上駅舎・自由通路に関する緑化推進条例関係資料⑤橋上駅舎・自由通路に関する景観条例・景観法関係資料⑥橋上駅舎・自由通路に関する福祉のまちづくり条例関係資料⑦橋上駅舎・自由通路に関する土地区画整理法関係資料⑧橋上駅舎・自由通路に関する建築確認申請関係資料⑨仮駅舎に関する福祉のまちづくり条例関係資料については、条例第12条第2項「開示請求に係る行政情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記するものとする。」とあることから、処分に「期間の経過により開示することができるようになる期日」の追加記述が必要と考えたと主張している。

審査請求人は①、②及び③について、期間の経過により開示することができるようになる期日を明示することができることを主張しているが、①及び②については法人の技術上の専門知識に関する情報であること、民間鉄道事業者の内部情報であること及び入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。

③については、法人の営業・販売活動の計画・方針等に関する情報であること、防犯上の利益を害する恐れがあること及び一般の駅利用客が立ち入ることができない場所であり、民間鉄道事業者の内部情報であるため、不開示としたものである。

審査請求人は④から⑨の資料について、期間の経過により開示することができることを主張しているが、協定相手方による工事発注手続き及び工事発注形式が未定であり、入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。

- (2) 「施行協定書等」の年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）の開示しない部分については、「さいたま市（以下「市」という。）が工事額として東武鉄道と締結した協定額であり、当該年度については既に予算化されており、また次年度以降も債務として担保されている金額と考える。また、項目別の金額、管理費、消費税についても条例第7条第3号に該当するものではなく、開示できるものとする。また、審査の結果、処分どおり「年度別工事費概算額調書」（年度別の金額、項目別の金額）

が開示できないとしても、条例第12条第2項「開示請求に係る行政情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することが出来るときは、その期日を付記するものとする。」に該当し追加記述が必要と考える。」との審査請求人の主張について

年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）及び項目別の金額、管理費、消費税等は、協定相手方から伝えられた協定相手方の事業の内容に関するものであり、企業戦略上の秘密に相当する部分が含まれている。また、協定相手方による工事発注手続き及び工事発注形式が未定であり、年度協定を締結していないため年度別の金額が確定しておらず、入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。

審査請求人は「年度別工事費概算額調書 年度別の金額、項目別の金額」が開示できないとしても、条例第12条第2項「開示請求に係る行政情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することが出来るときは、その期日を付記するものとする。」に該当し追加記述が必要と考えると主張しているが、協定締結相手方による年度ごとの工事発注手続きの時期及び工事発注形式が未定であることから、開示請求に係る行政情報を開示することができるようになる期日を確定的に明示できる状況にない。

- (3) 整備事業に関する、③1、2を除く「東武鉄道との打合せ資料及び議事録（令和2年5月28日議事録、打合せ資料）及び④さいたま市土地区画整理協会との打合せ資料、議事録（令和2年5月28日議事録、打合せ資料）の開示しない部分として、③④の議事録のうち「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業の補償に関する情報」、「企業との調整に関する情報」とあるが、処分された議事録の協議内容及び打合せ事項はすべて開示しない部分となっており、詳細の議事内容は開示しないとしても、開示しない理由の「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業の補償に関する情報」、「企業との調整に関する情報」であることが認識できる情報は開示できると考える。」との審査請求人の主張について

「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業との調整に関する情報」については、意思決定に係る手続きが途上であり、未成熟な内容である情報である事項として認識できることとなること、また、交渉記録に係る内容であること、「企業の補償に関する情報」については、各種団体に

よる企業への補償に関する情報であることから、各種団体と企業の権利その他正当な利益を害するおそれがあること、及び契約、交渉に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報であることを認識できることとなるため、不開示としたものである。

協議の終了後であれば、その時点でこのようなことを協議していたということは開示できる場合もあるが、現時点において開示してしまうと、協議内容が未成熟、不正確なものであるため市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。また、当該事業は、区画整理協会が行う事業であるため、協議内容については協会及び鉄道事業者の内部情報であるため、開示することはできない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

実施機関は、本件対象行政情報として「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務の成果物として成果品目録、実施設計図、申請図書等、一貫構造計算書（前・後半）、東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定の締結について及び施行協定書並びに令和2年1月以降の七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業に関する各種議事録」を特定し、条例第7条第2号、第3号、第4号及び第5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、不開示部分の一部開示あるいは開示できる期日の追加記載を求めて審査請求したものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 当該事業の実実施設計業務の成果物に記載されている情報である①建築時に用いる資材の種類・寸法、②機械、設備の種類、台数、規模、能力に関する情報、③橋上駅舎及び仮駅舎の駅事務室の間取り、④橋上駅舎・自由通路に関する緑化推進条例関係資料、⑤橋上駅舎・自由通路に関する景観条例・景観法関係資料、⑥橋上駅舎・自由通路に関する福祉のまちづくり条例関係資料、⑦橋上駅舎・自由通路に関する土地区画整理法関係資料、⑧橋上駅舎・自由通路に関する建築確認申請関係資料、⑨仮駅舎に関する福祉のまちづくり条例関係資料の開示できるようになる期日の追加記述について

審査請求人は当該情報については、単に不開示とするだけでなく条例第12条第2項に基づき、開示することができるようになる期日を追加記述すべきと主張する。

条例第12条第2項は「開示請求に係る行政情報が期間の経過により

開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記するものとする。」としている。この期日とは、「〇〇工事が終了したとき」や「10年後」などの相当期間を意味するのではなく、「令和〇年〇月〇日以降」といった確定的に明示できる場合を指すものと解されている。

①ないし③の情報は、民間鉄道事業者（以下「協定相手方」という。）の営業、販売活動の計画、方針等に係る内部情報であり、防犯上の利益を損なうおそれもある情報であると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第3号アに該当する不開示情報であることから、開示することができるようになる期日を追加記述しなかった実施機関の判断は妥当である。

④ないし⑨の情報は、協定相手方による工事発注前であり①②の情報の記載もあることから、不開示とされている。実施機関の説明によると、東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事（以下「本件工事」という。）は、協定相手方が設計、工事発注手続き及び工事発注形式を決定して実施していく形で進めている事業であり、協定相手方は、本件工事の入札業務、年度ごとの工事期間などを確定していない状況とのことである。

したがって、このような状況下において、実施機関が④ないし⑨の情報を開示できるようになる期日を明示することは困難であるから、開示することができるようになる期日を追加記述しなかった実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件工事に関する施行協定書の年度別工事費概算額調書について

本件工事に関する施行協定書の年度別工事費概算額調書（以下「当該調書」という。）の不開示部分について

当該調書は、当該事業における項目別、年度別に工事費の概算額が記載された文書である。

審査請求人は、当該調書の不開示部分については、市が工事額として協定相手方と締結した協定額であり、当該年度については既に予算化されており、次年度以降も債務として担保されている金額と考える。

また、項目別の金額、管理費、消費税についても、開示できるものと考えたと主張している。

当審査会において当該調書を見分したところ、項目別、年度別に工事費概算額が記載されているが、実施機関の説明によると各金額は協定相手方から伝えられて市も同意したもので、管理費も含めて協定相手方の企業運営上、他に公開すべからざる情報である。

よって、実施機関が当該部分を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

また、審査請求人は開示できないとしても条例第12条第2項に基づき開示できるようになる期日の追加記述が必要と主張している。

実施機関の説明によると、市は、協定相手方の契約手続、工事業者の選定方法、発注方法等を把握しておらず、最終的に工事が終了した時には、工事発注形態は分かるが、現状では全く分からない状況とのことである。

したがって、協定相手方による年度ごとの工事発注手続きの時期及び工事発注形式等が分からない実施機関において情報を開示できるようになる時期を判断することはできないのであるから、情報を開示することができるようになる期日を追加記述しなかった実施機関の判断は妥当である。

- (3) 整備事業に関する令和2年5月28日議事録（以下「当該議事録」という。）、「打合せ資料を不開示とする理由の「行政処分に係る協議」「調整に関する情報」「企業の補償に関する情報」「企業との調整に関する情報」（以下「不開示理由の情報」という。）であることが認識できる情報について

審査請求人は、当該議事録の詳細な議事録内容は開示しないとしても、当該議事録や打合せ資料にはあると想定される各議事の小見出し等は、一部開示できるのではないかと考えていると主張している。

当該議事録は、実施機関が七里駅舎改修事業について、協定相手方及び区画整理協会等と各種協議を行った際の内容が記載された文書である。

当該議事録について、当審査会で見分したところ、協定相手方が、市以外の関係者と打合せや協議をした内容や、協定相手方の内部情報が記載されており、市以外の関係機関の情報であることが確認された。

そして、当該議事録の小見出し等の中には「1 協議の趣旨①、2 協議の内容①」の小見出しのように、開示することによって、市以外の関係機関の情報を開示する結果となってしまうものも存在している。

したがって、そのような小見出しについては、不開示とすることが妥当であるが、そうではない小見出しである「1 協議趣旨②③」「2 協議内容②③④」の小見出しについては、開示されるべきである。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和2年 11月10日	諮問の受理（諮問第553号）
②	同 年 12月17日	審議
③	令和3年 1月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 4月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第201号  
令和3年9月28日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成30年1月26日付けで貴委員会から受けた、「北浦和図書館臨時窓口に関する行政情報（今回の中規模修繕工事分に限る）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年11月2日付け教生北浦函第575号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、北浦和図書館臨時窓口対応マニュアルの起案、決裁文書等の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

北浦和図書館臨時対応窓口対応マニュアルの起案文書、決裁文書等の特定漏れであり、再度精査のうえでの開示を求めます。

対応マニュアルというからには、課長クラスが確認して決裁してから担当に周知し、また、業務委託先ともそのマニュアルが業務委託の範囲内のものかどうか確認してから臨時窓口を開設していると思うが、口頭で行った

というのでは、後々トラブルになりかねない。また、北浦和公民館や中央図書館とも合議やすり合わせが必要であると思うが決裁等がないとそういう連絡調整をしたのかどうか分からない。

決裁等がないなら運営にも差し支えるのではないか。例えば、事故があって裁判になったときに、裁判所からマニュアルを作成したときの決裁を見せるように言われる可能性もある。恥ずかしくない形で行政情報を管理して欲しい。文書管理システムに登録しないと市民が検索できない。情報公開日本一と言うからには決裁が不要とは思えない。再度精査して開示していただきたい。そうしないと行政に対する不信がますます強まる。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書及び口頭意見陳述において、以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人が行政情報開示請求した「北浦和図書館臨時窓口に関する行政情報（今回の中規模修繕工事分に限る）」について、「教生北浦図000985市報さいたま浦和区版平成29年6月号掲載依頼について」他79件を特定し、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報及び同条第5号に該当するイントラネットアドレス、個人メールアドレスを不開示とする一部開示決定を行った。

北浦和図書館は平成29年7月1日から平成30年3月中旬の間、施設修繕のため休館となっている。その間、北浦和公民館1階に臨時窓口を開設し、予約資料の貸出等を行うとともに、同公民館に臨時返却ポストを設置し、対応している。

- 2 審査請求人は、情報の開示を行った際、特定した情報のうち「北浦和図書館臨時窓口対応マニュアル」作成時の起案文書（決裁文書）がなかったことから、文書の特定もれである、再度精査したうえで開示を求めると主張している。しかしながら、当該マニュアルは、市内の他の図書館と統一、共有する内容ではなく、北浦和図書館内部の職員間での申し合わせとして記録し、必要に応じて修正等を行いながら更新して使用するものである。よって、起案等は行っておらず、審査請求人が主張する起案文書（決裁文書）は存在しない。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年10月13日に開示請求を行った「北浦和図書館臨時窓口に関する行政情報（今回の中規模修繕工事分に限る）」である。

実施機関は本件開示請求に対して、該当する80件の文書を特定し、条例第7条第2号に該当する部分及び同条第5号に該当するイントラネットアドレス、個人メールアドレスを不開示とする一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示された文書のうち「北浦和図書館臨時窓口対応マニュアル」について、起案、決裁文書の特定漏れを理由に当該文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、当該マニュアルについては、実施機関が起案、決裁をしていると思われるからこれを開示せよとの内容である。これに対して実施機関は、当該マニュアルについては、市内の他の図書館と統一、共有する内容ではなく、北浦和図書館内部の職員間での申し合わせとして記録し、必要に応じて修正等を行いながら更新して使用するものである。よって起案等を行っていないため起案、決裁文書は存在しないと主張している。

この主張に不自然な点はなく、当該起案、決裁文書の存在を窺わせる他の具体的な事情も存在しないことから、不存在と認めるのが相当である。

なお、審査請求人のその余の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではなく、また、当審査会の権限外の事項であることから言及しない。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 1月26日	諮問の受理（諮問第496号）
②	令和 3年 5月20日	審議
③	令和 3年 6月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 3年 9月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第202号  
令和3年9月28日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成30年3月2日付けで貴委員会から受けた、「図書館の返却ポスト増設に関する行政情報（設置済は除く）」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月1日付け教生中図管第1151号によりさいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の適格を欠く申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示された2件以外の収受・供覧に関する決裁文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）第3条に基づく文書があると思います。

特定された11の文書のうち2つしか文書登録していない。文書管理規

則に基づき起案等をしないとシステムで調べられない。弁明書によるとその後、回答結果について収受、供覧を行ったとのことだが、開示決定通知書の別紙にある「市内全駅 返却ポスト設置検討」の文書についても、課内の情報共有を図るため、ある程度供覧が必要ではないか。一般的に役所に質問すると、担当者じゃないとわからないと言われることがあるが、供覧等をして情報共有していれば概要くらいは答えられるのではないか。情報の共有がされていないといろいろなところで不都合がでる。ただ資料を持っているだけではなくみんなで共有することが必要である。みんなで共有しないから同じ事務処理ミスが発生するのである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が開示請求した「図書館の返却ポスト増設に関する行政情報（設置済は除く）」について、行政情報開示決定通知のとおり、教生中図書館第517号「図書館協力調査について」（以下「517号」という。）外10件を特定し開示決定を行った。
- 2 開示した行政文書のうち517号は、県内市町村に対する駅等のブックポストの設置状況調査の実施に係る起案文書、また、教生中図書館第580号「駅等のブックポスト設置状況等について」（以下「580号」という。）は、政令指定都市に対する駅等のブックポスト設置状況の調査の実施に係る起案文書である。
- 3 審査請求人は、当該開示決定を取り消し、特定した「517号」及び「580号」以外の文書管理規則第3条に基づく収受・供覧・決裁に関する文書があると思うので開示せよと主張しているが、開示した2件以外には該当する文書は存在しない。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月22日に開示請求を行った「図書館の返却ポスト増設に関する行政情報（設置済は除く）」である。

これに対して実施機関は、該当すると考えられる文書を特定し開示決定を行ったところ、審査請求人は、文書の特定に瑕疵がある、他にも文書管理規則第3条に基づく文書があると思うという主張から本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関は、開示請求に関する文書として起案文書2件を含むすべての文書を特定し、開示している。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 2日	諮問の受理（諮問第501号）
②	令和 3年 5月20日	審議
③	同 年 6月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 9月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第203号  
令和3年9月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和3年3月15日付けで貴職から受けた、「昭和53年に締結した国鉄との交換道路確認調書（浦和から北浦和地区）による図面と公図の常盤二丁目174-6番が一致していません。つきましては、常盤二丁目174-6番の分筆・所有権移転に必要な、新たな交換道路確認調書の内容を求めます。」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年10月9日付け建南土第1323号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 不存在はありえない。関係箇所（埼玉県、JR東日本等）に協議内容及び調査等の内容を調査し、どのような経緯で国有財産（土地）が所有権移転まで行われたかの文書を開示すること。

浦和区常盤二丁目174-6番の土地は、すでに分筆・所有権移転が行われている。これがどのような経緯で行われたかを明らかにしてもらいたい。

については、所管換確認調書はどのような根拠となる文書で作成されたのか示してもらいたい。

その根拠となる文書に従い、作成された全ての文書、資料及び登記書類等をそろえて、時期、協議先及び通知先の手続きの流れを示してもらいたい。

さらに、国有財産の所管である埼玉県及び当事者のＪＲ東日本に調査を行い、なければならぬ文書の有無及び内容を明らかにすること。

この土地は、国有財産であり行政財産であるので、財産にみあった適切な管理をしていることを示していただきたい。

ほかに、行政財産の処分には、隣接地主の行政財産の譲渡に関する同意書が必要となる。同意書無しに処分はできないので、同意書の存在も埼玉県及びＪＲ東日本に調査を行い、正式な手続きで行われたことの証明を求める。

- (2) 旧浦和市と旧国鉄との間で締結された昭和５３年の交換道路確認調書（以下「確認調書」という。）の図面と公図の形が一致していないため、昭和５３年の確認調書では、国有地を公図のとおりに登録することができない。そのため、どのような調書、図面に基づき国有地の登記及び所有権移転が行われたかを明らかにするために審査請求をした。

しかし、弁明書及び開示済の資料には、国有地を公図のとおりに登録するのに必要な関係資料がいつさいない。このままでは、正しい手続きと書類によって登記されたとは言えず、昭和５３年の調書の土地面積（現１７４－６番） $21.81\text{m}^2$ に合わせて、旧浦和市と旧国鉄が自分たちに都合よく調書の図面を書き換えたと思えない。

昭和５３年の調書を書き換えたため、登記に関する調書が不存在なのか、公文書を書き換えていないなら、調書の存在の有無を調査し登記に関する資料一式を開示するか、それでも、不存在なら、その理由を明らかにすること。

また、平成１０年の清算事業団の登記に関して、正しく登記されたか確認する作業が必要だが、どのような書類と手順で正しいと判断したのか説明を求める。そもそも、「不存在」を、その理由を明らかにせず、「不知」の一言で済ます案件ではない。

登記済証がないのなら、登記の原因となった書類を開示してほしい。建設省からの通達に添った手続きを行っているのなら、登記済証の写しがあるはずだ。

### 第３ 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説

明している。

1 本件処分の内容と理由

行政情報開示請求書で指定された行政情報を所有していないため、条例第

11条第2項の規定により、不開示決定処分をしたものである。

2 審査請求人の主張について

(1) 「不存在はありえない」との主張について

審査請求人は、当該行政情報について、不存在はありえないと主張している。

しかし、当該事業については、旧国鉄側主体の京浜東北線の拡幅を目的とした事業であり、国有財産の道路の機能管理者である旧浦和市は、旧国鉄と国において行われた土地交換に関する事務手続きとして、旧国鉄から依頼を受け、境界の立会い、調書の確認を行い、道路用地の交換契約を承諾したものである。登記については、国が実施したものであり、市は登記申請以降の内容について資料は無く、調査や作成する必要もないものと考えている。

そのため処分庁で保有している行政情報は、その成果物である「東北本線道水路 交換契約書（浦和～北浦和地区）」のみであり、その内容は既に情報公開開示請求を受け、開示済みである。市側は契約の相手方という立場であり、その他の行政情報については所有していないため、不開示としたものである。

なお、本事案に係る道路用地の登記に至るまでの経緯については、以下のとおりである。

- ① 昭和10年3月15日 内務省が用地買収(174-3, 174-4)
  - ② 昭和53年6月20日 旧国鉄(現JR)が東北本線拡張により旧浦和市(機能管理者)と土地交換 (174-3の一部, 174-4, 174-6) 国有地財産管理者の埼玉県へ報告
  - ③ 昭和61年1月 旧浦和市が道路台帳作成
  - ④ 平成10年6月1日 日本国有鉄道清算事業団が地積測量図登記
  - ⑤ 平成10年8月19日 174-3から174-6を分筆登記
- (2) 上記以外の、行政情報開示請求書の内容に当てはまらない主張については、弁明を行わない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

昭和53年6月20日、東北本線線増工事に伴う付替え道水路の財産整理に関して、浦和市長が道路管理者である道路について確認調書が日本国有

鉄道東京第三工事局長と浦和市長間で確認された。そのうちの交換渡財産である土地の一部について、平成10年8月19日に浦和市長常盤二丁目174番3から分筆され、同174番6（以下「分筆土地」という。）が登記された。確認調書の添付図面である平面図、求積図等にある「174-3内」と表記される土地（以下「174-3内表記土地」という。）の地積と分筆土地の地積はいずれも21.81㎡である。

審査請求人は174-3内表記土地の形状と分筆土地の形状は異なり、分筆土地に係る分筆・所有権移転に必要な新たな確認調書の内容を求めるとして審査請求に至ったものである。

## 2 本件処分の当否について

本件処分の当否の審査に入る前に、「日本国有鉄道工事の施行に係る道路法が適用される道路及び河川法が適用され又は準用される河川の付替に伴う国有財産の整理について」（建設省会発第475号、昭和43年6月10日付け会計課長通知。以下「建設省通知」という。）による付替道路取扱いについて整理する。

確認調書に対する旧浦和市の確認は昭和53年6月20日である。しかしながら、昭和42年の東北本線の増設に伴い、道路の付替はすでに実施されていたため、取扱いとしては建設省通知にある昭和25年4月1日以後昭和42年12月31日までに付替が行われた道路として事務処理されている。

この事務処理について以下に概略する。事前事務打合せ、交換財産の確認の立合い等、交換確認のそれぞれについて旧国鉄の工事局長、各道路管理者、都道府県知事による事務が進められ、登記については、旧国鉄の工事局長は道路管理者（浦和市長）より確認調書が適切である旨の通知を受けた後に登記手続をなし、当該手続が完了したときは、その旨を都道府県知事、道路管理者（浦和市長）に報告する。旧国鉄は交換により受けた財産の登記を旧国鉄名義への保存登記等の嘱託を行う、としている。

以上から判明するのは、旧浦和市においては確認調書に係る事務については事前事務打合せから交換確認まで道路管理者として関わり、登記においては登記事務完了の旨の報告を受けるものである。旧浦和市は、確認調書が適正である旨の通知を行うまで一連の事務に関わり、本審査会には実施機関から関係資料が提出された。前述の通り登記については、旧国鉄から浦和市長は登記手続完了の旨の報告を受けるが、審査請求人の「174-3内表記土地」と分筆土地の形状の相違による新たな確認調書の存否について実施機関は不知であり、その取得の事実もないとする。この点について、審査会において関係資料の検分に当たったが、審査請求人の主張する分筆・所有権移転に必要な新たな確認調書の存在は確認できなかった。また、かかる行政情報

を取得・保有していないという実施機関の主張に不自然な点はなく、本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は、旧浦和市の道路台帳作成に係る現地立合いの事実など種々の主張をするが、今回の審査には影響は及ぼさず、また当審査会の判断の権限外であるため言及しない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和3年	3月	15日	諮問の受理（諮問第554号）
②	同 年	4月	15日	審議
③	同 年	5月	20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年	6月	17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年	8月	5日	審議
⑥	同 年	9月	16日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第204号  
令和3年11月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成30年1月16日付けで貴職から受けた、「知ればきっと好きになる、さいたま市楽々楽さいたまに関する規則、要綱等、及び編集方針等がわかるもの、並びに直近の配置数のわかるもの」の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年11月17日付け市広報第1730号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、創刊号以前の編集方針を調査したうえでの再決定を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効

編集方針について直近のものだけが特定された。創刊号以前の編集方針が継続文書として保有していると思う。再度、調査のうえで再決定を求める。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

1 平成29年11月14日付けで、審査請求人より「知ればきっと好きになる、さいたま市楽楽楽さいたまに関する規則、要綱等、及び編集方針等がわかるもの、並びに直近の配置数のわかるもの」について行政情報開示請求書が提出され、編集方針として「市広報第1290号さいたま市グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号（平成29年9月）の発行について（平成29年9月12日決裁）」を、直近の配置数のわかるものとして「市広報第1325号グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号の配布について（平成29年9月19日決裁）」を該当文書として特定し、行政情報開示決定を行い、開示したものである。なお、楽楽楽さいたまとは、市内外における本市のイメージ形成・イメージ向上を図るため、さいたま市が身近に感じられる情報や市の魅力を再認識する情報等を、職員自ら取材・撮影し、写真・エッセイを交えて紹介するグラフ誌である。

2 「本件決定処分を取り消せ及び誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効」との主張について

「市広報第1290号さいたま市グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号（平成29年9月）の発行について（平成29年9月12日決裁）」に添付している「楽楽楽さいたま」編集方針及び「市広報第1325号グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号の配布について（平成29年9月19日決裁）」に添付している配布先を文書特定しており、当該文書の中には「知ればきっと好きになる、さいたま市楽楽楽さいたまに関する規則、要綱等、及び編集方針等がわかるもの、並びに直近の配置数のわかるもの」の記載があることから、誤った文書特定の瑕疵はないと認識している。

3 「編集方針について直近のものだけが特定された。創刊号以前の編集方針が継続文書として保有していると思います。再度、調査のうえで、再決定を求めます。」との主張について

平成23年の創刊号から平成29年3月に発行した12号までは、規則、要綱等、及び編集方針等がわかる文書は作成しておらず、創刊当時のスタイルが担当者間で引き継がれてきた。また、編集方針といったものも定めておらず、毎号、職員の感性とアイデアを持ち寄り、手作りの広報誌として作成してきた。しかしながら、円滑な引継ぎ及び業務の効率性等の観点から、今年度、編集方針を文書で作成し、平成29年9月発行の13号から適用している。したがって、「市広報第1290号さいたま市グラフ誌版広報誌「楽楽楽さいたま」第13号（平成29年9月）の発行について（平成29年9月12日決裁）」に添付している「楽楽楽さいたま」編集方針以外、審査請求人からの開示請求の内容を満たす行政情報は作成しておらず、存在もしていない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月14日に開示請求を行った「知ればきっと好きになる、さいたま市楽楽楽さいたまに関する規則、要綱等、及び編集方針等がわかるもの、並びに直近の配置数のわかるもの」である。

実施機関は、さいたま市発行のグラフ誌「楽楽楽さいたま」第13号の発行に係る決裁文書2件を特定しすべてを開示したところ、創刊号以前に編集方針があり、それが継続文書とされていると思うという理由から、処分の取消しと創刊号以前の編集方針を調査したうえでの再決定を求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

審査請求人が主張する審査請求の理由は、創刊号以前の編集方針があると思われるから調査したうえで再決定を求めるとの内容である。これに対して実施機関は、毎号、職員の感性とアイデアを持ち寄って作成していたため、第12号までは編集方針はなかったと主張している。

この主張に不自然な点はなく、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、創刊号以前の編集方針は作成していないと認めるのが相当である。

したがって、実施機関の文書特定に瑕疵はなく、本件処分は妥当である。

##### 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 1月16日	諮問の受理（諮問第494号）
②	令和 3年 5月20日	審議
③	令和 3年 8月 5日	実施機関の口頭意見陳述
④	令和 3年10月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第205号  
令和3年11月26日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成30年3月2日付けで貴委員会から受けた、「本太、美園、高砂小学校の教職員の車通勤の許可に係るもの 規則、要綱等」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月1日付け教学教人第3471号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、規則、要綱等の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

さいたま市議会12月定例会文教委員会にて要綱に基づいて云々の教育委員会よりの発言(答弁)があったので、再度精査の上再決定してください。

議会で傍聴していたが、質問と回答がかみ合っておらず、学校ごとに要綱があるのかと思い開示請求した。不開示決定通知書には、職員が作成していないとあり、答弁書にもその旨書いてあるが、現在学校には車が多く置かれているのに何の決まりも無いのはどういうものか。要綱に基づいて答弁しているのであればそれを示さないのはおかしい。

弁明書の「7 関係資料」で第1条だけ示している要綱は、あくまで旅行、つまり出張の際に教職員が自家用車を使うことができるということで、費用的にも時間的にも公共交通機関を使うよりいいという理由ならば自家用車を使っていいという規定だが、車が足りないから教職員の車を使うのはどうかと思う。学校に電気自動車でも一台置いて、4、5校まとめて1台でもいいが、市はエコ通勤を推奨しているのだから学校でもエコ通勤を進めたほうがいい。駐車料を取らないのはおかしい。

そもそも、これでは通勤時に事故を起こした場合問題である。事故があったら民間だったら労災になるが、自家用車での通勤は公務使用にあたるのか。裁判になったら当たらないと判定されると思う。何かあったら教職員が不利になる。また、許可がないのにどのように交通費を支給しているのか。この件についてはさらに調査研究を進めていきたい。そういうことを含めて、要綱を整備したほうがいい。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人より「本太、美園、高砂小学校の教職員の車通勤の許可に係るもの 規則、要綱等」について行政情報開示請求を受け、当該行政情報は、開示請求日時時点で職員が作成しておらず存在しないことを確認した。本市では、教職員の通勤手段について、特に制限は設けておらず、教職員の自家用車通勤の許可に係る規制や要綱は定めていない。
- 2 審査請求人は、さいたま市議会12月定例会文教委員会にて要綱に基づいて云々の教育委員会よりの発言（答弁）があったと主張しているが、同委員会において学校教育部長が答弁した要綱とは、「さいたま市教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」を指し、本要綱は教職員が公務により旅行する際に、自家用自動車を使用することに関し必要な事項を定めているものである。したがって、審査請求人の主張している要綱とは異なる。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月21日に開示請求を行った「本太、美園、高砂小学校の教職員の車通勤の許可に係るもの 規則、要綱等」である。

実施機関は本件開示請求に対して、規則、要綱等を作成、保有していないため、不存在による不開示決定を行ったところ、審査請求人は、さいたま市

議会 12月定例会文教委員会にて要綱に基づいて云々の教育委員会からの発言（答弁）があったとして、規則、要綱等の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

実施機関は、本件開示請求に対して、開示請求書に書かれた文書は存在しないと主張している。一方、審査請求人は、要綱等を開示請求したが特定されていないと主張している。

そこで、当審査会で調査したところ、「さいたま市立学校における職員の自家用自動車の駐車に関する要綱」が、本件審査請求後である平成30年4月1日に制定されたが、それ以前には教職員の車通勤の許可に係る要綱等は存在しなかったことが確認された。そうすると、開示請求日時点では、当該規則、要綱等を保有していないという実施機関の主張に不自然・不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、文書不存在と認めるのが相当である。

なお、審査請求人のその余の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではなく、また、当審査会の権限外の事項であることから言及しない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 2日	諮問の受理（諮問第499号）
②	令和 3年 5月20日	審議
③	令和 3年 8月 5日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 3年10月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第206号  
令和3年11月26日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成30年3月2日付けで貴委員会から受けた、「館岩少年自然の家新館増築工事に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等（メモを含む）一回目の入札から」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月20日付け教学館自第1148号によりさいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の適格を欠く申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

起案、收受等の文書の特定もれ、及びメール並びに課内で共有した内容のメモ等の特定がされていない。

議会で営繕課と連携して進めるという話もあり、記録等を作成していると

思い開示請求したが無いということだった。出たくない書類があるのではないか。途中経過の記録は残しておいたほうがいい。開示決定は単なる工程表を出してメモはないということだが、メモはしているだろう。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人の開示請求に対して、条例第2条第2号に該当する33件の行政文書を開示した。

館岩少年自然の家新館増築工事は、館岩少年自然の家、営繕課、設備課と連携して業務を進めている。開示を行った書類は課内等で検討、決定した書類であるが、決定するまでの過程で個人的に作成・保有していた記録等は決定した時点で破棄しており、本件開示請求時点では保有していない。

- 2 審査請求人は情報の開示を行った際、特定した情報に「起案收受等の文書の特定期間及びメール並びに課内で共有した内容のメモ等が特定されていない」として文書特定の瑕疵により本件処分は無効であると主張している。

しかしながら、打合せ記録等は庁内文書であり收受起案は行っておらず、審査請求人が主張する起案文書及びメール並びに課内で共有した内容のメモ等は存在していない。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月30日に開示請求を行った「館岩少年自然の家新館増築工事に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等 1回目の入札から メモを含む」である。

これに対して実施機関は、該当すると考えられる文書を特定し開示決定を行ったところ、審査請求人は、文書の特定に瑕疵がある、他にもメール並びに課内で共有した内容のメモ等の特定がされていないという主張から本件審査請求を行ったものである。

- 2 本件処分の当否について

実施機関は、開示請求に関する文書として該当する33件の文書を特定し、すべて開示している。また、職員が個人的に作成・保有していたメモ等の記録は、本件開示請求時点では破棄しているため保有していないという実施機関の主張について、不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 2日	諮問の受理（諮問第500号）
②	令和 3年 9月16日	審議
③	令和 3年10月21日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第207号  
令和3年11月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成30年3月2日付けで貴職から受けた、「館岩少年自然の家新館増築工事」に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等（メモを含む）一回目の入札から」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月20日付け建建営第2072号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の適格を欠く申立てであると認められる。  
よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

起案、決裁文書等の特定もれ、及びメール及び課内で共有した内容のメモ等の特定がされていない。よって再度精査の上での再決定を求める。

工期延長のくわしい理由も特定されていない。

市長部局（建築部）と教育委員会（館岩少年自然の家）との打合せ記録等の文書について、行政情報開示された文書以外にも存在するはずであり、速

やかに特定し開示せよ。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が行政情報開示請求した本件対象行政情報について、館岩少年自然の家新館増築工事に関わる、館岩少年自然の家、営繕課及び設備課と連携して業務を進める上で作成した33件の文書の開示を行ったものである。
- 2 審査請求人は、「起案決裁文書等の特定もれ、及びメール及び課内で共有した内容のメモ等の特定がされていない。よって再度精査の上での再決定を求める。工期延長のくわしい理由も特定されていない。」と誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効と主張している。

当課が行政情報開示した文書は、館岩少年自然の家新館増築工事に関わる、館岩少年自然の家、営繕課、及び設備課と連携して業務を進める上で作成した書類で起案決裁にかかわらない庁内文書であり、審査請求人が主張する起案決裁文書等の特定もれはない。

またメール及び課内で共有した内容のメモ等は、打合せ等に双方で確認する際に使用したものであり、内容を確認した後に廃棄しており、本件開示請求時点では保有していない。

審査請求人の「工期延長のくわしい理由も特定されていない」についても、情報開示した文書中の「館岩少年自然の家新館増築(建築)工事契約変更の理由書」において、工事延長の理由を明確に記載している。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月30日に開示請求を行った「館岩少年自然の家新館増築工事に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等 1回目の入札から メモを含む」である。

これに対して実施機関は、該当すると考えられる文書を特定し開示決定を行ったところ、審査請求人は、文書の特定に瑕疵がある、他にもメール及び課内で共有した内容のメモ等の特定がされていない、工期延長のくわしい理由も特定されていないという主張から本件審査請求を行ったものである。

- 2 本件処分の当否について

実施機関は、開示請求に関する文書として該当する33件の文書を特定し、すべて開示している。また、メール及び課内で共有した内容のメモ等は、本件開示請求時点では破棄しているため保有していないという実施機関の主張について、不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる

具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

さらに、審査請求人が特定されていないと主張している工期延長のくわしい理由についても、開示した文書中に明記されている。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 2日	諮問の受理（諮問第502号）
②	令和 3年 9月16日	審議
③	令和 3年10月21日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第208号  
令和3年11月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成30年3月2日付けで貴職から受けた、「北浦和公民館中規模修繕工事完了検査後の手直し等の工事に関する文書」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月18日付け建建保第808号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、市建設工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）に基づく文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

約款第44条に基づく文書が特定されておらず、発注者から受注者への文書が特定されていない（例として瑕疵の修補の請求トカ）。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が平成29年12月11日付けで行政情報開示請求した本件対象行政情報について、平成29年12月18日付けで開示決定を行った。
- 2 北浦和公民館中規模修繕工事完了検査後の手直し等の工事（以下「本補修」という。）は、発注者と受注者で現場にて確認をし、その後補修している。その際に作成した文書として、当課で保有する補修図、主要材料カタログ、補修写真を特定し、本補修に係るすべての情報を開示したものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月11日に開示請求を行った本補修に関する文書である。

実施機関は本件開示請求に対して、本補修に関する行政情報を特定し、すべて開示したところ、審査請求人は、約款第44条に基づく文書が特定されていないことを理由に、当該文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

実施機関は、開示請求に関する文書として該当する行政情報を特定し、すべて開示している。また、審査請求人は約款第44条に基づく文書の開示を求めているが、同条は本補修のような軽微な補修については文書作成を必須としていない。よって、開示した文書以外は存在しないと認められる。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 2日	諮問の受理（諮問第503号）
②	令和 3年10月21日	審議
③	令和 3年11月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士 令和3年10月22日就任
委 員	吉 田 聰	弁護士 令和3年10月21日退任

(五十音順)

さ情審査答申第209号  
令和3年11月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和3年3月29日付けで貴職から受けた、「令和元年度精神保健福祉資料 さいたま市 精神病床がある医療機関（精神科病院7病院分） 全調査票（1～48）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年9月3日付け保保健第3151号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、実施機関は本件処分を取り消し、なお開示できる部分について再検討を行うべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の開示しない部分のうち『入力ご担当者氏名』以外の情報を不開示とした処分を取り消し、『入力ご担当者氏名』以外の全ての調査回答の情報を開示することを求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、審査請求人の行政情報開示請求に対し、各提出調査票がさいたま市情報公開条例（（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第7条第2号、第3号に該当することとして、一部開示の決定をしているが、この処分庁の決定は、以下に述べるように、条例の解釈を誤ったものであるため、取り消されなければならないと考える。
- (2) 審査請求人らは、過去に三度、精神保健福祉資料（以下「630調査資料」という。）の開示請求を実施機関であるさいたま市に対し行っており

直近では平成27年6月に平成25年度の630調査資料同文書の開示請求を行い、開示を得ている(添付資料1)。過去の開示請求においては、全調査票、全項目の開示を、処分庁より得ている。よって、過去に開示されている情報を、今年度に限り不開示とする理由はなく、実施機関が条例の適用を誤っていることは明らかであると考える。

- (3) 開示請求に係る行政情報については平成29年度の精神保健福祉資料に係る調査(以下「630調査」という。)より様式変更があり、入力の一部が患者一覧表に改変された。しかしながら、令和元年度では、個人情報保護のため、病院の入力自体は患者一覧表(入力票5「在院患者」、入力票6「退院者の転帰」、入力票7「6月に医療保護入院した患者」)であるものの、それらが集計された形(提出調査票5～47)で、提出するシステムに変更された。自治体がダウンロードするのは、この集計された内容である。

よって、処分庁が各提出調査票について「提出調査票5～47を組み合わせることにより個人を特定できる可能性が考えられる」とした判断は、具体的な個人特定の可能性を検討しないまま、抽象的に条項に該当するとして誤った判断であり、条例の適用を誤っていると考える。

処分庁は、具体的に提出調査票のどの調査票のどの項目と、別のどの項目を組み合わせると個人を特定できるのか具体的に示すべきである。

なお、前述のとおり、これまで630調査資料は、(今回不開示となった情報も含め)すべて開示されていたが、(開示情報により批判された側である日精協の反発は存在しても、)特定された患者からプライバシーを侵害されたとの申し出などは存在していない。

審査請求人も、個人のプライバシーの重要性を否定するものではないが、630調査の認定調査票の記載から判明する個人情報には、具体的な「氏名」「住所」等は含まれておらず、それ自体で個人を特定することは不可能である。また、「他の情報と照合することにより個人を特定すること」についても、他の情報と照合することで個人を特定することが可能な者は、そもそも当該個人が精神疾患で特定の精神科病院に入院中であることを知っているような者に限られるため、開示によりプライバシー侵害が生じる可能性はほとんどない。

したがって、処分庁が、個別具体的な個人の特定方法も明らかにしないにもかかわらず、「個人が特定されてしまった場合」の被害の大きさのみを重視している点は不当である。

なお、この点については後述のとおり他の都道府県では、630調査資料を開示している地域も存在するが、開示をした地域でも患者のプライバ

シーの問題は生じていない。開示している地域で問題が起きていないにもかかわらず、権利侵害があるとする処分庁の主張が詭弁であることは明白である。

そもそも「個人を特定できる可能性が考えられる」という程度で不開示にすること自体が、条例第7条2号の「他の情報と照合することにより特定個人を識別することができることとなるもの」という文言に反しており、条項に該当するという判断が、解釈を誤ったものであることは明らかであると考えられる。

また、調査方法の変更と同時期に、以下のような事実経過が存在する。

平成30年8月21日、毎日新聞社は1面で、「精神病床のある全国の病院で、50年以上入院する精神疾患をもつ患者が全国で1773名いる」と報道した(資料5)。これは同社が全国の630調査資料を丁寧に開示請求したことで判明した人数である。

すると、約2か月後の平成30年10月19日、公益社団法人日本精神科病院協会(以下「日精協」という。)会長が「精神保健福祉資料(630調査)の実施についての声明文(資料6)」を公表し、上記毎日新聞記事を名指しした上で「個人情報保護の観点から問題点が多いと批判した。

さらに、「患者の個人情報につき責任を持つ立場の精神科病院としては、必要な措置が行われない場合は、630調査への協力について再検討せざるを得ない」として、今後の630調査への協力を拒む姿勢を示した。

630調査に係るデータについては、日精協がかねてより厚労省に対して患者の個人情報流出の懸念を問い合わせし、厚労省も「個々の調査票の内容に関しては、公開を予定せず任意に提出されており、各都道府県・政令市の情報公開条例に照らして、非公開情報にあたる」とするやりとりがなされていたという事情があつて、厚労省は、平成30年7月13日付けの調査協力依頼に添付した別紙「平成30年度 630調査」と題する書面(資料7)に、前年度までの依頼書面には無かった「個々の調査票の内容の公表は予定しておらず、(中略)その旨を明示した上で協力を求めること」との文面を加筆したところであるが、その後、上記のとおり、毎日新聞の報道があり、これに対し、日精協が声明文を出すという時系列になったため、平成30年度調査以降、日本各地の630調査資料の情報公開請求において一部不開示の報告が相次ぐようになり、また不開示を問題視する新聞報道が相次ぐなど社会問題化するようになった(資料8)。

このような事実経過は、残念ながら厚労省及び各地法自治体が、日精協に対し過度の忖度をした結果生じた事態であると言わざるを得ない。

そして本件処分庁も、これまで開示していた精神科病院の情報について、

これまで開示されていた情報と変わらない情報であっても、突如非開示と変更した自治体の1つである。

- (4) 条例第7条第3号を理由に開示されなかった項目を含む調査票1、3、4及び48(平成30年度630調査では調査票7に該当)については、請求人の知る限り、これらの調査票の内容について、これまでに開示されなかったことはない(添付資料2)。

例えば、令和元年度630調査の提出調査票1について見れば、『7. 措置入院指定病床』、『8. 応急入院の指定の有無』『職員数に関する回答のすべて』等について不開示とされている。

しかし、当該項目は過去の開示請求においてに処分庁が開示していた項目と、全く同一の内容の調査項目である(添付資料2を参照)。

このことから明らかなように、平成29年に調査方法が変更されても、統計資料としての集計項目には、全く変更がないものが含まれている。改めて主張するまでもないと考えるが、条例の文言に変化がないのであるから、調査方法がどのような形式であれ条例の不開示の条項の該当性に变化があるはずがないのである。

前述の提出調査票1の項目については、処分庁は条例の第7条第3号規定の情報(以下「法人情報」という。)に該当するとの理由で不開示決定をしているが、過去に処分庁が開示していた『措置入院指定病床数』、『応急入院の指定の有無』等の情報が、調査方法の変化によって突然「法人情報」に該当するようになるなどということとはあり得ない。

それにもかかわらず、処分庁が、今回の開示請求では不開示情報と判断しているのであるから、処分庁の判断が不合理であることは明らかである。

処分庁は、自らの条項解釈の誤りを「調査方法が変化した」ことで正当化しようとしているにすぎず、処分庁の主張は誕弁であるという他ない。

条例第7条第3号は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないと規定している。

ここでいう「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の生産技術、営業、販売上のノウハウ、経営方針、経理、人事等の情報で、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が害されると認められるものその他開示することにより、法人等及び事業を営む個人の名誉が侵害され、又は社会的信用若しくは社会的評価が低下するものを広く含むと解されている。

そして、特定の情報が該当するか否かの具体的な判断については、当該

情報の内容、性質をはじめとして、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動における当該情報の位置づけ等により総合的に判断すべきであると解されてきた。

しかしながら、処分庁の令和2年9月3日付行政情報一部開示決定通知書（保保健第3151号）では法人情報に該当するとの結論が記載されるのみであり、実質的な検討をした形跡やその理由の記載はない。

上述のような、当該情報の内容、性質をはじめとして、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動における当該情報の位置づけ等による総合的な判断をした形跡はなく、半ば思考停止的に結論を出したと言わざるを得ない。

例えば、前述もしたとおり、令和元年度630調査の提出調査票1について見れば、過去には開示されていた『7. 措置入院指定病床数』、「8. 応急入院の指定の有無」『職員数に関する回答のすべて』等について不開示とされているが、この中で「精神科医師数」を開示した場合、医療機関のどのような「正当な利益」が害されるといえるのか、処分庁は全く検討をしていない。

このような検討もないまま、ただ単に「病院の内部情報であり、病院の運営状況や経営状況が明らかになることで、病院の事業上の正当な利益を害する」と断言するのみでは明らかに不当であり、当該条項に該当すると認定をすることは許されないというべきである。

なお、繰り返しの主張になるが、過去には処分庁自身が当該情報を開示していたのであり、当時は、医師数などは「病院の事業上の正当な利益を害する」情報ではないと判断していたのである。現在の処分庁の判断が不当であることは一層明らかである。

- (5) 条例第7条第3号は但書きで「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報を除く」と規定し、人の生命、健康等に関する情報の開示を義務付けている。

この点について、処分庁は、同但書きの適用関係については無視し、何らの検討も弁明もしない。単に国立精神神経医療センターから統計資料が公表されていることを理由に、審査請求人の主張を否定している。

しかしながら、処分庁が、審査請求人の主張や、条例の文言に即した弁明を行っていない点だけでも不当である上、文意としても何故「指摘はあたらない」との結論に結びつくのか全く不明であると言わざるを得ない。

なお、630調査資料記載の情報と、最終的に国立精神神経医療センターから公表されている情報とは、別の情報であるため、後者の存在が、前者の不開示を正当化するものではないのは言うまでもない。

また、同適用除外規定は、非開示により保護される「法人の利益」と開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」という公益の比較考量により、後者が前者に優越すると見込まれる時には、情報の開示を義務付けた規定と考えられる。

この点、630調査資料を開示されることにより得られる利益及び示されないことによる不利益は次に述べるとおりである。

すなわち、精神科医療の現実として、精神障害のある患者が医療機関に対し不服を申し出ることや、退院請求、処遇改善請求を行うことは容易ではない。

そのような事情から、安易かつ不適切な入院継続、身体拘束等が行われ、一度精神科病院に入院すると、治療の必要性が乏しいにもかかわらず容易に退院させない精神科病院が存在することは、顕著な事実であり、このようにいわゆる「社会的入院」が大きな社会的批判の対象となっている。

また、精神科病院の診療方針等は、なかなか外部には伝わらない事項であり、人的・物的資源が乏しい劣悪な医療環境で病院経営を行っている精神科病院が存在することも顕著な事実である。実際に入院を経験した患者以外は、そのような精神科病院を評価することは容易なことではない。

前述のように、実際に630調査の結果により、50年以上精神科病院で強制的に入院されている患者が多数いることが明らかとなったことを報道する新聞記事（資料5）をきっかけとして、日精協会長が、報道に反発する声明文（資料6）まで発表した。

仮に、調査票の変更により、安易に630調査資料を個人情報・法人情報に該当するとして非開示情報としてしまえば、1,700人もの精神病患者が50年以上に渡り本人の意思に反して強制入院させられているという事実が報道されることもなく、社会問題として認識されることはできなかったはずである。この公の不利益は著しく大きい。

また、開示されることにより得られる利益は、以下に述べるとおり大きい。

630調査資料の開示は、さいたま市内の精神科病院において、市民に対し医療行為を行う病院の状況を一般市民に知らせる意味をもっている。

630調査資料の開示は、精神病患者やその家族においては、医療機関の取捨選択の資料となるものである。病院に関する情報提供をすることは、患者と医療従事者との信頼関係の構築、情報の共有化による医療の質の向上、患者の医療選択権の保障という観点から非常に重要であり、特に精神科医療においては、医療情報の提供等により透明性を高めることは他の診療科における以上に重要である。ブラックボックスとなっている精神科病

院の情報を透明化し、精神科病院が外部からの評価の対象となることで、精神科病院による患者に対する人権侵害の防止となるとともに、さいたま市内の医療機関の適正な医療環境確保に資するものである(だからこそ、時に批判にさらされる精神科病院側から、開示に反対意見が出されるのである。)

処分庁が主張するような「病院の内部情報であり、病院の連営状況や経営状況が明らかになることで、病院の事業上の正当な利益を害する」というのは、一医療法人の経営問題に過ぎず、前述のような市民の利益より優越するものとはいえない。更にいえば、情報が公開されることによって、劣った評価に結びつく医療法人は、評価を払拭すべくより充実した医療体制を整えるインセンティブを与えることにもつながるのであるから、一医療法人の経営問題を慮って、市民の医療選択の情報を不開示とするには何らの正当性もない。

したがって、630調査資料の情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、情報の開示が義務付けられていると解するべきである。

さらに、社会的入院というあるまじき大きな問題をはじめ、予後や予防の観点からも、精神科医療が病院だけで完結するものでないことは明らかである。精神科病院の実情を、正確な、幅広い情報によって、広く市民が知ることは、病院を含む精神科医療関係者全体、患者・家族、行政、地域福祉、一般市民、誰にとっても必要・重要なことであると考えられる。

他方で、開示しないことによる病院側の正当な利益についての記載についていえば、処分庁は不開示理由として、以下のように記載している(一部のみ記載)。

- ・「公表されていない内部情報であり」(全調査票)
- ・「病院の運営状況や経営状況が明らかとなる」(調査票1)
- ・「病院規模が明らかになる」(調査票1)
- ・「これらの数のみで単純に病院の優劣が比較される」(調査票3)
- ・「病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがある」(全調査票)

以上の記載から明らかなように、これらの情報が開示されることにより、病院のどのような正当な利益を、どのように害するのか、全く不明である。処分庁において、当該情報の公開が具体的にどのように病院の利益を侵害するのか検討されている様子は伺えない。まして「おそれ」という、曖昧で、具体性を持たない理出は、牽強付会と言わざるを得ないと考えられる。

よって、処分庁が一部非開示としたことは、条例第7条第3号但書きを適用しない点でも誤っていると考えられる。

- (6) さらに、請求人らは、2003年、2008年、2013年度の630調査資料の情報開示結果をもとに、わかりやすく整理し、冊子としてまとめ、市民に提供するだけでなく、県内精神科病院長宛に案内もしてきたが、精神科病院から感謝の手紙をいただいたことはあっても、苦情が届いたことはない。

また、そもそも条例は「知る権利を保障する」ことを目的とするものであり、そのために公文書の原則開示を義務付けるものである。そして「知る権利」の保障とは、情報を受領した人の自由な評価を許容するということであり、そのような自由を保障するための情報公開制度でなければならない。よって、『運営状況や経営状況が明らかとなることで』『病院規模が明らかになることで』『これらの数のみで単純に病院の優劣が比較されるなど』と、情報開示の結果の評価について、心配、付度し、公文書の非開示の理由にすることは、「当該情報を正確に理解、評価する間違いのない市民と判断した相手だけに、誤解されない範囲の公文書を公開すればよい」という知る権利の保障とは反対の思想になりかねない。

さらに、平成10年京都地裁において「精神科の病院は、身体拘束など、一般医療とは異なる強力な権限を付与されているのだから、透明性を確保しなければならない。当該法人等の利益を損なう恐れがあるというが、それは受忍の範囲である」との判決が確定している。

よって、処分庁が各調査票について、条例第7条第3号「病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあるため」という理由で不開示としたことは、条例の適用を誤っていることが明らかであると考ええる。

- (7) 条例と同趣旨の、ほぼ同文言の規定を設けている東京都及び大阪府では、令和元年度630調査資料の情報公開請求に対し、全開示がされている(添付資料3)。したがって、処分庁の個人情報(条例第7条第2号)の該当性及び、法人利益(条例第7条第3号)の該当性についての判断が誤っていることは明らかであると考ええる。
- (8) 請求人らは、先述のように数年ごとに630調査資料のまとめを作成している。その際、添付資料(資料4)のように、この処分によってデータが一部欠落した状態が生じる。これは県がさいたま市の一病院の調査票をダウンロードしなかったことに起因するが、市の不開示の判断が当該病院への公平な理解、正当な評価の妨げとなり、むしろ不開示による病院の正当な利益を害する事態と考えられる。不開示の判断をするならば、その影響(結果責任)もあるはずである。一病院の問題だけではない。全開示された東京や大阪の精神科病院と比して、さいたま市の精神科病院では不開示と判断される理由があるのか、(5)でも述べたように、精神科病院が市民の情

報共有、理解及び評価の対象とされないことの損失を含め、当該情報の公開(あるいは不開示)が、真に病院の利益を害するのかの検討が行われた上での判断とは到底考えられない。

よって、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由について

令和2年8月21日、審査請求人より行政情報開示請求があり、当初は「令和元年度精神保健福祉資料 さいたまま市 精神病床がある医療機関(精神科病院7病院分)全調査票(1~48)」の開示請求を希望していたが、大宮厚生病院(以下、「当該病院」という。)以外の6病院は埼玉県で行政情報開示請求を既に行っているため、埼玉県で請求できなかった当該病院分のみを希望した。

630調査資料とは、精神科病院、精神科診療所等及び訪問看護ステーションを利用する患者の実態を把握し、精神保健医療福祉施策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が実施している統計調査である。630調査資料に掲載されている内容は、職員数や職種の内訳、在院患者に関するもので、630調査資料を組み合わせることで個人を特定し得る情報、病院の事業運営上の正当な利益を害する恐れのある情報に該当することから、条例第7条各号に照らし、一部開示決定とした。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は以下の通り主張を行っている。

- (1) 過去の開示請求において全調査票、全項目の開示を処分庁より得ており、今年度に限り不開示をする理由はなく、実施機関が条例の適用を誤っている。
- (2) 令和元年度では、個人情報保護のため、病院の入力自体は患者一覧表であるものの、それらが集計された形で提出するシステムに変更された。よって処分庁は具体的に各提出調査票から個人が特定できる『可能性』を検討しておらず、病院の利益を害する『おそれ』といった抽象的な理由で不開示の決定を行うことは不当である。
- (3) 不開示の理由とした具体性のない、守られるべき「病院の事業運営上の正当な利益」よりも、特にブラックボックス化しやすい精神科医療に関する情報を開示することで守られる「人の生命、健康、生活又は財産」や国民の「知る権利」の方が重要である。

- (4) さいたま市とほぼ同趣旨、同文書の規定を設けている東京都及び大阪府では、令和元年度630調査資料の情報公開請求に対し全開示が行われているため、処分庁の判断が誤っているものである。

### 3 処分庁の見解

#### (1) 審査請求人の主張に対する見解

2(1)について、これは、平成29年度以降様式の変更があり、同年は入力の一部が患者一覧表に改変されたこと、平成30年度以降においては調査票を開示していた平成28年度以前よりも詳細な調査票であることから審査請求人の主張に事実誤認がある。

2(2)(3)について、これは、表中に極端に少ない数が含まれる項目があり、提出調査票5～47を組み合わせることや、その他の情報との照合の結果、個人が特定されることが排除できず、当該個人の情報が特定された場合、当該個人が精神的な苦痛を受けるばかりか、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる。このように個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接かかわる権利であり、一旦プライバシーが侵害されるとこれを事後的に回復することが困難である。

また、当該情報は、病院がそもそも自ら公開していない情報であり、市がむやみに開示することで当該病院と患者の信頼関係に不測の事態を招きかねず、延いては病院の事業運営に影響を与えるものである。

そして、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課より送付された「令和元年度精神保健福祉資料の作成について（630調査協力依頼）」は、「精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策を推進するための基礎資料を得ること」を目的に国立精神神経医療研究センターから公表されており、審査請求人が主張する「知る権利」の方が重要であるとの指摘は当たらない。

2(4)について、東京都及び大阪府では全開示を行っているとのことであるが、決定に当たっては自治体ごとの条例に照らし合わせ判断するものであり、他自治体の条例や開示状況を踏まえて決定するものでないことから、審査請求人の指摘は該当しない。

#### (2) 令和元年度630調査資料不開示部分について

##### ア 回答施設の基本機能、職員数について（提出調査票1）

『入力ご担当者氏名』、『所属部署』、精神科・心療内科医療機能『7. 措置入院指定病床数』、『8. 応急入院の指定の有無』、『職員数に関する回答のすべて』について不開示部分とした。これらの記載事項は、「特定の個人が識別できる個人に関する情報であるため」、「病院の機能、職員数は公表されていない病院の内部情報であり、病院の運営状況

や経営状況が明らかになることで、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがある」ため、公にすることにより当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第2号、第3号に該当するとした。

イ 病院機能等（提出調査票3）

『研修を受けた職員数について』、『訪問診療の実施について』、『退院後生活環境相談員について』について不開示部分とした。これらの記載事項は、「研修を受けた職員数、訪問診療の実施や退院後生活環境相談員数は公表されていない病院の組織体制に係るものであり、これらの数のみで単純に病院の優劣が比較されるなど病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがある」ため、公にすることにより当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第3号に該当するとした。

ウ 令和元年（2019年）6月30日0時時点の病棟について（提出調査票4）

『公衆電話の数』、『在院患者数』、『保護室および施錠可能個室数』、『保護室及び施錠可能個室数のうち、トイレがついている個室数』、『保護室および施錠可能個室数のうち、カメラがついている個室数』について不開示部分とした。これらの記載事項は、「在院患者数や施設内の設備は公表されていない病院の内部情報であり、病院の運営状況や経営状況が明らかになることで、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがある」ため、公にすることにより当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第3号に該当するとした。

エ 当該病院情報（提出調査票5～47）

『当該病院情報』に関する回答のすべてについて不開示部分とした。これらの記載事項は、「特定の個人を識別することはできないが、提出調査票5～47を組み合わせることにより個人を特定できる可能性が考えられる。在院患者数や在院患者の診断名、病院所在地と患者所在地は公表されていない病院の内部情報であり、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがある」ため、公にすることにより当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第2号、第3号に該当するとした。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの。他人には個人が識別できなくとも、本人が開示されたことを知れば精神的な苦痛を受けるおそれが

ある情報と判断する。

オ 当該病院情報（提出調査票48）

『2019年6月1か月間に、精神疾患で以下を算定した実利用者数について』『2019年6月1か月間に行った加算の有無について』、『2019年6月30日時点、「精神科訪問看護・指導料」による訪問看護に関わっている職員数を記入してください。』について不開示部分とした。これらの記載事項は、「利用者数や加算算定の有無、職員数は公表されていない病院の運営実績や経営状況、組織体制に係るものであり、経営状況や病院規模が明らかになるなど病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれがある」ため、公にすることにより当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第3号に該当するとした。

- (3) 病院が回答する入力票については、精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策を推進するための基礎資料を得るために各病院が任意に回答したものであり、各入力票の個別の内容自体が公開されることを前提に回答しているものではないため、開示することはできない。
- (4) 以上の理由により、本件の情報開示について一部開示決定としたものであり、適法と考えるので、本件請求を棄却するとの判決を求める。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報と審査請求について

- (1) 審査請求人は、令和2年8月21日付け行政情報開示請求書で、「令和元年度 精神保健福祉資料 さいたま市 精神病床がある医療機関（精神科病院 7病院分） 全調査票（1～48）」の開示を求めた。

上記開示請求に先立ち、審査請求人が埼玉県に対して同趣旨の行政情報開示請求をしたところ、埼玉県が当該病院の回答調査票のダウンロードをしていなかったことから、当該病院分の調査票の開示をうけることができず、そのため、さいたま市に上記開示請求をした経緯がある。

- (2) 実施機関は、本件開示請求にかかる行政情報として「令和元年度精神保健福祉資料 630調査 医療機関・訪看ST用Webからダウンロードしたさいたま市管内の「提出調査票（1～48）」を特定し、そのうち審査請求人が希望した当該病院についての提出調査票（1～48）記載の回答につき、別紙【開示しない部分及び理由】記載のとおり、概ね、個人が特定される可能性がある（条例第7条第2号）こと、病院の運営上の正当な利益を害するおそれがある（条例第7条第3号）ことを理由として一部開示決定をした。

- (3) これにつき審査請求人は、実施機関が開示とした回答は条例第7条第2号や第3号に該当する情報ではないことなどを理由として本件処分を取り消しを求めて本件審査請求をした。

2 本件処分の当否について

- (1) いわゆる630調査は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づき、精神保健医療福祉の実態を把握し、精神保健医療福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的として、精神疾患を有する者を入院させるための病院・診療所等を対象にして、各種項目についてその年の6月30日時点の状況を調べる作業である。この調査を通して把握された実態を基に様々な議論や政策的展開が図られてきたことは公知の事実である。

- (2) 令和元年度630調査は概ね以下の手順（方法）で実施された。

さいたま市は管内の調査対象病院等に調査協力依頼を送付し、専用のWebページを知らせた。

各病院はWebページにアクセスして電子調査票一式（入力用調査票1～8）をダウンロードした。

各病院は入力用調査票の項目毎に回答入力した。入力に漏れがないことを確認するボタンを押すと、内蔵されたマクロ機能によって自動的に提出用調査票1～48が作成される（入力情報は数量化されて統計的な表記に変わる）。

各病院はこの提出調査票を医療機関専用Webページにアップロードすることで、事務局への提出が完了となり、自治体はこれをダウンロードすることが可能となる。

さいたま市は、各病院の提出用調査票1～48をダウンロードする方法により、当該病院の提出調査票1～48を取得した。

- (3) 条例第7条第2号を理由に不開示とした情報について

ア 条例第7条第2号を理由に不開示とされた情報は、別紙【開示しない部分及び理由】中の、①提出調査票1記載の「入力ご担当者氏名」・「所属部署」と、②提出調査票5～47のそれぞれに記載されている『当該病院情報』に関する回答のすべてである。

提出調査票5～47に記載されている『当該病院情報』に関する回答につき、実施機関は、「特定の個人を識別することはできないが、提出調査票5～47を組み合わせることにより、個人を特定できる可能性が考えられる」から同条第2号の不開示情報であるとする。すなわち、提出調査票5～47を組み合わせることによって、当該病院に在院する患者が特定される可能性があるとする。

そこで、提出調査票のうえで個々の患者情報がどのように扱われているのか、令和元年度630調査における調査方法（様式）の入力・提出作業から考える。

イ 病院による入力作業は、6月30日時点で在院している主診断が精神疾患のすべての入院患者について、1人ひとりの年齢、性別、主診断、入院年月、入院形態、隔離指示有無、拘束指示有無、住所地、病棟入院料等の患者情報を、医療機関入力票に入力していく作業である。

入力作業においては、入力票シート上に入院患者数の分だけの患者シリアル番号が表示され、個々の入院患者情報は、そのシリアル番号で表示される個々の患者毎に入力され、患者の固有氏名が入力されることはない。

入力票には自動集計システムが搭載されており、入力作業が完了すると、その自動集計機能によって自動的に提出調査票が作成される。作成された提出調査票においては、個々の患者情報は、項目別に集計された（統計的な）表記に変換されており、かつ、患者シリアル番号の表記もない。提出調査票は患者個人との紐づけが解かれていると言ってよい。医療機関はこの自動集計された提出調査票のみを提出する（入力票はアップロードできないようになっている。）。

ウ このような調査方法からすれば、入力調査票ならばともかくも、自治体に提出された調査票5～47を組み合わせたとしても、そのことによって入院患者を特定の個人として識別することは一般的に困難であると思料する。

このことは、提出調査票中に極端に少ない数が回答されている項目がある（そのことから、項目に該当する個人の識別が可能であるやに見える）場合でも変わりがなく、その場合は、一般人が通常入手できる関連情報と照合することによって特定の個人を識別することができる可能性がある場合に初めて同条第2号が適用されることになると考えるべきである。

(4) 条例第7条第3号を理由に不開示とした情報について

ア 条例第7条第3号を理由に不開示とされた情報は、①提出調査票1（回答施設の基本機能、属性、職員数について）のうち、個人に関する情報（「入力ご担当者氏名」と「所属部署」）以外の項目についての回答、②提出調査票3の「病院機能等」に関する回答、③提出調査票4（令和元年（2019年）6月30日0時時点の病棟について）の番号4および6～9の項目についての回答、④提出調査票5～47の『当該病院情報』に関する回答のすべて、⑤提出調査票48（訪問看護について）の

うち、「2019年6月1か月間に、精神疾患で以下を算定した実利用者数」「2019年6月1か月間に行った加算算定の有無について」「2019年6月30日時点、『精神科訪問看護・指導料』による訪問看護に関わっている職員数を記入してください」の各項目についての回答である。

実施機関は、それらの回答は、当該病院の公表されていない病院規模、組織体制等に関わる病院の内部情報であり、公開されると病院の運営状況や経営状況が明らかになり、それによって単純に病院の優劣が比較されるなど、病院の事業運営上の正当な利益を害するおそれが生じるとし、したがって同条第3号の不開示情報であるとする。

イ 条例第7条第3号は法人等に関して非開示とすべき情報を規定する。当該病院が同号にいう法人(医療法人)であることは言うまでもないが、株式会社や有限会社などの営利法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、宗教法人、特殊法人等も同号の法人であり、同号は法人の種類を問うていない。そのうえで同号は「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報を非開示とすべき情報とするが、法人の正当な利益を害するおそれがある情報か否かは、法人の種類や存立目的等も考慮し具体的に判断すべきことは当然であり、たとえば営利法人と公益法人とでは、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益の判断に差異が生ずることがあり得る。

医療法人に関する情報は、医療が生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とするものであり、医療の提供は良質かつ適切なものであることが求められていることから、他の種類の法人の情報とは別異の考察が必要である。

ウ 医療は国民の健康の保持増進ひいては生命の尊重に寄与することを目的としている。医療における中心的な存在は患者でありその家族である。患者及びその家族にとってどのような場で治療をうけるかを知ることが不可欠であり、患者及びその家族には、自らの判断で医療機関を選び、十分な情報を得たうえで治療方法を選択する権利が保証されていなければならない(それは日本国憲法第13条幸福追求権及び第25条生存権に基づく)。そのためには、病院情報が広く公開されることが必須である。医療機関にとっても、患者及び家族の選択を通じて医療の質を吟味され、治療構造の見直しを通じて良質な医療の確保につなげていくことが可能になる。

エ 医療法(昭和23年法律第205号)によれば、病院や診療所等は、医療法に基づく設立認可によって医療法人とすることができ、認可され

た医療法人はその責務として、提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう求められ（同法第40条の2）、その運営に非営利性と公共性が求められる存在である。当該病院もそのような法人であるとともに、精神保健福祉法等に服する病院である。

オ 医療法は、医療を受ける者の医療に関する選択を支援すべく、「医療に関する選択の支援等」という章を特に設け、医療に関する情報の提供等について、国、地方公共団体、医療提供施設の責務を規定している。

それによると、国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院等の選択に関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう務めなければならない旨定め（同法第6条の2第1項）、医療提供施設に対しては、医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるように、当該医療提供施設の提供についての正確かつ適切な情報を提供することなどに努めることを求めている（同第2項）。

さらに、医療提供施設に対しては、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を知事に報告し、その事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供することを義務づけ、知事は報告をうけた事項を公表しなければならないとも定める（同法第6条の3第1項、第5項）。

知事の公表については、医療法施行規則第1条の4において、「医療を受ける者が病院等の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で病院等を選択することを支援するため、（中略）インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。」と規定し、病院等の選択については比較できる情報の提供が不可欠であるとの認識に立脚している。

知事に報告し知事が公表する事項は、上記施行規則別表第1に定める事項であるが、例えば次の事項が含まれている。

- ・ 病床種別及び届出又は許可病床数
- ・ 医師の人数
- ・ 病院の人員配置
- ・ 再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無
- ・ 病床の種別ごとの患者数
- ・ 平均在院日数

カ 医療法人が独立性を保ちながら持続的に医療を提供していくためには、自主的に運営基盤の強化をはかる必要があり、競合する他の医療機

関との優劣が単純に比較されることによって、病院の競争上の地位その他正当な利益が害されることがあってはならない。

他方で、医療法人は、運営の透明性、非営利性、公共性が求められる存在であることは前記のとおりであり、患者とその家族の医療の選択が保証されること、そのための病院情報の公開は医療法人の基本的な責務であり、医療法人がこれらの観点から医療機能について一定の評価をうけることは運営基盤の強化を図るためにも避けて通れないところである。

さらに、当該病院は、精神保健福祉法に基づき、強制入院や在院患者に対する行動制限あるいは身体の自由を制限する権限を与えられており、その存在は高い倫理性が期待されているのであるから、それに照応した情報の公開が求められることは不合理ではない。

そうすると、公表されていない病院の内部情報であることを理由に一律に公開が制限されるとすることは妥当ではなく、公開することにより、当該病院の競争上の地位その他正当な利益が侵害される具体的・客観的危険がある場合に公開できないものと考えらるべきである。

本件処分が、当該病院情報について条例第7条第3号に該当することを理由とした部分は、上記の医療機関の責務との関係において適切ではなく、本件処分は再検討されなければならないものと思料する。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 3年 4月 1日	諮問の受理（諮問第555号）
②	同 年 5月20日	審議
③	同 年 7月15日	審査請求人及び実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 8月 5日	審議
⑤	同 年 9月16日	審議
⑥	同 年 10月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第210号  
令和3年12月24日

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

平成30年3月22日付けで貴委員会から受けた、「北浦和公民館清掃業務委託に係るもの 中規模修繕工事竣工後から現在まで 契約書を含む 気付いた人がソウジする又はゴミを拾うとするもの」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月25日付け教生岸公第1183号により、さいたま市教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」とする根拠となる文書の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

不存在は不当。不存在の当否を争う。

北浦和公民館職員から「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」と言われたので根拠となる行政情報等に基づく発言と思料され、同行政情報があると思いますので、精査の上での再決定を求めます。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 審査請求人が開示請求した「北浦和公民館清掃業務委託に係るもの」について、「入札指名通知書」他8件を特定し、代理人の氏名、印影、携帯電話連絡先等を条例第7条第2号に該当する個人に関する情報、予定価格、最低制限価格等を同条第5号に該当する情報及び「気付いた人がソウジする又はゴミを拾うとするもの」については、平成29年12月11日現在職員が作成及び取得をしていないため文書不存在として不開示とする一部開示決定を行った。
- 2 この審査請求に先立ち、審査請求人は平成29年末頃に何度か北浦和公民館を訪れ、訪れた度に男性トイレの手洗い場の排水溝の金口が汚れていた事が気になっており、12月末に訪れた時に職員に金口が汚れている旨を指摘した。指摘を受けた職員は審査請求人に対し、汚れについて謝罪するとともに「気付いた人が掃除する又はゴミを拾う」旨の説明をおこなったという。
- 3 行政情報の開示を行った際、「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」とするものの根拠となる文書がなかったことから、文書の不存在は不当であり、再度精査した上で開示を求めると主張している。しかしながら、「気付いた人が掃除する又はゴミを拾う」旨の職員の発言は、施設を運営する立場の者として一般的な発言であり、根拠となる文書は存在しない。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月11日に開示請求を行った「北浦和公民館清掃業務委託に係るもの 中規模修繕工事竣工後から現在まで 契約書を含む 気付いた人がソウジする又はゴミを拾うとするもの」である。

これに対して実施機関は、該当する9件の文書を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除いて開示し、また、「気付いた人がソウジする又はゴミを拾うとするもの」については、不存在のため不開示とした一部開示決定を行ったところ、審査請求人は、「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」と言われたのだから、その根拠となる文書が存在するはずであるということから本件審査請求を行ったものである。

#### 2 本件処分の当否について

審査請求人は、不存在は不当であり、不存在の当否を争う、北浦和公民館職員から「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」と言われたので根拠となる行政情報等に基づく発言と思料されるという理由で本件処分の取消

しを求めている。

そこで当審査会において開示された文書を見分したところ、実施機関は、本件対象行政情報をすべて特定し、不開示部分を除き開示していることが確認された。

また、審査請求人の主張する「気付いた人がソウジする又はゴミを拾う」と言われた根拠となる行政情報は確認されなかった。よって、本件に係るすべての行政文書を特定したという実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

したがって、本件開示請求に対して実施機関が行った本件処分は妥当である。

なお、審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 22日	諮問の受理（諮問第504号）
②	令和 3年10月 21日	審議
③	令和 3年11月 18日	審議
④	令和 3年12月 16日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士 令和3年10月22日就任
委 員	吉 田 聰	弁護士 令和3年10月21日退任

(五十音順)

さ情審査答申第211号  
令和3年12月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

答 申 書

貴職から受けた、諮問第542号及び諮問第546号に係る審査請求について、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の審査請求人による類似性及び実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 令和元年9月9日付け諮問第542号「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分①」という。）に対する審査請求
- 2 令和2年2月20日付け諮問第546号「本件対象行政情報」の一部開示決定（以下「本件処分②」という。）に対する審査請求

第1 審査会の結論

本件各審査請求に係る、平成31年3月29日付け財税市第2771号及び令和元年8月19日付け財税市第943号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分①及び本件処分②について、実施機関は本件各処分を取り消し、なお開示できる部分について再検討を行うべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分①及び本件処分②に対する審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、対象文書を追加特定して開示不開示の決定をすべき、更に「法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネッ

トワーク構成」並びに本件処分②について、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」、「2019年1月16日の会合（以下「会合」という。）の記録」を不開示とした部分を取消すとの裁決を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

### (1) 原処分の違法性1（文書の特定）

#### ア 文書特定のあり方

情報開示請求に対して、適切に対象文書が特定されなければ開示 不開示の判断以前に開示は実現しない。

実際には、国や地方公共団体において、適切に対象文書の特定がされていないとして、情報公開審査会が答申において追加特定を求めることがしばしば生じている。

問題となるのは、開示請求の範囲を恣意的に狭く解釈して、求めている文書を請求対象文書から外してしまい、不存在とする運用である。全部不存在としないまでも、開示の対象とすべき複数の文書のうちの一部の文書、あるいは、ある文書の一部だけを請求対象と特定して、そこだけを開示することも違法な運用とされている。

国の情報公開・個人情報保護審査会（当初内閣府、現在総務省所管、以下「内閣府審査会」等という。）の答申では、「複数の文書のうちの一部の文書のみ特定したこと」が問題とされた事例として、内閣府審査会答申平成26年度行情第202号「平成22年度外国為替資金特別会計財務書類の貸借対照表における資産・負債差額の部が債務超過となっている経緯等が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）」がある。この答申では、いくつかの文書を追加特定したうえ、付言で「財務省は、本件開示請求に対し、その請求内容に見合う文書が複数ある場合には、そのいずれかを開示さえすればよいとする考え方に基づいて対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、行政機関が保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第1条に定められている行政文書開示制度の趣旨に整合しないほか、同法第3条が開示請求の対象を「行政機関の保有する行政文書」と規定し、特段の限定を加えていないことに照らしても、不適切といわざるを得ない。開示請求において求められている情報が複数の文書に記載され、かつ、その記載内容が重複していたとしても、開示請求内容に合致する行政文書は全て特定し、開示決定等をすべきである。」としている。

「ある文書の一部だけを特定したこと」が問題とされた事例として、内閣府審査会答申平成25年度行情第83号「特定アイドルグループを「平成24年度個人向け復興応援国債」に起用した経緯が分かる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）」がある。これは一つの文書の一部のみを対象として特定したというもので、答申では次のように判断して追加特定を求めた。

「開示請求の対象文書に該当する行政文書の特定に当たっては、原則として、一つの行政文書を単位として判断するのであるから、当該行政文書の一部のみを請求の対象とすることが明確に示されていない限り、当該行政文書全体を対象文書として特定すべきであるところ、本件については、異議申立人から対象となる行政文書の一部の開示を求める旨の明確な主張はなされていないのであるから、①文書1に別紙並びに別添1及び別添2を含めたもの、②文書2を含む特定会社が提出した提案書そのものをそれぞれ一つの行政文書として特定すべきである。」「本件請求文書は、特定アイドルグループを「平成24年度個人向け復興応援国債」に起用した経緯が分かる行政文書であるから、特定会社が本件入札の落札者として決定されるまでの一連の文書が本件請求文書に該当すると解すべきであって、諮問庁が上記で説明する本件入札関係文書は、本件請求文書に該当すると認められる。」

このケースでは、一連の文書の中の一部の文書のみ、また、ひとつの文書の一部のみを特定したことを問題としている。

判例でも、開示請求者が文書の一部のみの開示を求めているなどの特別な事情がある場合を除き、対象文書の全体について開示等決定をすべきであるとしている（最判平成17年6月14日判時1905号60項）。

文書の特定について、国の審査会は同様の判断を繰り返し示している（森田明「論点解説情報公開・個人情報保護審査会答申例」（日本評論社、2016年）第7章201頁202頁参照）。情報公開条例の運用についても同様に解すべきである。

本件においても、実施機関が保有し、本件開示請求の対象にされるべき文書が、開示請求の意図を限定的に解釈したり、同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込みから対象とされていない文書が存在する可能性が大きいと考えられる。

次に他の地方公共団体における開示状況から存在すると思われる文書を指摘する。

#### イ 他の地方公共団体との比較

- (ア) 審査請求人は、さいたま市他11の地方公共団体に対して、同じ文言で情報開示請求をしており、個別に請求範囲について説明等はしていない。

しかし、文書の特定の仕方は地方公共団体ごとに少なからず違いがあった。そして、他の地方公共団体において開示された文書と比較して、さいたま市においては、他にも特定すべき文書があると考えられる。

- (イ) 会合の記録について

東京都台東区が開示した「S社対応記録一データ入力業務再委託に関する対応一」によれば、2019年1月16日に、国税庁、川崎市、さいたま市、墨田区、豊島区、江戸川区、台東区にて、総務省の音頭のもと情報共有をした、と記載されている。この情報共有の会合に出席したことに関する文書、その際報告しあるいは入手した文書等も本件対象文書として特定すべきである。

- (ウ) 議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料

埼玉県本庄市では、「AGS株式会社における契約違反及び法令違反の判明について」と題する市議会全員協議会資料が公開されている。埼玉県幸手市では、市長の市議会議員宛「個人市県民税データ入力業務等の受託者における契約違反及び法令違反について（報告）」と題する文書が公開された。

また、埼玉県深谷市では、同市の情報セキュリティ委員会に報告した記録が公開されている。

さいたま市においても、これらと同様の文書が存在すると思われるので、それを本件対象文書として特定すべきである。

- (エ) 再委託先の海外センター現地調査を含む全体の最終調査報告

さいたま市が開示した平成31年1月7日付再委託先の海外センター現地調査に関するご報告（概略）によれば、「本件調査を含む全体の最終調査報告は2月中を予定しております。」と記載されている。同種の文書は、江戸川区、台東区、さいたま市等からも開示されている。

そのため、さいたま市においては、再委託先の海外センター現地調査を含む最終調査報告の文書が存在すると思われるので、それを本件対象文書として特定すべきである。

- (オ) 個人情報保護委員会への特定個人情報の漏えい等報告

特定個人情報にかかる再委託禁止違反事案は、いずれも漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上であり、行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第29条の4の「重大な事態」に該当する。そのため、個人情報保護委員会への報告が必要となり、墨田区、豊島区、羽生市、幸手市、深谷市、本庄市、東松山市、和光市、川崎市等は、個人情報保護委員会に対する「特定個人情報の漏えい等報告について」と題する報告文書を公開・開示している。

さいたま市も、個人番号利用事務等の違法再委託により漏洩した特定個人情報の本人の数は、約40万人であるから、「重大な事態」に該当するので、上記のような個人情報保護委員会に対する報告文書が存在するはずである。それを対象文書として特定すべきである。

(カ) 個人情報保護委員会の立入検査に関する文書

豊島区は、平成31年1月15日付「立入検査日程・確認事項等」と題する個人情報保護委員会の立入検査の日程・確認事項等について記載した文書を公開した。

また、埼玉県深谷市の情報セキュリティ委員会に報告した記録の中には、個人情報保護委員会の立入検査についての記録があるほか、埼玉県和光市は、平成31年2月16日付「検査の実施について（通知）」と題する個人情報保護委員会からの立入検査実施についての通知文書を開示した。

それら文書によれば、個人情報保護委員会の立入検査は、東京都豊島区では2019年1月31日、埼玉県深谷市では同月25日、埼玉県東松山市では同月31日、埼玉県幸手市では同年2月5日、埼玉県和光市では同年3月4日、埼玉県本庄市では同年2月下旬から同年3月上旬にかけて、実施されている。

さいたま市においても、個人情報保護委員会の立入検査の記録が存在すると思われるので、それを本件対象文書として特定すべきである。

(キ) 受託者選定に関する文書

東京都江戸川区では、個人情報保護委員会への報告の一部としてではあるが、「給与支払報告書等処理委託選定（プロポーザル）概要」を開示している。

再委託の発生要因として、業者選定過程で業務処理能力が的確に評価されていたかは重要な問題点であるから、プロポーザル又は入札に関する文書も、開示請求にかかる「再委託が行われた事案についての経過がわかるもの」に含まれるというべきであり、本件対象

文書として特定すべきである。

- (ク) 再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書  
埼玉県和光市では、再委託先・再々委託先の信用調査データ（総  
定表）、外注先評価調査票を対象文書として特定した。  
さいたま市においても、これらと同様の文書が存在すると思われる  
し、再委託・再々委託の発生要因として、業者選定過程で業務処  
理能力が的確に評価されていたかは重要な問題点であるから、本件  
対象文書として特定すべきである。

ウ 審査会の口頭意見陳述に係る、文書の追加特定についての意見

- (ア) 対象文書として追加特定すべき文書
- a 会合に職員が参加するにあたっての復命書もしくは同様の記録  
の存否を確認されたい。  
なお、豊島区では同会合の記録について一度不存在のため非公  
開決定された後、最近になって部分公開決定された。そのような事  
例もあるので審査会において改めてその存否を確認されたい。
  - b 事故報告書、インシデント報告書、アクシデントレポート等の  
存否を確認されたい。
  - c 違法再委託についての想定問答集の存否を確認されたい。
  - d さいたま市においては、2019年3月13日に個人情報保護  
委員会の立入検査が行われている。深谷市は、立入検査につい  
ての議事録形式の記録を開示しているので、さいたま市における同  
様の記録の存否を確認されたい。
  - e さいたま市の開示資料によれば、さいたま市のデータ入力は海  
外センターで処理していたとあるので、特定個人情報に海外に漏  
えいしたか否かがわかる文書、記録の存否を確認されたい。
  - f さいたま市において、違法再委託により特定個人情報に大量漏  
えいしたにもかかわらず、本人への個別の連絡等をしないという  
判断に至る経過の文書、記録の存否を確認されたい。
  - g 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生した当該本人を  
特定する経過についての文書、記録の存否を確認されたい。
  - h 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生してプライバシ  
ー侵害があったにもかかわらず、当該本人に対する損害賠償の申  
出等をしないとの判断に至る経過の文書、記録の存否を確認され  
たい。
  - i 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生したにもかかわ  
らず、当該本人の個人番号の変更をしないとの判断に至る経過の

文書、記録の存否を確認されたい。

- j 国税庁では再発防止P Tの議事に関する記録があるところ、さいたま市における同様の組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録の存否を確認されたい。
- (イ) 他の自治体及び総務省審査会の動向
- a 他の自治体の審査会、総務省の情報公開個人情報保護審査会は、以下のとおり、対象文書の特定について審査請求の対象としており、実施機関、処分庁に対して調査をしたうえで答申を出している。
  - b 埼玉県幸手市の情報公開個人情報保護審査会は、答申書において、「本件審査請求の争点である同日時点で処分庁が作成し及び保有している文書が全て特定され、審査請求人に対し公開非公開の決定がされているかを調査するため、処分庁に対し資料の提出依頼及び聴き取り調査を実施した。」として、同答申書3頁4頁において、その調査結果を記載している。
  - c 東京都豊島区の行政不服審査会は、実施機関が対象外とした文書につき、特定対象とすべきとの指摘をして、実施機関が追加特定したという事例がある。  
また、同審査会は、答申書10頁において、その他本件対象文書として追加特定すべき文書の有無について確認するため、実施機関に対して対象文書を特定した方法等について説明を求める等している。
  - d 総務省の情報公開個人情報保護審査会は、情報公開請求につき、文書等の特定を争う事件について答申を出しており、実際に対象文書の特定について調査したうえで判断を下した答申が多数存在する。
  - e 埼玉県本庄市の行政不服審査会は、答申書において、処分庁に対して聴取を行ったうえで、審査請求人の主張する対象文書の存否、追加特定について判断して答申を出している。
- (ウ) 審査請求人の反論
- a さいたま市情報公開個人情報保護審査会は、他の自治体の審査会の動向はわからないとのことであつたので、審査請求人は、他の自治体の審査会、総務省の情報公開個人情報保護審査会が、対象文書の特定を争う事件を審査請求の対象としていること、実施機関、処分庁に対して調査等を行ったうえで答申を出していることを明らかにした。

- b また、上記文献の記載からも、情報公開個人情報保護審査会が、審査請求手続において、文書の特定を争う場合に調査をすることができることは明らかである。
- c さいたま市情報公開個人情報保護審査会条例についても、第7条に調査権限についての規定がある一方で、審査請求手続において文書の特定を争う事件を対象としない、実施機関に対して調査をしない等といった規定は存在しない。
- d さいたま市情報公開個人情報保護審査会がどのような根拠で上記意見を述べたのかは定かではないが、他の自治体の審査会、総務省の情報公開個人情報保護審査会の動向、上記文献の解説からすれば、さいたま市情報公開個人情報保護審査会の上記意見が成り立たないことは明らかである。
- e 審査請求人は、少なくとも(ア) a～jに記載した各文書、記録の存否については、同審査会から実施機関に対し、調査確認するよう求める。そのうえで、答申を出されたい。

エ 文書特定についてのまとめ

審査請求人としては、これらの文書も請求対象から除外する意図はなかったものであり、さいたま市においてこれらの文書ないし同様の性質の文書が存在するのであれば、あるいはそれ以外にも本件開示請求の対象とすべき文書が存在するなら、改めてそれらを対象として開示不開示の決定をすべきである。

実施機関においては必ずしも開示範囲を狭める意図ではなく、開示を求めていると解した結果対象外としたことも考えられるので、その場合は審査会に諮問する以前に、実施機関において速やかに追加特定すべきである。実施機関が追加特定をしないのであれば、審査会においてこれらの文書の存否及び対象として特定すべきかについて慎重に検討すべきである。

(2) さいたま市の弁明に対する反論について

ア さいたま市は、審査請求人が提出した行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」とあり、行政情報の特定が不十分であったと主張する（弁明書4頁）。

イ また、さいたま市は、行政情報の特定が不十分であったことから、別紙「開示対象文書の確認書」に示すとおり、平成31年3月20日において処分庁と審査請求人との間で、特定する行政情報について文書により確認したところであるため、「開示請求の意図を限定的に解釈したり、

同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込み」の事実はないと主張する（弁明書4頁）。

ウ 審査請求人は、行政情報開示請求書の提出時点で、さいたま市における行政情報を具体的に特定することが困難であったため、行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」と記載したのである。

このような包括的な文書表示で文書を特定することは裁判例（東京地方裁判所平成15年10月31日判決、高松高等裁判所平成14年12月15日判決）において肯定されている。

また、本件においても、さいたま市の行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」と記載することで、さいたま市において番号法に基づく事務に関して再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての行政情報全部の開示を求めているものと理解することができるから、その他の行政情報と識別可能な程度に明らかになっているといえ、行政情報の特定が不十分であったということにはならない。

そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第22条は、各行政機関の長や総務大臣に対して、同法の利用の促進と運用の円滑化に資する情報提供等の措置を講ずる義務を課している。これは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が容易かつ的確に活用され、その目的とする「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」（同法第1条）に資するためには、開示請求制度の意義が広く理解されるとともに、この制度の利用方法、行政文書の所在等に関しての情報提供が適切に行われていなければならないとの趣旨から設けられたものである。この趣旨は、本件にも及ぼされるべきであり、本件においても、さいたま市は、審査請求人に対し、さいたま市において番号法に基づく事務に関して再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての行政情報全部につき具体的に示して情報提供等を行わなければならない。しかし、さいたま市は、上記行政情報全部が記載されていない別紙「開示対象文書の確認書」を審査請求人に送付して開示対象文書を確認したにとどまるから、さいたま市は、上記情報提供等をしたことにはならず、別紙「開示対象文書の確認書」を審査請求人に送付して開示対象文書を確認したことは、行政情報の特定が不十分であったことの裏付けとなるものではない。

なお、さいたま市において、具体的にどのような行政情報が存するか把握しきれていない審査請求人に対し、行政情報開示請求書に具体的な

行政情報の記載を要求することは、不可能を要求するに等しく、不当である。

エ 次に、さいたま市から、別紙「開示対象文書の確認書」が送付され、特定する行政情報についての確認があったとき、審査請求人は、一応、行政情報の開示に応じたにすぎず、別紙「開示対象文書の確認書」に記載された行政情報以外の行政情報の開示を求めないという意図はなかった。実際に、審査請求人は、さいたま市の担当者に対し、一応は開示に応じるが、それ以上の開示を求めないという趣旨ではなく、決定の内容次第では審査請求や取消訴訟等の不服申立の手段をとる可能性があることを伝えている。

そのうえ、上記のように、審査請求人は、さいたま市の行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」と記載することで、さいたま市において番号法に基づく事務に関して再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての行政情報全部の開示を求めているのだから、行政情報の特定が不十分ということはなく、当初から追加特定した行政情報についても開示不開示の決定がなされるべきであった。それにもかかわらず、追加特定した行政情報につき、当初は開示不開示の決定をしなかったのは、「開示請求の意図を限定的に解釈したり、同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込み」等の事実があったからにはほかならない。

なお、上記のように、本件においても、さいたま市は、審査請求人に対し、さいたま市において番号法に基づく事務に関して再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての行政情報全部につき具体的に示して情報提供等をしなければならなかったところ、上記行政情報全部が記載されていない別紙「開示対象文書の確認書」を審査請求人に送付して開示対象文書を確認したにとどまる。そのため、さいたま市は、上記情報提供等をしたことにはならず、別紙「開示対象文書の確認書」を審査請求人に送付したことは、実質的には開示対象文書を確認したことにはならない。

オ 一方、さいたま市は、行政情報を追加特定のうえ、一部開示決定をしているが、これは、対象情報の特定が誤っていることから、対象情報を再特定のうえ、原処分を変更することに該当し、国及び地方自治体の情報公開制度の運用においてしばしば行われている。同様の原処分の変更は、埼玉県和光市、幸手市、東京都豊島区においても行われている。

そうだとすれば、現時点において、審査請求人が審査請求書7頁ない

し10頁において主張する「(エ) 再委託先の海外センター現地調査を含む全体の最終調査報告」及び「(ク) 再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書」をさいたま市が作成又は取得しているのであれば、追加特定のうえ、開示不開示の決定をすべきである。

さらに、さいたま市は、行政情報を追加特定のうえ、一部開示決定をしているが、他にも対象となる行政情報が存在する可能性があるから、審査請求人の審査請求のうち、「対象文書を追加特定して開示不開示の決定をすべきである」については、却下すべきではない。

### (3) 原処分の違法性2（不開示部分）

#### ア 開示を求める部分

本件各処分において不開示とされたもののうち、通知書の「法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネットワーク構成」、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」、「会合の記録」を不開示とした処分を取消し、開示することを求める。

#### イ 法人のセキュリティ情報の開示は、法人の正当な利益を害するものではない

実施機関は、不開示の理由として、「専ら法人等の内部に関する情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当」するとしている。

条例第7条第3号の趣旨は、「法人の権利」にせよ、「競争上の地位」にせよ、「正当な利益」といえないものについては、公開することで法人の不利益になるとしても開示しなければならないということである。法人のセキュリティ情報の開示が「正当な」利益を害するといえるか、開示により得られる利益との利益衡量を踏まえた判断をする必要がある。

まず、法人のセキュリティ情報とは、SD社のセキュリティ情報を指すと考えられる。

そして、SD社は、さいたま市より個人番号利用事務等の委託を受けた法人であるところ、番号法上、SD社は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（番号法第12条）。

そのため、SD社において、上記の必要な措置を講じることができるだけのセキュリティ体制があったかは極めて重大な問題であり、法人のセキュリティ情報を開示してこれを市民が検討する機会を保障するべきである。

また、SD社は、契約及び法令に違反して、委託元の許諾を得ずに個

人番号利用事務等を再委託したのであり、番号法の安全対策の基本的な部分をないがしろにして、広範囲にわたる違法再委託を行い、関係者のプライバシーに脅威をもたらしたことは、公益上も重大な問題であり、個人番号の適切な管理ができる体制であったかを検討することは、再発防止の上でも極めて重要である。

そのため、法人のセキュリティ情報を不開示にして保護する利益よりも広く開示することの公益的な利益の方が優先するというべきである。  
 ウ 再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示は、不当に市民に混乱を生じさせるものではない

実施機関は、本件処分①において不開示の理由として、「再委託先でのマイナンバーの取扱いについては、現在調査中であり、公にすることにより不当に市民に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当」するとしている。

「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、これらの情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨と解される（大阪地判平成26年12月11日参照）。

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」はないことになる。

本件では、さいたま市において、契約及び法令に違反して、委託元の許諾を得ることなく個人番号利用事務等が再委託されて個人番号が漏洩したことは明らかな事実であるし、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名についても未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などは存在しない。

また、幸手市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市では、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示している。これらはAGS株式会社からの再委託等が問題となった地方公共団体であるが、それら地方公共団体において、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示したことにより、市民の間において誤解や憶測を招いた、不当に市民の間に混乱が生じた、市民への不当な影響が生じた、などという事態は全く発生していない。そのため、さいたま市においても、再委託先・再々委託先の名称等を開示しても不当に市民に混乱が生じることはなく、上記趣旨は妥当しない。

したがって、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示は、不当に市民に混乱を生じさせるものではない。

また、実施機関は本件処分②において不開示の理由として、「専ら法人等の内部に関する情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当」するとしている。

これについても、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示が「正当な」利益を害するといえるか、開示により得られる利益との利益衡量を踏まえた判断をする必要がある。

まず、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名は、専ら法人等の内部に関する情報には当たらず、これは例えば商業登記簿等に会社名、所在地、代表取締役の氏名等が記載されていることから明らかである。

次に、番号法は、委託者の許諾のない個人番号利用事務等の再委託を禁止している（同法10条1項）。個人番号利用事務等の再委託を受託しようとする者は、委託者の許諾があるかどうかを確認するのが当然であり、これを怠ったものはその事実が知られることとなっても受忍すべきであって、違法な再委託を受託した事実が知られても正当な利益が害されるとは言えないというべきである。

そして、委託者の許諾のない個人番号利用事務等の再委託が禁止されるのは、再委託により委託者からすれば特定個人情報の行方が把握できなくなり漏えいと同様の事態になるからであり、番号法が事前の許諾のない再委託を禁止していることは、番号法の安全対策の基本的な部分である。かかる認識を欠いていたために広範囲にわたる再委託が生じ、関係者のプライバシーに脅威をもたらしたことは、公益上も重大な問題であり、かかる業務に携わる企業については、企業名等を不開示にして保護する利益よりも広く開示することの公益的な利益の方が優先するというべきである。

これは、次に述べる他の地方公共団体の対応からも裏付けられる。

幸手市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市では、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示している（これら地方自治体の一部公開・開示決定通知書は、2019年6月17日付審査請求書の添付資料として提出済みである。）。これらはAGS株式会社からの再委託等が問題となった地方公共団体であるが、再委託先の名称等の公開・開示が、一概に「正当な利益を害する」ものとは認められないことを意味する。

さいたま市は、もともと2019年3月29日付行政情報一部開示決定通知書（財税市第2771号）において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を不開示としていたが、その理由は同市情報公開条例第7条第4号該当、「調査中であり、不当に市民に混乱を

生じさせる」からであるとしており、決定通知において、SD社からの最終報告書の提出以降に開示することが可能、と明記していた。すなわち、法人の正当な利益を害する場合（条例第7条第3号）には該当しないと解していたのである。

さらに、幸手市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市では、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示している。これらはAGS株式会社からの再委託等が問題となった地方公共団体であるが、それら地方公共団体において、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示したことにより、法人の正当な利益が害された、などという事態は全く発生していない。そのため、さいたま市においても、再委託先・再々委託先の名称等を開示しても法人の正当な利益が害されることはない。

したがって、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示は、法人の正当な利益を害するものではない。

エ 情報システムのネットワーク構成の開示は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではない

実施機関は、不開示の理由として、「市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当」するとしている。

条例第7条第7号が人の生命、健康、生活又は財産の保護を挙げていることから、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」とは、人の生命、健康、生活、財産の保護につき支障を及ぼすもの、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすものを指す趣旨と考えられる。

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」ものではないこととなる。

本件では、SD社と同様、さいたま市も番号法上、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（番号法第12条）。

そのため、さいたま市においても、上記の必要な措置を講じることができるだけの基盤があったかは極めて重大な問題であり、情報システムのネットワーク構成を開示して市民が検討する機会を保障すべきである。

また、さいたま市は、厳格な管理が要求される個人番号利用事務等につき委託をしていたのであり、自らが行ったことではないにしても、契約及び法令に違反して、委託元の許諾を得ずに個人番号利用事務等を再委託するという問題が発生したのである。

厳格な管理が要求される個人番号利用事務等をなぜ再委託しなけれ

ばならなかったかは厳しく問われなければならない、情報システムのネットワーク構成を開示した上での検討が必要である。

そのため、情報システムのネットワーク構成を不開示にして保護する利益よりも広く開示することの公益的な利益の方が優先するというべきである。

オ 情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報の開示は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではない

実施機関は、不開示の理由として、「市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当」するとしている。

条例第7条第7号が人の生命、健康、生活又は財産の保護を挙げていることから、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」とは、人の生命、健康、生活、財産の保護につき支障を及ぼすもの、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすものを指す趣旨と考えられる。

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」ものではないこととなる。

本件では、SD社と同様、さいたま市も番号法上、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（番号法12条）。

そのため、さいたま市においても、上記の必要な措置を講じることができるだけの基盤があったか、また、個人番号利用事務等の違法再委託問題を受けてどのような情報セキュリティ対策をとっているかは極めて重大な問題であり、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報を開示して市民が検討する機会を保障すべきである。

また、さいたま市は、個人番号利用事務等の違法再委託をふせぐことができなかつたのだから、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止のために、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報を開示して市民が検討できるようにすることは、公共の安全と秩序の維持に資するものである。

したがって、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報の開示は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではない。

カ 会合の記録の開示は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるものではなく、不当に市民の間に混乱を生じさせるも

のでもなく、また、特定の者に不利益を与え、若しくは不利益を及ぼすものでもない

実施機関は、不開示の理由として、「本市、国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第7条4号に該当」するとしている。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、適正な意思決定手続、自由活発な議論を確保しようとしたものと考えられる（高松高裁平成17年1月25日判決、東京地裁平成15年9月15日判決等）。

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないことになる。

本件では、台東区が開示した資料によれば、同会合は、「被害者団体である国税庁、川崎市、さいたま市、墨田区、豊島区、江戸川区、台東区にて、これまでのS社（SD社のこと）への対応と今後の取り組み等を総務省の音頭のもと情報共有した。個人情報保護委員会も出席。」というものである。

そうだとすれば、同会合は、個人番号利用事務等の違法再委託が発覚した行政機関、地方自治体、個人情報保護委員会が情報共有をした場にすぎず、何らかの意思決定をするものではない。

そのため、同会合の記録を開示しても、適正な意思決定手続、自由活発な議論が不当に損なわれるわけではない。

また、同記録を開示しても、関係者に危害が及ぶおそれや外部からの圧力等により不当な影響が生じるおそれがあると認めるに足りる事情はない。

したがって、同会合の記録の開示は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるものではない。

次に、「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、これらの情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨と解される（大阪地判平成26年12月11日参照）

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」はないことになる。

本件では、さいたま市をはじめとする地方自治体、国税庁等において、個人番号利用事務等の違法再委託が発生したのは明らかな事実である。

また、個人番号利用事務等の違法再委託が発生した当初、当該地方自治体や行政機関は、どの程度事実確認ができていたのか、どの程度問題の重大性を認識していたか等は、国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえでも極めて重要な事情である。

さらに、上記会合の記録等を開示して個人番号利用事務等の違法再委託の経過を把握することは市民の誤解や憶測を防ぐことにつながり、不当に市民の間に混乱が生じることを防ぐことにもつながる。

そのため、そのような事情が記載されていると考えられる同記録を開示しても、「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」はないこととなる。

さらに、同会合の記録を開示することは、当該地方自治体や行政機関は、どの程度事実確認ができていたのか、どの程度問題の重大性を認識していたか等を市民が把握することを可能にするとともに、市民の誤解や憶測を防ぐことにつながり、不当に市民の間に混乱が生じることを防ぐことにもつながるから、公益上の重要性がある一方、特定の者に不利益を及ぼすことにはならない。

逆に、同会合の記録を不開示とすることは、個人番号利用事務等の違法再委託について、事実の恣意的な隠蔽をもたらすおそれがあるから、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるというべきである。

したがって、同会合の記録を開示することは、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすものではない。

#### キ 理由提示義務違反

審査請求人の情報公開請求に対する不開示決定は、申請に対する拒否処分であるので（さいたま市行政手続条例第2条第3号第4号）、不開示決定の際に不開示の理由を提示しなければならない（同条例第8条第1項）。

そして、不開示理由の提示の程度については、「開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質、とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては不十分である。」（最判平成4年12月10日判時1453号116頁）とされている。

本件では、「法人のセキュリティ情報」については、不開示理由として、「専ら法人等の内部に関する情報であり、法人の正当な利益を害するお

それがあつたため、条例第7条第3号に該当」するとしていて、「情報システムのネットワーク構成」については、不開示理由として、「市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあつたため、条例第7条第7号に該当」するとしている。

しかし、さいたま市より開示された文書のうち、どの部分が「法人のセキュリティ情報」に該当して、条例第7条第3号より不開示となっているのか、また、どの部分が「情報システムのネットワーク構成」に該当して、条例第7条第7号より不開示となっているのか、さらに、どの部分が「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」に該当して、条例第7条第7号により不開示となっているのか不明である。

さらに、「法人のセキュリティ情報」と「情報システムのネットワーク構成」がどのように使い分けられているのか、あるいは両方適用される部分があるのかも不明である。

したがって、開示請求者である審査請求人において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るとはいえず、理由提示義務違反である。

ただし、早期の開示を求める審査請求人の利益を考慮し、理由提示義務違反を理由とする取消までは求めない。もつとも、このような理由提示義務違反があることからすれば不開示条項の適用に十分な検討がされたとは考えられず、安易に不開示としたことがうかがわれることを付言する。

#### (4) さいたま市の弁明に対する反論について

##### ア 法人のセキュリティ情報の開示について

さいたま市は、特定の法人のセキュリティ情報を開示することと違法再委託の発生とは、直接的なつながりがなく、何故違法再委託の再発防止につながるのか、因果関係が不明である、違法再委託の再発防止には、立ち入り検査の強化など、より効果的で情報漏洩のリスクが少ない他の代わりうる手段が存在する、と主張する（弁明書6頁）。

そもそも、番号法第10条第1項が、個人番号利用事務等を再委託する場合には、委託元の許諾を得なければならないとしたのは、個人番号の適正な取扱いが期待できないような委託先への再委託等を防止するため、又は個人番号利用事務等の委託をした者が、再委託を受けようとする者が特定個人情報を保護するための十分な措置を講じているかを慎重に検討するためである。

そうだとすれば、特定の法人、本件ではSD社のセキュリティ情報を

開示して、個人番号の適正な取扱いが期待できないような委託先であったのか、特定個人情報を保護するための十分な措置を講じていたのか等を改めて検討することは、今後、違法再委託を発生させない法人を選別する水準を見極めるうえで極めて重要であり、違法再委託の防止に十分資するものである。

また、このことは、番号法上の個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置（番号法第12条）を講じることができる法人を選別する水準を見極めるうえでも極めて重要である。

さいたま市は、違法再委託の防止には、立ち入り検査の強化など、より効果的で情報漏洩のリスクが少ない他の代わりうる手段が存在する等と主張する（弁明書6頁）。しかし、審査請求人が入手したさいたま市の開示情報を分析する限り、さいたま市は、違法再委託が発生してから立ち入り検査の強化等の再発防止策を検討するようになったとしか考えられない。そもそも、さいたま市は、個人番号利用事務等の委託者として、委託先、再委託先等に対し、特定個人情報の安全管理が図られるよう、「必要かつ適切な監督」を行わなければならない（番号法第11条）、その「必要かつ適切な監督」の内容として不定期の立ち入り検査が挙げられている。それにもかかわらず、違法再委託の発生前は、さいたま市は、委託先、再委託先に対する立ち入り検査をしていたことは全くうかがわれないのである。そのようなさいたま市の姿勢を考慮すれば、さいたま市の主張する再発防止策の実効性は、極めて疑わしいというほかない。

イ 再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示について

さいたま市は、本件処分①を行った時点において、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名が処分庁において調査中であったことは事実であり、調査中の不確かな事実を開示した後に、開示した事実が、真実と異なることが判明すれば、不当に市民の間に混乱を生じさせることは必然であって、このような調査中の情報についてまで、開示に応じることは、条例第7条第4号の趣旨を逸脱している、調査の途上であって、未だ処分庁が把握していない事実は、そもそも開示することができないと主張する（弁明書7頁）。

また、さいたま市は、今回の再委託は、委託先が行った違法行為であり、違法な再委託を受けたという事実は、会社の信用に直接かかわる内容であることから、番号法に基づき適正に業務を遂行した再委託先は、

違法な再委託先として会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名を公開されないという保護に値する利益を有すると主張する（弁明書7頁8頁）。

さいたま市は、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名については、その後の調査により、本審査請求書の提出時点（2019年6月中旬頃）において判明していると主張している（弁明書7頁）。

そうだとすれば、調査中の不確かな事実を開示した後に、開示した事実が、真実と異なることはなく、不当に市民の間に混乱を生じることもない。また、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名については、もはや調査中の情報ではないのだから、開示することが条例第7条第4号の趣旨を逸脱することもない。さらに、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名については、既に判明しているのだから、未だ処分庁が把握していない事実ではなくなっている。

そのため、さいたま市の主張から、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名については、開示しない理由がなくなったのである。

次に、違法再委託は、直接的には委託先であるSD社が行ったものであるとしても、個人番号利用事務等については、委託元の許諾を得なければ再委託することができないのだから、再委託先からすれば、委託元の許諾がなければ上記事務等を受託することができないことになる。再委託先としては、委託元の許諾がないにもかかわらず、上記事務等の再委託を受託すれば、法令違反となってしまうのである。

そうだとすれば、企業のコンプライアンスの観点からも、上記事務等の再委託の受託をするときに、委託元の許諾を得ているかどうかを確認するのが当然である。

本件では、再委託先は、委託元の許諾の有無についての確認を怠り、結果として法令違反が生じることとなったのであるから、違法な再委託を受託した事実が知られることとなっても受忍すべきである。

ウ 処分庁は、平成31年3月29日付行政情報一部開示決定通知書において、「SD社からの最終調査報告書の提出以降に開示することが可能」としたのは、委託先からの最終報告書が提出された後に、委託先が、当該最終報告書等において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を公表する見込のもと、開示の可能性を述べたものであり、「再委託先の会社名、支店名、国名所在地’、代表取締役氏名」の開示が、再委託先の正当な利益（条例第7条第3号）を害しないと解し

ていたという指摘は事実と反すると主張する（弁明書6頁）。

違法再委託は、直接的には委託先であるSD社が行ったものであるとしても、個人番号利用事務等については、委託元の許諾を得なければ再委託することができないのだから、再委託先からすれば、委託元の許諾がなければ上記事務等を受託することができないことになる。再委託先としては、委託元の許諾がないにもかかわらず、上記事務等の再委託を受託すれば、法令違反となってしまうのである。

そうだとすれば、企業のコンプライアンスの観点からも、上記事務等の再委託の受託をするときに、委託元の許諾を得ているかどうかを確認するのが当然である。

本件では、再委託先は、委託元の許諾の有無についての確認を怠り、結果として法令違反が生じることとなったのであるから、違法な再委託を受託した事実が知られることとなっても受忍すべきである。

なお、審査請求人の「再委託を受託しようとする者は、委託者の許諾があるかどうかを確認するのが当然であり、これを怠ったものはその事実が知られることとなっても受忍すべき」という主張は、企業には法令遵守が求められる（会社法第348条第1項、第355条）ことに基づく主張であり、法的根拠がある。

次に、処分庁の平成31年3月29日付行政情報一部開示決定通知書（財税市第2771号）においては、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を不開示としていたが、その理由は条例第7条第4号該当、「調査中であり、不当に市民に混乱を生じさせる」からであるとしており、条例第7条第3号に該当する、法人の正当な利益を害するおそれがあるという理由は記載されていない。

「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」の開示が、再委託先の正当な利益（条例第7条第3号）を害しないと解していたという指摘が事実と反するのであれば、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」の不開示理由として条例第7条第3号に該当し、法人の正当な利益を害するおそれがあるという理由を記載すべきであり、その理由の記載がない以上、処分庁は法人の正当な利益を害する場合（条例第7条第3号）には該当しないと解していたと判断するほかない。

なお、東京都豊島区の審理員は審理員意見書において、再委託先の名称及び所在地が記載された部分を非公開とした処分は違法であり、取り消されるべきであるとの意見を述べている。

エ 情報システムのネットワーク構成の開示について

さいたま市は、委託先における違法再委託の発生と本市の情報システムのネットワーク構成は無関係であり、「厳格な管理が要求される個人番号利用事務等をなぜ再委託しなければならなかったか」を厳しく問ううえで、「情報システムのネットワーク構成を開示した上での検討」を必要とする審査請求人の主張には、理由がないと主張する。(弁明書9頁)

さいたま市は、番号法上、個人番号利用事務等実施者であり、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(番号法第12条)。

そのため、さいたま市は、委託元の許諾のない個人番号利用事務等の再委託により個人番号が漏洩しないようにすることも含めて、上記の必要な措置を講じることができるだけの基盤(これは、さいたま市の情報システムのネットワーク構成を含めた基盤のことを指す。)があったかが極めて重要な問題となるのであり、違法再委託の発生とさいたま市の情報システムのネットワーク構成は無関係とはならない。

そもそも、さいたま市が、個人番号利用事務等を委託しなければ、違法再委託も発生しなかったのであり、厳格な管理が要求される個人番号利用事務等をなぜ委託、再委託しなければならなかったかを厳しく問うためには、情報システムのネットワーク構成を開示した上で、さいたま市の上記基盤を市民が検討する機会が必要である。

オ 情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報の開示について

処分庁は、委託先における違法再委託の発生と本市の情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報は無関係であり、「さいたま市は、個人番号利用事務等の違法再委託をふせぐことができなかったのだから、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止のために、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報を開示して市民が検討できるようにすることは、公共の安全と秩序の維持に資するものである。」との主張には理由がないと主張する(弁明書8頁)。

上記のように、処分庁は、番号法上、個人番号利用事務等実施者であり、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(番号法第12条)。また、処分庁は、個人番号利用事務等の委託者として、委託先、再委託先等に対し、特定個人情報の安全管理が図られるよう、「必要かつ適切な監督」を行わなければならない(番号法第11条)。

そして、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の

脆弱性に関する情報は、「情報セキュリティ事件・事故管理手順書（緊急対応計画）」、「さいたま市内部監査実施計画書、内部監査チェックリスト、内部監査報告書」等のうち情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する部分が該当する。

ここで、委託者の許諾のない個人番号利用事務等の再委託が禁止されるのは、再委託により委託者からすれば特定個人情報の行方が把握できなくなり漏えいと同様の事態になるからであり、番号法が事前の許諾のない再委託を禁止していることは、番号法の安全対策の基本的な部分である。

そうだとすれば、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報に、情報セキュリティ対策として、違法再委託を防ぐために処分庁が個人番号利用事務等実施者としてどのような措置を講じることとしていたのか、委託先、再委託先に対するどのような監督をすることとしていたのかが記載されていると考えられ、委託先における違法再委託の発生と本市の情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報は無関係とはいえない。

したがって、処分庁の主張は失当である。

#### カ 会合の記録の開示について

(ア) 処分庁は、会合は、今回の違法再委託への対応、再発防止策について、会合に出席した団体、行政機関が意思決定をする過程において行われた協議であり、情報共有という側面だけでなく、意思決定をする過程に関わる意見交換も行われたと主張する（弁明書10頁）。また、処分庁は、本市は、事件の重大性を考慮し、平成30年12月18日及び平成30年12月25日及び令和元年9月10日に記者発表を行ったところであり、再発防止に向けて鋭意取り組んでいるところであるが、事件の重大性の認識は、こうした各地方自治体の対応からも明らかであり、会合の記録がなければ、認識できないというものではないと主張する（弁明書10頁）。

さらに、処分庁は、会合の記録を開示することが、「国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえで」どの程度重要な役割を果たすのか、何をもって、関係性を証明するのかについて、審査請求人はその主張において述べていない、会合の記録には未成熟又は事実確認が不十分な情報が含まれていることから、これらの情報の開示が、かえって逆の効果をもたらすと主張する。

東京都台東区から開示された「S社対応一データ入力業務再委託に関する対応」によれば、2019年1月16日は、「被害者団体である国税庁、川崎市、さいたま市、墨田区、豊島区、江戸川区、台東区にて、これまでのSD社への対応と今後の取り組み等を総務省の音頭のもと情報共有した。個人情報保護委員会も出席。」としか記載されておらず、意思決定をする過程に関わる意見交換も行われたことは読み取れない。

次に、今回の違法再委託により、さいたま市においては約40万人分もの特定個人情報が漏えいしたのであり、国民、市民のプライバシーを震撼させる事件が発生したのである。そのような事件が発生したことからすれば、記者発表を行うことなどあまりに当然のことであり、記者発表を行ったことは何ら事件の重大性の認識を基礎付けるものではない。

また、埼玉県内において、違法再委託が発生した各自治体は記者発表をしているが、個人情報保護委員会の立入検査において、今回の事件の重大さを認識していないとの指摘をされている。

さらに、処分庁を含め、違法再委託が発生した各自治体は、市民のプライバシー権を侵害したのだから、事件の重大性にも鑑みれば、対象者に個別に連絡をしたうえで、個人番号の変更、損害賠償の申出等の対応をしなければならぬ。それにもかかわらず、そのような対応をした自治体は一つとして存在しないのであり、各自治体がそのような不適切かつ不誠実な対応をしていることから、事件の重大性の認識が全くないことが明らかとなったのである。

なお、処分庁は、再発防止に向けて鋭意取り組んでいると主張するが、具体的にどのような再発防止策を講じて、どの程度効果が上がっているか等につき記載された資料は開示されておらず、再発防止に向けて「鋭意取り組んでいる」などとは到底認められない。

処分庁によれば、会合は、今回の違法再委託への対応、再発防止策について、会合に出席した団体、行政機関が意思決定をする過程において行われた協議であるから(弁明書10頁)、その記録には、違法再委託の事実経過、各自治体や行政機関の対応、再発防止策等について検討がなされて記載されているはずである。

そうだとすれば、会合記録を開示することは、国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえでも極めて重要な役割を果たすものである。

また、会合記録には、違法再委託の事実経過、各自治体や行政機

関の対応、再発防止策等について検討がなされて記載されていると考えられる以上、関係性はもはや明らかである。

なお、会合の記録に未成熟又は事実確認が不十分な情報が含まれているとしても、その旨を注意書等で断ったうえで開示する等の対応をすればよいだけであり、不開示の理由となるものではない。

(イ) 東京都墨田区が会合記録全文を公開したこと

東京都墨田区は、審査請求人の審査請求を受けて、会合記録を対象文書として追加特定し、会合記録のうち議事録の全文を非公開としていた。

しかし、その後、審査請求人が審査請求をしたところ、墨田区は、「審査請求書の主張等を踏まえて再度検討した結果、当該議事録が非公開情報には該当しないとの判断に改めました。」として、会合記録全文を公開した。

このように、墨田区は会合記録全文が非公開情報に該当しないとの適切な判断をしていることからしても、会合記録は、条例第7条第4号には該当しないのである。

(ウ) 実際に率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれが生じていないこと

墨田区は、会合記録全文を審査請求人に公開したが、それによって、実際に率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれなど生じていない。

これは、会合記録全文を公開しても、条例第7条第4号に該当しないことを証明しているのである。

(5) 結論

以上より、審査請求人の審査請求のうち、「対象文書を追加特定して開示不開示の決定をすべきである」については、却下すべきではなく、他に対象となる行政情報が存する場合には、追加特定のうえ、開示不開示の決定をすべきである。また、「法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネットワーク構成」、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」、「会合の記録」を不開示とした部分はいずれも取り消されるべきである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### (1) 本件処分内容及び理由

審査請求人からの平成31年3月18日付け、「行政情報開示請求書」に対する平成31年3月29日付け行政情報一部開示決定に対し、審査請求人から令和元年6月17日に審査請求が提出されたため、行政情報の追加特定を行い、当該追加特定に係る行政情報一部開示決定を行ったものである。

実施機関が本件処分①において特定した行政情報は次のとおりである。

①SD社と平成29年11月29日に契約締結した契約書（仕様書及び誓約書等添付資料含む）

②上記①の契約に係る業務完了報告書及び請求書

③上記①の契約に係る未承認再委託に関するSD社からの報告書。ただし、平成30年12月13日付、平成30年12月17日付、平成30年12月20日付、平成31年1月7日付、平成31年2月1日付のもの。

④上記①の契約に係る実施機関からSD社への照会及び回答。ただし、平成31年1月8日付照会、平成31年1月24日付回答、平成31年1月24日付照会、平成31年1月30日付回答。

⑤上記①の契約に係る未承認再委託に関するさいたま市情報伝達シート

⑥上記①の契約に係る未承認再委託に関する報道発表資料

⑦上記①の契約に係る未承認再委託に関するSD社への平成30年12月20日・平成31年2月3日・平成31年2月24日の立入検査議事録。

⑧上記①の契約に係る未承認再委託に関するSD社報告時議事録。ただし、平成30年12月13日付、平成31年1月30日付のもの。

⑨上記①の契約に係る平成31年2月8日付個人情報保護委員会への報告書及び平成31年2月25日付作成事案把握以降の対応状況（個人情報保護委員会立入検査資料）

また、本件処分②に対する審査請求に基づき追加特定し、一部開示決定する行政情報は以下のとおりである。

⑩個人住民税データ入力業務の受託者における契約及び法令違反について（議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料）

⑪特定個人情報の漏えい等報告について（個人情報保護委員会への特定

個人情報の漏えい等報告)

⑫立入検査に係る資料の事前提出について（個人情報保護委員会の立入検査に関する文書）

⑬さいたま市個人住民税データエントリ業務に係る入札参加者について（受託者選定に関する文書）

なお、本件処分①及び本件処分②のうち、開示しない部分及び開示しない理由は次のとおりである。

社員氏名及びメールアドレスは、それによって特定の個人を識別することができる基本的事項に関する情報に該当することから、条例第7条第2号に該当するものとして、不開示とした。

法人の口座情報、印影は、専ら法人の内部に関する情報に該当することから、条例第7条第3号に該当するものとして、不開示とした。

法人のセキュリティ情報は、専ら法人の内部に関する情報に該当することから、条例第7条第3号に該当するものとして、不開示とした。

再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名は条例第7条第4号に該当するものとして、不開示とした。

情報システムのネットワーク構成は市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第7号に該当するものとして、不開示とした。

情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報は、市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第7号に該当するものとして、不開示とした。

本件処分②において追加特定し、不開示決定した行政情報は「会合の記録」であり、不開示の理由は、本市、国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとして、条例第7条第4号に該当するものとして、不開示とした。

## (2) 審査請求人の主張する文書の特定について

本件開示請求に対する行政情報の特定については、審査請求人が提出した行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」とあり、その内容だけでは行政情報の特定が不十分であったことから、特定の対象となると思われる文書の一覧を載せた「開示対象文書の確認書(以下「確認書」

という。)」を平成31年3月20日において実施機関と審査請求人との間で、特定する行政情報について文書により確認したところである。

審査請求人が追加特定及び開示又は不開示決定を主張する行政情報については、いずれも本件処分①に先立ち、確認書のとおり、審査請求人との間で行政情報の特定を行った際に、審査請求人が特定しなかった行政情報である。そのため、これらの行政情報は、本件処分①時点において特定を行わなかったものである。

ただし、審査請求人は、実施機関において速やかに追加特定すべきであると主張していることから、開示請求日時点において存在していた文書（会合の記録について、議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料、個人情報保護委員会への特定個人情報の漏えい等報告、個人情報保護委員会の立入検査に関する文書、受託者選定に関する文書）について、追加特定を行い、追加特定された行政情報について、本件処分②を行ったところである。

上記のほか、審査請求人が特定すべきと主張する「再委託先の海外センター現地調査を含む全体の最終調査報告」及び「再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書」については、平成31年3月18日の開示請求日時点において実施機関は文書を作成又は取得しておらず、不存在であることから、本件処分②においても文書の特定は行わなかった。

### (3) 法人のセキュリティ情報の開示について

「法人のセキュリティ情報」として、実施機関が本件処分①において不開示とした部分は、本件処分①の「SD社からの報告及びさいたま市からの照会」における「本件契約に係る未承認再委託に関するSD社からの報告書」及び「本件契約に係る未承認再委託に関するSD社への平成30年12月20日・平成31年2月3日・平成31年2月24日の立入検査議事録」並びに本件処分②の「立入検査に係る資料の事前提出について」の中において、委託先及び再委託先の建物の構造、警備会社のセキュリティが施された箇所、パソコンのパスワード、インターネットの接続状況、システムズ・デザイン社から再委託先へのデータの授受に使用するパソコンの位置、データ分割の方法、センター長などの執務室、サーバー室、入力作業スペース、休憩室、保管庫のそれぞれのセキュリティ対策などを、法人のセキュリティ情報に該当するものとして、不開示としている。

これらの情報は、法人のサイバーセキュリティ対策に該当するものであり、これらのサイバーセキュリティ対策を詳細に開示した場合には、逆にサイバー攻撃等を誘発するリスクがある。そのため、「法人のセキュリティ情報」は、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがある。

ることは明白である。

また、委託先及び再委託先の法人のサイバーセキュリティ対策が開示されることにより、その効果を無効化若しくは減殺する対抗手段が採られれば、サイバー攻撃などにより、委託に付した個人情報の漏えい、滅失及び毀損のリスクが著しく高まり、ひいては、個人の生命、健康、生活又は財産が重大な危機にさらされるおそれがある。この点において、本件における委託先の「法人のセキュリティ情報」は、公にすることにより、人の生命、健康又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当していると考ええる。

以上の点から、サイバーセキュリティ対策などの法人のセキュリティ情報は、開示により得られる利益よりも不開示によって守られる利益が上回る情報に該当するものと考ええる。

さらに、審査請求人が主張する「法人のセキュリティ情報を開示してこれを市民が検討する機会を保障」については、本市も同様の考え方から、法人のセキュリティ情報のうち、サイバーセキュリティ対策などのように、開示したことにより委託に付した個人情報の漏えい、滅失及び毀損のリスクが著しく高まるものを除外して、開示したところである。審査請求人は、「法人のセキュリティ情報を開示してこれを市民が検討する機会を保障」することや「個人番号の適切な管理ができる体制であったかを検討することは、再発防止の上でも極めて重要である」と主張しているが、これらと違法再委託の発生とは、直接的なつながりがなく、特定の法人のセキュリティ情報を開示することが、何故違法再委託の再発防止につながるのか、因果関係が不明である。

違法再委託の再発防止には、立ち入り検査の強化など、より効果的で情報漏洩のリスクが少ない他の代わりうる手段が存在する。

以上の点を考慮すると、本件について、法人のセキュリティ情報は、条例第7条第3号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当せず、同号アの開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当することから、当該行政情報を不開示としたものである。

(4) 「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示」について

ア 条例第7条第4号の「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、意思決定過程における未成熟な情報が開示され、又は情報がまだ知らせる時期に至っていないのに開示されると、市民に誤解や憶測を与え、

不当に混乱を生じさせるおそれを言うものと解する。

本件処分①を行った時点において、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名が実施機関において調査中であったことは事実であり、調査中の不確かな事実を開示した後に、開示した事実が、真実と異なることが判明すれば、不当に市民の間に混乱を生じさせることは必然であって、このような調査中の情報についてまで、開示に応じることは、条例第7条第4号の趣旨を逸脱していると考ええる。また、調査の途上にあつて、未だ実施機関が把握していない事実は、そもそも開示することができない。

なお、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」については、その後の調査により、本審査請求書の提出時点において判明している。当該情報は、本来であれば、番号法10条第1項の規定に基づく許諾を得る際に、入手可能な情報に該当するものではあるが、本件については、許諾を得ずに再委託が行われたため、違法な再委託が行われた原因究明の中で、委託先より提出されたものである。

また、今回の再委託は、委託先が行った違法行為であり、違法な再委託を受けたという事実は、会社の信用に直接かかわる内容であることから、番号法に基づき適正に業務を遂行した再委託先は、違法な再委託先として会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名を公開されないという保護に値する利益を有するものと解する。

以上のことから、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」については、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するため、これらの行政情報を不開示としたものである。

#### イ 条例第7条第3号の趣旨を踏まえた見解

「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」は、本来であれば、番号法第10条第1項の規定に基づく許諾を得る際に、入手可能な情報に該当するものではあるが、本件については、許諾を得ずに再委託が行われたため、違法な再委託が行われた原因究明の中で、委託先より提出されたものである。

また、今回の再委託は、委託先が行った違法行為であり、違法な再委託を受けたという事実は、会社の信用に直接かかわる内容であることから、番号法に基づき適正に業務を遂行した再委託先は、違法な再委託先として会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名を公開されないという保護に値する利益を有するものと解する。

以上のことから、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取

締役氏名」については、条例第7条第3号アの開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するため、これらの行政情報を不開示としたものである。

なお、審査請求人の「再委託を受託しようとする者は、委託者の許諾があるかどうかを確認するのが当然であり、これを怠ったものはその事実が知られることとなっても受忍すべき」という主張については、審査請求人の主観なのか、法的根拠があるのか、客観的な理由が示されていないため判然としないが、そのような考え方によったとしても、再委託先が委託者の許諾があるかどうかの確認を怠ったという事実は明らかにされていない。

また、仮に再委託先が確認を怠ったことが事実であったとしても、再委託先において「その事実が知られることとなっても受忍すべき」ことが、条例第7条第3号アの趣旨に照らし、直ちに「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を開示してよいという理由にはならないと考える。

また、実施機関は、もともと2019年3月29日付行政情報一部開示決定通知書（財税市第2771号）において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を不開示としていたが、その理由は同市情報公開条例第7条第4号該当、「調査中であり、不当に市民に混乱を生じさせる」からであるとしており、決定通知において、SD社からの最終報告書の提出以降に開示することが可能、と明記していた。すなわち、法人の正当な利益を害する場合（条例第7条第4号）には該当しないと解していたのである。」との主張については、平成31年3月29日時点において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」は調査中であって、未成熟な情報の開示が不当に市民に混乱を生じさせることから、不開示決定としたことは事実である。しかし、平成31年3月29日付行政情報一部開示決定通知書において、「SD社からの最終調査報告書の提出以降に開示することが可能」としたのは、委託先からの最終報告書が提出された後に、委託先が、当該最終報告書等において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を公表するとの見込のもと、開示の可能性を述べたものであり、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」の開示が、再委託先の正当な利益（条例第7条第3号）を害しないと解していたという指摘は事実に反する。

(5) 情報システムのネットワーク構成の開示について

本件処分①及び本件処分②において実施機関が不開示とした「情報システムのネットワーク構成」は、「SD社からの報告及びさいたま市からの照会」における「③上記①の契約に係る未承認再委託に関するSD社からの報告書」及び「(カ) 立入検査に係る資料の事前提出について」におけるSD社から実施機関宛のメール文のフッター部分である。このフッター部分には、本市のイントラネットのURL情報が表示されているが、このURL情報には、本市の情報システムのネットワーク構成であるサーバー構成に関する情報が含まれている。

そのため、サーバー構成が開示されることにより、サイバー攻撃を誘発し、本市の保有する個人情報漏えい、滅失又は毀損するリスクが飛躍的に高まり、ひいては市民の生命、健康、生活又は財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがある。

また、委託先における違法再委託の発生と本市の情報システムのネットワーク構成は無関係であり、審査請求人の主張には、理由がないものと考える。

以上の点から、「情報システムのネットワーク構成」は、条例第7条第7号に規定する「公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するため、当該行政情報を不開示としたものである。

(6) 「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報の開示」について

本件処分②において、実施機関が不開示とした「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」は、「(カ) 立入検査に係る資料の事前提出について」における「情報セキュリティ事件・事故管理手順書(緊急対応計画)」、「平成30年度情報管理者研修(情報セキュリティ)」、「情報セキュリティ対策(外部委託管理)研修」及び「さいたま市内部監査実施計画書、内部監査チェックリスト、内部監査報告書」のうち、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する部分である。

情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報については、それが開示されることにより、サイバー攻撃を誘発し、本市の保有する個人情報漏えい、滅失又は毀損するリスクが飛躍的に高まり、ひいては市民の生命、健康、生活又は財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがある。

また、委託先における違法再委託の発生と本市の情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報は無関係であ

り、審査請求書の「さいたま市は、個人番号利用事務等の違法再委託をふせぐことができなかつたのだから、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止のために、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報を開示して市民が検討できるようにすることは、公共の安全と秩序の維持に資するものである。」という審査請求人の主張には、理由がないものとする。

以上の点から、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」は、条例第7条第7号に規定する「公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するため、当該行政情報を不開示としたものである。

(7) 会合の記録の開示について

審査請求人の「同会合は、個人番号利用事務等の違法再委託が発覚した行政機関、地方自治体、個人情報保護委員会が情報共有をした場」という主張については、会合は、今回の違法再委託への対応、再発防止策について、会合に出席した団体、行政機関が意思決定をする過程において行われた協議であり、情報共有という側面だけでなく、意思決定をする過程に関わる意見交換も行われたことから、事実を反する。

また、審査請求人の「本件では、さいたま市をはじめとする地方自治体、国税庁等において、個人番号利用事務等の違法再委託が発生したのは明らか事実」であって、同記録の開示が「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」はない」という主張についても、会合の記録の中には、「さいたま市をはじめとする地方自治体、国税庁等において、個人番号利用事務等の違法再委託が発生した」事実は含まれているが、その事実以外にも、未成熟、事実確認が不十分な情報も記録されていることから、事実を反する。

審査請求人の「個人番号利用事務等の違法再委託が発生した当初、当該地方自治体や行政機関は、どの程度事実確認ができていたのか、どの程度問題の重大性を認識していたか等は、国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえでも極めて重要な事情である。」という主張については、本市は、事件の重大性を考慮し、平成30年12月18日及び平成30年12月25日及び令和元年9月10日に記者発表を行ったところであり、再発防止に向けて鋭意取り組んでいるところであるが、事件の重大性の認識は、こうした各地方自治体の対応からも明らかであり、会合の記録が無ければ、認識できないというものではない。「どの程度事実確認ができていたのか」は、本件処分①及び本件処分②で開示した情報からも明らかである。

また、各地方自治体、行政機関の重大性の認識を図る客観的な尺度というものは無く、会合の記録を開示することが、「国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえで」どの程度重要な役割を果たすのか、何をもって、関係性を証明するのかについて、審査請求人はその主張において述べていない。かかる客観的な指標もない、いわば個人の主観ともいえる予断をもって、未成熟又は事実確認が不十分で、市民に混乱をもたらすおそれのある情報を開示すべきではないと考える。

さらに、審査請求人の「市民の誤解や憶測を防ぐことにつながり、不当に市民の間に混乱が生じることを防ぐことにもつながる。」という主張については、会合の記録には未成熟又は事実確認が不十分な情報が含まれていることから、これらの情報の開示が、かえって逆の効果をもたらすと考えられる。

以上の点から、審査請求人の主張に理由はないものとする。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報について

- (1) 本件対象行政情報は、審査請求人が開示請求を行った「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」である。
- (2) 実施機関は、本件処分①において、「社員氏名、メールアドレス」、「法人の口座情報、印影、法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネットワーク構成」について不開示とし、本件処分②において、追加特定した行政情報のうち、「社員氏名、メールアドレス」、「法人の口座情報、印影」、「法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネットワーク構成」、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」、「2019年1月16日の会合の記録」について不開示とする行政情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、対象文書を追加特定して開示不開示の決定をすべきであること、また、不開示部分のうち、「社員氏名、メールアドレス」、「法人の口座情報、印影」を除くその余の部分については、条例及び情報公開法の条文・趣旨に照らして、不開示決定は正当なものではないとして、不開示とした部分の開示を求めたものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 対象文書の追加特定について

- ア 実施機関は、審査請求人が開示請求を行った「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」とあるのに対し、これでは、行政情報の特定が不十分であったことから、平成31年3月20日に、審査請求人との間で、特定する行政情報について文書による確認を行い、文書の特定に努めた（弁明書別紙「開示対象文書の確認書」）。さらに、実施機関は、本件処分①に対する審査請求を受け、対象文書の追加特定を行い、令和元年8月19日付け財税市第943号による行政情報一部開示決定において、議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料、個人情報保護委員会への特定個人情報の漏えい等報告、個人情報保護委員会の立入検査に関する文書、受託者選定に関する文書について一部開示決定を行い、2019年1月16日の会合記録については不開示決定を行った。
- イ これに対し、審査請求人は、令和3年3月19日の口頭意見陳述において、次に述べるような記録の存否の確認及び対象文書として追加特定すべきと主張した。
- a 2019年1月16日の会合に職員が参加するにあたっての復命書もしくは同様の記録の存否
  - b 事故報告書、インシデント報告書、アクシデントレポート等の存否
  - c 違法再委託についての想定問答集の存否
  - d 2019年3月13日に行われたさいたま市個人情報保護委員会の立入検査記録の存否
  - e 特定個人情報に海外に漏えいしたか否かがわかる文書、記録の存否
  - f 違法再委託により特定個人情報に大量漏えいしたにもかかわらず、本人への個別の連絡等をしないというさいたま市の判断に至る経過の文書、記録の存否
  - g 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生した当該本人を特定する経過についての文書、記録の存否
  - h 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生してプライバシー侵害があったにもかかわらず、当該本人に対する損害賠償の申出等をしないとの判断に至る経過の文書、記録の存否
  - i 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生したにもかかわらず、当該本人の個人番号の変更をしないとの判断に至る経過の文書、記録の存否
  - j さいたま市における再発防止PTのような組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録の存否

ウ この点、実施機関は、本件対象行政情報が「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」であり、行政情報の特定が不十分であったことから、審査請求人との間で、特定する行政情報について文書による確認を行い、文書の特定に努め、さらには、本件処分①に対する審査請求を受けて、追加特定を行い、一部開示、不開示決定を行っている。このような経過に照らし、また、情報公開制度の趣旨を踏まえると、実施機関においては、審査請求人が追加特定すべきと主張している上記a乃至jの文書・記録の存否を確認し、仮にあるとした場合、当該文書・記録が、審査請求人の「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」に含まれるのか否か、そして、含まれるとした場合に、その開示不開示について、なお、再検討すべきと考える。

(2) 不開示部分について

ア 実施機関は、「法人のセキュリティ情報」は条例第7条第3号に該当するとして、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」については、本件処分①においては条例第7条第4号に該当するとして、本件処分②においては条例第7条第3号に該当するとして、「情報システムのネットワーク構成」については、条例第7条第7号に該当するとして、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」についても条例第7条第7号に該当するとして、「2019年1月16日の会合の記録」については条例第7条第4号に該当するとして不開示としている。

イ 条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。本号アは、法人等又は事業を営む個人の当該事業活動の自由あるいは公正な競争秩序の維持は、それが正当なものである限り社会的に保障されなければならないという必要性から、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものや公にしないと条件で任意に提供されたものについては、不開示とすることを定めたものである。

条例第7条第3号に該当するか否かは、開示によって得られる利益と、不開示によって守られる利益との比較衡量によって、いずれの利益が上回るか、慎重な検討を必要とする。

「法人のセキュリティ情報」や「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」の条例第7条第3号の要件該当性は、当該法

人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を守るといふ利益と情報公開制度の趣旨を踏まえ市民の知る権利を保障するといふ利益とを比較衡量し、開示できる情報はないか、再検討をすべきと考える。

- ウ 条例第7条第4号は、審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。本号は、市又は国等における意思決定を保護する観点から、市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する検討中の情報を、公にすることにより、適正な意思決定における支障、市民の間の混乱の発生及び特定の者への利益または不利益を生じさせるおそれがあるものなど、開示することが不当となる場合に不開示とすることを定めたものである。本号の「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、意思決定過程における未成熟な情報が開示され、又は情報がまだ知らせる時期に至っていないのに開示されると、市民に誤解や憶測を与え、不当に混乱を生じさせるおそれを言うものと解される。

「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「2019年1月16日の会合の記録」の、条例第7条第4号の要件該当性は、その情報を開示することによって適正な意思決定が不当に損なわれる不利益や不当に市民の間に混乱を生じさせる不利益と情報公開制度の趣旨を踏まえ市民の知る権利を保障するといふ利益とを比較衡量し、いずれの利益が上回るか慎重な検討を要する。

したがって、条例第7条第4号の該当性を判断するにあたっては、情報の成熟度等を総合的に考慮すべきであり、開示できる部分について、再検討を行うべきであると考ええる。

- エ 条例第7条第7号は、公共の安全と秩序の維持に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。本号は、市が保有する行政情報の中には、開示することにより、犯罪を容易にし、人の生命、健康、財産等の侵害につながるおそれのある情報があるので、これらの情報について、公共の安全を確保し、秩序を維持するため、不開示とすることを定めたものである。条例第7条第7号の要件該当性は、開示によって得られる利益と、不開示によって守られる利益との比較衡量によって、いずれの利益が上回るか、慎重な検討を必要とする。

「情報システムのネットワーク構成」、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」の条例第7条第7号の要件該当性は、公共の安全と秩序の維持を守るといふ利益と情報公開制度の趣旨を踏まえ市民の知る権利を保障するといふ利益とを比較

衡量し、いずれの利益が上回るか慎重な検討を要することは言うまでもない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和元年 9月 9日	諮問の受理（諮問第542号）
②	令和元年10月17日	審議
③	令和2年 2月20日	諮問の受理（諮問第546号）
④	令和2年 3月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和3年 3月18日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑥	令和3年 4月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	令和3年11月18日	審議
⑧	令和3年12月16日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士 令和3年10月22日就任
委 員	吉 田 聰	弁護士 令和3年10月21日退任

(五十音順)

さ情審査答申第212号  
令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成30年3月28日付けで、貴職から受けた「浦和駅周辺まちづくり事務所の事務分掌の浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域のわかるもの」(以下「本件対象行政情報」という。)の開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年1月9日付け都心浦第2834号によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるとともに、開示された情報は条例に定義された行政情報には当たらないと主張するものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

このパンフレットは200部作成し、1部当たりの印刷経費は40円です。とあり、条例第2条第2号ア、イ、ウに該当し、行政情報の扱いかわかりません。精査の上での再決定を求めます。

田島大牧線の都市局、建設局の境界がわからない。

特定した行政情報はすでに公表されている文書であり、不開示決定の上、情報提供でよかつたのではないか。

特定した行政情報は「地域のわかるもの」ではないので、文書特定の瑕疵ではないか。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が開示請求を行った「浦和駅周辺まちづくり事務所の事務分掌の浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域のわかるもの」に対し、実施機関が保有している行政情報の中から、「浦和駅周辺地区のまちづくり（平成29年3月作成）」（以下「浦和駅周辺地区のまちづくり」という。）を特定し、開示したものである。

「浦和駅周辺地区のまちづくり」は浦和駅周辺まちづくり事務所（以下「本事務所」という。）所管事業について説明をする際に、その説明を補助する資料として作成したもの（展開A4折り両面カラー）である。

現在及び過去の所管事業の事業区域を図示している当該資料が「浦和駅周辺まちづくり事務所の事務分掌の浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域」を示したものであり、当該資料のほかに請求の内容に該当する行政情報はない。

- 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、開示された情報は、条例第2条第2号のア、イ、ウに該当すると主張している。

本件開示請求に対して特定した行政情報である「浦和駅周辺地区のまちづくり」は、前述したとおり、本事務所に相談等で来所した方に、本事務所所管事業について説明をする際に、説明を補助する資料としており、必要に応じて相談者等に無償で差し上げているものである。

したがって、条例第2条第2号の規定のア、イ、ウのいずれにも該当するものではなく、本事務所が行政文書として保有しているものである。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月25日に開示請求を行った「浦和駅周辺まちづくり事務所の事務分掌の浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域のわかるもの」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、印刷物「浦和駅周辺地区のまちづくり」を特定し開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示されたのはパンフレットであり、条例第2条第2号のただし書きア、イ、ウに記載のあるものに

該当するとして、行政情報には該当しないとしている。また、「地域のわかるもの」ではないということから、処分の取消しと行政情報の扱いの精査を求めて審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

特定した行政情報は、市民に本事務所の所管事業を説明する際に補助資料として無償で渡しているものであり、実施機関が条例第2条第2号の行政情報に該当するとして特定したことに瑕疵はない。また、浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域のわかるものについても、開示された「浦和駅周辺地区のまちづくり」の文書中に明記されている。

よって、実施機関は、開示請求に関する文書として当該行政情報を特定し、すべて開示したものと認められる。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月28日	諮問の受理（諮問第505号）
②	令和 4年 1月19日	審議
③	令和 4年 2月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第213号  
令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年4月5日付けで貴職から受けた、「行政透明推進課が保有する平成30年成人式ハッピーフォトスクリーンに係る行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年2月1日付け総総行透第3609号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

不存在は不当。不存在の当否を争う。

本件について成人式実施後すみやかに行政透明推進課長に苦情を述べ、課長は調査するとしたので、再度精査のうえで文書の特定を行い、再決定を求めます。

個人情報保護条例第37条にいう「事業者」に該当する、さいたま市成人式実行委員会や、さいたま市成人式実行委員会が業務委託をした業務の受託者に対して調査をせず、口頭で青少年育成課に確認しただけで、いったい何

を調べたというのか。

苦情の申し出自体も、文書に関する規定に基づき、文書にする必要がある。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。行政透明推進課では、窓口で審査請求人から成人式における個人情報の取扱いについて苦情を受け、成人式を所管する青少年育成課に事実確認を行ったが、青少年育成課では当該苦情に対応しており、改めて個人情報の取り扱いに努めていくことも確認した。なお、確認は口頭で行ったため、文書は作成していない。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成30年1月19日に開示請求を行った「行政透明推進課が保有する平成30年成人式ハッピーフォトスクリーンに係る行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、当該情報は、平成30年1月19日現在、職員が取得・作成していないため存在しないとして不開示決定を行った。審査請求人は、本件については、行政透明推進課長に苦情を述べ、課長が調査をすと言ったので、そのことについての文書があるはずだという主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

#### 2 本件処分の当否について

審査請求人は、行政透明推進課の窓口で述べた苦情の処理の顛末を記した文書が存在しないことについて、その当否を争うと主張している。

審査会として実施機関に聴取した結果、文書を作成するに至らなかったとの説明に不自然な点は認められなかった。よって、本件開示請求に対して実施機関の行った文書不存在による行政情報不開示決定は妥当である。

なお、審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 4月 5日	諮問の受理（諮問第509号）
②	令和 4年 1月19日	審議
③	令和 4年 2月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第214号  
令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成30年4月13日付けで、貴職から受けた、「道路環境課等が「県道164号線（旧中山道）駐停車禁止地域の駐停車対策」について警察署と小まめに打ち合せした行政情報平成29年6月16日から現在まで（区役所は除く）」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月28日付け建土道環第1864号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

平成29年6月16日のまちづくり委員会で道路環境課長が「警察署と小まめに打ち合せをしながら云々」と答えているので、6月29日以外の打ち合せ記録があると思いますので、再度精査の上での再決定を求めます。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 県道164号線の駐停車対策については、平成29年6月29日に庁内関係部署および埼玉県警察で現場診断を行い、大栄橋交差点から大宮駅東口入口交差点までの区間においては、車道の路肩部分に路面表示を設置すること、大宮駅東口入口交差点から大宮区仲町四丁目43-1先交差点までの区間においては、啓発看板を設置することになった。また、道路環境課は、路面表示と啓発看板のデザインを検討し、平成29年8月に建設局土木部参事を通じて、県警察本部ならびに大宮警察署に内容の確認を行っている。
- 2 審査請求人は平成29年12月19日に『道路環境課等が「県道164号線（旧中山道）駐停車禁止地域の駐停車対策」について警察署と小まめに打ち合わせした行政情報平成29年6月16日から現在まで（区役所を除く）』について行政情報開示請求を行い、実施機関は、開示請求時点で保有していたすべての行政情報である警察等との現場診断記録と路面表示・啓発看板のデザイン案を特定し、平成29年12月28日（建土道環第1864号）に行政情報開示決定を通知し、平成30年1月12日に行政情報の開示を行った。
- 3 審査請求人は『平成29年6月16日のまちづくり委員会で道路環境課長が「警察署と小まめに打合せをしながら云々」と答えているので、6月29日以外の打合せ記録があると思います』と主張しているが、当該路線の違法駐停車については、実施機関と大宮警察署が同席する協議や会議の際に、口頭で取り締まり強化をお願いしているが、記録としては残していない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月19日に開示請求を行った「道路環境課等が「県道164号線（旧中山道）駐停車禁止地域の駐停車対策」について警察署と小まめに打合せした行政情報平成29年6月16日から現在まで（区役所は除く）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、保有している2件の文書を特定し、開示決定を行ったところ、審査請求人は、まちづくり委員会の中で、道路環境課長から「警察署と小まめに打合せをしながら云々」という発言があったので、他にも文書が存在するはずであるということから、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

実施機関は、特定して開示した行政情報は、開示請求時点で保有していた

すべての行政情報であり、実施機関と大宮警察署が同席する協議や会議の際には、口頭で取り締まり強化をお願いしていたが記録には残しておらず、特定した文書以外は存在しないと説明している。その説明に、不自然・不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 4月16日	諮問の受理（諮問第511号）
②	令和 4年 1月19日	審議
③	令和 4年 2月17日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第215号  
令和4年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成30年4月13日付けで貴職から受けた、「建設局が保有する田島大牧線に関して都市局と協議したもの（平成27年から現在まで（JR線から旧仲山道まで）」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年1月5日付け建土道計第2018号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨及び理由

審査請求人が主張する審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

不存在は不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。

他部局との打合せであり、記録等があり、課長等の決裁を受けたと（又は供覧）したと思料されます。

建設局と都市局で局をまたいで協議を行った場合には、課長等の決裁を受けた記録等があると思われるので、特定して開示せよ。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人は、他部局との打合せを行い、決裁又は供覧された記録があると思われると主張しているが、実施機関では浦和駅周辺まちづくり事務所と電話や口頭による情報共有を行ったが記録を作成する必要がないと判断し、文書は作成しなかったため、審査請求人の主張する記録等は存在せず、よって、課長等の決裁を受けた（又は供覧した）事実もないため、不開示と

した。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月25日に開示請求を行った「建設局が保有する田島大牧線に関して都市局と協議したもの平成27年から現在まで（JR線から旧仲山道まで）」である。

これに対して実施機関は、文書を保有していないため、不存在による不開示決定をおこなったところ、審査請求人は、不存在は不当であるという主張から本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

実施機関の説明によると、浦和駅周辺まちづくり事務所と電話や口頭による情報共有を行ったが、記録を作成する必要がないと判断し、文書は作成しなかった。よって、記録等は存在せず、また、決裁や供覧も存在しないとしている。その説明に不自然・不合理な点はなく、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

したがって、本件開示請求に対して実施機関が行った本件処分は妥当である。

なお、審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

##### 3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 4月16日	諮問の受理（諮問第510号）
②	令和 4年 1月19日	審議
③	令和 4年 2月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年 3月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第216号  
令和4年3月24日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上 純一

### 答 申 書

令和3年9月28日付けで貴職から受けた、「①児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事、②教育・保育給付認定に関する事、③保育施設の利用調整及び入所に関する事、④利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関する事、⑤家庭児童相談に関する事、上記業務に関して子の名前が記載されている書類」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年12月3日付け岩健支第1970号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し実施機関が行った、審査請求に係る処分を取り消し、対象文書並びに情報の全てもしくは一部を開示するよう求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 個人情報不開示決定通知書の開示しない理由において、実施機関が特定した個人情報の名称「1. 平成31年度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書、2. 保育施設利用申込書、3. 支給認定決定通知書、4. 特定教育・保育施設等利用調整結果通知書、5. 申込内容変更届、6. 特定教育・保育施設等利用内定通知書、7. 特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書①、8. 特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書

②、9. 変更届、10. 教育・保育給付認定変更申請書、11. 保育必要量変更見込届出書、12. 教育・保育給付認定決定通知書①、13. 教育・保育給付認定決定通知書②、14. 特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書①、15. 特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書②、16. 特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書③、17. 施設型給付費・地域型保育給付費等現況届（以下「特定した個人情報」という。）は、条例第14条第2号アに該当。開示することにより、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるためとある。

これは、以前令和2年4月に審査請求者が子に関する個人情報不開示決定を受けた理由と同じ内容である（関連文書、岩健支第135号、岩区総第1142号、岩区総第1237号、さ情審査第34号）。

これらの内容から開示請求者以外の者というのは、子を現に監護するものと推察される。

令和2年7月31日に岩槻区役所で行われた口頭意見陳述、その際に提出した反論書並びに資料（令和2年6月27日付）にもあるように、この子を現に監護する者は、

ア、不貞行為を行い、家庭を壊し、子の生活環境をも壊した有責配偶者である。

イ、子を審査請求者である実父の許可なく、住民票を移し子を連れていった者である。

ウ、子を虐待していた者である。

エ、具体的根拠もなく、子と審査請求者である実父を引き離している者である。

上記内容は、実施機関は認知しているはずである。

付け加えて申しますと

オ、不貞行為に子どもを巻き込み、子へ精神的虐待を行った者である。

カ、不貞行為に没頭するあまり、育児を一時的に放棄した者である。

キ、時に、事実と異なる事を吹聴する者である。

また、審査請求者である実父においては一切の有責事項は無く、現在も面会交流を安全かつ継続的に実施しており、良好な父子関係を築いており、子からの信頼も厚いものである（宿泊による交流も実施済み）。

これらを踏まえると、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当しない。

仮に該当するのであれば、どの点が正当な権利利益なのか明確にすべきである。

- (2) 「該当開示請求に係わる個人情報の内、児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関する事、及び家庭児童相談に関する事については、

条例第17条に該当、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため」とある。

しかし、条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる(開示請求に対する措置)。」とあり、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害する事について謳われておらず、条例第17条の開示請求を拒否する理由に該当していない。また、個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することに繋がる根拠が何もない。仮に該当するのであれば、具体的に各項目1～17において、どういう理由で個人情報の存在の有無を答えると不開示情報が開示する事になるのか、明確にすべきである。

(3) 上記の不開示決定は、開示請求者の正当なる権利利益を侵害しているものであり、権利の濫用であるといえる。

(4) 弁明書の6項(2)アについて

ア 子を現に監護する者とあるが、請求者は子の親権を有しており、子を監護する意思もあり、子と定期的な面会交流を行っており、養育に関わる費用も負担している。この点からも請求者が子を現に監護する者である事は明白である。

イ また、子が保育園に通園している事は、請求者は認知している。これは子を現に監護する者からの通知によるものであった。

保育園の所轄は厚生労働省であり、その根拠となる法令は児童福祉法である。児童福祉法第一章第二条②では「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」とあり、同第一章第二節第六条では「この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」とある。

上記ア、イにより、請求者は保護者であり、子を現に監護する者であり、児童の養育責任においても第一義的責任があるため、「開示請求者」の情報でもある。

(5) 弁明書の6項(2)イについて

ア 審査請求書にも記載したとおり、ここでいう子を現に監護する者は令和2年7月31日の口頭意見陳述及びその資料(岩健支第135号、岩区総第565号、岩区総第1142号、さ情審査第34号(以下「口頭意見陳述及びその資料」という。))にもあったように、不貞行為を行

った有責配偶者であり、請求者と子どもを一方的に引き離れた者である。この事実については貴機関も承知のはずである。

この様な者に「正当な権利利益」は無いと言える。

これを正当な権利利益というのであれば、不貞行為、子を一方的に転居させ、片方の親と根拠なく引き離す行為を、貴機関は「正当」であると判断するものと解釈する。

イ 子を現に監護する者の権利利益が害するおそれがあるのであれば、請求者と子との面会交流などは実施されないはずである（面会交流中に子が保育園名を口にするおそれがあるため）。

しかし現在、請求者と子は健全かつ安全な面会交流を継続し、良好な父子関係を築いている。よってここでいう「社会生活上の利益を害するおそれ」は無いと言える。

ウ 「子を現に監護する者のプライバシー、及び平穩に保育園を利用する社会生活上の利益を害するおそれ」とあるが、請求者と子を現に監護する者は未だ婚姻関係にあり、一定の情報共有は必要である。しかも開示請求をしているのは、請求者本人の子の名前の記載がある書類である。

具体的根拠もそのような事実も無く、請求者の正当なる権利利益を侵害し、犯罪者の様な扱いを受ける事には、大変遺憾である。権利の濫用と言える。

(6) 弁明書の6項(2)ウについて

審査請求書にも記載したとおり、ここでいう子を現に監護する者は令和2年7月31日の口頭意見陳述及びその資料にもあったように、以前子に虐待といえる内容の行為を行っていた。

これは、岩槻区役所健康福祉部支援課（以下「支援課」という。）も知る情報である。

現在の状況はその限りではないが、将来的に再発するおそれを払拭するためにも、継続的に子の健康、生活を保護するために開示が必要であると考える。

開示が認められないのであれば、子への「怒鳴る、叩く、叱咤する」ことに対し、貴機関は問題ない行為と判断したと解釈する。

(7) 弁明書の6項(3)アについて

ア 内閣府のホームページによると、児童手当の支給対象は「中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方」とある。

請求者は上記(4)より、子の保護者であり、子を扶養している者である。

万一児童手当が支給されていない場合は、請求者は支給対象であるため支給を受ける意思がある。そのため、「児童手当及び児童扶養手当

での認定及び支給に関すること」において、条例第17条の適用は、不適切である。

イ 「家庭児童相談に関すること」とあるが、令和2年11月19日に提出した「岩健保セ第2468号」「岩健保セ第2469号」では個人情報の一部が開示されている。

岩槻区役所健康福祉部保健センター（以下「保健センター」という。）と支援課において、ここまで解釈に差があるのは不適當である。保健センターが一部開示している以上は、開示すべきである。

(8) 弁明書の6項(3)イについて

上記(5)と同様の反論をする。

(9) 弁明書の6項(3)ウについて

上記(6)と同様の反論をする。

(10) 上記(4)～(9)より、条例第14条の適用は適切では無い。

(11) 弁明書の6項(4)審査請求人の主張に対する反論について

ア 本件は請求者の子の名前の記載されている書類の開示を求めている。

ここでいう第三者(当市に住所を有し、子を現に監護する者)の情報であるという認識自体が不適當である。

イ 法的保護の対象とあるが、請求者は子の親権を有しており、子を監護する意思もあり、子と定期的な面会交流を行っており、子を扶養しており、養育に関わる費用も負担している。この点からも請求者が子を現に監護する者である。

よって、請求者自身も法的保護の対象である。

ウ また、個別訴訟手続きとあるが、本件は子を現に監護する者を対象としているものではない。適正手続きによって、貴機関に開示請求を行っているものである。なんら問題は無い。

また、個別訴訟については請求者本人の自由であり、経済的理由や時間的理由などにより個別訴訟が行えない事情等もある。強要されるものではない。

また、ここで言う子を現に監護するものと請求者の法的紛争は、現在無い事を付言しておく。

エ 令和3年3月2日付の審査請求者が提出した審査請求書の5項の「これは、以前令和2年4月に審査請求者が実子 —中略— 上記内容は、実施機関は認知しているはずである」について、貴機関は一切回答がない。

もし、上記内容を踏まえて貴機関からみた「客観的状況は、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当する」のであれば、児童虐待の防止等に関する法律の第二条の解釈が適切になされていない。

また、同法第四条7を妨害する行為であると言える。

オ 個人情報不開示決定通知書(岩健支第1970号)において、開示しない理由が条例第17条に該当するのであれば、特定した個人情報全ての存否を明らかにすべきでない。明らかに矛盾が生じている。

条例第14条並びに第17条の適用は適切では無い

(12) その他の事項について

ア 「子の保育園に関する情報」であるが、保育園自体の環境が適切かどうか保護者として懸念が残る自体が発生した。

令和3年3月20日には、予定していた面会交流において子が右耳を大きく腫れた状態で姿を現した。連れてきた保護者は「保育園でこうなったかはわからない」などと言っており、保育園の環境が不適切である疑念が残った。

令和3年4月3日には、予定していた面会交流において子が蕁麻疹を発症したため交流が中止。それにも関わらず保育園には通園した可能性もあり、保育園の環境並びに登園の受け入れ状況に疑念が残った。

令和2年7月18日には、手足や身体に多くの虫刺されの様な跡が子に見受けられた。これも連れてきた保護者の生活環境によるものなのか、保育園の環境によるものか請求者には不明なため、保育園に対する疑念が残った。

また、厚生労働省令和3年4月12日「全国の自治体で2019年度に、子どもへの暴言や乱暴な関わりなど「不適切な保育」が345件確認された初めての実態調査で分かった。虐待に当たるとみられる事案もある」としており、保護者としては子の状況を把握する必要性がある。

イ 請求者は子の保護者であり、子どもの権利条約(日本も批准国)第18条、児童虐待の防止等に関する法律第四条7項、民法第820条からも、子の利益のために子の監護及び教育をする権利と責任、義務を負うものである。

子の情報を知るという事は、上記権利と責任、義務を果たす上で必要事項である。

ウ 請求者は以前、児童手当を受給していた者である。しかし、現受給者によって一方的に受給を停止された経緯がある。

これが正当なる手続きを踏まれたか、精査する必要がある。他の書類についても正当な手続きが行われたか、事実と異なっていないかなど、精査が必要である(児童扶養手当等)。

現在、不正受給などが多く発生している現実を考えると、情報開示の必要性があると言える。

(13) 結論

以上より、実施機関（担当課 支援課）が令和2年12月3日付岩健支第1970号にて通知を行った個人情報不開示処分は不当なものであり、個人情報は開示すべきものである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

- (1) 令和2年11月19日付けで審査請求人から、子の法定代理人として、実施機関に対し本件対象個人情報の開示請求があった。
- (2) 実施機関は、令和2年12月3日付けで特定した個人情報については条例第14条第2号アに該当し、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるためとして、児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事、及び家庭児童相談に関する事については、条例第17条に該当、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるためとして、個人情報不開示決定を行った。

#### 2 本件処分に違法、不当はないこと

- (1) 実施機関は、本件対象個人情報中の「②教育・保育給付認定に関する事、③保育施設の利用調整及び入所に関する事、④利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関する事」の業務に関して子の名前が記載されている情報として、特定した個人情報を特定した。

- (2) 特定した個人情報が条例第14条第2号アに規定する不開示情報に当たることについて

ア 特定した個人情報は、審査請求人以外の者である、子を現に監護する者から提出された書類及びその書類に伴い生じる実施機関の判断を、子を現に監護する者を名宛人として通知したものである。

したがって、特定した個人情報は保育園の申込みを行った子を現に監護する者に関する情報である。よって、条例第14条第2号に規定する「開示請求者以外の者」に関する情報である。

イ 次に、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益を害するおそれ」とは、第三者が個人にあっては、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれをいうと解する。

本件開示請求書の記載及び本件開示請求の際に提出された運転免許証によれば、開示請求時において審査請求人と子とは住所が異なること、令和2年4月16日付け岩健支第135号にて不開示決定をするに至った経緯及び、本件開示請求がされたという事実そのものから、本

件開示請求日現在、審査請求人と子が別居しており、審査請求人が、子の通園する保育園の場所及び園名等の情報を知らないことが認められる。

このような事実からすると、審査請求人が開示を求める情報は、審査請求人が子の親権者であるとしても、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシー、及び平穩に保育園を利用する社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ したがって、特定した個人情報は、条例第14条第2号アに規定する「当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に当たる。

また、本件において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

エ 以上より、特定した個人情報を不開示決定とした本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) 本件対象個人情報中の「①児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事、⑤家庭児童相談に関する事」の業務に関して子の名前が記載されている情報（以下「本件情報」という。）が条例第17条に規定する個人情報の存否に関する情報に当たることについて

ア 「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」は手当の支給対象者からの申請に基づき、認定及び支給を行うもので、手当の申請に対する実施機関の判断を行うものである。また、「家庭児童相談に関する事」については、子育ての悩みを抱える人から、子どものしつけや性格、生活習慣、言語、学校生活、非行などに関する相談を、家庭児童相談室の相談員が受けるものである。

よって、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」の情報は、当市に住所を有する子を現に監護する者に関する情報であり、条例第14条第2号に規定する「開示請求者以外の者」に関する情報である。

イ 次に、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益を害するおそれ」とは、第三者が個人にあっては、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれをいうと解する。

本件開示請求書の記載及び本件開示請求の際に提出された運転免許証によれば、審査請求人が当市に住所を有していないことから、当市にて児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給を受けていないこと及び家庭児童相談を受けていないことが認められる。

このような事実からすると、審査請求人が開示を求める情報は、審査請求人が子の親権者であるとしても、開示することにより、子を現に監

護する者のプライバシー、及び平穩に当市にて暮らす社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ したがって、本件情報は、条例第14条第2号アに規定する「当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に当たる。

また、本件において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

エ 以上より、本件情報は、条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たる。

オ 「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」は、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報にあたる手当の申請の有無や家庭児童相談の有無を開示することとなる。

カ 以上より、本件情報は、条例第17条に規定する、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになる情報にあたるため、本件情報の不開示決定をした本件処分に違法又は不当な点はない。

#### (4) 審査請求人の主張に対する反論

##### ア 審査請求人の主張

審査請求人は、特定した個人情報の開示に当たっては、開示請求者以外の者というのは、子を現に監護するものと推察され、その開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当しないと主張する。また、仮に該当するのであれば、どの点が正当な権利利益なのかを明確にすべきと主張する。

次に、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」について、条例第17条は開示請求者以外の者の正当な権利利益を害することについて謳われておらず、条例第17条をもって開示請求を拒否する理由に該当しないと主張する。

次に、個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することに繋がる根拠がないこと及びどういう理由で個人情報の存在の有無を答えると不開示情報が開示することになるのか明確にすべきと主張する。

また、上記の不開示決定は、開示請求者の正当な権利利益を侵害しているものであり、権利の濫用であると主張する。

##### イ 審査請求人の主張に対する反論

まず、本件処分の理由における「開示請求者以外の者」である第三者

とは当市に住所を有し、子を現に監護する者である。

次に、一般的に、子を現に監護する者が行政から必要な支援を受けている客観的状況は、一定の社会的秩序の枠内にあるものとして法的保護の対象である。その客観的状況が正当性ないし相当性を備えているかについて子を現に監護する者と他の親権者の双方で主張が対立している場合、正当性あるいは相当性を争い、客観的状況の変更や解消を求めするためには、双方の話し合いによる合意ができないかぎり、個別訴訟等の適正手続きによって実現されるべきものである。

よって、条例においては、子を現に監護する者が行政から必要な支援を受けている客観的状況は、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当する。

次に、特定した個人情報については、子を現に監護する者から提出された書類及びその書類に伴い生じる実施機関の判断を、子を現に監護する者を名宛人として通知するものである。また、該当する情報は、子の保育園に関する情報であり、前記(2)のとおり、このような情報を第三者に知られず、平穩に保育園を利用するという権利利益は、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益」に該当する。そして、前記(2)で述べた事実関係においては、本件開示請求で開示を求められている情報は、同号アに規定する「開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある」と認められる。また、前記(2)で述べたとおり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

よって、本件開示請求で開示を求められた情報は、条例第14条第2号に規定する不開示情報に該当する。

次に、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」について、前記(3)のとおり、条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たり、前記(3)で述べた事実関係においては、本件情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるため、条例第17条に基づき当該個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができる情報に該当する。

また、上記の不開示決定は条例第17条に基づき不開示決定をしているものであり、権利の濫用には当たらない。

#### (5) 結論

以上より、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

(1) 審査請求人が開示を求める個人情報とは、「①児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること、②教育・保育給付認定に関すること、③保育施設の利用調整及び入所に関すること、④利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること、⑤家庭児童相談に関すること、上記業務に関して子の名前が記載されている書類」であり、審査請求人は条例第12条第2項の規定に基づき、子の法定代理人として本件開示請求をしたものである。

(2) 実施機関は「②教育・保育給付認定に関すること」、「③保育施設の利用調整及び入所に関すること」、「④利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること」の業務に関して子の名前が記載されている情報については、「特定した個人情報」を特定したうえ、条例第14条第2号アに該当するとして、文書不開示とした。

「①児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること」、「⑤家庭児童相談に関すること」の業務に関して子の名前が記載されている情報については、条例第17条に該当するとして、存否応答拒否とした。

(3) これに対し、審査請求人は、実施機関の不開示決定について、条例第14条第2号ア及び条例第17条に該当する情報ではないことなどを理由として、本件処分の取り消しを求めて本件審査請求をした。

### 2 本件処分の当否について

(1) 特定した個人情報を、条例第14条第2号アを理由に不開示とした処分について

ア 実施機関が特定した、「特定した個人情報」は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、子ども・子育て支援給付（施設等利用給付）に関する文書である。

特定した個人情報の名称に該当する様式を当審査会において見分したところ、保育施設等利用を内容とする保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）からの申込等の文書及びそれに伴い生じる実施機関の判断を保護者宛てに通知する文書であると認められた。

イ 上記のとおり、特定した個人情報は、子を現に監護する者から提出され、子を現に監護する者宛てに通知されたものであり、子を現に監護する者に関する情報及び子に関する情報が記載されている文書であることが認められる。

そうすると、子を現に監護する者についての情報は、開示請求者以外の者に関する情報であるから、条例第14条第2号の第三者情報と認

められ、また、子に関する情報は、開示することが子を現に監護する者の利益に反すると認められる場合もあることから、開示することにより子を現に監護する者の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかを検討されなければならない。

ウ 一般的に、子を現に監護する者が子を保育園に通園させている客観的状況は、一定の社会的秩序の枠内にあるものとして法的保護の対象である。

その客観的状況が正当性ないし相当性を備えているかについて、子を現に監護する者と他の親権者の主張が対立している場合、正当性あるいは相当性を争い、客観的状況の変更や解消を求めるためには、双方の話し合いによる合意ができないかぎり、個別の適正手続によって実現しなければならない。

しかしながら、一定の情報を取得した者が、客観的状況を変更させようと話し合いや適正手続を経ずに一定の行動にでることが希ではないことは社会に広く知られているところである。

したがって情報の開示を求められた機関には、これらを踏まえた慎重な態度が要求されることになる。

エ 情報の開示を求められた機関は、開示請求に関する客観的な事実と当該情報の性質そのものから、客観的に子どもの生命、身体又は財産、そして子を現に監護する者の生活状況等のプライバシーを害するおそれがあるか否かについて判断をすることが相当であり、審査請求人が子等の生命、身体又は財産に関して個別的知識を有していると主張しているか否かは問題とするまでもない。

オ 特定した個人情報、子を現に監護する者が、保育を希望する理由、利用希望保育施設、児童の送迎予定に関する事項、保育施設利用申込内容の変更に関する事項等を記載した文書を提出し、実施機関が、それらに対応する判断を子を現に監護する者を名宛人として通知するものであると認められる。

したがって、このような情報が開示された場合、子を現に監護する者のプライバシーや、子が利用する保育施設や、子の通園の状況等の情報が明らかになり、結果、審査請求人が関係者に自らの親権者としての正当性・相当性を主張するための働きかけを行う等の行動を誘発するなどにより、子を現に監護する者と子の平穩に保育園を利用する安定的な生活を阻害するおそれがないとは言えない。

カ よって、特定した個人情報は、子を現に監護する者の正当な権利利益を害するおそれがある情報であると認めることができる。

そして、この情報は子を現に監護する者あるいは子（以下「当該第三

者」という。)によって、又は当該第三者に対して生ずる人の生命、健康、生活又は財産への危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図る観点から開示することが必要である情報とは認められないことから、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しない情報である。

以上のことから、実施機関が、特定した個人情報を条例第14条第2号アに該当するとして不開示とした本件処分は妥当である。

(2) 本件情報を、条例第17条を理由に不開示とした処分について

ア 条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これは、開示請求のあった個人情報について、当該個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができることを定めたものである。

実施機関は、開示請求のあった「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」についての個人情報の存否を回答するだけで、条例第14条第2号アの不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにせず、不開示決定をしている。

イ 児童手当は、児童手当法（昭和46年法律73号）に基づき、児童を監護し、かつ、生計を同じくする者からの請求により、実施機関が支給要件を満たすかどうかを判断したうえで、支給対象であると認定した場合に当該請求者に手当を支給する制度である。

手続きの流れは、請求者が「児童手当・特例給付認定請求書」に請求者の氏名、住所、所得の状況、金融機関、職業、配偶者の氏名、対象児童の情報等を記載し、関係書類を添えて実施機関に提出する。実施機関は提出を受け、認定する場合は、請求者の氏名、支給対象児童の年齢区分別人数及び手当月額等を記載した「児童手当認定通知書」により、却下する場合は請求者の氏名、請求を却下した理由等を記載した「児童手当認定請求却下通知書」により請求者に通知する。

次に、児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、父母が離婚等した児童を監護する者からの請求により、実施機関が支給要件を満たすかどうかを判断したうえで、支給対象であると認定した場合に当該請求者に手当を支給する制度である。

手続きの流れは、請求者が「児童扶養手当認定請求書」に請求者の氏名、住所、所得の状況、対象児童氏名、対象児童の父母の情報等を記載

し、関係書類を添えて実施機関に提出する。実施機関は提出を受け、認定する場合は、請求者の氏名、住所、対象児童氏名及び手当月額等を記載した「児童扶養手当認定通知書」により、却下する場合は請求者の氏名、住所、請求を却下した理由等を記載した「児童扶養手当認定請求却下通知書」により請求者に通知する。

ウ 実施機関の説明によると、審査請求人は当市において児童手当及び児童扶養手当の請求を行っていないということであるから、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」の情報が存在するのであれば、子を現に監護する者が請求を行ったものに関する情報であると推測される。

仮に、子を現に監護する者が児童手当及び児童扶養手当の請求を行っていれば、当然各請求書及び各通知書には前述イの内容の、子を現に監護する者の情報が記載されることとなる。前述イの内容の情報は、開示請求者以外の者に関する情報であり、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

そして、これらの情報は、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しないものである。

よって、子の名前が記載された「児童手当・特例給付認定請求書」、「児童手当認定通知書」または「児童手当認定請求却下通知書」、「児童扶養手当認定請求書」及び「児童扶養手当認定通知書」または「児童扶養手当認定請求却下通知書」（以下「手当請求書等」という。）は、条例第14条第2号アの不開示情報に該当すると認められる。当該手当請求書等の存否を明らかにして不開示又は不存在の決定をした場合、子を現に監護する者が、児童手当及び児童扶養手当の請求を行ったか否かの情報を結果的に開示することになる。

したがって、子の名前が記載された「①児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」の情報について、存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

エ 家庭児童相談は、子どもの性格、生活習慣、知能、言語、学校生活、非行、家族関係等に関することについて、相談を希望する者に対して家庭児童相談室の相談員が窓口又は電話で相談を受けるものである。家庭児童相談室は、「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」に相談者の氏名、住所、家族状況（同居人不在者含む）及び相談事由等を記載し、相談の記録を残している。

実施機関の説明によると、審査請求人は当市において家庭児童相談

を行っていないということであるから、「家庭児童相談に関すること」の情報が存在するのであれば、子を現に監護する者が家庭児童相談を行ったものに関する情報であると推測される。

仮に、子を現に監護する者が家庭児童相談をしていれば、「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」に子を現に監護する者の情報が記載されることになる。これらの情報は、開示請求者以外の者に関する情報であって、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

そして、これらの情報は、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しないものである。

よって、子の名前が記載された「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」は、条例第14条第2号アの不開示情報に該当すると認められる。

これらの不開示情報の存否を明らかにして不開示又は不存在の決定をした場合、子を現に監護する者が、子について何らかの家庭児童相談を行ったか否かの情報を結果的に開示することになる。

したがって、子の名前が記載された「⑤家庭児童相談に関すること」の情報について、存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

オ 以上のことから、実施機関が本件情報を条例第17条の存否応答拒否を理由に不開示とした本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和3年	9月28日	諮問の受理（諮問第559号）
②	令和3年	11月18日	審議
③	令和3年	12月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和4年	1月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和4年	3月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)

さ情審査答申第217号  
令和4年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和3年9月28日付けで貴職から受けた、「児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関する事、家庭児童相談に関する事、上記業務に関して開示請求者の名前が記載されている書類」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年12月3日付け岩健支第1971号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った審査請求に係る処分を取り消し、対象文書並びに情報の全てもしくは一部を開示するよう求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 個人情報不開示決定通知書の開示しない理由において、「児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関する事、家庭児童相談に関する事については、条例第17条に該当、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため」とある。

しかし、条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当

該開示請求を拒否することができる(開示請求に対する措置)。」とあり、開示請求を拒否する理由に該当していない。

むしろ、「教育・保育給付認定に関すること、保育施設の利用調整及び入所に関すること、利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関することについては、開示請求に係わる個人情報を実施機関に提出されておらず、存在していない。」とあり、こちらは書類の存否を明らかにしている。

条例第17条が適用理由にはならない。

- (2) 仮に「開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため」ならば、その本件に係る第三者とは一体何を指すものか明確にすべきである。

また、以前令和2年4月に審査請求者が子に関する個人情報不開示決定を受けた理由と酷似している(関連文書、岩健支第135号、岩区総第1142号、岩区総第1237号、さ情審査第34号)。

また、実施機関が特定した個人情報の内容「児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること」「家庭児童相談に関すること」から開示請求者以外の者というのは、子を現に監護するものと推察される。

令和2年7月31日に岩槻区役所で行われた口頭意見陳述、その際に提出した反論書並びに資料(令和2年6月27日付)にもあるように、この子を現に監護する者は、

ア、不貞行為を行い、家庭を壊し、子の生活環境をも壊した有責配偶者である。

イ、子を審査請求者である実父の許可なく、住民票を移し子を連れていった者である。

ウ、子を虐待していた者である。

エ、具体的根拠もなく、子と審査請求者である実父を引き離している者である。

上記内容は、実施機関は認知しているはずである。

付け加えて申しますと

オ、不貞行為に子どもを巻き込み、子へ精神的虐待を行った者である。

カ、不貞行為に没頭するあまり、育児を一時的に放棄した者である。

キ、時に、事実と異なる事を吹聴する者である。

また、審査請求者である実父においては一切の有責事項は無く、現在も面会交流を安全かつ継続的に実施しており、良好な父子関係を築いており、子からの信頼も厚いものである(宿泊による交流も実施済み)。

これらを踏まえると、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当しない。

- (3) 開示内容が開示請求者本人の名前であり、開示請求者の正当な権利利

益を侵害している。

また、開示請求者の正当な権利利益を無視し、開示請求者以外の者の正当な権利利益を優先する理由を明確にすべきである。

さらに、開示請求者の知らない所で、承諾もなしに名前を使われているおそれもあり、事実と異なる事に名前を悪用されている可能性もある。これを考慮した場合、開示されるのが当然である。

(4) 弁明書の6項(2)アについて

ア 請求者は以前、児童手当を受給していた者である。しかし、現受給者によって一方的に受給を停止された経緯がある。

これが正当なる手続きを踏まれたか、精査する必要がある。請求者の氏名等を同意無く使用、権利利益を損なっていたおそれがある以上、条例第14条第2号の「正当な権利利益」の適用はあり得ない。

イ 児童扶養手当に関して、請求者は子と一方的に別居を余儀なくされたものであり、離婚の意思はない。これについて、令和2年7月31日の口頭意見陳述及びその資料(岩健支第135号、岩区総第565号、岩区総第1142号、さ情審査第34号)にもあったように、不貞行為を行った有責配偶者であり、請求者と子どもを一方的に引き離れた者である。この事実については貴機関も承知のはずである。

また、この様な状況にも関わらず請求者は子の養育費を支払っている。言うなれば、請求者は子の親権を有しており、子を監護する意思もあり、子と定期的な面会交流を行っており事からも、保護者かつ子を現に養育する者である。

この様な状況で児童扶養手当が支給されていた場合、請求者の意思とは異なる場合は不正受給のおそれがある。請求者の氏名等を同意無く使用、権利利益を損なっていたおそれがある以上、条例第14条第2号の「正当な権利利益」の適用はあり得ない。

ウ 「家庭児童相談に関すること」とあるが、令和2年11月19日に提出した「岩健保セ第2468号」「岩健保セ第2469号」では個人情報の一部が開示されている。特に前者は「子を現に監護する者に関する情報」である。岩槻区役所健康福祉部保健センター（以下「保健センター」という。）と岩槻区役所健康福祉部支援課（以下「支援課」という。）において、ここまで解釈に差があるのは不適當である。保健センターが一部開示している以上は、開示すべき情報である。

(5) 弁明書の6項(2)イについて

ア (4)イと同様の反論をする。

これを正当な権利利益というのであれば、不貞行為、子どもを一方的に転居させ、片方の親と根拠なく引き離す行為を、貴機関は「正当」で

あると判断するものと解釈する。

イ 子を現に監護する者の権利利益が害するおそれがあるのであれば、請求者と子との面会交流などは実施されないはずである（面会交流中に子が保育園名を口にするおそれがあるため）。

しかし現在、請求者と子は健全かつ安全な面会交流を継続し、良好な父子関係を築いている。よってここでいう「社会生活上の利益を害するおそれ」は無いと言える。

ウ 子を現に監護する者のプライバシー、及び平穩に保育園を利用する社会的生活上の利益を害するおそれ」とあるが、請求者と子を現に監護する者は未だ婚姻関係にあり、一定の情報共有は必要である。しかも開示請求をしているのは、請求者本人の子の名前の記載がある書類である。具体的根拠もそのような事実も無く、請求者の正当なる権利利益を侵害し、犯罪者の様な扱いを受ける事には、大変遺憾である。権利の濫用と言える。

(6) 弁明書の6項(2)ウについて

審査請求書にも記載したとおり、ここでいう子を現に監護する者は令和2年7月31日の口頭意見陳述及びその資料(岩健支第135号、岩区総第565号、岩区総第1142号、さ情審査第34号)にもあったように、以前子に虐待といえる内容の行為を行っていた。

これは、支援課も知る情報である。

現在の状況はその限りではないが、将来的に再発するおそれを払拭するためにも、継続的に子の健康、生活を保護するために開示が必要であると考ええる。

開示が認められないのであれば、子への「怒鳴る、叩く、叱咤する」ことに対し、貴機関は問題ない行為と判断したと解釈する。

(7) 弁明書の6項(2)エについて

(5)ア、(6)と同様の反論をする。

(8) 弁明書の6項(2)オ、カについて

開示しない理由がさいたま市個人情報保護条例第17条に該当するのであれば、本件に関する書類すべての存否を明らかにすべきでない。明らかに矛盾が生じている。

条例第17条の適用理由が適切では無い。

(9) 弁明書6項(3)審査請求人の主張に対する反論について

ア 本件は請求者の本人の記載されている書類の開示を求めている。ここでいう第三者(当市に住所を有し、子を現に監護する者)の情報であるという認識自体が不適當である。

イ 法的保護の対象とあるが、請求者の本人の記載されている書類の開

示を求めている。請求者自身も法的保護の対象である。

ウ また、個別訴訟手続きとあるが、本件は子を現に監護する者を対象としているものではない。適正手続きによって、貴機関に開示請求を行っているものである。なんら問題は無い。

また、個別訴訟については請求者本人の自由であり、経済的理由や時間的理由などにより個別訴訟が行えない事情等もある。強要されるものではない。

また、ここで言う子を現に監護するものと請求者の法的紛争は、現在無い事を付言しておく。

エ 令和3年3月2日付の審査請求者が提出した審査請求書の5項の「これは、以前令和2年4月に審査請求者が実子 ー中略ー 上記内容は、実施機関は認知しているはずである」について、貴機関は一切回答がない。

もし、上記内容を踏まえて貴機関からみた「客観的状況は、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当する」のであれば、児童虐待の防止等に関する法律の第二条の解釈が適切になされていない。

また、同法第四条7を妨害する行為であると言える。

オ 個人情報不開示決定通知書(岩健支第1970号)において、開示しない理由がさいたま市個人情報保護条例第17条に該当するのであれば、実施機関が特定した個人情報の名称、教育・保育給付認定に関する事、保育施設の利用調整及び入所に関する事、利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関する事、の存否を明らかにすべきでない。明らかに矛盾が生じている。

さいたま市個人情報保護条例第14条並びに第17条の適用は適切ではない。

#### (10) 結論

以上より、さいたま市長(担当課 支援課)が令和2年12月3日付岩健支第1971号にて通知を行った個人情報不開示処分は不当なものであり、個人情報は開示すべきものである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

- (1) 令和2年11月19日付けで、審査請求人から実施機関に対し、本件対象個人情報の開示請求があった。
- (2) 令和2年12月3日付けで、「児童手当及び児童扶養手当の認定及

び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」については、条例第17条に該当、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるためとして、「教育・保育給付認定に関する事」、「保育施設の利用調整及び入所に関する事」及び「利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関する事」については、該当する文書が実施機関に提出されておらず、存在していないため個人情報不開示決定を行った。

2 本件処分に違法、不当はないこと

(1) 本件開示請求で開示を求められた情報が条例第17条に規定する個人情報の存否に関する情報に当たることについて

ア 「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」は手当の支給対象者からの申請に基づき、認定及び支給を行うもので、開示請求者以外の者に対して、手当の申請に対する実施機関の判断を行うものである。

また、「家庭児童相談に関する事」については、子育ての悩みを抱える人から、子どものしつけや性格、生活習慣、言語、学校生活、非行などに関する相談を、家庭児童相談室の相談員が受けるものである。

よって、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」の情報は、本市に住所を有する子を現に監護する者に関する情報であり、条例第14条第2号に規定する「開示請求者以外の者」に関する情報である。

イ 次に、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益を害するおそれ」とは、第三者が個人にあつては、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれをいうと解する。

本件において、本件開示請求書の記載及び本件開示請求の際に提出された運転免許証によれば、審査請求人が本市に住所を有していないことから、本市にて児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給を受けていないこと及び家庭児童相談を受けていないことが認められる。

このような事実からすると、審査請求人が開示を求める情報は、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシー、及び平穩に本市にて暮らす社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件開示請求で開示を求められた情報は、条例第14条第2号アに規定する「当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に当たる。

ウ また、本件において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するた

め、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

エ 以上より、本件開示請求で開示を求められた情報が条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たる。

オ 「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報にあたる開示請求者以外の者からの手当の申請の有無や家庭児童相談の有無を開示することとなる。

カ 以上より、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」の情報は、条例第17条に規定する、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになる情報にあたるため、本件開示請求に対して不開示決定をした本件処分に違法又は不当な点はない。

## (2) 審査請求人の主張に対する反論

### ア 審査請求人の主張

審査請求人は、「教育・保育給付認定に関すること」、「保育施設の利用調整及び入所に関すること」及び「利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること」が書類の存否を明らかにしたうえで不開示にしていることから、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」の不開示決定に際し、条例第17条は適用理由にならないと主張する。

また、「本件不開示決定における開示請求者以外の者(第三者)とは一体何を指すものか明確にすべき」、「開示請求者以外の者というのは子を現に監護するものと推察されるが、その開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当しない」、「開示内容が開示請求者本人の名前であり、開示請求者の正当な権利利益を侵害しているとともに、開示請求者の正当な権利利益を無視し、開示請求者以外の者の正当な権利利益を優先する理由を明確にすべき」、「開示請求者の知らない所で、名前を悪用されている可能性もあり、開示されるのが当然である」と主張する。

### イ 審査請求人の主張に対する反論

まず、本件処分の理由における「開示請求者以外の者」である第三者とは本市に住所を有し、子を現に監護する者である。

次に、一般的に、子を現に監護する者が行政から必要な支援を受けている客観的状況は、一定の社会的秩序の枠内にあるものとして法的保護の対象である。その客観的状況が正当性ないし相当性を備えているかについて、子を現に監護する者と他の親権者の双方で主張が対立し

ている場合、正当性あるいは相当性を争い、客観的状況の変更や解消を求めするためには、双方の話し合いによる合意ができないかぎり、個別訴訟等の適正手続きによって実現されるべきものである。

よって、条例においては、子を現に監護する者が行政から必要な支援を受けている客観的状況は、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当する。

次に、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」について、前記(1)のとおり、条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たり、前記(1)で述べた事実関係においては、本件開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるため、条例第17条に基づき当該個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができる情報に該当する。

また、開示請求者に対し開示請求者以外の者の正当な権利利益を優先する理由及び本件不開示決定をした理由は、前記(1)のとおり、条例第17条に規定する不開示情報に該当するためである。

### (3) 結論

以上より、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人が開示を求める個人情報は、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること、家庭児童相談に関すること、上記業務に関して開示請求者の名前が記載されている書類」である。
- (2) 実施機関は「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」の個人情報については、条例第17条に該当するとして、存否応答拒否とした。
- (3) これに対し、審査請求人は、条例第17条が開示請求を拒否する理由に該当していないとして、本件処分を取り消しを求めて審査請求をした。

### 2 本件処分の当否について

- (1) 条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これは、開示請求のあった個人情報について、当該個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該個人情報の存否を明らかにし

ないで、開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができることを定めたものである。

実施機関は、開示請求のあった「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」についての個人情報存否を回答するだけで、条例第14条第2号の不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにせず、不開示決定をしている。

- (2) 児童手当は、児童手当法（昭和46年法律73号）に基づき、児童を監護し、かつ生計を同じくする者からの請求により、実施機関が支給要件を満たすかどうかを判断したうえで、支給対象であると認定した場合に当該請求者に手当を支給する制度である。

手続きの流れは、請求者が「児童手当・特例給付認定請求書」に請求者の氏名、住所、所得の状況、金融機関、職業、配偶者の氏名、対象児童の情報等を記載し、関係書類を添えて実施機関に提出する。実施機関は提出を受け、認定する場合は、請求者の氏名、支給対象児童の年齢区分別人数及び手当月額等を記載した「児童手当認定通知書」により、却下する場合は請求者の氏名、請求を却下した理由等を記載した「児童手当認定請求却下通知書」により請求者に通知する。

次に、児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、父母が離婚等した児童を監護する者からの請求により、実施機関が支給要件を満たすかどうかを判断したうえで、支給対象であると認定した場合に当該請求者に手当を支給する制度である。

手続きの流れは、請求者が「児童扶養手当認定請求書」に請求者の氏名、住所、所得の状況、対象児童氏名、対象児童の父母の情報等を記載し、関係書類を添えて実施機関に提出する。実施機関は提出を受け、認定する場合は、請求者の氏名、住所、対象児童氏名及び手当月額等を記載した「児童扶養手当認定通知書」により、却下する場合は請求者の氏名、住所、請求を却下した理由等を記載した「児童扶養手当認定請求却下通知書」により請求者に通知する。

- (3) 実施機関の説明によると、審査請求人は当市において児童手当及び児童扶養手当の請求を行っていないということであるから、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」の情報が存在するのであれば、子を現に監護する者が請求を行ったものに関する情報であると推測される。

仮に、子を現に監護する者が児童手当及び児童扶養手当の請求を行っていれば、当然各請求書及び各通知書には、請求者の氏名、住所、所得の状況、金融機関、職業、対象児童の情報、手当月額、却下理由等（以下「前

述の内容」という。)の子を現に監護する者の情報が記載されることとなる。前述の内容の情報は、開示請求者以外の者に関する情報であり、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

そして、これらの情報は、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しないものである。

よって、開示請求者の名前が記載された「児童手当・特例給付認定請求書」、「児童手当認定通知書」または「児童手当認定請求却下通知書」、「児童扶養認定請求書」及び「児童扶養手当認定通知書」または「児童扶養手当認定請求却下通知書」（以下「手当請求書等」という。）は、条例第14条第2号アの不開示情報に該当すると認められる。当該手当請求書等の存否を明らかにして不開示又は不存在の決定をした場合、子を現に監護する者が、児童手当及び児童扶養手当の請求を行ったか否かの情報を結果的に開示することになる。

したがって、開示請求者の名前が記載された「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」の情報について、存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

- (4) 家庭児童相談は、子どもの性格、生活習慣、知能、言語、学校生活、非行、家族関係等に関することについて、相談を希望する者に対して家庭児童相談室の相談員が窓口又は電話で相談を受けるものである。家庭児童相談室は、「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」に相談者の氏名、住所、家族状況（同居人不在者含む）及び相談事由等を記載し、相談の記録を残している。

実施機関の説明によると、審査請求人は、当市において家庭児童相談を行っていないということであるから、「家庭児童相談に関すること」の情報が存在するのであれば、子を現に監護する者が家庭児童相談を行ったものに関する情報であると推測される。

仮に、子を現に監護する者が家庭児童相談をしていれば、「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」に子を現に監護する者の情報が記載されることになる。これらの情報は、開示請求者以外の者に関する情報であって、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

そして、これらの情報は、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しないものである。

よって、開示請求者の名前が記載された「家庭児童相談に関すること」

の情報は、条例第14条第2号アの不開示情報に該当すると認められる。

これらの不開示情報の存否を明らかにして不開示又は不存在の決定をした場合、子を現に監護する者が、子について何らかの家庭児童相談を行ったか否かの情報を結果的に開示することになる。

したがって、開示請求者の名前が記載された「家庭児童相談に関すること」の情報について、存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

- (5) よって、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」の開示請求に対し、実施機関が条例第17条によって存否応答拒否を理由に不開示とした本件処分は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和3年 9月28日	諮問の受理（諮問第559号）
②	令和3年 11月18日	審議
③	令和3年 12月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和4年 1月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和4年 3月17日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)



◆ 情報公開・個人情報保護審議会



## I 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

### 1 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会とは

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置された、市長の附属機関です。

学識経験者及び市民代表者により構成され、情報公開、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、よりよい制度へと発展させるため、実施機関の諮問に対して答申を行います。また、当該制度に係る重要事項について市長に建議を行います。

表4-1 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会委員

任期2年（令和元年10月22日から令和3年10月21日まで）

役職	氏名	備考
会長	馬橋隆紀	弁護士
職務代理者	内田裕子	大学准教授
委員	岩崎万智子	消費生活相談員
委員	桑原菜津子	報道関係者
委員	藤巻真理子	行政経験者
委員	今川夏如	団体役員
委員	齋藤幸枝	団体役員
委員	田中孝之	団体役員
委員	谷崎美智子	市民公募
委員	野辺明子	市民公募

任期2年（令和3年10月22日から令和5年10月21日まで）

役職	氏名	備考
会長	馬橋隆紀	弁護士
職務代理者	内田裕子	大学准教授
委員	岩崎万智子	消費生活相談員
委員	小川雄三	行政経験者
委員	金子祐樹	報道関係者
委員	池田拓矢	団体役員
委員	田村治朗	団体役員
委員	富澤洋	団体役員
委員	谷崎美智子	市民公募
委員	星野宏充	市民公募

## 2 開催状況

令和3年度の審議会の開催回数は5回でした。

表4-2 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会開催状況

No.	開催年月日	主な内容
1	令和3年5月26日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)</p> <p>(2) 要配慮個人情報の収集について (事務の名称 さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
2	令和3年7月28日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
3	令和3年9月29日(水)	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 生活排水処理(下水道及び浄化槽)適正管理事務)</p> <p>(2) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス)</p> <p>(3) 電子計算機の結合について (事務の名称 マイナポータル サービス検索・オンライン申請機能(ぴったりサービス))</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>

<p>4</p>	<p>令和3年11月16日(火)</p>	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 会長の選出について</p> <p>(2) 職務代理者の指名について</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 予防接種事業に関する事務)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p>
<p>5</p>	<p>令和4年3月 <b>【書面開催】</b></p>	<p><b>【議案】</b></p> <p>(1) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉縣市町村電子申請サービス)</p> <p>(2) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 予防接種事業に関する事務)</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>(1) 個人情報の保護に関する法律の改正による令和4年度さいたま市個人情報保護条例の改正について</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の報告について</p>

**Ⅱ 情報公開・個人情報保護審議会 答申**

さ情審議第11号  
令和3年5月28日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和3年4月30日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス
- 2 結 合 先 埼玉県市町村電子申請サービス
- 3 個人情報の内容等 別紙「電子申請追加手続一覧」のとおり

電子申請追加手続一覧

No	手続名(様式名)	根拠法令	受付担当課	所管課(親課)	受付開始時期	手続きの概要	対象者	収集する個人情報の内容	資料頁
1	さいたま市SDGs企業認証申請書					認証を受けようとする企業から申請を受け付ける。			
2	さいたま市SDGs認証企業レポート	さいたま市SDGs企業認証制度要綱	経済政策課	経済政策課	令和3年6月	認証を受けた企業から、前年度に行ったSDGsの取組等について報告を受け付ける。 認証の有効期間が満了する場合において、継続して認証を受けようとする企業から申請を受け付ける。	申請企業の担当者	法人担当者の氏名、部署・役職、電話番号、メールアドレス	4
3	さいたま市SDGs企業認証更新申請書					SDGs関連事業等のPR支援を受けようとする認証企業から、申請を受け付ける。			
4	さいたま市SDGs認証企業PR実施申請書					子育てヘルパー派遣事業の利用希望者から申し込みを受け付ける。	利用希望者	利用希望者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス 本人や家族の現状	5
5	子育てヘルパー利用申し込み	さいたま市子育てヘルパー派遣事業実施要綱	子育て支援政策課	子育て支援政策課	令和3年6月	接軸機会の低減および窓口の混雑緩和等市民サービス向上につなげるため、あらかじめ来庁日時や用件の予約を受け付ける。	子育ての市民及び事業者の担当者等	氏名、性別、電話番号、メールアドレス、生年月日、住所等	6
6	来庁予約	なし	全部署	デジタル改革推進部	令和3年6月				

さ 情 審 議 第 1 1 号  
令和 3 年 5 月 2 8 日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 橋 隆 紀

要配慮個人情報の収集に関する意見について（答申）

令和3年5月17日付けで、さいたま市個人情報保護条例第5条第2項第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における要配慮個人情報の収集について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適切であると考えます。

なお、要配慮個人情報の取扱いは特段の注意をもって慎重に行うことを求めます。

記

事務の名称 さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金交付  
事務

さ 情 審 議 第 2 0 号  
令和3年8月2日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 橋 隆 紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和3年6月30日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事 務 の 名 称 埼玉県市町村電子申請サービス
- 2 結 合 先 埼玉県市町村電子申請サービス
- 3 個人情報の内容等 別紙「電子申請追加手続一覧」のとおり

電子申請追加手続一覧

No	手続名(様式名)	根拠法令	受付担当課	所管課(親課)	受付開始時期	手続きの概要	対象者	収集する個人情報内容	資料頁
1	見沼区プロモーション動画借用用	なし	見沼区コミュニティ課	見沼区コミュニティ課	令和3年9月	見沼区プロモーション動画の貸出を希望する場 合に届け出るものです。	借用希望者	届出者氏名・住所・電話番号・メールアド レス	4
2	さいたま市スクールアシス タント(会計年度任用職 員)採用選考申込書	さいたま市スクールアシ スタント設置要綱	教職員人事課	教職員人事課	令和3年9月	スクールアシスタントとしての採用選考を希望す る者が申し込むものです。	スクールアシスタン ト採用選考希望者	申請者氏名・性別・住所・生年月日・電 話番号・メールアドレス・職歴・所有教 員免許状・市立学校に通勤・通学中の親 族	5

さ 情 審 議 第 3 2 号  
令和 3 年 1 0 月 1 日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 橋 隆 紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和3年8月4日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務
- 2 結 合 先 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が運営する浄化槽台帳システム（Z-Join）

さ情審議第32号  
令和3年10月1日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和3年8月31日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス
- 2 結 合 先 埼玉県市町村電子申請サービス
- 3 個人情報の内容等 別紙「電子申請追加手続一覧」のとおり



No	手続名(様式名)	根拠法令	受付担当課	所管課(報酬)	受付開始時期	手続きの概要	対象者	収集する個人情報内容	資料頁
13	完成検査記録届					火薬類取締法第45条の3の10第1項の規定により、認定完成検査実施者が完成検査を行った場合に届出するものです。		(法人の場合) 検査結果を確認した責任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・電話番号・許可番号・検査結果を確認した責任者氏名	
14	保安検査記録届					火薬類取締法第45条の3の10第2項の規定により、認定保安検査実施者が保安検査を行った場合に届出するものです。		(法人の場合) 検査結果を確認した責任者氏名 (個人の場合) 届出者氏名・所在地・電話番号・検査結果を確認した責任者氏名	
15	火薬類輸入届					火薬類取締法第24条第3項の規定により、火薬類を輸入したことを届出する場合作るものです。		(法人の場合) 代表者氏名・住所・年齢 (個人の場合) 届出者(代表者)氏名・所在地(住所)・許可番号・電話番号	
16	火薬庫用途廃止届					さいたま市火薬類取締法施行細則第6条の規定により、火薬庫の用途を廃止した場合に届出するものです。		(個人の場合) 届出者氏名・所在地・許可番号	
17	火薬類譲渡(譲受)許可証失効届					さいたま市火薬類取締法施行細則第7条の規定により、譲渡許可証又は火薬庫の使用を紛失又は盗難のため、許可証を失効としたい場合に届出するものです。		(個人の場合) 届出者氏名・所在地・許可番号	
18	火薬類製造施設(火薬庫)使用休止(再開)届					火薬類取締法施行規則第44条の2第2項の規定により、特定施設又は火薬庫の使用を休止又は使用を再開した場合に届出するものです。		(個人の場合) 届出者氏名・所在地(住所)・電話番号	
19	火薬類輸入許可申請書記載事項変更届	火薬類取締法	査察指導課	査察指導課	令和3年11月	火薬類取締法施行規則第81条の14の規定により、申請書の記載事項を変更した場合に届出するものです。	届出者等	(個人の場合) 届出者氏名・所在地(住所)・電話番号	
20	火薬類所有権取得届					火薬類取締法施行規則第81条の14の規定により、相続若しくは遺贈又は法人の合併若しくは分割により火薬庫の所有権を取得した場合に届出するものです。		(個人の場合) 届出者氏名・所在地(住所)・電話番号 (法人の場合) 代表者氏名・住所・前所(占) 有者の住所氏名 (個人の場合) 届出者(代表者)氏名・所在地(住所)・電話番号・前所(占) 有者の住所氏名	
21	火薬庫共有許可申請書					火薬類取締法第13条ただし書きの規定により、土地の事情等のためやむを得ない場合において火薬庫の共有許可を受けようとする場合に申請するものです。		(法人の場合) 代表者氏名・住所・火薬庫所(占) 有者の所在地(住所)・氏名・許可番号 (個人の場合) 申請者(代表者)氏名・所在地(住所)・火薬庫所(占) 有者の所在地(住所)・氏名・許可番号	
22	火薬庫共有許可申請書記載事項変更報告書					火薬類取締法第13条ただし書きの規定により、火薬庫の共有許可を受けた者に対し、当該許可に係る申請書の記載事項を変更する場合に報告するものです。		(個人の場合) 報告者氏名・所在地・許可番号	
23	火薬庫共有許可廃止届					火薬類取締法第13条ただし書きの規定により、火薬庫の共有許可を受けた者が、火薬庫の共有をとりやめた場合に届出するものです。		(個人の場合) 届出者氏名・所在地・許可番号	
24	改善計画報告書					さいたま市火薬類取締法要綱第27条の2の規定により、立入検査の改善計画報告をする場合に届出するものです。		(法人の場合) 担当者氏名・電話番号 (個人の場合) 報告者氏名・所在地・担当者氏名・電話番号	
25	改善計画報告書	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律				さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律事務処理要綱第12条の規定により、立入検査の改善計画報告をする場合に届出するものです。		(法人の場合) 担当者氏名・電話番号 (個人の場合) 報告者氏名・所在地・担当者氏名・電話番号	
26	申請取下届書					さいたま市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律事務処理要綱第23条の規定により、申請に基づき処分が成る前に申請を取り下げる場合に届出するものです。		(個人の場合) 届出者氏名・所在地・許可番号	
27	救急搬送証明願	さいたま市救急業務等に関する規程	各消防署所	救急課	令和3年度中	救急搬送証明を発行するに際し、申請するものです。	証明願希望者	申請者の住所・氏名・連絡先電話番号・搬送証明担当者との関係、事故発生日時、事故発生場所、傷病者住所・氏名、年齢	

No	手続名(様式名)	根拠法令	受付担当課	所管課(親課)	受付開始時期	手続きの概要	対象者	収集する個人情報の内容	資料頁
28	さいたま市立小・中・特別支援学校臨時任用等教職員の登録	さいたま市立学校臨時任用等教職員取扱要綱	教職員人事課	教職員人事課	意見照会後、速やかに	さいたま市立学校臨時任用等教職員としての採用選考を希望する者が申し込むものです。	さいたま市立学校臨時任用等教職員希望者	希望職種、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、所有免許状、賞罰、学歴、職歴	資料頁

さ情審議第32号  
令和3年10月1日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和3年8月31日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当であると考えます。

記

- 1 事務の名称 マイナポータル サービス検索・オンライン申請機能（ぴったりサービス）
- 2 結 合 先 マイナポータル サービス検索・オンライン申請機能（ぴったりサービス）

さ情審議第41号  
令和3年11月18日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 馬橋 隆紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和3年11月2日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 予防接種事業に関する事務）の改訂について

さ 情 審 議 第 1 号  
令和 4 年 4 月 1 1 日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 橋 隆 紀

電子計算機結合に関する意見について（答申）

令和3年12月23日付け及び令和4年2月24日付けで、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定に基づき意見を求められた、下記の事務における電子計算機の結合について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、公益上特に必要と認められるので、適当である旨答申します。

記

- 1 事 務 の 名 称 埼玉県市町村電子申請サービス
- 2 結 合 先 埼玉県市町村電子申請サービス
- 3 個人情報の内容等 別紙「電子申請追加手続一覧」のとおり

電子申請追加手続一覧

No	手続名(様式名)	根拠法令	受付担当課	所管課(親課)	受付開始時期	手続きの概要	対象者	収集する個人情報内容	資料頁
1	さいたま市教師塾「夢」講座入塾申込み	さいたま市教員養成あすなろプロジェクト 令和●年度「さいたま市教師塾「夢」講座」実施要項	教育研究所	教育研究所	令和4年5月	翌々年度採用されたさいたま市立学校教員採用選考試験を受験する大学生等のうち、「さいたま市教師塾「夢」講座」の受講希望者が申込みをするものです。	大学、短期大学又は大学院に在学中で、「翌々年度採用されたさいたま市立学校教員採用選考試験」を一般選考で受験する者(養護教諭、栄養教諭を除く)	申込者氏名・性別・住所・生年月日・電話番号・メールアドレス・教員免許状・顔写真	4
2	新卒者アプローチャ研修参加申込み	なし	なし	なし	令和4年10月	翌年度採用されたさいたま市立学校教員採用選考試験の合格者及び翌年度に初めて教職に就く臨時任用教職員のうち、参加希望者が申込みをするものです。	採用選考試験合格者・臨時任用教職員登録者	申込者氏名・電話番号・メールアドレス	5
3	定期報告対象建築物等の変更	さいたま市建築物等定期報告事務処理要領	建築行政課	建築行政課	令和4年中	所有者、管理者、建築物等の名称又はその他定期報告に係る事項を変更した場合に提出する届出です。建築物を除却、又は6月以上休業した場合に提出する届出です。昇降機又は遊戯施設を撤去、又は6月以上休止した場合に提出する届出です。定期報告書の是正項目等について、改善完了したことを報告する書類です。	建築物等の所有者又は管理者	所有者又は管理者の氏名、住所、対象建築物等の概要等、メールアドレス	6
4	ひとり親家庭支援事業登録申請書	さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱	子育て支援政策課	子育て支援政策課	令和4年中	ひとり親家庭支援事業の助成を受けるにあたり、事業への登録を行うものです。	さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱第2条に該当する者	申請者氏名・世帯構成員・住所・世帯構成員の生年月日・職業・電話番号・メールアドレス・振込口座・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費受給資格、その他所得水準がわかる書類	7
5	ひとり親家庭支援事業登録抹消届	さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱	子育て支援政策課	子育て支援政策課	令和4年中	ひとり親家庭支援事業の助成を受けている方が、登録の抹消を届け出るものです。	さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱第6条により決定の通知を受けた者	申請者氏名・住所・メールアドレス	8
6	ひとり親家庭支援事業変更届	さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱	子育て支援政策課	子育て支援政策課	令和4年中	ひとり親家庭支援事業の助成を受けている方が、登録の変更を届け出るものです。	さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱第6条により決定の通知を受けた者	申請者氏名・住所・メールアドレス・その他、登録の変更内容	9
7	ひとり親家庭支援事業助成金交付申請書	さいたま市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭支援事業実施要綱	子育て支援政策課	子育て支援政策課	令和4年中	ひとり親家庭支援事業助成金を申請するものです。	ひとり親家庭支援事業助成金を申請する者	申請者氏名・住所・メールアドレス・添付資料としてファミリー・サポート・センター事業、子育て緊急サポート事業の実績	10
8	各種手続書類送付の申込	なし	営業課	営業課	令和4年中	電子申請を利用して各種手続書類の郵送の申込を受け付けるものです。	給水契約者	申請者氏名、水道利用者氏名、水道番号(使用者番号)、住所、電話番号、メールアドレス	11
9	資料館内利用許可申請	さいたま市博物館条例	博物館	博物館	令和4年中	学術上の研究のため博物館資料を館内で利用するための申請をします。	資料利用者	(個人の場合) 申請者氏名、住所、電話番号、利用目的、所属団体が所属する場合は所属団体名、所属団体住所、メールアドレス (企業・団体等の場合) 申請者名称、代表者氏名、所在地、電話番号、利用目的、担当者氏名、メールアドレス	12
10	資料館外利用許可申請	さいたま市博物館条例	博物館	博物館	令和4年中	学術上の研究のため博物館資料を館外で利用するための申請をします。	資料寄贈者	(個人の場合) 申請者氏名、住所、電話番号、所属団体が所属する場合は所属団体名、所属団体住所、メールアドレス (企業・団体等の場合) 申請者名称、代表者氏名、所在地、電話番号、利用目的、担当者氏名、メールアドレス	13
11	資料寄贈申請	さいたま市博物館条例	博物館	博物館	令和4年中	博物館における展示又は研究に資する目的で史料を寄贈するための申請をします。	資料寄託者	(個人の場合) 申請者氏名、住所、電話番号、所属団体が所属する場合は所属団体名、所属団体住所、メールアドレス (企業・団体等の場合) 申請者名称、代表者氏名、所在地、電話番号、利用目的、担当者氏名、メールアドレス	14
12	展示室等利用許可申請	さいたま市博物館条例	博物館	博物館	令和4年中	展示室等の利用の許可を受けるための申請をします。	展示室等利用者	(個人の場合) 申請者氏名、住所、電話番号、所属団体が所属する場合は所属団体名、所属団体住所、メールアドレス (企業・団体等の場合) 申請者名称、代表者氏名、所在地、電話番号、利用目的、担当者氏名、メールアドレス	15
13	展示室等利用変更許可申請	さいたま市博物館条例	博物館	博物館	令和4年中	展示室等の利用の許可に依る事項の変更の許可を受け付けるための申請をします。	展示室等利用者	(個人の場合) 申請者氏名、住所、電話番号、所属団体が所属する場合は所属団体名、所属団体住所、メールアドレス (企業・団体等の場合) 申請者名称、代表者氏名、所在地、電話番号、利用目的、担当者氏名、メールアドレス	16
14	展示室等利用変更許可申請	さいたま市博物館条例	博物館	博物館	令和4年中	展示室等の利用の許可に依る事項の変更の許可を受け付けるための申請をします。	展示室等利用者	(個人の場合) 申請者氏名、住所、電話番号、所属団体が所属する場合は所属団体名、所属団体住所、メールアドレス (企業・団体等の場合) 申請者名称、代表者氏名、所在地、電話番号、利用目的、担当者氏名、メールアドレス	17

さ 情 審 議 第 1 号  
令和 4 年 4 月 1 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬 橋 隆 紀

個人情報保護制度の事務の改善について（答申）

令和4年3月2日付けで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項並びにさいたま市個人情報保護条例第40条第2項の規定に基づき意見を求められた、下記の件について、本審議会は、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号の規定に基づきその理由等を審議した結果、適当である旨答申します。

記

特定個人情報保護評価書（事務の名称 予防接種事業に関する事務）の改訂について

◆ 会議公開制度 ◆



## I 会議公開制度の概要

### 1 会議公開制度の目的

会議公開制度は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成 22 年 9 月 1 日施行（※）」に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、市の重要な政策の意思形成過程の情報を公表し、市政運営の透明化を推進することを目的とします。

※同日、「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針（平成 13 年 7 月 1 日）」を廃止

### 2 対象とする会議

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等を対象とする。

ただし、次に掲げる場合に限り公開しないこともできる。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

## II 会議公開制度の運用状況

### 1 会議公開制度運用状況

令和 3 年度における会議公開制度の運用状況は、表 5-1 のとおりです。

表 5-1 令和 3 年度 会議公開制度運用状況

開催件数	公開・非公開の区分			合計
	公開	一部公開	非公開	
	128	16	265	409
傍聴者数	299	45	—	344

## 2 附属機関、協議会等の会議別開催状況

令和3年度における附属機関、協議会等の会議別開催状況は表5-2のとおりです。

表5-2 令和3年度 附属機関、協議会等の会議別開催状況

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
市長公室	—	秘書課	文化賞選考会議			2	2	0
都市戦略本部	都市経営戦略部	—	外部評価委員会	2		1	3	0
都市戦略本部	行財政改革推進部	—	行財政シシカ推進会議	2			2	0
都市戦略本部	デジタル改革推進部	—	行政デジタル化計画評議会	2			2	0
総務局	総務部	アーカイブズセンター	市史編さん審議会	1		1	2	0
総務局	総務部	法務・コンプライアンス課	行政不服審査会			9	9	0
総務局	総務部	法務・コンプライアンス課	生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会	5		2	7	3
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審査会			12	12	0
総務局	総務部	行政透明推進課	情報公開・個人情報保護審議会	4		1	5	0
総務局	人事部	職員課	特別職報酬等審議会	2			2	0
総務局	危機管理部	防災課	防災会議			1	1	0
財政局	財政部	資産経営課	財産評価委員会			3	3	0
財政局	財政部	資産経営課	与野本町小学校複合施設運営支援協議会	1			1	0
財政局	契約管理部	契約課	入札監視・苦情検討委員会	2			2	0
市民局	市民生活部	人権政策・男女共同参画課	男女共同参画推進協議会	1		1	2	0
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動推進委員会	3		4	7	0
市民局	市民生活部	市民協働推進課	市民活動サポートセンター運営協議会	4			4	3
市民局	市民生活部	消費生活総合センター	消費生活審議会	1			1	0
スポーツ文化局	文化部	文化振興課	文化芸術に関する意見交換会	1			1	12
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館	岩槻人形博物館運営委員会	1		1	2	0
スポーツ文化局	文化部	岩槻人形博物館	人形資料等選考評価委員会	1	1		2	0
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	大宮盆栽美術館運営委員会	1			1	0
スポーツ文化局	文化部	大宮盆栽美術館	盆栽資料等選考評価委員会			1	1	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	歯科口腔保健審議会			2	2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	がん対策推進協議会	1		1	2	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	地域保健医療協議会	3			3	0
保健福祉局	保健部	健康増進課	健康づくり・食育推進協議会	1		1	2	0
保健福祉局	保健部	地域医療課	予防接種健康被害調査委員会			1	1	0
保健福祉局	保健部	生活衛生課	動物愛護推進協議会			1	1	0
保健福祉局	保健部	食品・医薬品安全課	食の安全委員会	2		2	4	0
保健福祉局	保健部	高等看護学院	市立高等看護学院運営委員会	1			1	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会・第1合議体			12	12	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会・第2合議体			12	12	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神医療審査会全体会議			1	1	0
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会・第1合議体			10	10	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
保健福祉局	保健部	こころの健康センター	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会・第2合議体			10	10	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会			1	1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会地域福祉専門分科会	1		2	3	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	民生委員推薦会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくり推進協議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉のまちづくりモデル地区推進部会			1	1	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	福祉有償運送運営協議会	3		1	4	0
保健福祉局	福祉部	福祉総務課	再犯防止推進計画協議会	1			1	0
保健福祉局	福祉部	生活福祉課	生活困窮者学習支援業務委託選定委員会			2	2	0
保健福祉局	福祉部	障害政策課	障害者政策委員会	3			3	7
保健福祉局	福祉部	障害政策課	発達障害者支援地域協議会	2			2	0
保健福祉局	福祉部	障害政策課	障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会(障害者差別解消支援地域協議会)			2	2	5
保健福祉局	福祉部	障害支援課	地域自立支援協議会			3	3	29
保健福祉局	福祉部	障害支援課	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会育成医療更生医療指定自立支援医療機関審査部会及び指定医師審査部会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	国民健康保険課	国民健康保険運営協議会	2		2	4	0
保健福祉局	福祉部	障害者総合支援センター	発達障害者支援連絡協議会			4	4	0
保健福祉局	福祉部	障害者更生相談センター	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会障害程度審査部会			12	12	0
保健福祉局	長寿応援部	高齢福祉課	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	2			2	0
保健福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	地域包括支援センター運営協議会	1		1	2	3
保健福祉局	長寿応援部	いきいき長寿推進課	認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会	1			1	0
保健福祉局	長寿応援部	介護保険課	地域密着型サービス運営委員会	1		2	3	0
保健福祉局	市立病院経営部	病院財務課	市立病院経営評価委員会			3	3	0
保健福祉局	保健所	保健総務課	医療安全推進協議会	1			1	0
保健福祉局	保健所	疾病予防対策課	指定難病審査会			12	12	0
保健福祉局	保健所	疾病予防対策課	小児慢性特定疾病審査会			8	8	0
保健福祉局	健康科学研究センター	保健科学課	健康科学研究センター倫理委員会			1	1	0
子ども未来局	子ども育成部	子育て支援政策課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会			2	2	0
子ども未来局	子ども育成部	青少年育成課	いじめのないまちづくりネットワーク	2			2	0
子ども未来局	幼児未来部	幼児政策課	幼児教育推進協議会	1		1	2	0
子ども未来局	幼児未来部	のびのび安心子育て課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会認定こども園設置認可等審査部会			1	1	0
子ども未来局	子ども家庭総合センター	総務課	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童養護審査部会			6	6	0
環境局	環境共生部	環境創造政策課	環境審議会	1			1	0
環境局	環境共生部	環境創造政策課	空き家等対策協議会	1		1	2	0
環境局	環境共生部	環境対策課	環境影響評価技術審議会	1			1	0
環境局	資源循環推進部	資源循環政策課	廃棄物減量等推進審議会	1		2	3	0
経済局	商工観光部	経済政策課	経済局指定管理者審査選定委員会			2	2	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数
経済局	商工観光部	経済政策課	S D G s 企業認証審査会			3	3	0
経済局	商工観光部	産業展開推進課	研究開発型企業認証審査委員会			2	2	0
経済局	商工観光部	商業振興課	商業等振興審議会			1	1	0
経済局	商工観光部	商業振興課	大規模小売店舗立地審議会	1		3	4	0
経済局	商工観光部	商業振興課	伝統産業委員会			1	1	0
経済局	商工観光部	観光国際課	外国人市民委員会			3	3	0
経済局	農業政策部	農業政策課	都市農業審議会			2	2	0
都市局	都市計画部	都市総務課	都市局指定管理者審査選定委員会			1	1	0
都市局	都市計画部	都市計画課	都市計画審議会	3			3	5
都市局	都市計画部	都市計画課	開発審査会		1	1	2	0
都市局	都市計画部	都市計画課	次世代道路網あり方委員会	1			1	1
都市局	都市計画部	都市計画課	景観審議会	1			1	0
都市局	都市計画部	交通政策課	地域公共交通協議会	2		1	3	5
都市局	都市計画部	交通政策課	地域公共交通協議会 バス専門部会	3			3	0
都市局	都市計画部	交通政策課	都市交通戦略推進委員会	1			1	1
都市局	都市計画部	自転車まちづくり推進課	さいたまはーと推進協議会			2	2	0
都市局	都市計画部	自転車まちづくり推進課	自転車等駐車対策協議会	2			2	1
都市局	都市計画部	都市公園課	公募対象公園施設設置等予定者選定委員会			2	2	0
都市局	都市計画部	みどり推進課	花とみどりのまちづくり審議会	1		1	2	0
都市局	まちづくり推進部	日進・指扇周辺まちづくり事務所	指扇土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	浦和東部まちづくり事務所	浦和東部第一特定土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	東浦和まちづくり事務所	東浦和第二土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	与野まちづくり事務所	さいたま都市計画南与野駅西口土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	江川土地区画整理審議会			1	1	0
都市局	まちづくり推進部	岩槻まちづくり事務所	さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理審議会	1			1	0
都市局	都心整備部	都心整備課	(仮称) 浦和駅周辺まちづくりビジョン有識者懇話会	2			2	155
都市局	都心整備部	氷川参道対策室	氷川参道歩行者専用化検討協議会	1		1	2	0
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーション推進戦略会議	2			2	55
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	大宮グランドセントラルステーションまちづくり調整会議	2			2	45
都市局	都心整備部	東日本交流拠点整備課	市営桜木駐車場用地活用事業者選定委員会			2	2	11
建設局	—	技術管理課	公共事業評価審議会	2			2	1
建設局	建築部	建築総務課	建築審査会		5	1	6	0
建設局	建築部	建築総務課	ホテル等建築審議会			1	1	0
西区	健康福祉部	福祉課	西区民生委員推薦準備会			3	3	0
北区	健康福祉部	福祉課	北区民生委員推薦準備会			2	2	0
大宮区	健康福祉部	福祉課	大宮区民生委員推薦準備会			1	1	0
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	西・北・大宮・見沼・岩槻福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			5	5	0

会議公開制度

局	部	課	会 議 名	公開	一部公開	非公開	合計	傍聴人数		
大宮区	健康福祉部	高齢介護課	介護認定審査会							
中央区							12	12	0	
浦和区										
岩槻区										
中央区	健康福祉部	福祉課	中央区民生委員推薦準備会			2	2	0		
桜区	健康福祉部	福祉課	桜区民生委員推薦準備会			2	2	0		
浦和区	健康福祉部	高齢介護課	中央・桜・浦和・南・緑福祉事務所老人ホーム入所判定委員会			4	4	0		
南区	健康福祉部	福祉課	南区民生委員推薦準備会			3	3	0		
緑区	健康福祉部	福祉課	緑区民生委員推薦準備会			1	1	0		
教育委員会事務局	管理部	教育政策室	教育行政点検評価委員会	3			3	0		
教育委員会事務局	学校教育部	教職員人事課	教職員健康審査会			12	12	0		
教育委員会事務局	学校教育部	特別支援教育室	就学支援委員会	1		3	4	0		
教育委員会事務局	学校教育部	指導2課	「人間関係プログラム」推進委員会	2			2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	指導2課	いじめのない学校づくり推進委員会	1	1	1	3	0		
教育委員会事務局	学校教育部	総合教育相談室	心のサポート推進事業に係る推進委員会		1		1	0		
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課	学校結核対策委員会			2	2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課	学校災害救済給付金審査委員会			2	2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課（学校給食センター）	学校給食センター運営委員会			1	1	0		
教育委員会事務局	学校教育部	教育研究所	市立教育研究所運営委員会	1		1	2	0		
教育委員会事務局	学校教育部	館岩少年自然の家	市立館岩少年自然の家運営委員会	1		1	2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	生涯学習振興課	社会教育委員会議	4			4	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	文化財保護課	文化財保存活用地域計画策定協議会	3			3	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	文化財保護課	文化財保護審議会	1		1	2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	青少年宇宙科学館	青少年宇宙科学館運営委員会	1		1	2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	博物館	博物館協議会	1		1	2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	うらわ美術館	うらわ美術館協議会	1		1	2	0		
教育委員会事務局	生涯学習部	うらわ美術館	美術品等選考評価委員会			1	1	0		
教育委員会事務局	生涯学習総合センター	—	公民館運営審議会	5			5	0		
教育委員会事務局	生涯学習総合センター	—	市民大学運営委員会	3			3	0		
教育委員会事務局	中央図書館	管理課	図書館協議会	3			3	2		
教育委員会事務局	中央図書館	北図書館	視聴覚ライブラリー運営委員会	4			4	0		
合 計				128	16	265	409	344		



情報公開・個人情報保護制度運用状況 令和3年度版

発行年月 令和4年9月

編集 さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

〒330-9588

埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4

電話 048-829-1118

FAX 048-829-1983

情報公開・個人情報保護制度運用状況 令和3年度版

さいたま市 総務局 総務部 行政透明推進課

この冊子は 50 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 1,512 円（概算）です。

